

# 学校改革 現代日本の

子ども・父母参加と部活  
5日制・教育課程の改善

北川 邦一

清風堂書店

## 現代日本の学校改革

子ども・父母参加と部活  
5日制・教育課程の改善

北川 邦一

ISBN4-88313-194-7  
9784883131945

00037 ¥2300E  
1920037023003

定価（本体 2,300円+税）



清風堂書店

# 現代日本の学校改革

子ども・父母参加と部活  
5日制・教育課程の改善

## はじめに

今日につながる「教育改革」は、一九八四年に設置された臨時教育審議会によって始動された。本書第一章では、臨教審による「教育改革」の特徴的な問題点を明らかにし、学校の管理運営・教育行政への子ども・父母参加、教職員参加の論理と展望を示すとともに、わが国に新たな質の教育改革主体が形成されつつあることを示した。

一九九六、九七年の中央教育審議会の二次にわたる答申「二一世紀を展望したわが国の教育のあり方について」は、わが国教育の「画一性」や平等主義を非難し、各個人の個性や選択の重視を強調して、臨教審以来の「教育改革」の基調を引き継いでいる。のみならず、この答申は、①「それぞれの個性や能力に応じた内容、方法、仕組み」を真正面に掲げ、②「学校制度の複線化構造を進める」と明言し、③従前は主として高等学校に関していた「特色ある学校づくり」を、小、中学校の教育の課程の基準の改善のねらいとしても掲げるようになった点において、從来の「改革」路線を一段と全面化し深化させている。

第2章は、憲法・教育基本法及び子どもの権利条約の理念に基づく教育を発展させる観点から、このような中教審「教育改革」を全体的に捉え、その批判・克服の道筋を展望した。

中教審主導の「教育改革」は、既に深刻な破綻の様相を顕著に示している。いくつもの新設大学で開設早々に募集定員割れが生じている、文系大学生が小中学校程度の算数・数

学の計算を満足にできない、建築学科学生が高校物理を習得していない、過半数の高校生がいじめを見ても制止しない、小学校の低学年から授業が成り立たない、……等々。このような破綻をいつそう激化させるであろう二〇〇二年、三年の小、中、高等学校学習指導要領の全面実施を前にして、私たちは、眞の教育改革をさらに立ち入つてどのように展望すべきであろうか。

奥平康照氏は、「共通教育内容そのもの（を）廃止」して、そのあとに「対話と協同・共同を基本とする新しい教育・学習の形と場」を形成すれば、自由な主体を育てることができるように説いている。なるほど、一人ひとりの子どもの自発性に基づく個性的学習を大切にし、集団の中での交流と協同によってそのような学習の自律的発展を図る「フレネ教育」は魅力的である。しかし、だからと言って、人として働く者として民主的な主権者としての共通教養・共通学力の育成を蔑ろにしていいはずがない。第三章では、この第一感に基づいて奥平氏の所説の誤りを論理的に明らかにした。

それでは、私たちは教育内容における共通内容（普遍）や選択内容（特殊及び個別）をどのように考えて今日の教育改革に臨むべきであるか。第四章では、この点を競争主義教育、管理主義教育の克服と結びつけて論じた。

新学習指導要領は、否応なく個々の学校の子ども・父母、教職員にそれへの対応を迫っている。これに対しては、子ども・父母、教職員、その他の人々の、互いの立場を尊重し合った学校づくりによつて対応するしかない。第五章はこの点を論じた。

いわゆる「校則」による、明示的な法律の根拠に基づかないままの生徒の自由と人権、子どもの権利の制限。新たな状況に応ずる教育課程と教育条件の準備も整えないまま過半の父母の不安を振りきつて専断的に部分導入した学校週五日制。教育課程上の位置づけなしに教職員の過重負担が持続され続けている学校部活動。第六章から第十章は、このようなわが国の学校教育の現状把握と問題点の解明に当てている。

今年三月の完全失業率四・九%<sup>1)</sup>三四九万人、学校現場への日の丸・君が代の全体主義を思わせる強引な押しつけなど、バブル崩壊以降の経済の低迷、政治の混乱の持続は、第二次大戦後五〇余年の日本国民の歴史は何であったのかと考えさせる。

先行する者は、次世代の人たちに伝えるべきを伝えなければならない。

大手前大学の新設学部・社会文化学部に多くの学生諸君を迎えて、混乱の中にも私たちの青年期とはまた違った新生の息吹を感じた。若者の期待に応えたいという思いが、私たちはこの本の編集に向かわせた。

子どもたち青年たちの発達と世界の中の日本の新しい民主主義の発展を願つてこの書を世に送る。

## もくじ

## はじめに

3

## 第一章 現代日本の学校改革

第一節 臨教審・中教審の「教育改革」と民主主義 12

第二節 「教育改革」の問題点——事例検討から—— 14

第三節 学校管理への生徒参加・親参加、学校の自治 18

第四節 教育行政への親・生徒参加、教職員参加 23

第五節 教育改革の新たな主体 27

## 第二章 中央教育審議会「教育改革」の全体像

——憲法・教育基本法、子どもの権利条約の観点から—— 37

第一節 「新自由主義」的国家社会改変の一環としての「教育改革」 38

第二節 財界の「教育改革」要求 43

第三節 中教審答申「二一世紀を展望したわが国の教育のあり方」 49

37

11

## 第三章 学校教育の改革と共通教育

——奥平康照氏の「学校論の転換」批判—— 57

第一節 奥平氏の共通教育内容廃止論 58

第二節 学校教育の改革と共通教育 65

## 第四章 共通内容教育と選択学習のあり方

——教育内容における普遍的、特殊的および個性的価値の確保—— 69

第一節 戦後教育改革における普通教育の理念 70

第二節 受験競争の過熱、偏差値偏重・一元尺度的能力主義 72

第三節 現在の教育改革における個性重視・選択重視と共通内容教育軽視 74

第四節 民主的共通内容教育と新しい教育課程のあり方 77

57

11

## 第五章 新學習指導要領に対する教育課程の編成と学校づくり

第一節 新學習指導要領に対する教育課程のあり方 82

第二節 子ども参加・父母参加の学校づくり 88

81

11

## 第六章 生徒規則(校則)の検討

第一節 児童生徒の「きまり」「規則」「生徒心得」等の概況 94

第二節 生徒規則(校則)の概念 95

第三節 生徒規則の規定内容の問題点 97

93

11

第四節 規範意識育成上の問題点 101

第五節 生徒規則の指導過程上の問題 101

97

11

## 第七章 一九九二年学校週五日制導入に至る経過

- 第一節 学校週五日制問題の提起 110
- 第二節 臨教審、教課審による学校五日制の方向づけ 111
- 第三節 文部省指定校実験と学校五日制に関する社会状況 115
- 第四節 一九九二年九月学校五日制の部分導入 121

## 第八章 一九九二年導入・学校週五日制の検討

### 一実施後約二年の動向と問題点、課題

第一節 五日制と子どもの家庭・地域生活 138

第二節 学校週五日制と学校 141

第三節 教育行政の施策と動向 152

## 第九章 運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

- 文部省の方針・施策におけるその学校教育上の位置づけ—
- 第一節 一九八九年学習指導要領等における「クラブ活動」「部活動」の位置づけ 168
- 第二節 学習指導要領における「クラブ活動」の位置づけの変遷 171
- 第三節 クラブ活動と部活動の区別と関連 177
- 第四節 運動部活動と対外競技の基準 182
- 第五節 時間外クラブ活動と教員の勤務・手当 191

167

168

137

137

## 第十章 大阪における中学校部活動の実態

### —府下公立学校アンケート調査結果の概要と調査研究の観点—

- 序節 学校部活動調査研究の方針・問題認識 202
- 第一節 学校運営における部活動の実態 207
- 第二節 部活動における教員の実態 211
- 第三節 部活動における生徒の実態 218

201

220

## 初出一覧等

# 第一章 現代日本の学校改革



## 第一節 臨教審・中教審の「教育改革」と民主主義

### 1、臨教審・中教審の「教育改革」

受験競争の過熱と管理主義教育との克服は、大半の国民が期待する最たる教育改革課題であり、臨教審も第一四期中教審も大きくなりあげたが、著しい成果があつたとは到底いわがたい。

臨教審・中教審の「教育改革」が、国民にとっての額面どおりの「改革」になりがたいのは、その改革の原則にかかわっている。

現代は、一九八〇年代、第二次臨時行政調査会の諸答申によって開始された「行政改革」を主導因とする国家社会の大改変の時代であり、同時に、「教育改革」の時代でもある。一九八四年八月、中曾根康弘首相によつて第二次臨調の教育版「教育臨調」として臨時教育審議会（臨教審）が設置され、臨教審は三年間の設置期間に四次にわたる答申を出した。九年、臨教審答申と基調を同じくする第一四期の中央教育審議会（中教審）による答申が出され、文部省と多くの教育委員会によつて、これらの答申に沿つて学校教育のほぼ全般にわたつて諸「改革」が進められてきている。一九九六年七月の第一五期中教審答申による諸改革案も大局的には臨教審「教育改革」路線の延長線上にあるとみられる。

こうして進められている「教育改革」は、果たして基本的に国民の教育要求に応えるものであるだろうか。たとえば、

### 2、戦後改革期における教育行政の三大原理

臨教審は、自らの改革を明治の第一、第二次世界大戦後の第二の改革に比すべき第三の教育改革と称していたが、第二の戦後改革においては、当然のこととして教育行政の民主化が重視されていた。

すなわち、教育基本法第一〇条は「教育行政」について定めており、戦後教育改革は同法の理念と条項に沿つて行われたが、そのさい、教育行政については、①教育における民主主義の確保、②教育の自主性確保、③教育行政の地方分権の三つが三大原理とされ、これについて次のように説明されていた。

「教育は、国民全体に対し、責任を負つて行われるべきである。」といふ命題は、……国民主権主義を理念とする新憲法下の民主主義国家における教育と国家の関係を明記したもので、教育基本法の基礎づけをなしている理念である。又この教育は、「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負う」べきものであつて、教育独特の使命から見て、その自主性を確保しなければならない。これは、教育における民主主義と自主性確保の原則の確認であつて、われわれ国民は先ず教育についてこのような自觉を堅持することが必要なのである。

### 3、民主主義に欠ける臨教審「教育改革」

「この自覚のもとに」制定せらるべき教育行政制度については、まず公正な民意に基づくことと地方の実情にそくした教育行政が行いうるといふことが教育民主化のために絶対必要であり、これがため地方分権主義に基づく民主的機関の設置が考えられる。他方、教育の自主性を確保すべき要請は、教育行政機関の制度上、機能上の独立を保障し、

したがつて、従来の一般行政機関から分離独立した機関の設置となつてくるのである。

以上は直接には旧教育委員会法第一条の解説であるが、同法は地方教育行政において教育基本法第一〇条の趣旨を実現すべく制定され、同法第一条の「教育は、不当な支配に服すことなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである」という文言は、教育基本法第一〇条第一項の規定とまったく同じ文言であるから、この解説は教育基本法の立法精神を示すものである。それゆえ、今日の教育改革を、臨教審設置法と臨教審答申の言葉どおりに「教育基本法の精神に則つて」行うのであるならば、それは、上記の戦後教育行政の三大原理ないしはそれを現代において継承発展させるような原理・原則に則つて行うべきなのである。

しかし、臨教審とそれを引き継ぐ「教育改革」は、そもそも、その始動時から教育における民主主義を著しく損なうものであった。すなわち、臨教審設置法は学校教職員や学生・生徒・親・教職員・専門家などの、教育に関与する集団や組織から多少とも自律的、民主的に委員を選出するような手続

きを何ら規定することなく、逆にその第五条第一項で「委員は……文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する」と定め、政党政治の頂点にたつ総理大臣・文部大臣に委員任命のフリー・ハンドを与えるものであった。その結果、国をあげての「教育大改革」と言いながら、臨教審は、委員に教育学者が一人も含まれないだけでなく、その多くが中曾根首相人脈で占めらるという露骨な党派的構成となつたのであつた。  
そこで、本章では、まず、現下の教育改革の当面の重点とされている高校総合学科の設置、定時制高校の見直し、学校週五日に例をとつて、臨教審・中教審「教育改革」の手続きないし方法における本質的な問題点を明らかにする。<sup>(註5)</sup>次いで、戦後教育行政の三大原理を現代において発展させるものとして、学校管理への生徒参加・親参加、ならびに教育行政への生徒参加・親参加および教職員参加という制度改革の展望を示す。最後に、そのような改革を担う新たな主体のあり方として、親組織または親・教職員組織のあり方の参考例を示すこととする。

## 第二節 「教育改革」の問題点

### —事例検討から—

しない）。その後、室戸市労連、安芸教組、高知県高教組等を中心とし一般住民を含んだ情報交流・学習・討論を経て同年一〇月二一日、「室戸高校に普通科を残す会」が結成され、同会は下記内容の室戸市議会に対する請願の署名運動をはじめ、九六年一月までに室戸市でその実質人口の過半数の一万五〇四人の署名を集め室戸市議会に提出した（なお、同様の主旨の高知県議会に対する請願署名運動も並行して行った）。  
室戸高校に普通科を残し室戸市民の願いに応えた高校づくりを求める請願書

〈請願事項〉

- 1 室戸高校への一方的な「総合学科」導入を見直し、普通科存続を中心に真に地域の求める高校づくりを県にはたらきかけること。
- 2 室戸の教育関係者、父母などの声を反映する検討機関を設置し、研究討議をすすめること。
- 3 しかし、一月一七日の市議会教育民政委員会はこれを不採択の扱いとした。

### 2、大阪府立定時制高校の場合

一九九五年四月、大阪府教育委員会（以下、府教委といふ）の諮問機関である学校教育審議会（金子照基会長）は、その

### 1、高知県室戸高校の場合

高知県教育長は一九九四年一二月、親、一般地域住民、当該学校教職員に事前にはかることなく、室戸市議会において突然、県立室戸岬水産高校の九七年度よりの入学者募集停止および県立室戸高校の普通科から総合学科への再編成を発表した。前者は他地域の水産高校と統合し、後者は九七年度から各学年四学級二〇〇人の総合学科だけの高校に再編していく。この総合学科には選択科目のまとまりとして自然科学、人文科学、工学、芸術、体育、情報、生活福祉の七系列を設定することによって生徒の個性、能力を最大限に伸ばすことをめざす、というものである。高知県では從来、教育長の意思決定が先行しそれが教育委員会によって追認されてきたが、今回の教育長案によれば室戸市に高校普通科がなくなってしまう。室戸市は高知県東部海岸約四〇キロメートルにわたる人口約二万二〇〇〇人、出稼ぎ・遠洋・高知市寄宿などにより実質人口は約一万七〇〇〇であるが、そうなれば人口減少がさらに加速させられる。室戸高校では「現場の声を無視している」との意見により、一九九五年三月の学年度末職員会議で「室戸高校『総合学科』導入」についての賛否が問われ、全員一致で反対の意思を表明した（慣例で校長は議決に参加

最終答申で「志願者が減り授業や特別活動などに支障がでている」とし府立高等学校定時制課程の統廃合政策を示した。これを受けて七月一二日、府教委事務局は、六校定時制課程の九六年度からの募集停止（四年先の課程廃止を意味する）案を発表した。この募集停止に関する府教委事務局の趣旨なしし言い分は、「工業高校に普通科を設置する」とことなどによって「多様なニーズにあつた魅力ある定時制づくりを行う」、「三〇～四〇分、半径五キロぐらゐ以内で通学が可能な範囲に配置する」、高校定時制課程の「適正規模は一学年三学級程度」である、などというものであった。これに対し、大阪府立高等学校教職員組合（以下、府高教といふ）は、表1-1にみられるおりの当該定時制課程の志願状況、在籍状況に基づいて、大阪府教育委員会教育長宛「定時制六校（市岡・今宮・守口・佐野・高津・勝山）の募集停止を撤回し、定期制教育の充実を求める署名」運動に取り組んだ。この要求内容の主文は次のとおりであった。

一、七月一二日に発表した府立高校定時制六校（市岡・今

宮・守口・佐野・高津・勝山）の募集停止を白紙撤回し、当該校の生徒、父母、職員及び大教組府高教と協議を尽くすこと。

一、府立高校定時制の教育条件を抜本的に改善し、学級定員を

数を一〇人以下に引き下げる。

また、この署名用紙には、その趣旨・理由として次のことが述べられている。(「である」調へ書き換え、番号を付した以外は、おおむね原文の表現のまま。)

① この方針の発表は、事前に当該校の教職員、父母・生徒

にまったく知らせず、大教組・府高教との協議もなく一方的に行われた。

② 今回の定時制つぶしの方針は、「小さな学校では授業も行事もだめだから小さな学校をつぶしてまとめ、大規模な定時制をつくる」というものである。しかし、むしろ小規模だからこそ一人ひとりの生徒に行き届いた教育が保障でき、先生と生徒または生徒同士が和氣あいあいとし、その成果があがっている。

③ 定時制には経済的理由を抱えた生徒、全日制高校を退学した生徒、過去に何らかの理由で高校に進学できなかつた生徒、在日外国人生徒、など様々な生徒たちが、自分の生き方を探すために生活している。この統廃合が強行されるならば、近くのアットホームな定時制に通えた生徒たちが、遠くの大規模な定時制に通わなければならなくなり、生徒たちの学校生活は一層困難になる。

④ 教育委員会がこれまで統廃合の基準としていたのは「二年連続して一〇名以下志願者しかない場合」であるが、今

回の募集停止の対象校は、三〇名から六〇名を越える志願者のある学校であり全国的にみても異常なやり方である。  
⑤ 府教委が、募集停止の場合は「一年前には当該校にお知らせしたい」としていた約束をも反故にするのは不誠実である。

この署名数は後記の一月八日の府教委決定迄に二七万人

余りに達した。また当該六校定時制課程すべての職員会議は七月二〇日までに募集停止に反対する決議をした。さらに、泉佐野市議会は九月二三日、募集停止案の白紙撤回を求める決議を、岬町議会は一〇月一九日（以上佐野校通学区）、守口市議会は九月二九日、募集停止の再考を要望する意見書をいずれも全会一致で決議し府教委に提出した。当回は対象校はないが定時制高校を抱える和泉市でも再考要望意見書が採択された。このような募集停止再考要求にもかかわらず、府教委は一応の意見聴取の後、一一月八日、六校定時制課程の募集停止を決定した。<sup>注3)</sup>

### 3、学校週五日制をめぐって

習指導要領が改善されないままに週五日制に応じて総学校時間の削減が迫られたことがあげられる。九六年四月現在、全國九〇〇余りの自治体が学習指導要領の白紙撤回ないし見直しを要望する意見書を採択していることもその問題の深刻さの現れと考えられる。

たしかに、わが国において子どもの学習負担、教職員の労働負担が著しく重く、世界的動向を勘案すれば、労働時間の短縮・週休二日制との関連で学校週五日制への移行が大局的には望ましいと考えられ、その実施は一定の全国的基準に基づいて進めることが必要であろう。しかし同時に、わが国においては、受験競争の過熱と学習塾・予備校通り、学校における過密な学習教育、学校教育の肥大化と家庭や地域の教育力の衰退などの問題が深刻であり、七七年一〇月の教育課程審議会答申がめざした「ゆとりのある教育」のための「ゆとりの時間」の設定や教育内容の削減が逆に学習内容の過密、学習困難、塾通いを激化させた先例もある。

したがって、学校五日制の導入は、それが子どもの生活と教育の改善に資するものとなり得るようにするためには、各学校、各地域において、次の諸点について生徒・親の参加のもとに十分な議論と理解を踏まえ教職員の民主的討議を経て一定の範囲での各学校の自治的判断を尊重して進めるべきであつたのである。①学校や家庭、地域の状況、②五日制導入

表1-1 大阪府立定時制高校志願・在籍状況及び募集停止再考請願署名数

学校	94年度		95年度		在籍数 95. 5. 1		募集停止 再考署名 総数 271806
	志願者数	定員	志願者数	定員	1年	全学年	
勝山	24	80	22	40	38	108	77000
高津	31	80	35	80	54	122	60663
市岡	45	80	41	80	43	115	33143
今宮	50	80	42	80	58	126	23000
守口	30	80	30	80	36	98	35000
佐野	42	80	59	80	64	145	43000

が子どもと教育にとって有する意義、③現状での問題点や克服すべき課題、④導人があたっての態勢づくりや必要な条件整備、手順など。ところが、九二年九月の導人は、導入前の諸種のアンケート調査の大半において、親の意見は賛成よりもむしろ不安・反対が多数を占めていたにもかかわらず、文部省が子どもと教育の観点よりももっぱら内需拡大・労働時間短縮・週休二日制の進行という経済・労働政策の観点を優先させ、五日制導入を専断的に強行したものであった。

また、「明治の『学制』以来」というほどの教育大改革であるのだから、当然に憲法第二六条一項、二項の定める教育立法の法律主義の規定に従い主権者国民代表国会で十分な審議を尽くして法律の制定によって行うべきところを、国会の議決を要しない学校教育法施行規則第四七条の改正（平成四年文部省令四号など）という手続きで実施した。そのため、同条规定の学校休業日決定権についての公立学校と私立学校との別扱いの是非を国会で改めて検討するという手続きも経ておらず「公私不平等」との批判への対応に難点を残した。

しかも、徳島県藍住町、秋田県仙北町、同県琴丘町、名古屋市、三重県などの諸地方自治体の学校週五日制をより円滑に進めるための独自の試行錯誤的な試みに対しても、文部省は「五日制は教育課程の問題であり文部省の専決事項である」とし、いっさいの自治的裁量を認めずいっせい画一的な実施

前述の戦後改革期の「教育行政の三大原理」は、民主主義的教育改革の主体および手続きにかかる原則を示すものであるが、現代ではそれだけでは十分ではない。

現代における民主的教育改革の原則としては、それを継承・発展させるために、①学校管理への生徒参加・親参加と学校の自治、および、それを踏まえた、②教育行政への生徒参加・親参加および教職員参加を明確に掲げることが必要である。これらの原則は、戦後教育改革期には明確ではなかつたが、現在では世界先進諸国の教育改革の動向によつて明確になつており、既述の臨教審「教育改革」に批判・抵抗しつつ展開されている教育運動のなかにも、すでにこれらの原則を担う主体の一定の成熟が見られるものである。

本節では①について、次節では②について、その意義を述べ内外の例を示す。

### 1. 参加と自治の原理

教育は、本質的に、教える者と学ぶ者それぞれの自主性自発性と相互の信頼と敬愛、協力に基づいて成立する。子どもが幼くて未熟でかつ親とは別の教育者の下で学ぶとき、親が子どもに指示・指導を与えるとともに子どもと教育者のコミュ

ニケーションを補助することは、このようない教育関係の成立を支えるものである。

学校は、広義には、学習と教育を専門に行う場である。この意味での学校は、①教育目的・教育目標とそれを実現する内容・方法からなる計画・課程、②学ぶ者と教育する者の集団・組織の特別のあり方、③教室・運動場・実験設備などの物的空間的条件を備えており、そのことによって、その設定する学習・教育の目的・目標に関しては、他の社会組織が及びがたい特別の教育力を有している。

学校の発足にあたつて設置者が果たす役割は重要であり、設置後も当初の主旨を実現するためにその一定の役割は尊重されなければならないが、それは上記の教育の本質および学校の基本的性格に則つたものでなければならない。

次に、近代以降の公教育制度においては、公権力がその選ぶ教育目的に適つた学校を助長奨励しあるいは設置運営してきた。とくに、日本国憲法第二六条第一項、第二項の「法律の定めるところにより」が規定するように、公権力機関による学校管理・公教育制度の組織・運営への関与は、少なくとも主権者の定める法律の承認を得なければならない。しかし、その関与は、法律の定めによりさえするならばどのような関与も認められるというものではなく、上述の教育および学校という事柄の性質に適つたものでなければならない。客観的

を始めた。しかし、從前、公立学校の休業日の決定は地方自治体の裁量に委ねられてきており、法律に明文の規定がない以上、学校週五日制導入に際しても公立学校の休業日の決定権能は当然、教育の地方自治に属すると解するべきだったのである。

以上のよう、十分な議論と民主主義的で適正な手続きとを経ないまま、学校週五日制は九五年四月からは月二回の土曜休業へと拡大されたが、そのため、現在に至つても受験競争の過熱の解消、教育課程の改善、地域や家庭における子どもの自主的活動のための指導者と施設設備の整備などの問題や課題を解決していく見通しは定かでない。楽しみにしている学校行事が削減されたことへの児童生徒の不満や、児童生徒の自治活動縮減を不本意とする教員の不満が大きい。平日の学校のスケジュールの過密、教員の多忙、学習困難、土曜共働き家庭や障害児の休業土曜日の幼児児童の生活の不安、私立学校と公立学校の不均衡など新たな困難や問題が生成し増大したことの問題点も指摘されている。<sup>注19</sup>

にいかに価値があろうとも当の生徒自身が拒絶するような内容を教員が教えるようとしても無理であろう。設置者がいかに

よいと考える教育の目的・目標や条件も、当該学校の生徒や教員の意に反しているのでは効果に乏しくあるいは逆効果とさえなり得る。

学校のあり方やその教育内容などについての見解は、もちろん関係者各個人によって異なるが、それ以上に、学ぶ者、その親・保護者、教員、その他の職員、学校の設置者など、諸主体が教育に對しておかれている立場によって基本的に異なることは広く認められる事実である。したがって、教育における民主主義は、このような学校教育に関する人びとの基

本的な立場の違いとそこから生ずるおのおのの役割の違いを

認めあうときに、教育という事柄の本質にそくした民主主義であり得る。

結局、各学校は、①児童・生徒・学生として学ぶ立場にある子ども・青年・場合によっては成人、ないしは、②その保護者としての親、③教える立場にある教員および、④教育条件・環境を整えて教員に協力するその他の学校職員、⑤学校の設置者（ないしその機関）。その実体は、私立学校設置関係者、公立学校設置地方自治体住民、国の構成員国民）、この三者それぞれの基本的立場・役割の相違に留意しながら、それぞれを学校の意思形成に不可欠な主体として認め、この三者の協

P.T.A.が親の参加する組織としてほとんどの学校に形式的に

昭和二年公布施行された学校教育法（法律第一六号）第五条は、「学校の設置者は、その設置する学校を管理（する）」と定め、初等中等学校の自治についての明文規定は設けられないまま今日に至っている。

戦後教育の民主化を担うものとして全国いっせいに各学校にP.T.A.が設置され、当該学校の児童生徒の親が参加し側面から学校の活動に協力することとなつたが、彼らには学校管理・教育に関与する法的な権利・権限は認められないまま今日に至っている。このことが親のP.T.A.へ参加することの魅力をそきP.T.A.活動自体の低迷を招くとともに、このようなP.T.A.が親の参加する組織としてほとんどの学校に形式的に

議によつて管理するべきであると考えられる。

あることがP.T.A.とは異なる独自の組織をつうじて親が学校教育に参加・関与することを困難にし、学校教育への親の参加・関与一般の低迷を招いてきている。

他方、戦後、学校教職員は公務員法、労働法に基づく職員団体または労働組合によって管理職や教育行政機関との交渉を通じて学校管理のあり方に実質的に影響力を及ぼすとともに、その職務権限に基づいて多少とも学校管理に実質的に参加してきた。また、職員会議が学校運営に関する重要事項を審議する機関として一定の役割を果たすことは一部の学校管理制度や慣習法上も認められてきた。しかし、国の法律に教職員の学校管理への権利・権限ある参加および学校の自治についての明文規定がないことが、その後、行政機関による学校自治軽視と職員会議の校長の補助機関化傾向を拡大してきた。

そして今日は、学校においてまず設置者の権限が優越し、次いで設置者の強制力によって統括されている教職員集団の意思が孤立分散的な生徒・親の意思に對して優越的に機能し、管理主義教育が増長され、そのことが受験競争、教育内容の国家統制、教育財政の貧困・選別的配分などをいつそう激化進行させる条件となつてきる。

今日、受験競争・偏差値偏重の弊害の克服、学習指導要領の撤廃ないし抜本改善、学級定数減・私学助成増などの教育

条件改善、日の丸・君が代強制排除などの課題を学校教職員だけで担うことが困難なことは明白である。そもそもこれら問題は、学校教職員の問題である以上に、教育を受ける子ども＝児童生徒の問題であり、子どもを通じて親・一般の人びとの問題である。今日の教育改革の主要な課題は日本の教育の全体的構造・制度にかかわっている。この全人民的な課題に対して教育機関の構成員としての教職員層だけであたるのでは無理である。学校教職員層が主力となって親や一般国民がその援助をするくらいでも困難である。生徒・親・教職員・住民・一般国民としての諸個人諸集団の本質的な協力・共同をもつてしなければならない。そのためには、公教育の基礎的単位としての学校管理に教職員の代表とともに生徒代表・親代表が権限と責任をもつて参加できる制度を創設しなければならず、前記学校教育法第五条の改正が必要である。

わが国の教育改革にとって上述のような意義を有する学校管理への生徒参加・親参加は、わが国も批准し一九九四年五月に発効した国連「子どもの権利に関する条約」の精神と諸条項によつても保障されるべきものである。<sup>[注12]</sup>

また、世界的にみれば、ほぼ一九七〇年代以降、北・西・

南欧の多数諸国およびアメリカ、カナダ、オーストラリアなどの先進諸国が学校管理への生徒参加・親参加の制度をすでに形成している。このことに、学校管理への生徒参加・親参加が普遍性を有することが示されており、わが国の学校管理のあり方を検討するとき、これら諸国の事例をおおいに参考にしなければならない。<sup>(注13)</sup>

### 3、学校参加追求の試み

日本ではどのような形態の生徒参加、親参加をめざすべきであろうか。

既述の論理に沿って考えれば、たとえば、学校教育法を改正し、(1)学校の自治的機能を明文で認める、(2)各学校に「学校管理協議会」(仮称)というような機関を設置し、この機関の構成は、①生徒、①親、②教員、②その他の学校職員、③学校の設置者など、学校教育に対する基本的立場ごとの集団の各一定数の代表によることとする、③学校管理は、国、地方の法規に従いつつこの協議会が自治的にその基本方針を協議決定するところによって遂行する、などというようにしていくことが必要であろう。

しかし、わが国では何ぶん、学校管理への生徒参加、親参加の経験やイメージがあまりに不十分である。そこで、まず

は各個別の学校で可能なところから、重要な学校管理上の決定は生徒集団、親集団、教職員、おののの多数の総意または民主的代表機関の同意を得て行うことを事実として積み上げ、次にそれを管理職や設置者も認めるようにし、さらには公式の学校規程として確認していくことを追求し、法規制度的な参加の受け皿を形成していくことが重要と思われる。

そのような一例として、群馬県伊勢崎市立伊勢崎高校の「学年評議会」がある。<sup>(注14)</sup>

同校では、一九九三年度、同校の女子校から共学校への変更にさいして、新一年生担任教員団が、新しい学校の課題に親・生徒・教師の三者が話し合い協力して取り組むため、要点次のような「学年評議会」の設立主旨を文書で提示した。

①新しい学校の伝統をつくるべく、新しい課題に対して父母・生徒・教師の三者で協力し合い、学校づくりに積極的に参加する。

②学年のPTAに関する事、学年の生徒の生活に関することに取り組みさらに地域・父母・生徒の声を聞き、学校づくりに取り入れる機能を果たす。

③構成：親二五名（各地区代表）、生徒二五名（各学級三役）、担任団五名、校長、教頭。必要な議事では事務長の参加を要請する。（a）五学級の各学級学級委員長一、副一、書記三が参加。（b）途中から校長、教頭が参

加を要望したので参加してもらったという（筆者注）。

④開催：各学期一回、必要に応じて臨時に開催、全体会を持つ場合もある。

⑤学年評議会役員：議長団三名（父母の学年委員長、生徒の学年協議会議長、教師の学年主任）「生徒の学年協議会は生徒会の下部組織（筆者注）。

学年評議会は、学校行事のあり方、器物破損、進路、昼食用校内販売・自動販売機のあり方、シャワールーム・更衣室使用の要望、科目選択、補習のあり方、生徒会規則・学校のきまり等、多くの問題を議題としてきた。決議機関という性格ではなく、ここで話し合われて意見がまとまつた事項は学校の校務分掌担当者との交渉に持ち込まれてきた。生徒や親の評判はよく、取り組み三年目の九五年度現在、全学年で学年評議会が設けられており、三年生の生徒協議会議長は「三年学年合同の学校評議会なるものを開けるのがベストだ」と意見をまとめている。

学校管理に関する協議会に接近する別の「芽」としては、

大阪府立布施高校や千葉県立東葛飾高校で、教員（代表）と生徒（代表）間の協議会が設けられ、それが学校公認の生徒会規則において明文で規定されている例がある。この場合、協議の対象事項は生徒の自治に直接かかわる事項に限るのが不文の前提となっていると思われるが、生徒の自治事項の拡

#### 第四節 教育行政への親・生徒参加、教職員参加

##### 1、フランスでの教育行政への参加

フランスの教育行政は、国、大学区（アカデミー）、県、市町村（コミューン）の四段階で行われているが、一九八五年以降、フランスの県および大学区には、教育行政の諮問機関としてそれぞれ「国民教育評議会」が設置されている。

このうち「国民教育・県評議会」については、次のように

表1-2 教育高等評議会の委員構成

1 教員、研究教員、その他の公立学校職員、私立学校職員		48
公立学校		41
初等及び中等教育学校教員	20	
教育情報、主任教育相談員、情報センター及び進路センターの資料相談員、舍監、校外生徒監督	3	
研究教員	5	
中等学校・特殊教育学校の長	2	
視学官団体	2	
管理、技術、用務、事務、保健職員	9	
私立学校		7
中等学校、技術学校の長	2	
教員	4	
私立高等教育機関	1	
2 利用者（児童生徒の親、学生、家族団体）		19
公立学校の生徒の親	9	
私立学校の生徒の親	3	
学生	3	
家族団体	1	
生徒（高等学校及び特殊学校生徒）	3	
3 地方公共団体、課外教育団体、一般利益団体		28
地方公共団体		12
課外団体		2
文化、教育、社会及び経済に関する一般利益団体	14	
給与所得者の組合組織	6	
使用者団体及び経営者団体の組織	6	
大学の学長及びアグレジエ認定機関責任者	1	
農業教育評議会	1	

1992年2月7日付政令第92-128号による。

出所—Claude Durand-Prinborgne, Le Droit de L'éducation, Hachette, 1992, P.157。

なお、小野田正利「教育参加と民主制」(風間書房・1996年)394・395頁及び398頁、参照。

様式、などである。  
教職員代表、親代表らの評議会委員が、教育行政機関によつて「上から」一方的に任命されるのはなく、それぞれの集団の中での選挙結果に基づいて指名されそれを形の上で共和国委員が任命するという「下」からの選定が特長である。

大学区毎に設置される「国民教育・大学区評議会」も、大学区の権限内容に応じて類似の方法で構成されている。

様式、などである。

評議会の会議の議長は、議事が国、県、または地域圏のいずれに関するものであるかに従つて国または関係団体の代表が務め、副議長は議長の補欠が務める。  
評議会は、議長及び副議長のほか、次の者によって構成される。

- (1) 市町村、県及び地域圏の代表一〇名。そのうち四名は別項に定める条件のもとで指名される市町村長、五名は県議会によって指名される県議会議員、一名は地域圏議会によって指名される地域圏会議員。
- (2) 県内の行政機関ならびに初等および中等教育機関において職務を行つている国家資格を有する職員の代表で共和国委員に（県段階における国の代表一筆者注）よつて指名される者一〇名。
- (3) 利用者（児童生徒の親、学生、家族団体）の代表七名は、その内訳は、別項で定める条件に

この職員の代表は、その県の共和国委員によつて任命される。そのため、県教育行政機関の長である大学区視学官は、その県の代表的な職員組合組織の提案を受けその提案を共和国委員に伝える。代表的職員組合間での職員議席数の配分は同数行政委員会に関する一九八二年五月二八日の政令第八二五一号二〇条の定めにより職員代表選挙の平均得票数に応じて大学区視学官が確認する。

この児童生徒の親代表七名は、各学校での親代表選挙の時に各親団体が県内で獲得した総票数に比例した代表人数をその親団体に割り当て、その人数で各親団体が選んだ代表が共和国委員によつて任命される。

国民教育・県評議会の権限は、県における公立学校教育に関するすべての問題について諮問を受け勧告を行うことである。主たる審議対象事項は、①関係市町村の間で保育学校、保育学級、小学校の責任についての同意が欠けていときの責任の再配分、②保育学校および小学校の教員の雇用の再配分、③保育学校および小学校の県モデル規則、④県内中学校の一般的な授業の構造、⑤使用できる手段および財政基金の配分、および、県の中学校の教育支出の配分の一般的様式、⑥各市町村が教員に支給する住宅手当の額、⑦学校交通の組織および機能、⑧中学校に関する投資計画および県の中学校に支給される補助金の配分の一般的な規定であるが、これに親代表の参加のみならず生徒代表の参加が定められている。

同法三條は、この評議会が「教員、研究者教員、その他の職員、生徒の親、学生、地方公共団体、課外活動及び家族団体、教育・経済・社会及び文化の主要な利益の代表によって構成される」また、その委員のうち研究者教員、教員その他の職員、生徒の親および学生の代表がそれぞれその集団の中での選挙結果に基づいて、文部大臣によつて任命されると定めていた（たとえば、教員代表は主な教員団体が候補者リストを提出して選挙を行い得票数に比例して教員代表の議席を配分する）。

一九九〇年秋の高等学校（リセ）における生徒の権利と教育条件の改善を求める高校生運動の結果、九二年、同法および同法に基づいてこの評議会の委員の配分を定める政令が改

正され（法律九一一二八五号および政令九二一二八号）、総員九五名の委員のうちに高校生代表が三議席を有することとなつた。

結局、CSEの委員は、現在、表1-2のように、一般政治的な代表と教育に関する各立場別に民主主義的な手続を経て選出された代表とで構成されている。

## 2、わが国における審議会の現状と問題点

わが国の現状では、教育行政への生徒・親、教職員の民主主義的手続を伴う代表参加の制度は、国の制度としては存在せず、地方においても、例外的にはいざ知らず、一般的には存在していない。反対に、学校教職員の教育行政への関与については、現行では「地方公共団体の事務の管理および運営に関する事項は、（地方公共団体の当局と職員団体との一筆者注）交渉の対象とする事ができない」（地方公務員法五五条第三項）と、関与を禁止する規定さえある。

都道府県レベルでは、一般に都道府県教育委員会の諮問機関として「学校教育審議会」というような名称の学校教育全般に関する審議会が設置されており、その委員には、学識経験者、産業団体役員等以外に、多くの場合、審議事項の性格上必然的に校長、PTA都道府県連合会役員、私立学校校長が期待される。<sup>(註1)</sup>

次に、このような期待に応え得る親（父母）組織とその運動の事例を紹介する。

に関する事例は、国公私立学校教職員の労働組合または職員団体とその都道府県、全国の連合体がそのような組織としての準備性を有するものとして存在している。ゆえに、生徒、親の組織的運動の形成・発展が重点的な課題であると考えられるが、なかでもまずは成人である親の公教育運動組織の形成と発展が期待される。<sup>(註1)</sup>

## 第五節 教育改革の新たな主体

### 1、大阪府立高校三五人学級をすすめる会

一九九六年秋から九七年はじめにかけて大阪府立高校三五人学級をすすめる会（以下、「府立高校すすめる会」と略称する）大阪市立高校三五人学級をすすめる会、大阪私学助成をすすめる会の三者は、連名で「三〇人学級の早期実現、教育予算・私学助成拡充、教職員定数増を求める請願書」署名運動に取り組んでいる。

ないし理事（長）等が含まれている。この委員に場合によつて教職員組合役員が含まれている例もあるが、大阪市のように大都市でも一名の教職員組合役員も学校教育審議会委員に含まれていない例もある。また、「大阪府学校教育審議会」の例のように、実際には委員に教職員組合役員を含んでいる場合でも、その根拠規定は「学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から委員会（大阪府教育委員会をさす一筆者注）が任命し、又は委嘱する」（大阪府教育委員会規則）などとなっている。結局、「上からの任命」であり、委員人数や構成比率もその時々の教育委員会の意思から独立には定められておらず、まして委員を民主的に選出する手続きは定められていない。<sup>(註2)</sup>

したがって、わが国での教育行政への親・生徒、教職員参加に関する重要な課題は、国、地方の法規などの客観的な規定によって、学校親集團、学校教職員集團（私立学校教職員を含む）から直接のかつ民主主義的な手続きで下からその代表（このほかに私立学校設置者の代表も含めてよい）を教育審議会などの委員として選ぶ制度をつくりあげることである。<sup>(註3)</sup> そのような制度を創設するためには抜本的な制度改正が必要であるが、まずはその主体的条件として、教育行政への民主主義的参加制度の形成を強く求める生徒、親、教職員、おののの教育運動組織の存在が必要である。このうち教職員

請願は国宛と大阪府宛の二種類あり、国宛の請願事項は次のとおりである。

- 1 教育予算を増額すること
- 2 希望するすべての子どもに高校教育を保障すること。
- 3 小中高三〇人学級を早期に実現すること。当面、九七年度から三五人（高校職業科三〇人、定時制二〇人）学級を実現すること。
- 4 教職員定数をふやすこと。
- 5 教育の機会均等を実現するため、私学助成を大幅に増額し、父母負担を軽くして、教育条件を改善すること。
- 6 子どもの権利条約にもとづき、教育費無償化の計画をたてること。
- 7 学校の安全点検と必要な改築・改修を行うこと。
- 8 大阪府議会議長宛の請願は、右のうち、第2、5、6 項が次のようにされている。
- 9 全日制高校進学率を高めること。また、定時制高校に学ぶ機会を保障すること。
- 10 私学の学費負担を軽くし、教育条件を改善するため、①授業料補助を拡充②入学金補助を実施③経常費補助を大幅増額④施設・設備費補助を実施すること。
- 11 公立高校の授業料等を値上げせず、減免措置を拡充すること。

この府立高校すすめる会の運動の特長として以下の点をあげることができよう。

①「教育条件改善全国三千万署名運動」の一環であり、教育条件改善というもつとも分かりやすい課題を入り口とした親・青年・子ども、教職員、一般の人びと等によるの壮大な規模での国民的な教育改革運動の一翼を担っている（表1-3）。

②地域的に具体的な課題に取り組みながら、同時に教育の質・内容のあり方を含むわが国教育の全般にわたる改革運動としての性格を含んでいます。<sup>(注20)</sup>

### ③情報・宣伝、交流・学習活動、高校生の自主的参加、地

表1-3 教育条件改善請願全国三千万署名実績数

（全国及び大阪総計〔義務制学校及び府市私立高校〕は、万単位概数。府立高校すすめる会のみ実数）

年 度	全国 統計	大阪 統計	府立高 校す すめる会
88	40万6	69万	
89	2399万	37 1	58
90	2327	40 0	80
91	2507	41 1	82
92	2419	38 2	71
93	2393	38 3	
94	2433	37 4	
95	2455	37 1	59万5837

域・学校に根ざした組織、他団体との協力・共同、等々多様で豊かな活動を展開している。<sup>(注21)</sup>

④憲法・教育基本法、子どもの権利条約の理念に沿って学校運営への生徒参加、親参加を含む子どもが主人公の学校づくりを重要課題としている。

なかでも、次の点がとくに重要である。

⑤この会では生徒の親が、教職員と協力しながらかつ対等に、教育改革の組織的な主体として立ち現れてきている。

すなわち、この会は、「この会の目的に賛同する府立高校の親、卒業生の父母、卒業生、教職員で構成」されている（会則四条）。そして、一九九六年度の会の役員は、会長・高校生の親、三名の副会長・親二、教職員一、事務局長・教職員、事務局次長・親四、教職員五、代表世話人・親九、教職員一二となっており、役員構成の上でも生徒の親が教職員と対等な位置を占めている。

全国の教育条件改善三千万署名運動は、おそらく多くの都道府県においてもこの大阪のすすめる会と同様に、学校教職員だけでなく親の主体な取り組みがあったからこそ、その壮大な運動を展開してくることができたのだといえよう。

## 2、あいち公立高校父母連絡会

愛知県での公立学校生徒の親の集まりは、一九七五年ごろから愛知県高等学校教職員組合の呼びかけで行われていたが、各学校を超えた高校生の親としての独自活動は、八九年一〇月、「県立高校に暖房設備を要求する会」を結成し県議会に向けて請願署名に取り組んだことにはじまる。<sup>(注22)</sup> この請願は県立高校に原則として暖房設備が設置されておらず寒さのため勉学に集中しがたい状態の改善を求めるものであった。請願は九〇年一二月の県議会に対して以降は「愛知公立高校父母の会連絡会」の名で行われ重なる不採択の後、九一年九月定例県議会で採択され、県下公立高校約六〇〇〇教室に暖房設備が設置されることとなった。

この経過のなかで、請願署名運動開始と同じころの九〇年

一月二日、「公立父母会連絡会(準備会)」が開かれ、それ以後、各学校の個人および父母会の参加による全県的な父母組織としての取り組みがはじまつた。父母連絡会は、一九九一年に「あいち公立高校父母連絡会」<sup>(注23)</sup>として正式に発足し、『父母連絡会ニュース』（一九九一年五月から題名『かがやき』。一九九六年二月迄に二八号を数える）を発行、九二年七月には傘下に一四の学校単位の父母会（準備中を含む）を擁し五三校の父母、教師一四〇名の参加のもとで「あいち公立父母連絡会第一回総会」を開催、その後、全県的な教育問題としては次のような活動を行ってきた。<sup>(注24)</sup>

- ・定期制高校の統廃合を止めさせた。
- ・重複障害児学級の新設、養護学校の新設をさせた。
- ・大学合格者氏名の新聞掲載を止めるよう関係団体にはたらきかけ、一九九三年一月、朝日、毎日、読売各新聞は掲載中止を発表した。
- ・県内高校進学率の拡大に取り組み一九九四年に九二%に拡大させた。
- ・県立高校四〇人学級を実現した（一九九五年四月から）。
- ・サッカーユニ反対の運動に取り組んだ。

九五年度、連絡会は運動方針で「一万人の会員を目指（す）」としている。

この運動が、次のとおり、子どもの権利条約によりながら学校教育に関する父母の権利と責任を重視して進められていることが特に注目される。<sup>(注25)</sup>

- ①「国際的にも、この条約（子どもの権利条約－筆者補足）を批准した日本でも、子どもの権利そしてその中核をなす学習権を保障する第一次的権利と責任は、父母にあるのです」
- ②「学校が子どもの成長にとって必要なものになるためには、次の三点が重要だと考えます……。第一は、父母と教職員がともに、子どもの学習権を保障する立場に立つ

こと。第二に、教員中心の学校から、父母が参加し父母と教職員が共同して子どもの意見が尊重される学校をつくること。第三は、政府・文部省に、子どもの教育権を保障する政策や教育条件の整備を求める運動を広げていくことです」

③「(これまでの父母と教職員の運動のなかで)……子どもの発達・成長をゆがめる政府・文部省の教育行政に対するとき、教職員が子どもの立場で要求を掲げる時だけ、父母に支持・協力を呼びかける。それ以外の場面では、閉鎖的な対応をするような、(学校教職員の)自己の都合を中心とした傾向がなかつたでしょうか。……」

かつての運動も、常に『子どものため』ということを課題に進められてきました。ところが、運動のなかで、当の子どもの意見を聞く、できるところでは一緒に運動を作ることの運動も欠けていたのではないかでしょうか。……これらの弱点を教訓に……子どもの発達・成長と学習権を保障・実現するために、父母・教職員が対等の関係で権利行使する自主的・持続的な組織と運動にしてゆきましょう」(引用中の( )内は筆者補足)

以上に述べてきたことをまとめると、結局、現代日本の課題に応える真の教育改革の展望は、次のような方向のなかに

(注)

(1) 逃別主義・競争主義の教育について、拙編著『いま中学校で自由と自治を育てる』(九四年・かもがわ出版、一九一〇・一九五〇、参照)。

(2) 第一期中教審は、臨教審の改革原則を基本的に踏襲している。敢えて言えば、従前の「元の能力主義競争」から「共存共榮を可能とするヨヨコ並び複線上の多選抗争競争」への転換を説いている点が目新しいが、これは臨教審の「個性重視の原則」の下位原則と言えよう。又、第一中期中教審は、この欠陥を克服する原理・原則を示していない。

(3) 文部省内『教育法令研究会』による旧「教育委員会法」(昭和二三年七月一日公布・法律第一七〇号)第一条解説(『教育委員会・理論と運営』時事通信社・四九年・三五・六頁)。

(4) 『朝日新聞』一九八七年八月八日付朝刊、参照。

(5) 念のため述べれば、具体的な諸改革は、手続き的な観点だけからではなく、その具体的な内容に即して検討・評価すべきであり、時代の変遷・状況の変化を見定め子ども・父母・教職員、その他一般人にとってより望ましい改

見出しができると考えられるのである。

①このあいだ公立高校父母連絡会や前述の大坂府立高校三人学級をすすめる会の例に見られるような、学校教育に関する具体的な改善要求を掲げて日常的に活動する自律的な父母組織の形成。

②それと教職員との協力・共同による憲法・教育基本法、子どもの権利条約の理念に沿った学校づくり。

③それらを中心として全国的・地域的に連携した教育改革運動。

④学校管理への生徒参加・父母参加、教育行政への生徒・父母・教職員の民主主義的参加という制度改革。

革であるならば場合によつては手続き・方法に問題があつてもそのことだけを理由に一律に反対すべきではない。本稿では専ら批判すべき事例を取り上げたが、高等学校総合学科や単位制高校の設置、それへの転換、定期制課程の再編等も必ずしも一律に反対すべきではなく、可能であれば条件の改善を要求してその望ましい改革の実現を追求することを軽視すべきではないと考える。

単位制高校や総合学科高校は、一方で、「学級集団やそれに基づく自治的活動が保障されていない」「高等学校の地域制を崩す」などの批判があるが、他方では、進路変更や多様な進路を求める生徒からの当面の要求に答えていたと肯定的に評価する向きも多い。中には当該学校教員集団絆から懐疑論を得て転換再編され、局的に好評を得ている例もある。その場合、学校レベルで何がそれらの「改革」を成立させている要因であるかに留意することが重要である。

例えば、和歌山県立和歌山高校の場合、提供を受けた資料および聞き取りによれば次のようである。普通科および情報科学科が設置されていたが九三年度から学年進行で総合学科に全面的に再編された。九六年度現在、三年学年総生徒数五七七名、講座数二八九、一週間当たり延べ授業時数八八七、教員数五八名、学級担任の担当生徒数は二〇名、一講座当たりの受講生徒数も平均二〇人である。普通科の時は中学校区制の再低学力校に位置づき低学力・問題行動・大量の退学者・授業や考查が成立しにくいこともあり、その状態からの脱却は教職員の強い願いであった。新しい総合学科が設置され通学区の制

限がなくなったこともあり、九五年度入試志願者倍率一・七倍、九六年度一・八倍となり、何よりも九五年度問題行動生徒指導生徒数が一、二年生合わせてわづかに一件(旧制度の三年生は八八件)となり、概ね生徒は意欲的に学習している。当該校の教員は、履修相談、カリキュラム編成等の仕事は増加したが、生徒の学力水準、学習態度の上昇、担任生徒数・授業講座当たり生徒数減少等によって総じて好感している。しかし、このような総合学科設置の評価についても、なお全面的大局的な別の観点がさらにも必要である。すなわち、例えば、同校の入学志願者率が向上したのは同校が従前の中規模通学区による通学区制限をはずしたこととも有力要因であり、逆に以前同校に入学していた学力・学習意欲に問題の多いレベルの生徒は既存の近隣高校に通うこととなり、以前同校が抱えていた授業・生活指導上の困難はそれらの周辺高校に移されているというような事情も考慮しなければならない。

(6) その後、県教委は、九七年度室戸高校の入学生募集を予定どおり総合学科として行った。

なお、室戸高校再編問題には、次のような経過があった。

高知県では県内の水産高校三校の入学志願者が過去二〇数年間、一度も定員を超えたことがない状態の下で、三年三月の県教委による県立室戸岬水産高校の総合学科への再編成案、九四年九月の「室戸市県立高校制度問題検討委員会」による市内県立三高校すなわち室戸岬水産及び室戸両校の再編成案提示等があつたが容易に地域住民の合意を得なかつた。九五年七月に室戸市教委が市内全中学生を対象に実施したアンケート

トによると九五・四%の進学希望者の七〇・二%が普通高校進学希望であった。他方で九四年三月で既に四〇%を超える中卒生が高知市や安芸市の学校に進学し、室戸高校全日制学年四年級六〇人に対して入学者が若干定員割れの状態となっていた。

室戸高校再編問題の資料は下記による。

笠原昌純・谷村寿哉「『総合学科』押しつけに対する父母・地域と連帯した取り組み」(全日本教職員組合九六年一月開催全国教育研究集会第二〇分科会への報告書)

(2) 室戸高校に混同された普通科を残す会代表小笠原氏(元市PTA連合会長)からの聞き取り、③高知県高等学校教職員組合資料。

(7) なお、この決定に対して九六年一月五日、「定期制課程高校存続へ校連絡会」代表や対象校の保護者、在校生などが府教委に異議申立てを行ったが、府教委は「権利侵害には当たらない」として棄却した(一月六日朝日新聞)。

なお、大阪府立高等学校教職員組合「一九九六年度運動方針(案)」の「定期制六年校の募集停止に反対するたたかい」の記述(参考)。

(8) 学校週五日制について、本書第七章、第八章、及び、北川「一九九二年導入『学校週五日制』の問題点と課題」・日本教育法学会『年報』第二三号・一九九四年、参照のこと。

実施に当たって次の諸点の尊重が求められる。

①各学校における学校の意思決定への生徒・父母の民主的参加

(2) 各学校における職員会議の民主主義的討議を経た教職員の意思の尊重

(3) 週五日制実施についての①、②を含んだ学

校の自治的決定

(4) 学校の休業日の決定についての教育行政の地方自治

定(憲法第二六条の定める教育立法の法律主義)

(11) 後者は歴史的経過においては重きなししてきたが、両者が未分化のままに混同されてきたことが現在では、教育委員会による教育及び学校の自律性を損なうような介人がしばしば生じる要因となっていると見られる。これを避け

るため、法規によって、学校設置の客観的な要件と基準、並びに、学校の自治的権限及びその他の権利行使に対する親等の指示指導の尊重

(12) 同条約は学校の管理運営への生徒参加・父母参加の権利を直接明文でこそ規定してはいないが、子どもの意見表明権(第一二条)、子どもの権利行使に対する親等の指示指導の尊重

(第五条)、子どもの養育及び発達に対する親の第一次的責任の確保(第一八条)、教育に対する子どもの権利(第二八条)、教育の目的(第二九条)等の諸規定から論理的にこれらの権利を導き出すことができる。また、この条約がその精神において、学校の管理運営への生徒参加及び父母参加を促進するものであることは、一九九〇年に開催された「世界子どもサミット」が採択した「行動計画」や、九〇年一二月、国連大会が採択した「少年非行の防止に関する国連ガイドライン」等によつても明らかである(拙著『子どもの権利と学校教育の改革』かもがわ出版、一九九五年、一七三~一八〇頁)。

(13) ドイツ、アメリカ、イギリス、フランスにおける学校管理・教育行政への生徒参加の動向について高多明人・坪井由実ほか編『子どもの参加の権利』九六年・三省堂刊の第四章(フランスについての拙稿を含む)、北川「アルウェーの学校教育――その概要、其通教育理念と後期高等教育制度」大手前女子短期大学『研究集録』第一六号、などを参照されたい。

学校管理への生徒参加・親参加についてフランクスの制度の要点は、次のとおり。

リセ(後期中等学校)・コレージュ(前期中等学校)では、政令ハ八一九・四号の定めのフランクスの「学校管理評議会」は、①生徒・母の親代表(二〇名)、合計三〇人で構成される。この評議会が、学級編制、國のから学校に充てられた交換によって選ばれる。③の代表は法規の定めで

集団の代表二〇名(うち教員七、他の職員三)、③自治体・地域の企業・労働組合・管理職代表等一〇名、合計三〇人で構成される。この評議会が、学級編制、國のから学校に充てられた交換によって選ばれる。③の代表は法規の定めで

り方等、学校の自治権限に属する事項について投票権を有する。このうち①、②の代表は、母の親代表(二〇名)(この配分は前期中等学校コレージュでは生徒代表三、親代表五)②教職員

集団の代表二〇名(うち教員七、他の職員三)、③自治体・地域の企業・労働組合・管理職代表等一〇名、合計三〇人で構成される。この評議会が、学級編制、國のから学校に充てられた交換によって選ばれる。③の代表は法規の定めで

従つて選挙され又は任命される(この制度を定めている政令ハ八一九・四号の主要部分の邦訳を拙著『子どもの権利と学校教育の改革』に収録している)。

(14) 以下、①同校・平井政彦教諭・九六年一月全日本教職員組合全国教育研究集会第二〇分科会報告「父母や生徒とともに学校づくりを」、②学事出版『生活指導』九五年一月号、③

1989. Berger-Levrault, pp.513-518.

(17) 大阪府を含め、全国都道府県の学校教育に関する審議会の委員には学校教職員組合代表やPTA代表、私学代表等を含めている例が相当数見られるが、その選出は成文規定で構成員数や選出方法が定められているのでない。

大阪府学校教育審議会の委員構成は、平成七年三月現在では平成七年一一月では総委員一六人中府高教役員はゼロとされている。これなど大阪府教委の施策の重点である「高校教育改革」に対して府高教(大阪府高等学校教職員組合)が批判的であつたため、府高教の役員が減らされたのではないかと思われる。

この地方分権化の中で教育行政権限の再配分も行われ、主として外的事項にかかる教育行政権限は、八三年七月二二日の法律及び八五年一月二五日の法律によって次のように配分されている。

大阪府学校審議会規則(抄)  
昭和四四年三月三日  
大阪府教育委員会規則第四号  
平成四年三月三日  
教育委員会規則第八号・現在  
(職務)  
第二条 審議会(前条により大阪府学校教育審議会をいうこととされている)北川(は)大阪府教育委員会(以下「委員会」という)の諸間に応じて、条例第一条第二号に掲げる当該担任事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。  
(組織)

第三条 審議会は、委員六〇人以内で組織する。  
第四条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から委員会が任命し、又は委嘱する。  
(分科会)  
第五条 審議会に、必要に応じて分科会を置く。

「毎日新聞」九四年五月一七日・地域面、参照。

(15) 要点は、次のとおり。

〔大阪府立布施高等学校 自治会公則〕  
(九四年度「生徒手帳」)  
第八章 職員生徒協議会  
第四六条 生徒総会、自治議会の議決と職員会議の議決とが一致しない場合、職員生徒間の意見調整を目的として、職員生徒協議会を開くことが出来る。

第四七条 本協議会は執行委員会より四名、自治議会議長、代議員中より三名、計八名と職員中より八名、合計一六名で構成する。

第四八条 (召集は執行委員長が行う)  
〔千葉県立東葛飾高等学校 生徒会自治要綱〕  
(九四年度「生徒手帳」)  
第一〇章 校長の保留權  
第五七条 校長は職員会議の議決に基づき、生徒会の決定を再考を求められた試案は、職員生徒連絡協議会に於いて審議され、全校委員会に於いて再議決される。(引用者注) 全校委員会は各HR選出一名による生徒総会に次ぐ議決機関

(16) フランスの教育行政について補足しておる。県と県の中間段階には一般行政團体としての地域圏と、教育行政機関としての大学区とが位置している。教育行政、特に内的事項に関する

(2) 各学校における職員会議の民主主義的討議を経た教職員の意思の尊重

(3) 週五日制実施についての①、②を含んだ学校の自治的決定

(4) 学校の休業日の決定についての教育行政の地方自治

定(憲法第二六条の定める教育立法の法律主義)

(11) 後者は歴史的経過においては重きなししてきたが、両者が未分化のままに混同されてきたことが現在では、教育委員会による教育及び学校設置の客観的な要件と基準、並びに、学校の自治的権限及びその他の権利行使に対する親等の指示指導の尊重

(12) 同条約は学校の管理運営への生徒参加・父母参加の権利を直接明文でこそ規定してはいないが、子どもの意見表明権(第一二条)、子どもの権利(第二八条)、教育の目的(第二九条)等の諸規定から論理的にこれらの権利を導き出すことができる。また、この条約がその精神において、学校の管理運営への生徒参加及び父母参加を促進するものであることは、一九九〇年に開催された「世界子どもサミット」が採択した「行動計画」や、九〇年一二月、国連大会が採択した「少年非行の防止に関する国連ガイドライン」等によつても明らかである(拙著『子どもの権利と学校教育の改革』かもがわ出版、一九九五年、一七三~一八〇頁)。

(13) ドイツ、アメリカ、イギリス、フランスにおける学校管理・教育行政への生徒参加の動向について高多明人・坪井由実ほか編『子どもの参加の権利』九六年・三省堂刊の第四章(フランスについての拙稿を含む)、北川「アルウェーの学校教育――その概要、其通教育理念と後期高等教育制度」大手前女子短期大学『研究集録』第一六号、などを参照されたい。

学校管理への生徒参加・親参加についてフランクスの制度の要点は、次のとおり。

リセ(後期中等学校)・コレージュ(前期中等学校)では、政令ハ八一九・四号の定めのフランクスの「学校管理評議会」は、①生徒・母の親代表(二〇名)、合計三〇人で構成される。この評議会が、学級編制、國のから学校に充てられた交換によって選ばれる。③の代表は法規の定めで

り方等、学校の自治権限に属する事項について投票権を有する。このうち①、②の代表は、母の親代表(二〇名)(この配分は前期中等学校コレージュでは生徒代表三、親代表五)②教職員

集団の代表二〇名(うち教員七、他の職員三)、③自治体・地域の企業・労働組合・管理職代表等一〇名、合計三〇人で構成される。この評議会が、学級編制、國のから学校に充てられた交換によって選ばれる。③の代表は法規の定めで

従つて選挙され又は任命される(この制度を定めている政令ハ八一九・四号の主要部分の邦訳を拙著『子どもの権利と学校教育の改革』に収録している)。

(14) 以下、①同校・平井政彦教諭・九六年一月全日本教職員組合全国教育研究集会第二〇分科会報告「父母や生徒とともに学校づくりを」、②学事出版『生活指導』九五年一月号、③

1989. Berger-Levrault, pp.513-518.

(17) 大阪府を含め、全国都道府県の学校教育に関する審議会の委員には学校教職員組合代表やPTA代表、私学代表等を含めている例が相当数見られるが、その選出は成文規定で構成員数や選出方法が定められているのでない。

大阪府学校教育審議会の委員構成は、平成七年三月現在では平成七年一一月では総委員一六人中府高教役員はゼロとされている。これなど大阪府教委の施策の重点である「高校教育改革」に対して府高教(大阪府高等学校教職員組合)が批判的であつたため、府高教の役員が減らされたのではないかと思われる。

この地方分権化の中で教育行政権限の再配分も行われ、主として外的事項にかかる教育行政権限は、八三年七月二二日の法律及び八五年一月二五日の法律によって次のように配分されている。

大阪府学校審議会規則(抄)  
昭和四四年三月三日  
大阪府教育委員会規則第四号  
平成四年三月三日  
教育委員会規則第八号・現在  
(職務)  
第二条 審議会(前条により大阪府学校教育審議会をいうこととされている)北川(は)大阪府教育委員会(以下「委員会」という)の諸間に応じて、条例第一条第二号に掲げる当該担任事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。  
(組織)

第三条 審議会は、委員六〇人以内で組織する。  
第四条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から委員会が任命し、又は委嘱する。  
(分科会)  
第五条 審議会に、必要に応じて分科会を置く。



会長（一名）  
副会長（若干名）  
事務局長（一名）  
事務局次長（若干名）  
代表世話人

（付則）

本会即の改正は、総会の決議によります。

（23）愛知県立高校での暖房設備の設置要求は、八八年二月県立旭丘高校で生徒有志が取り組み六四七名の署名を集めて生徒会を通じて校長に提出していたが、対応はなされず放置された。愛知県立高校暖房パンフ作成委員会編『扉はひらく—子どもの意見表明権・親の教育権—』（一九九三年発行。A5判一七〇頁冊子。連絡先あいち県立高校父母連絡会）による。

（24）あいち公立高校父母連絡会『父母の教育権と学校参加——自主的継続的な組織づくり』、参考。

（25）前注冊子及び連絡会ニュース各号による。

（26）前注冊子、①七頁、②一一頁、③一八頁。

目的と活動に賛同する個人・団体とします。

（25）前注冊子及び連絡会ニュース各号による。

（26）前注冊子、①七頁、②一一頁、③一八頁。

第一条「目的」 本会は憲法・教育基本法にもとづく高校づくりをめざします。  
 第三条「活動」 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行います。  
 ① 学校・地域での父母と教職員の対等な話し合い  
 ② 行政機関・学校への働きかけ  
 ③ 機関誌などの発行  
 ④ その他、本会の目的達成のために必要な活動

第四条「会員」 会員は、子どもを公立高校に通わせているか、あるいはかつて通わせていた父母と公立高校に勤務する教職員、及び本会の

## 第二章 中央教育審議会「教育改革」の全体像

—憲法・教育基本法、子どもの権利条約の観点から—

## 第一節 「新自由主義」的国家社会改変の一環としての「教育改革」

### 1、臨調「行革」と臨教審「教育改革」

現在のわが国は、一九八〇年代初めの「行政改革」によって始動された新自由主義による国家社会の大改変の中におかれおり、現在中央教育審議会答申や教育課程審議会答申によって進められている「教育改革」はその改変の一環である。

一九八一年三月、鈴木善幸内閣の下で第二次臨時行政調査会（第二臨調）（会長＝土光敏夫経団連名誉会）が設置された。第二臨調は、日本はこの時期迄に経済的に欧米に対する基盤的な障壁が確保された社会を意味している。それは：西欧型の高福祉、高負担による『大きな政府』への道を歩むものであつてはならない（八一年七月、臨調基本答申）。「行政改革に関する第三次答申」（注2）というものであった。

その後、臨調行革方針に沿って、電電・専売両公社の民営化（八五年四月）、国鉄の分割・民営化（八七年四月）、年金制度、福祉、教育への公費支出の削減、消費税の創設（八九年四月実施）、「規制緩和五ヶ年計画」（九五年三月決定）などが推進されてきた。

今日の「教育改革」は、一九八四年に中曾根内閣の諸問題関として設置された臨時教育審議会（臨教審）によって始動された「教育改革」の継承・発展であるが、臨教審は、当初中曾根首相がそれを「教育臨調」と呼んだように、右に述べた第二臨調に始まる「行革」と軌を一にするものである。（注3）

臨教審は、八五年六月の「第一次答申」において、その教育改革を進める際の原則として、①個性重視の原則、②基礎・

基本の重視、③創造性・考える力・表現力の育成、④選択の機会の拡大、⑤教育環境の人間化、⑥生涯学習体系への移行、⑦国際化への対応、⑧情報化への対応の八つを掲げた。ここに、今日に繋がる「教育改革」の基本方向は示されている。

このうち特に①について、同答申は「今次教育改革において最も重要なことは、……個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち個性重視の原則を確立することである」「教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野がこの原則に照らして、抜本的に見直されなければならない」とした。また、八七年六月の臨教審「第四次答申（最終答申）」は、「教育改革の視点」として「個性重視の原則」「生涯学習体系への移行」「変化（＝情報化、国際化）への対応」をあげている。臨教審によれば、「個性重視の原則」はいわゆる「教育の自由化」論からその「目的」概念を抽出したものであり、その意図する「教育の自由化」とは、「教育の世界にいきいきとした競争原理を導入すること」であり、要するに教育への市場原理の導入である。「個性重視の原則」は、形式的にはその内容の第一に前記のとおり「個人の尊厳」を掲げてはいるが、その主眼は「各個人はそれぞれ独自の個性的な存在である」（第一次答申）という意味での「個性の重視」にある。この観念の根底には、「戦後教育においては『平等』の観念が強調されすぎ、『自由』の観念が軽

視された」（臨教審「審議経過の概要（その2）」）という見方がある。臨教審は、総じて「平等」を否定的にしか認識しており、普遍的な人間性の育成という目的意識、及び、その前提となる「すべての人間は共通の普遍的人間性を有します」と有すべきである」という人間観、それに基づく人間の平等の思想を軽視・無視ないし蔑視しており、その「教育改革」構想は現代社会における労働者や主権者・生活者としての基本的人権の保障、教育を受ける権利の保障など人間の尊厳を保障する方途を伴っていない。また、八六年四月の臨教審「第二次答申」は、「個性重視の原則」の中で重要な位置を占める「自由」に関して、「自由は、重い自己責任を伴うものであり、選択の自由の増大する社会に生きる人間は、自由を享受すると同時に、この自由の重み、責任の増大に耐え得る能力を身につけていなければならぬ」と述べて、自己責任に耐える能力を強調している。

結局、「個性重視の原則」とは、それぞれに個別差異的特徴はあるが普遍的人間性には欠けた人間を育成するものであり、その本質的目的は、臨調行革によってつくり出されるべき、できる限り規制のない弱肉強食の「新自由主義競争」社会をその「自由の重み、責任の増大に耐え」て生き抜く人間の育成であり、それを教育基本法の文言にこと借りて粉飾して表現したものにほかならない。この原則によって育成され

る諸個人は、労働者や主権者、人間として的一般的な知識、能力、教養に欠けるから、各人がそれぞれ個別の差異特徴を持つとしても、その全人的な能力の活用・養成の選択・管理を結局既成の権力者に委ねることになり、その活動の成果を自分自身および他の人々の幸福に結びつけることは困難となる。

九一年四月の第一四期中央教育審議会（中教審）の答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」は、「これからは、全員が同じ教育内容を受けるような形式的な平等ではなく、個性に応じてそれぞ異なるものをめざす実質的な平等を実現していくことがますます重要になる。たとえある程度経済的に非効率になつても、教育的に効率的な方が良いのだと考へるべきなのだ」と述べた。この中教審の九〇年一二月の「学校制度に関する小委員会審議経過報告」では、より明確に、「各自が他人と違う存在であろうとし、違う存在であることを認め合つて競争する」「共存共榮を可能とするヨコ並び複線上の多選択型競争が目指されるべきだ」と述べていた。上記の臨教審答申の「個性重視の原則」と大枠では基調を同じくするものであった。

以上を主たる方針とする臨教審答申、第一四期中教審答申に沿う「改革」は、九〇年代に入つて急速に学校教育の全般にわたって実施されてきた。<sup>(注5)</sup>

内的には、円高不況、国内生産の「空洞化」、第一次産業・重厚長大生産から軽薄短小生産・第三次産業への移行、バブル経済（八五年～九〇年）とその崩壊、超低金利（九五年九月公定歩合〇・五%）、住宅金融専門会社への公的資金六七五〇億円投与（九六年六月住専処理法制定）、膨大な公共投資とその裏面としての膨大な赤字国公債の累積（九七年現在残高約五〇〇兆円）などが進行した。

以上のような情勢変化とアメリカ多国籍企業の強い「規制緩和」と「グローバル化」の要求を受けて、わが国大企業はその活路を見いだすために、わが國政治経済社会構造全般の大改変を行う方向を明確にするに至つた。

①村山政権による九五年三月の「規制緩和五ヶ年計画」の閣議決定、橋本政権になってからの②九六年四月の「日米安保共同宣言」による安保条約の対象地域のアジア・太平洋地域への拡大・アメリカ有事の際の海外軍事行動への日本の軍事力・経済力の動員体制づくり、③九七年五月の自民・新進・民主・太陽・さきがけ党派等の議員による「憲法調査委員会設置推進議員連盟」の発足（六月に参加議員三五〇名）、④橋本内閣が進めた行政、経済構造、金融システム、社会保障構造、財政構造、教育の分野に及ぶ「六大改革」計画（九七年一月発表）等がそれである。

## 2、政治経済社会構造全般の改変の急進化

その後、一九九六年・九七年に至つて「教育改革」は、上記の臨教審「教育改革」路線を基本しながらも、臨調行革以降今日に至る過程の政治経済構造全般の改変の急進化を受けて、一段と急進的かつ根本的になつてきている。

行革の始動後、九三年八月・自民党的分裂・非自民連立政権の成立、九四年一月・小選挙区制区割り法成立、九六年一月・この制度初の総選挙、など大きな状況変化があつたが、九八年現在、今日の日本の支配的な政治動向は、自民党政権支配時代の臨調行革路線を踏襲するという基本においてはほとんど変わっていない。

しかし、国際状況には、経済関係を基本として大きな変化があつた。国際的には、日本の輸出超過、「日本経済戦争」、八五年G5（先進5ヶ国蔵相会議）プラザ合意によるドル安・円高、中南米諸国の債務累積、日本企業の資本・生産の海外移転、ソビエト連邦の解体（九一年二月）・「社会主義」陣営の崩壊、新興経済諸国の生産追い上げ・旧「社会主義諸国」の資本主義経済競争への参入による「大競争」・「価格破壊」、歐州諸国の不況拡大、EUの経済統合・通貨統一計画、アメリカの経済成長等が進行した。また、国

第三部「構造改革のための経済社会計画」

この改変方向を最も基本的に示すものは、自民・社民・さきがけ連立政権が九五年一二月閣議決定した「構造改革のための経済社会計画」活力ある経済・安心できるくらし」（平成七年度～二二年度計画）である。次にその基本的特徴を示す。

この計画（以下、「計画」と略記）は全一〇章構成であり、第一～三章が第一部「わが国の課題と政策運営の基本方向」、第四～八章が第二部「重点課題への対応」、第九、一〇章が第三部「経済の姿と経済計画の役割」となっている。

第一に、「計画」の第一章「基本的な時代認識」では、①経済活動・人々の意識・人口環境食糧問題のボーダーレス化、メガコンペティション時代の到来など「グローバリゼーションの進展」②「高次な成熟社会への転換」③「少子・高齢社会への移行」④「情報通信の高度化」の四つを挙げ、この②で次のように述べている。

海外からの技術導入とその応用による製品販売という從来のわが国経済のパターンは今では困難となり、「新製品開発をもたらすような独創的な技術を自ら創出（すること）」や、「製品・サービスの適切な組み合わせによ（る）消費

者ニーズ（への）対応などが必要となっている。「特に……大量生産型商品分野においては、東アジアを中心とした海外諸国の競争力の向上が著しい。……日本経済は……高次な経済社会への転換を迫られている」「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式のあり方を問い合わせ……いく必要がある」「従来の……企業中心的、集団主義的考え方や行動様式自体、従来型パターンを脱却し、新たな経済社会へ転換を図っていく際の阻害要因となりつあ（る）」<sup>[注9]</sup>

第二に、第二章では、「対応すべき構造的諸問題」として①「新規産業の展開の遅れと産業空洞化」②「雇用に対する不安」③「少子・高齢社会のくらしへの不安」④「豊かさの実感の欠如への不満」⑤「地球社会における責任と役割の増大」の五つを挙げ、この①について次のとおり述べている。

「グローバリゼーションの進展の中で、企業は最適な事業環境を求めて積極的な国際展開を進めているが、日本の高コスト構造や過剰規制の存在等により、本来であれば日本国内で国際競争力を持ち得る企業までもが海外へその生産拠点を移転している。また、経済のファンダメンタルズと乖離した円高が進行する場合には一層この傾向を強めることになる。さらに……今、我が国産業は……新しい事業展開が遅れており、我が国産業の空洞化が懸念

されている。このため、我が国としては、情報通信の高度化等を軸に、新規産業を創出し、新たな経済フロンティアを切り拓いていくよう、経済の活力を高めていくことが重要な課題となっている。<sup>[注10]</sup>

第三に、第三章第二節では、「構造改革を進めるに当たっての基本的方向」として①「自由で活力のある経済社会の創造」②「豊かで安心できる経済社会の創造」③「地球社会への参画」の三つを掲げているが、この①の要点は「市場メカニズムが十分働くよう、規制緩和や競争阻害的な商慣行の是正を進め、個人・企業の自由な活動を確保する環境整備」の推進、「我が国経済の高コスト構造（の）是正」、「新規産業の展開（の）支援」にある。また、〈計画〉を作成した経済審議会会長は答申に当たっての談話で、「（上記）三つの基本的方向の根底をなす共通する理念は、自立した個人・企業が自己責任の下で自由にその創造力を發揮できるように構造改革すること」であると述べている。

第四に、〈計画〉の第二部以下では、「規制緩和政策の推進」「競争政策の積極的展開」「高コスト構造是正・活性化のための行動計画」（以上第四章第一節）を最優先課題とする具体的な経済政策が述べられている。

以上に示されるとおり、〈計画〉の改変方向は、「自立した個人・企業が自己責任の下で自由にその創造力を發揮でき

るよう構造を改革する」という「理念」から「規制緩和」「競争政策」「高コスト構造是正・活性化のための行動計画」最優先の具体的な政策に至るまで徹底した市場の競争化を進めることである。<sup>[注11]</sup>

## 第二節 財界の「教育改革」要求

次に現今の社会経済構造改变及び「教育改革」を主導していると見られる財界の経営方針及び「教育改革」要求のうち最も特徴的なものについて述べる。

### 1. 日経連「新時代の「日本の経営」」

財界の労務担当と言われる日本経営者団体連盟（永野健会長）は、九五年五月、新・日本の経営システム等研究プロジェクト報告『新時代の「日本の経営』』を発表した。

この報告の基本的な考え方は次に示すとおりである。

①「日本の経営の基本理念である『人間中心（尊重）の經營』『長期的視野にたった経営』は普遍的な性格をもつものであ（る）」

②この理念を「企業レベルにとどまらず、産業政策、国、社会のレベルにまで拡大、深化させて成長の維持・拡大と雇用機会の創出を図らねばならない」

③「かりに企業での能力発揮が満たされなかつた場合、働く個々人の能力を社会全体で活用するために、企業を超えた横断的労働市場を育成し、人材の流動化を図ることが考えられなければならない」

④「これから企業経営は、自由競争原理の徹底を図ることによって、安易な行政依存意識の払拭と自己責任の下での公正・公平なルールに則った経営、経営倫理の確立が必要である」

次に、報告書は、雇用形態、人事・賃金管理、企業組織編成、従業員の能力開発、福利厚生、労使関係に関して企業のるべき今後の方向を示しているが、そのうち、雇用形態の今後の方に關して次のように述べている。<sup>[注12]</sup>

一つは、従来の長期継続という考え方对立（つ）……長期蓄積能力開発型グループ。能力開発はOJT「職についてたままの訓練」北川」を中心とし、Off-JT「職を離れた訓練」北川」、自己啓発を包括して積極的に行う。処遇は職務、階層に応じて考える。

二つは、企業の抱える課題解決に、専門的熟練・能力をもつて応える、必ずしも長期雇用を前提としない高度専門

「財界総本山」と言われる経済団体連合会は、後述する九年中央教育審議会（中教審）答申を目前にした三月・五月、その教育改革提言を冊子「創造的な人材の育成に向けて」求められる教育改革と企業の行動」にまとめて発表した。そして、この提言は、経団連会長・豊田章一郎著『魅力ある日本』の創造<sup>(注15)</sup>の第七章としてその主要部分が再録されたとおり、日本を「活力あるグローバル国家」に改造するという経団連の国家改造構想の一環を成すものである。

ところが、この国家改造構想は、一節の2、3に前述した今日の国家社会の全面的改変を主導しているものである。そのことは、この『魅力ある日本』の創造構想が挙げている「規制の原則撤廃」、「競争政策の国際的ハイモナイゼーション」「新産業・新事業の創出」、「高度情報通信ネットワーク社会の実現」、「雇用関連規制の抜本的見直し」「世界最適事業体制の構築」・「ハイブリッド型産業構造の形成」、「グローバル・スタンダードとの調和を目指す金融・資本市場の整備」等の諸政策が、前記の閣議決定「構造改革のための経済社会計画」と近年のわが国政府の現実の政策を方向づけてきていることを見れば明らかである。

## 【教育界・行政・家庭への5つの提言】

次に、やや長くなるが、この内容の特徴的なところを示すと次のとおりである（×番号と特記以外は、原文の抜き書き）。

- （×1）創造的な人材育成のための「5つの提言、7つのアクション」
- （×2）創造的な人材の要件と望ましい人材育成システムの基本的方向
- （×3）教育界への期待と教育改革の推進
- （×4）企業の自己改革
- （×5）教育システムの改革に向けた企業・経済界の支援

### 【参考資料】

「財界総本山」と言われる経済団体連合会は、後述する九年中央教育審議会（中教審）答申を目前にした三月・五月、その教育改革提言を冊子「創造的な人材の育成に向けて」求められる教育改革と企業の行動」にまとめて発表した。そして、この提言は、経団連会長・豊田章一郎著『魅力ある日本』の創造<sup>(注15)</sup>の第七章としてその主要部分が再録されたとおり、日本を「活力あるグローバル国家」に改造するという経団連の国家改造構想の一環を成すものである。

ところが、この国家改造構想は、一節の2、3に前述した今日の国家社会の全面的改変を主導しているものである。そのことは、この『魅力ある日本』の創造構想が挙げている「規制の原則撤廃」、「競争政策の国際的ハイモナイゼーション」「新産業・新事業の創出」、「高度情報通信ネットワーク社会の実現」、「雇用関連規制の抜本的見直し」「世界最適事業体制の構築」・「ハイブリッド型産業構造の形成」、「グローバル・スタンダードとの調和を目指す金融・資本市場の整備」等の諸政策が、前記の閣議決定「構造改革のための経済社会計画」と近年のわが国政府の現実の政策を方向づけてきていることを見れば明らかである。

## 2、経団連「創造的な人材の育成に向けて」

同会の見解は、後述するように一五・一六期中教審答申に大きな影響を及ぼしている。まず、前掲の冊子の目次を示すと、次のとおりである。

〔創造的な人材の育成に向けて〕目次（大項目のみ）

### 〔本編〕

1 これから社会と待望される創造的人材

2 創造的な人材の要件と望ましい人材育成システムの

### はじめに

### 3 教育界への期待と教育改革の推進

### 4 企業の自己改革

### 5 教育システムの改革に向けた企業・経済界の支援

f・JTを中心とした能力開発を図るとともに自己啓発の支援を行う。待遇は、年俸制のみられるようになる。専門的業務から定型的業務を遂行できる人までさまざままで、従業員側も余暇活用型から専門的能力の活用型までいろいろな雇用柔軟型のグループで、必要に応じた能力開発を行う必要がある。待遇は、職務給などが考えられる。

### （3行略）

企業としても多様な雇用形態、待遇システムを用意することが必要である。

後に示す、財界の「複線型」の「複眼的な」教育システムによる学校教育の要求の根源には、日経連のこのような多様な雇用形態の想定があるものと思われる。

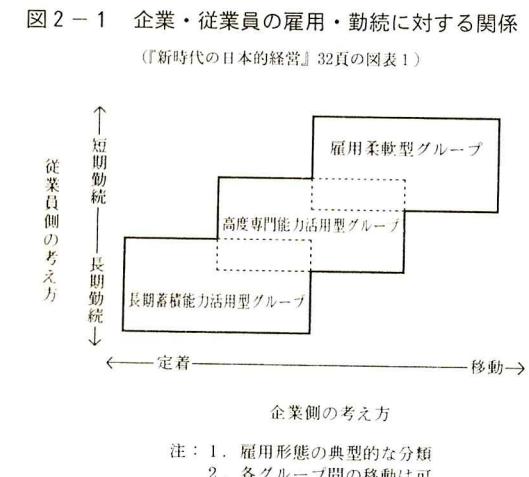


表 2-1 グループ別にみた待遇の主な内容 (『新時代の日本の経営』32頁图表8)

	雇用形態	対象	賃金	賞与	退職金・年金	昇進・昇格	福利施設
長期蓄積能力活用型グループ	期間の定ない雇用契約	管理職・総合職・技能部門の基幹職	月給制か年俸制 職能給昇級制度	定率+業績スライド ホイント制	なし	役職昇進 職能資格昇格	生涯総合施策
高度専門能力活用型グループ	有期雇用契約	専門部門（企画、営業、研究開発等）	年俸制 業績昇級なし	成果配分	なし	業績評価	生活援護施策
雇用柔軟型グループ	有期雇用契約	一般職 技能部門 販売部門	時間給制 職務給昇級なし	定率	なし	上位職務への転換	生活援護施策

### 1、教育にかかる規制緩和を進める。

各教育機関はその特色を十分發揮するとともに、学生・生徒の個性・素質などをいかした教育を行い、互いに切磋琢磨しながら教育内容をたかめていかねばならない。各教育機関が…カリキュラム編成の弾力化、学校選択の弾力化など教育にかかる各種の規制の緩和を進める必要がある。

### 2、教育機関の多様化・個性化を進め多くの峰を持つ教育体系を構築する。

学生の進路選択幅の拡大のため、編入枠や単位互換制度を拡充する。

### 3、複線的評価の大学入試を行う。

教育機関のピラミッド型の序列を助長し、教育を歪める最大の要因ともいえる受験戦争を是正するため、現在の大学入試を知識の量を点数で評価する形から、学生の思考力を含めた学力、関心、素質などを複眼的に評価する方式に改革する。例えば、大学入試センター試験は高校までの基礎学力の有無を判断する資格試験的なものとし、各大学毎の試験はそれぞれの求める人材に合わせ、論文、面接など選抜方法を工夫する。

### 4、思考力と体験を重視しつつある学校教育を行

う。

自分で目標・課題を設定し主体的に行動することができる子供を育てる。

新時代のリテラシーである、英語をはじめとする外国語やコンピュータ関連の教育を拡充する。

中高一貫教育の拡大などを通じて、ゆとりある教育を実現する。

世界をリードする独創的人材を育成するため、飛び級の実施拡大はじめ、優れた素質・才能を早期に見いだしこれを伸ばすための教育を試みる。

### 5、家庭の教育力を回復する。

家庭や地域は教育を学校任せにせず、各々の役割分担と相互の連携に基づき、適切な教育を行うことが求められる。……とくに、社会経験の豊かな父親が家庭教育に積極的に参加することが要請される。

#### 【企業・経済界の7つのアクション】（省略）

（2）はじめに  
来るべき二一世紀において、豊かで魅力ある日本を築くためには、社会のあらゆる分野において、主体的に行動し自己責任の観念に富んだ創造力あふれる人材が求められる。しかし、わが国の現状を見ると、教育制度はもとより、企業の人事システムなど社会全般においても、このような

創造的人材が育ちにくい状況にあり、このままでは世界における指導的国家の一つとして、活力ある日本を築くことは不可能といわざるをえない。

今後、わが国にとって、人材育成の面で、誰もが自分の目標を実現するに相応しい教育や進路を選択でき、その能力を最大限に発揮できるよう、『複眼的』で『複線的』なシステムを実現していくことが大きな課題となっている。

#### （3）1、これから社会と待望される創造的人材

（二）戦後の経済発展と人材育成  
(a) 平均的な教育レベルの引き上げを目指す現在の教育の下では、子供は、一定の学力水準を維持できない限り、特定分野でいかに優れた特質をもっていても、その素質を開花できずに終わってしまう。

(b) 進学は偏差値によってほとんど決められてしまうため、参考情報の一つに過ぎない偏差値だけで進路が決まってしまうかのような認識が高まり、個人が自らの人生を主体的に築いていく意識が薄れてしまっている。また、偏差値によって学校の序列化がなされるため、受験競争が過熱するという弊害も顕著になっている。

(c) 教育の課題は、問題解決の手法を知識として覚えさせる点に重点がおかれており、「じっくり考える」、「別の仕組みを工夫する」、「目標そのものを設定しなおすなど、

創造力の養成に不可欠な要素は重視されていない。その結果、総じて、人生の各段階における目標設定、自ら解決すべき課題の設定に不得手な人々が増大しており、同時に、社会全体としても目指すべきビジョンや問題解決のために新しい方法を立案することが不得手な体质に陥っている。

#### （二）これからの社会と人材育成

政府規制をあらゆる分野で撤廃・緩和し、以下のよう個人の創造力が最大限発揮できる社会に転換しなければならない。

①経済の分野では、リスクを伴う事業に果敢に取り組む人材、組織の創造的破壊を行う人材が、新しい産業や事業を次々と興して、豊かな国民生活、活力ある経済を実現していく。

また、ノーベル賞級の独創的な研究開発を行う人材が、わが国の研究水準を飛躍的に高め、「科学技術立国」として国際社会に貢献していく。

②社会においては、個々の市民が、自律的に公益活動を行なう市民活動団体（N G O、N P O）などに参加して、地球環境に配慮した循環型の経済社会活動システムの構築や豊かな長寿社会の確立などの諸課題に创意工夫しながら取り組んでいく。

（4）2、創造的な人材の要件と望ましい人材育成シス

## テムの基本的方向

### (一) 創造的な人材の要件

#### ①主体性

創造性の根本は、個人の主体性にある。これは、他者の定めた基準に頼らず、自分自身の目標・意思に基づいて、進むべき道を自ら選択して行動することである。

#### ②自己責任の観念

その一方、個人の自由で主体的な選択が、野放図となりず、社会的意義、価値を持つものとするためには、個人一人ひとりが選択に伴う責任を引き受けることが必要である。選択とは、もう一つのものを捨て去ることであり、自己責任とはいくつかの選択肢の中から自分の判断で選びとることである。

#### ③独創性

各界で新に独創的で卓越した人材たりうるか否かは、潜在的な素質や才能に左右される面も大きいものと考えられる。そこで、このようなくんに優れた素質や才能を持った人材を早期に見出し、これを集中的に育成していくことも、今後の課題として求められる。

#### 〈5〉 創造性育成に向けた規制緩和（参考資料）中。 項目を抜き書き）

(1)カリキュラム編成（の弾力化） (2)教材選択の弾力化・

## 自由化 (3)教員資格の一層の弾力化 (4)学校選択の弾力化

### (5)飛び級の実施拡大 (6)大学入学にかかる年齢制限の引下げ

(7)大学の自由裁量の拡大 (8)専修学校および外国の教育機関の卒業生への大学入学資格付与 (9)職業紹介業の自由化 (10)労働者派遣事業の自由化

以上の中で、〈3〉において、財界の従来の教育への批判及び新しい人材への期待とその「教育改革」の目指す社会として「政府規制をあらゆる分野で撤廃・緩和」した社会が示されていること、及び、〈1〉において、「教育改革」の中で最優先事項として「教育にかかる規制緩和」が挙げられ、その内容が〈5〉に示されていることが特に注目される。

### 3、経済同友会「学校から『合校』へ」

経済同友会は、九五年四月一九日、提言「学校から『合校』へ」を発表した。

この提言の要点は、次のとおりである。  
新しい学校のあり方として、「中核となる『学校（基礎・基本教室）』の周辺に『自由教室』と『体験教室』を配置して、それぞれをネットワークの形で統合する『合校（がつこう）』というシステムを提唱する」

#### 「基礎・基本」は『言語能力』と『論理的思考能力』を高めるための教科、それに日本人としてのアイデンティティ

を育む教科とに絞り込（む）」「文部省はこのこと（＝「基礎・基本」）のみに責任を持つ」。

「学校（基礎・基本教室）」の周辺には、音楽・美術・演劇などの芸術教科を楽しんだり、自然科学、人文・社会科の学習を多彩に発展させる「自由教室」を配置する。

「子どもたちによる『自由教室』の選択は文字どおり原則自由」、教員のほかそれぞれの分野の専門家や民間教育機関等が参加できるようにし、「指導要領」は定めない。

「体験教室」は、子供たちが自然や様々な他人と触れ合い、ぶつかるなど現実を体験するなかで、生きる力、生활する力を育む場である。こうして行事や部活指導を地域社会が引き受けるなど学校のスリム化を図る。

さらに要約すると、①教育の「基礎・基本」は、「言語能カ力」「論理的思考能力」「日本人としてのアイデンティティ」の育成に限り、文部省の監督下に置く。②自然科学、人文・社会科学の学習は、芸術などとともに、共通教育・共通教養から外して子どもの選択による自由に委ねる。③その他の学校教育はできる限りボランティアや家庭、地域社会に移行して、徹底的に学校のスリム化を図る、というものである。

この「合校（がつこう）」システムは、「教育にかかる規

制緩和」（前記経団連「教育改革」提言の第一にあげられている）のあり方を学校のあり方に焦点を当ててそのイメージを鮮明にした、言わば財界なりの一つの「理念型」と言い得るものである。経済同友会は、これを次に述べる第一五期中央教育審議会の「二一世紀を展望したわが国の教育のあり方について」の委員発令の直後、審議開始の直前に発表した。中教審審議の先導を意図したと見られる。

### 第三節 中教審答申「二一世紀を展望した

#### わが国の教育のあり方

##### 1、答申の基本的性格と主な具体的施策内容

文部大臣は一九九五年四月九日、第一五期中央教育審議会の委員を発令、同月二六日、その初総会において「二一世紀を展望したわが国の教育のあり方について」諮問し、その際

「①今後における教育のあり方及び学校・家庭・地域社会の役割と連携のあり方、②一人一人の能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善、③国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育のあり方」の三つを主な検討課

題として示した。中教審は九六年七月二九日、諮問の①、③への対応を中心に第一次答申、九七年六月二六日、②への対応を中心<sup>(注1)</sup>に第二次答申を提出した。

ここでは、この諮問と答申の基本的な性格と主な具体的施策内容を把握したい。

そのため、まず、九七年第二次答申の「第一章 一人一人の能力・適性に応じた教育の必要性と基本的な考え方」を見ると、そこには九六年第一次答申以降の審議をも経て改めて今次教育改革に対する基本的な考え方が述べられているが、その中でも最も本質的（エッセンシャル）な内容を示すと次のとおりである。

「経済や科学技術などの面で、我が国が自ら新しいフロンティアを開拓し、国際社会に貢献してゆく必要性が高まつており、個人の多彩な能力を開花させ、創造性、さらには独創性を涵養していくことは、教育における極めて重要な課題となっている。」

「個人の多様な選択を認める豊かな成熟社会にあっては、教育においても子どもたち自身、あるいはその保護者が主体的に選択する範囲を拡大していくことが必要となる。」

「選択の自由には『自らの判断で選択し、行動したことには、自らが責任を負う』という自己責任の原則が伴っているということを忘れてはならない。」

「これまでの教育において支配的であった、あらゆるこれについて『全員一斉かつ平等に』という発想を『それぞれの個性や能力に応じた内容、方法、仕組みを』という考え方へ転換し、取り組みを進めていく必要がある。」

「現行の学校制度については、その複線化構造（ママ）や柔軟化・弾力化を進め、子どもたちや保護者の主体的な選択の範囲を拡大していくことが、一人一人の能力・適性に応じた教育を展開する上で重要であると考える。」

以上の九七年答申の基本的な考え方を前述の経団連「創造的な人材の育成に向けて」と比較してみると、まず、経団連が「教育改革」にあたって重視している、「主体的に行動し自己責任の観念に富んだ創造力あふれる人材」、「複眼的」で「複線的」なシステム、「科学技術立国」によるわが国、「国際社会（への）貢献」、「自分自身の目標・意思に基づいて、進むべき道を自ら選択して行動すること」、「個人一人ひとりが選択に伴う責任を引き受けること」などの考え方は、上記中教審答申の「基本的な考え方」と一致もしくは著しく近似している。

次に、九七年答申が提言した具体的な内容を見るところ、次のとおりである。

①選抜方法の多様化、評価尺度の多元化、調査書の活用、推薦入学の推進、大学秋季入学の拡大、大学生募集・選抜

業務を行うアドミッション・オフィスの整備など、大学・高校入学者選抜を改善する。

②学校制度の複線化構造を進める観点から、中高一貫教育の選択的導入を行う。公立一貫校では入学者選抜で学力試験を行わない。

③才能、個性を引き出す観点から、数学、物理の分野で稀有（けう）な才能を有し、高校に二年以上在学した一七歳以上の者に大学入学資格を認める。

④高齢社会に対応して、学校と高齢者福祉施設の連携や授業における子どもと高齢者の触れ合い、教員養成での介護・福祉施設体験などを促進する。

これを同じ経団連提言の「教育界・行政・家庭への五つの提言」と比べてみると、前記の四つの中の三つまでが、経団連提言にある「複線的評価の大学入試を行う」「中高一貫教育の拡大などを通じて、ゆとりある教育を実現する」「飛び級の実施拡大はじめ、優れた素質・才能を早期に見いだしそれを伸ばすための教育を試みる」等をほとんど丸ごと採用したと思われる内容となっている。

以上の二点を、本稿既述の動向、すなわち臨教審以来の「教育改革」の進展、九〇年代以降のグローバル化、「規制緩和」、「競争政策」に向けての国家社会の大改変、それに応ずる財界の新しい人間像・人材・労働力要求という動向の中に

位置づけて判断するならば、結局、次のように言うことができよう。

今次中教審答申は、「一人一人の能力・適性に応じた教育」「個人の多様な能力の開花、創造性、独創性の涵養」を目指して、「学校制度の複線化、柔軟化・弾力化」をすすめ、「それぞれの個性や能力に応じた内容、方法、仕組み」をつくりだし、「子どもたちや保護者の主体的な選択の範囲を拡大していく」としている。これは、大局的には、グローバル化、「規制緩和」、「競争政策」に向けての国家社会の大改変に対応して、財界の教育改革要求に応えるべく政府・文部省が教育体系の再編・創造への基本方針を示そうとするものである。その本質的な内容は「進むべき道を自ら選択して行動」し「選択に伴う責任を引き受ける」人材の育成、「独創的で卓越した人材」の開発、「長期蓄積能力活用型」「高度専門能力開発型グループ」「余暇活用型から専門的能力の活用型までいろいろいる雇用柔軟型」等の多様な労働力の形成、教育における規制緩和、学校のスリム化等である。

## 2、中教審「教育改革」の構造

以上のような中教審「教育改革」の諸点は、今後さらに全面的かつ詳細に批判してゆくべき課題であるが、次に、中教

審「教育改革」全体を構造的にどう把握するかについて述べて、これに対抗して民主主義的な教育改革を構想してゆくための一助としておきたい。

①中教審の展望する社会は、グローバル化してゆく規制緩和・競争社会である。

②その「教育改革」の目的は、規制緩和・競争化・グローバル化社会で求められる能力・雇用形態の多様性に応じた多层次・多様な人材・労働力の育成である。

③中教審の意図する教育は「一人一人の能力・適性に応じた教育」である。これは、言葉の意味からして、子どもの学習及び発達の活動を直接的に組織し指導し援助する教育の方法を中心としているが、それと結びついた教育の内容・仕組み（制度）を含めた教育全体の総括的あり方を指して使われている。

④このような教育のシステム化が、「学校制度の複線化構造・柔軟化・弾力化」ないしは『複眼的』で『複線的』なシステム化である。

⑤この「教育改革」が、法的行政的問題を含めて第一に重視している課題が「教育の規制緩和」である。

⑥「学校のスリム化」は、以上のような改変を経済財政的問題を主として学校レベルで実現しようとするものである。

なお、経済同友会提言の「合校」は、以上の⑥を中心に①

臨教審以来の政府・文部省ないし財界主導の「教育改革」が、言うほどの成果を上げておらず、むしろ広範な批判と抵抗さえ引き起こしているのは、それが教育に相応しい民主主義的な方法・手続きによって行われていないだけでなく、場合によつては多くの生徒・父母・教職員の民主主義的な教育要求や批判・抵抗を非民主主義的に押し切つて進められているからである。

望ましい教育のあり方は、学級のレベルでは子どもの意見・権利と父母の指導・助言を尊重した教師と児童生徒・父母の相互の信頼と協力、学校のレベルでは学校の管理・運営への生徒・父母参加と学校の自治、国・地方のレベルでは教育行政への親・生徒、教職員の代表参加の制度を含めて、児童生徒学生・父母、教職員、科学・文化・スポーツ等の専門家、一般住民・国民等が改革の主体として民主主義的に参加する組織と制度の下で創出されてゆくであろう。そして、そのような組織・制度がほとんどできていない現状では、そのような組織・制度の形成を追求する主体の運動として特に各学校における生徒・父母、教職員の実質的な協議組織、地域・全国レベルにおける公教育父母組織の形成が望まれる。

第二には、教育改革の理念が重要である。実態を認識し支配的動向を批判するだけにとどまらず眞の改革を構想する時には、改革の指針として立てるべき教育理念が必要になる。

⑤をも含めた総合的「教育改革」を学校・地域レベルで構想した理念型であると言えよう。

①、②はどのような国家社会・政治経済制度が望ましいかの問題である。規制緩和・競争社会構想はわが国を帝国主義化の完成に導くものであるとして批判し「新福祉国家」への構想をもつて対抗するべきであるとする『講座現代日本』（大月書店）における渡辺治氏・後藤道夫氏等の見解<sup>[注2]</sup>や、日米安保条約をなくし世界平和に貢献することなどを主とする政治的対案<sup>[注3]</sup>等があり、検討の対象とすることができよう。

③以下は教育に固有の問題である。「教育改革」では直接的には④の学校制度改革が主として問題とされる。⑤、⑥は、「教育における福祉国家的枠組み破壊」の諸問題を生じさせ、それへの「対抗」が課題となる。

### まとめに代えて

本章の終わりに当たって、中教審「教育改革」に対抗して、民主主義的な教育改革を全体としてどのように推進してゆくべきかを述べて、まとめに代えたい。

第一には、教育改革の主体の形成・発展が重要である。

理念に基づき理念に向かって接近する日々の努力を欠くならば、現状に対するいかなる抵抗も批判も指針を持たないままに結局は状況悪化の潮流に押し流されざるを得ないからである。

現代日本における民主主義的教育改革の理念は、憲法・教育基本法の精神を踏まえ、それを一九八九年国連総会で採択された「児童（子ども）の権利に関する条約」によって発展させることのうちに求めることができよう。教育基本法は「日本国憲法の精神に則」るものであり（同法前文）、今日の「教育改革」を始動させた臨教審も「教育基本法の精神にのとり……同法に規定する教育の目的の達成に資するため」（臨時教育審議会設置法第一条）設置されたものであつて、憲法・教育基本法の精神を教育改革の理念とすることは、建前上はほとんど異論のないものである。また、子どもの権利条約も、わが国国会で全会派の賛成をもつて制定されたものであり、これまた建前上ほとんど異論のないものである。<sup>[注4]</sup>

もつとも、教育基本法は、真理、民主主義、平和、勤労、健康などを普遍人間的価値として認めこれに基づく各個人の人格の可能な限りの発達及び平和的な国家および社会の形成者としての資質の育成並びに普遍的にして個性豊かな文化の創造を教育の目的理念としているが、臨教審はそれを歪めて超越的な価値の追求、自己責任、非合理的伝統的国家意識の

涵養を強調した。また、子どもの権利条約は条約が定めてい る場合に限り、かつ法律によるのでなければ子どもの表現、 情報や集会、結社の自由は制限することができないと定めて いるが、わが国政府及び最高裁は、学校は教育目的達成のた めであるならば法律の根拠に基づかなくても子どもの権利を 制限できるという見解を示し続けている。<sup>(註5)</sup>

もちろん教育理念は、新しい時代に向かってさらに豊かに 発展させてゆくべきであるが、その可能性は、教育基本法や 子どもの権利条約の規定と立法趣旨に基づいてその理念の理 解を広め深め、このような臨教審、政府、最高裁等の歪んだ 解釈・適用を克服してゆくこととともに開いてゆくことがで きると思われる。

第三に、民主的教育改革のためには、それに相応しい教育 課程及びその構成要素としての教育の内容・方法のあり方を 明確にすることが重要であると考えられる。いかなる優れた 教育理念も日々の実践に具体化されなければ意味がないが、 現代のように、大規模な公的制度の下でその一環として行な われている教育実践は、一連の教育内容とそれに応じた方法 によって一定の目的・目標を多少とも一貫して追求するので なければ概して充分な効果をあげ難いと思われるからである。 今後、この観点から、まず、教育内容改定政策を中心として 中教審第一次答申を検討・批判し、次いで、それを批判克服

するため、民主教育における教育内容と方法の基本的なあり 方の解明に取り組んでゆくこととしたい。

第四には、学校体系、児童生徒学生の資格・権利義務等に かかる制度、教職員制度、教育行政機構、教科書・教材その 他の諸々の制度、教職員の配当という人的条件や教育の物的 財政的条件等も当然ながら教育改革の課題として重要である。 現実の学校教育の改善改革はこれらの制度や条件の改善充 実を欠いては少しも事を前進させ得ない。これらの制度や条 件の改善充実の方向と内容・程度、その優先順位等は、生徒 児童学生・父母、教職員、その他の人々が日々、学習・教育 の理念やそれに沿う内容・方法に基づいて明らかにしてゆく べきものと考えられる。

(注)  
 (1) 「臨調基本提言」一三六頁。  
 (2) 前掲書一七一・二〇頁。  
 (3) この間の事情については、拙稿「臨時教 育審議会「教育改革」の本質」・拙著『子ども の権利と学校教育の改革』九五年・かもがわ出 版(初出 大阪保育研究所『大阪の保育研究』 第二号、八五年三月)、参照。

(4) 「臨教審だより」通巻五号一八頁。当初 「個性主義」と言っていたものを第一次答申の 「個性重視の原則」と言い変えた。臨教審を 参照。また臨教審「審議経過の概要(その3)」 の(図2)「二一世紀に向けての社会・文化の変 化と教育の対応」は「自由化」による「社会の変 化の内容」として次の五つを挙げている。経済・社会的活動の規制緩和、民間活動導入、競争原理の強化、自律・自己責任の重視、社会の統合力や規律の低下、責任感や自恃の精神に乏 しい「イーミズム」が広がるおそれ(『臨教審 だより』通巻五号三〇・三一頁)。

(5) 前掲「臨教審だより」通巻五号一六頁、 同旨一頁。  
 (6) 上な「改革」は次のとおり。

【初等・中等・高等教育にわたって】学校週

五日制の導入・拡大(九二年三月および九五 年三月の省令改正等)  
 【高等教育・研究機関について】大学審議会 の設置(八八年九月学校教育法改正)大学・ 短期大学・高等専門学校の設置基準の大綱化 (九一年六月省令改正)独立研究科等大学院 の多様化の促進(八七年五月国立学校設置法 改正)学位授与機構の創設(九一年四月国立 学校設置法の改正)大学入試制度の改変  
 【教員養成について】教員初任者研修の実施 (八八年五月教育公務員特例法および地方教 育行政の組織及び運営に関する法律の改正)  
 【初等・中等教育について】学習指導要領の 改訂・小学校低学年理科社会科廃止生活科の 新設・中学校選択教科の拡大・日の丸掲揚君 旗代齐唱指導の明文化(八九年一月省令改正 および文部省告示「新学力観」による指導 要録の改訂九一年三月省令改正)六年一貫公 立中等学校の発足(九四年四月)・宮崎県立五 池瀬中学・高校

【高等学校について】修学年限の弾力化・技 能教育連携の拡大(八七年一月)単位制高 校総合学科の創設(九三年三月高等学校設置 基準改正)特色ある学校づくり・多様化・推 廉入試その他高校入学者選抜制度の多様化

(7) この間の政治経済社会状況について、工 作「混迷の日本経済を考える」(九六年・新 日本出版社、渡辺治・後藤道夫編『講座現代日本』本出版

藤晃『混迷の日本経済を考える』(九六年・新 日本出版社、渡辺治・後藤道夫編『講座現代日本』第4巻二 (23) 以上に関しては、本書第一章で詳論のと おり。

(24)、(25) 摂著『子どもの権利と学校教育の改革』（九五年・かもがわ出版）の全篇は、「これらの点を説いたものであるが、中でも特に、同書第一部第一章「教育基本法の教育目的」、第二部第二章「臨時教育審議会の『教育改革』と道徳教育政策」、第三部第二章「子どもの権利と学校の規律機能—子どもの権利条約批准にあたっての『学校』法外特殊部分社会』論批判」を参照されたい。

## 第三章 学校教育の改革と共通教育 ——奥平康照氏の「学校論の転換」批判——

## 第一節 奥平氏の共通教育内容廃止論

### 1、その要点と特徴

奥平康照氏は、『講座・学校』（柏書房）第一巻『学校とはなにか』の第二章「学校論の転換」の終結部分で次のように述べている（五四頁、五八頁）。引用中の括弧書きは奥平氏）。

「共通教育内容の中身を替えるのではなくて、共通教育内容（の強制）そのものを廃止するトすれば、そのあとにどのような学習形態と組織がうまれるのか。」

「対話と協同・共同を基本とする新しい教育・学習の形と場が求められている。教育・学習共通内容がたとえ真性の共通文化だとしても、共通内容の教育・学習による平等は、分け与えられる平等である。それに対して自分の世界の課題を分析し理解していく協同の仕事としての学習によって期待される平等は、つくりだし続ける平等である。」

この奥平氏の所論は、①共通内容教育の際の「強制」の有無、その水準や態様に関わりなく「共通内容の教育・学習そ

の一つは、文化全体の拒否に関する次の記述である。

「いざれの論者も、教育内容の何處がどのようにどの集団のどのような文化と親和的あるいは疎遠・対立的なのか、明らかにしていない。そこに不満と不信をいだく人がいるかもしれない。しかし、ウイリスが言っているように、反抗グループにとって受け入れることができないのは、一つひとつ授業のやり方や内容ではなくて、学校文化全体なのである。その意味するところは、文化の存在や教育・学習は全体的文脈の中にあるのであって、そこを離れてはほんとうは成立しないということではないだろうか。」

そうであるとすると、共通文化・教育内容という考え方には、文化や教育に私的あるいは階級的利害を持ち込もうとする企てに対しては有効な批判の基準であつたし、いまもなお重要な基準であるけれども、生きて働いている文化あるいは教育内容としては、そのような中性的中立的脱文脈的な共通内容は存在せず、特定集団の存在・活動過程と結びついてあり得るだけであるということができる。（四六頁）

右にみられる、「一つひとつの授業のやり方や内容でなく学校文化全体」の受け入れ拒否を容認し、生きて働く共通教育内容の存在を否認する奥平氏の論法は是認できない。

文化や教育・学習内容の内容区分をせずに「全体的文脈」

のものの廃止、②共通教育内容を求める実践する思想、実践、研究、運動の廃止、③共通文化の教育及び共通教養の形成を含む共通教育の廃止を説くものであり、「過激」である。

この①、②については、右引用部分で「強制」の語の存否は所説の本質に関わらないかのように括弧で括られていること、同氏所論には国、学校、教師等いずれの、どの水準の、いかなる態様の「教育内容の強制」を廃止するかについての言及は一切ないことから文字どおりの「共通教育内容の廃止」と考へざるを得ないのである。③については、所論の小見出し「学校文化としての『共通文化』『共通教育内容への疑い』」（五五頁）及び『共通文化からの自由』の後に来る新しい学習は何か（五三頁）から概ね推察され、後述2及び4における所論からの引用によつて確かめられよう。

それでは、なぜ共通教育内容を廃止することが必要、必然または適切であるのか。從来の「民主教育」の思想の基本を覆すような重大な見解を述べながら、奥平氏はその論証をほとんどしていない。そのこと自体、大いに問題である。

やむを得ず、共通教育内容廃止の理由またはそれに関連する同氏の記述を敢えて求めてそれを検討してゆく。

### 2、文化全体の受け入れ拒否、文化の普遍性の否認

においてだけ考へるのでは、当該文化を一定の普遍性を有するものとして認めその伝達と継承を意図的に行ってゆくことは不可能となる。文化は、各個人が習得・形成した感情や思考、行動の様式が当該個人を超えて集団や社会に伝達・継承されるものである限り一定の人間共通性を含んでいる。それを特定の集団・社会の限界を超えた、より人間普遍的な文化として伝達継承発展させてゆくには、文化の内容を区分しそれに応じた主体の感情・思考・行動の様式を意識的に明らかにしてゆくことが必要である。

教育・学習内容に問題があるとしたら、その「何處がどのようとの集団のどのような文化と親和的あるいは疎遠・対立的なのか」を明らかにすることは必要である。それを抜いては既成の文化的拒絶や破壊、異なる文化間の相克等が見込まれるだけである。文化の普遍的内容の普及創造の意識的自觉的追求は、平和や社会進歩のために必要であり、対話や協同、共同による教育学習に際しても必要である。

文化の普遍的内容の意識的追求の必要性は特に科学では明白である。科学は、人の意識に与えられた現象を未分化なまま全体として問題とするのではなく、その特定の部分を認識の対象とすることによってその知識体系の実証性と合理性による検証を可能とし、認識結果を主体の主観による制約を超えた普遍的真理として社会的に認識伝達発展させるのである。

### 3、普遍的人間的発達過程に準拠する 教育過程の否定

共通教育廃止の理由に関して検討する奥平氏記述の二つめは、人間の普遍的発達に関する次の所論である。

「現実には普遍的一般的人間は存在しない。人間の普遍的発達も現実には見ることができない。そして人間共通の発達過程と見られてきたものは、実は特定社会集団（多くの場合支配的社会集団）の子どもの発達を基準にしているのではないか」という疑いが出てくる。

そのような疑いが本当であるとすれば、学校は普遍的人間的発達過程に準拠して教育過程を構成しているように見えながら、実は特定社会集団の子どもの発達と自立過程を基準にして、その集団に適合的に編成されていると言える。これは学校論に新しい視点を要求する。」

以上を一つの理由にして奥平氏は「普遍的人間的発達過程に準拠して教育過程を構成する」ことを見限るようである。

①しかし、学校が普遍的人間的発達過程に準拠して教育過程を構成しているように見えながら実は特定社会集団に適合的に編成されているというのは、何も最近の発見ではない。国家社会の全体が、その部分的共同性によって、全体を貫いて特定階級の利益に資するという階級性を隠蔽しているとい

うことは、階級社会理論が古くから教えていることである。

同時に、現代では基本的人権の尊重や国民主権・議会制民主主義の一定の発展によって国家や学校による階級階層移動や人民一般の福利の実現の現実的可能性が増大している。日本国憲法の下で人々が平和や一定の生活の向上を享受しており、教育基本法・学校教育法等の下で学校は、例えば計算や積算の九九から分数の加算へ、分子構造の理解から化学変化の分子式の理解へなど、一定の程度で現代における普遍的人間的発達過程に準拠して教育過程を構成してきている。

上記の奥平氏の言説は、現代学校が一面では部分的にせよ萌芽的にせよ、普遍人間的な発達過程に準拠しているという側面を軽視、看過ないし捨象したものとなっている。

②学校がある範囲で特定社会集団の子どもの発達と自立過程に適合的に他の集団には非適合的に編成されているのは否定し難い事実であるが、前記引用によれば、奥平氏はそれを理由に「所詮、普遍的人間的発達過程に準拠して学校の教育過程を構成することなど不可能であり、そのようなことを追求するのは虚妄である」という見解に組するように見える。

しかし、「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」という教育基本法前文の規定も示すように、学校を「階級・民族・ジェンダーなど、それぞれの子どもに固有の生活特性を承認しそのよう

な主体の学びを可能とする場」とすること（奥平氏）と、普遍的人間的発達過程に準拠して学校の教育過程を構成することは、二者択一的に捉えるべきことではない。前者を実現するために適切な後者のあり方が求められるのである。

③「現実には普遍的一般的人間は存在しない。人間の普遍的発達も現実には見ることができない」という言説は、「馬一般は存在しない。存在するのはあれこれの個別的、特殊的な馬だけである」という古い詭弁に通じる。例えは、人間は個別性や特殊性を有したあの人、この人として存在するが、だからといって普遍的な人、すなわち生物の類としての人類の存在は否定されない。

④もし奥平氏が「普遍的人間的発達過程に準拠して学校の教育過程を構成することはできない」などと言うとすれば、是認し難い。死ぬという普遍人間性を前提にして人が生きることが当然であるように、認め得る普遍的人間的発達過程に準拠して学校の教育過程を構成することは当然である。

#### 4、「社会公認の価値や文化、教養」の一括廃棄

共通教育廃止の理由に関連する奥平氏所論の第三は、社会公認の価値や教養に関する次の記述である。

「社会的変動期には伝統的権威が地に落ち、社会公認文

化への対抗文化がうまれるということが歴史の常であった。現代も同じ経験を繰り返そうとしているのだが、しかし注意すべきは、新しい権威が登場して、新しい共通教養が承認されて、新しい大人が新目標を設定して、新時代の教育がはじまるというように、中身を入れ替えて旧来の形式が息を吹きかえす、というようには今回はならないだろうということである。

共通教育内容の中身を替えるのではなくて、共通教育内容（の強制）そのものを廃止するトスレバ、そのあとにどのような学習形態と組織がうまれるのか。（五四四頁）なぜ、今回は新しい教養が承認されないのか、なぜ、今回は共通教育内容そのものを廃止するのか。その理由らしきものを求めるト、直前に次のような記述がある。

ミラーが「子どもを外からの目標や理想によって拘束することを否定し、ありのままの子どもを共感的に受け入れ、相互に学び合う自由な関係」を求めたことは、「社会的共通文化＝教育内容の否定に対応する。」

ニールが「学ぶと学ばざるとは完全に子どもの自由にしておかねばならぬ」と述べたことは、「それぞれの所属社会集団の価値と文化の尊重に対応する。」

「社会的に公認された価値や権威のゆらぎが、大人と子ども、親・教師と子どものあいだの、また教育目標設定

と学習の自由との間の伝来の関係をゆさぶつてゐる。

奥平氏はミテリやニールに共鳴して、現代は社会公認の価値

や又作教養概念の「けうりき」の時代だと考へ子どもをから目標や理想によつて拘束するべくなく学ぶと学ばる二は完全にござるの日一二一九三〇年十二月二二日

しかし、「權威」はともかく、ここで「社會的」な権力をもつてゐる。

た価値や教養概念」と言うのは何を指しており、それがどのようにゆらいでいると言うのだろうか。教育基本法の謳う真理、民主主義、平和や、子どもの権利条約の、子どもや親の権利の尊重、自然環境の保全等の価値も揺らいでいると言ふのか。そうだとすればそれはどのような意味においてであるのか。価値や文化、教養の具体的な内容を区分けすることなく一括してその「ゆらぎ」を問題とするという奥平氏の発想は、前述の文化的受容拒否の容認に通じている。

もし子とともにその学習を一切の目標や理想から自由にするべきだとはすれば、およそ社会制度としての教育は不可能になってしまう。私たちが直面している課題は、一切の制度のない世の中や一切の制度から自由な教育の実現ではなく、よ

な言説」(三三二頁)である。それゆえ、その本質は「学校否定論」であり、「現代学校批判論」はその現代版である。ゆえに同氏の言う「現代学校批判論」には概念上、「学校改革論」「すなわち例えればフレネ教育や日本の「学校づくり」実践等、学校改革を求める立場からの学校批判論は含まれない。

「学校論の転換」の構成も、上記の問題意識を受けて半ば以上が現代学校否定論に基づく内容となっている。「1」、「3」の構成部分のうち「2 学校論の新しい段階と近代学校の基本的枠組み」までの内容は「現代学校批判論」の紹介と援用によって「近代学校の基本的枠組み」を問い合わせしその崩壊を論ずることに終始している。その内容の大半の要点はすでに引用し批判を加えてきたとおりである。

しかし、純正の学校否定論によつては学校新生の可能性は論じ得ない。奥平氏は所論の「3 現代学校新生の可能性」において、セレスタン・フレネ、パウロ・フレイレ、エヴァ・レット・ライマーらの思想と実践を援用して、共通教育内容の廃止のあとに対話と協同を基本とする新しい教育・学習の形態と場が求められていると結んでゐる。ところが、フレネとフレイレの所論は現代学校否定論ではなくて現代学校改革論である。そして、同氏はこの現代学校否定論依拠から学校改革論導入への基調の転換を説明する論理を示していない。その上、「共通教育内容の廃止」を説くにあたつて、奥平

故意的導入等

奥平氏の「学校論の転換」の問題意識は、「はじめに」に見られるとおり「現代学校批判論」に依拠している。

「いま巷には学校批判の言説があふれている」。

現行の学校が遺傳している古典の原因は、近代学校の原點にある。近代学校の依つて立つ基盤そのものが問題発生の原因である、という論」が現れている。「これは重大なことである。なぜなら、現在の私たちの学校は近代学校の一つの形であり、近代学校の原則を前提として成り立っている。しかも完成度に近いものである。その原則が問題は、らみだというのだから……」

なお、奥平氏がここで「学校批判論」と言つているのは、

「学校はそもそも階級再生産の装置であるとか、学校は特定の階級文化を普遍的文化であると教え込むところであるとか、さらには、目標をもって子どもに働きかけることこそが子どもの悲劇の原因であるなどと、学校そのものを否定するよう

氏がフレネ（教育）やフレイレ、ライマーの思想や実践を援用するその仕方は、各所論の基調と論理を踏まえた上でのも

のではなく自己の都合に合わせた恣意的なものに見える。  
フレネは、興味・関心・課題意識等に基づく子どもの個性的で自主的自律的な学習とその交流や協同、共同を組織し指導

導することを重視し、その反面、子どもの学習の自主性自律性を損なうような画一的教育内容の一斉授業は極力排した。これを高く評価しフレネ教育の特長の攝取に現代日本の学校新生の可能性を求めるについては奥平所論には異存はない。しかし、フレネ教育は、「共通内容教育の廃止」の論拠とはならない。フレネは次のように述べている。

「我々は科学や成熟したものから系統的に出发して子どもたちへ降りてゆくようなことはしない。それとは逆の道をゆくだろう。子どもとはどんなものかを考え、子どもに固有な興味や要求、理屈や特別な考え方をとらえ、発達を援助するだろう。成熟した科学まで我々の援助で高まらせる環境と手段を組織し、準備するのだ。」(Plus de maîtrise scolaire, 1928. 佐藤広和『生活表現と個性化教育』 青年出版社)

木書店 ナカ販による

群はそれを子どもたちが自主的自律的に学習するためのものと思われる。また、フレネは子どもに詩の暗唱やレジスタンスの学習などの課題を課しており、フレネ教育で一切の教育内容の「強制」が排除されてきたのではない（佐藤広和氏談）。さらに、フレネ教育は全国共通教授要目による中央集権的フランス教育行政下の公立学校で始められ主としてそこで発展してきたのであって、その実践は共通教育内容そのものの廃止のあとでの実践として追求されたのではない。

フレイレーは、ブラジル、チリで成人を対象に識字教育を行った。ギニア・ビサウでの農民大衆を対象とした教育では「労働過程とその社会的構成の分析や、前資本主義・資本主義・社会主義などのさまざまな生産様式の学習」にまで及んでいた（伊藤周解説、フレイレー『被抑圧者の教育学』一九七九年・亜紀書房・三〇〇頁）。フレイレーが共通文化の教育や共通内容教育を重視していたことは明らかである。

ライマーは、『学校は死んでいる』で学校を「段階づけられたカリキュラムの学習のために、教師が監督する教室に特定の年齢群のものが當時出席することを要求する機関」と定義し、その現代的存在意義を否定している（一九七一年。松居弘道訳・晶文社・六〇頁）。しかし、彼は次のとおり、普遍的な価値や文化に基づく共通教養や主権者としての共通能力の形成を重視しており、この点、奥平氏とは違っている。

## 第二節 学校教育の改革と共通教育

それでは、何故、共通内容の教育は必要なのであり、その内容としてはどのようなものを考えるべきか。

### 1、子どもの自主・協同学習と民主主義

一九六年七月の第一五期中央教育審議会第一次答申は、次のような学校教育改革方針を示している。①「これからの中学校教育の在り方」として、「知識を一方的に教え込むことになりがちであった教育から、子供たちが、自ら学び、自ら考える教育への転換を目指す」「学校ですべての教育を完結するという考え方を探らずに……生涯学習の基礎的な資質の育成を重視する」「ゆとりのある教育環境で『ゆとり』のある教育活動を開拓する」「教育内容を基礎・基本に絞り……その確実な習得に努めるとともに、個性を生かした教育を重視する」。②「教育内容の厳選によって時間を生み出し、『総合的な学習の時間』を設けて『横断的・総合的な指導を行う」。見られる言葉の限りでは、まことにもつともである。

「人々は言語の批判的な使用を学ぶ機会を与えるなければならない。……この世界における自分の利益を護り、自分がおかれた状況を、それに對して意味ある行動が取れるほどに理解するために必要な、最低限の言語能力というものがある。自然科学、政治、経済、心理学を多少は知らなければ、こういう能力を身につけることはできない。」（同前・一六四頁）

「自由、公正な世界において、あるいはそういう世界の実現に向かう過程においては、一つの社会における普遍的な諸価値が如何に創造、配分され、その創造、配分の方法が如何に決定されるか、すなわちその社会が如何に統治されているかを、その社会を構成する全員が知らなければならぬ。」（同前・一六八頁）

以上のように、文化の普遍性、普遍的人間性に準拠する教育過程および社会公認の価値や教養等についての奥平氏所論には問題があり、「学校論の転換」にはその終始を一貫する立論の基準が見られない。要するに、奥平氏の共通教育内容廃止論には理由がないと考えられる。

学校での定められた学習内容を思い切って厳選縮約して子どもたち青年たちにゆとりをもたらし、教員が一方的画一的に提示する既成の内容の一斉学習が支配的な状態から、子どもたち青年たちが自ら学び、自ら考える教育へと学校の基調の転換を図ることは、日本の教育改革の重要な課題である。

この点では、私たちは、子ども各人の興味・関心・問題意識、課題意識等に基づいてその自主的自律的な学習を指導するとともにその交流や協同、共同を組織し指導し援助するとともにその教育の特長を大いに攝取すべきである。

その限りでは、既述のようにも奥平氏所論にも異存はない。しかし、問題は、現代社会の中で尊厳に値する人として生きてゆくのに必要な学力や教養をどう形成するかである。

この観点から見ると、上記中教審答申は、①「生きる力」というが、現代日本社会でより人間らしく生きてゆくのに必要な能力の特質を示していない、②教育内容の厳選の「視点」は示しているが、厳選の「原理」を示していない、等の点で根本的な問題を有している。

ところで、この中教審答申を含め、現在の「教育改革」は、八四年の臨時教育審議会設置の前後に始まる「評価の多元化」「学歴社会の弊害の是正」等を謳い、受験競争の過熱や偏差値偏重教育を批判する形をとり「学校教育の多様化」を推進するいわゆる「一元的能力主義」から「多元的能力主義」へ

の転換路線の中にある。その基本にあるのは、八五年六月の臨教審第一次答申の「個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち個性重視の原則」である。

この「個性重視の原則」は、そのはじめに「個人の尊厳」をかかげてはいるが、その実質は「各個人はそれぞれ独自の個性的な存在である」という意味での「個性の重視」であり、かつ、「自由」を「自律」に、「自律」を「自己責任」へと絞り込みながら強調している。結局、それぞれに個別差異的特徴はあるが普遍的人間性には欠けた孤立競争主義的人間の育成を目指すものである。これでは一芸に秀でているが他人を蹴落として平気な人や、将棋の桂馬や角のように特長はあるが指し手が上手く使ってくれるのを待つしかない人を育てることになってしまふ。

現代社会で人としての尊嚴を有する生活をするためには、各人が自立して生活できるだけの知的精神的自立能力や職業・労働能力を有するとともに、他の人々との協同や共同の中で互いを尊重し合い自分や他人の特長を自分の幸せや他の人々の幸せに結びつけることができなければならない。そのためには教育によって、実際生活に必要不可欠な基礎的学力をすべての個人が習得できるようになるとともに、憲法や教育基本法、子どもの権利条約の謳う普遍的な人間的価値に基づく一定の基礎的教養を等しく育てることが必要なのである。

## 2、共通学力・共通教養の教育の内容と方法

まず、共通学習教育内容を取えて例示すると、次のような知識・理解・技能等の一般的基礎的基本的内容が挙げられる。

日本語の読み書き文法、比例、方程式、変化率、物体の運動・万能引力、確率、電磁気の基礎知識、分子の構造や化学式、生物進化、宇宙の構造、六大食品群と栄養・カロリーの基礎知識、人体の機能と構造・健康の保持、暴力の廃止、営業・労働・契約・相続等に関する法規の基礎、国民の権利と義務、国会と内閣、地方公共団体、条約、世界の平和、核兵器の廃絶、地球環境の保全、文学・音楽・美術の基礎に関する知識、技術・技能、日本国憲法の主な内容の理解、そのための主な条文の読解力、アジア・太平洋戦争や原爆被爆、戦後改革、教育基本法、サンフランシスコ講和条約、日米安保条約、国際人権規約、女子差別撤廃条約、子ども権利条約、等の要点。

次に、共通教養の内容としては、近代以降の科学と民主主義の基本が重要である。敢えて述べれば、例えば、次のような精神や思想を、科学の実証性と合理性に基づく知識と理解、実践や実験によってに各人の生活原理にまで内面化したもの

こそ現代日本で必要な共通教養と考えられる。

- ①地動説的物理学的天体観 ②原子論的な物質觀物体観 ③進化論的生物学的人間観 ④考古学、歴史科学、経済学に基づく社会観 ⑤基本的人権・両性の平等・子どもの権利の尊重の精神と主権在民の思想 ⑥異なる文化・人民・種族・宗教等に対する理解と寛容・平和・友好の精神 ⑦自然環境保護の精神

高校修了時くらいまでに学習・習得すべき内容と考えるべきであろう。その習得は言わば山頂をめざすようなものでそこには多様な道筋や方法があつていいのである。

なお、教養は、対象に関する個別具体的な知識や理解といふよりはそれらが総合されて各個人の人格的あり方として内在化したものである。その形成に至るには多様な活動・道筋が可能であるとしても、究極的には、それを構成する一定の一群の要素的な知識や理解、実践的な技能を基礎としている。特に現代の教養には科学的知識や理解、技能の一般的基礎的内容が不可欠である。共通教養の意義を認める限り一定の共通内容の教育は認めなければならない。

以上のような共通教育が必要であり、学校制度上その一部分をすべての子どもに保障すべきことは、憲法第二六条の「普通教育」規定とこれを受けた教育基本法、学校教育法の諸規定によって認められていると解される。

また、共通の学習教育の諸内容は、必ずしもその内容の一斉共同授業と結びつけるのではなく、各個人の自主性自発性に応じた多様な学習も含めて、各個人が一定の時期、例えば

## 第四章

### 共通内容教育と選択学習のあり方

— 教育内容における普遍的、

特殊的および個性的価値の確保 —

本草では、共通内容教育と選択学習のあり方、換言すれば、

教育内容における普遍人間的、特殊専門的ないし職業的および個別個性的価値の確保のあり方を論ずる。

七、三五、七二条)。

なお、高等学校は義務制ではないが、学校教育法は、そこの普通教育について第四一条で「高等学校は……高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」と定めている。

## 第一節 戦後教育改革における普通教育の理念

「普通教育とは、人たる者にはだれにも共通に且つ先天的に備えており、又これある故に人が人たることを得る精神的、肉体的諸機能を十分に、且つ調和的に発展させる目的の教育を言うのである。かかる教育は、いかなる身分の者、またいかなる職業につく者にも共通であるから、名づけて普通教育と称するのである。それであるから、普通教育は、特定の技術、学芸を習得させて特定の業務の遂行に役立てるのとを目標とする特殊教育、専門教育ないしは職業教育と区別される。このように普通教育は、人たる者すべてに共通に必要な教育であり、人たるだれもが一様に享受し得るはずの教育であるから、国家はその必要なる最小限を国民に確保しなければならない。」

また、このあと、義務教育が九年に延長されたことについて次のように述べている。<sup>(註2)</sup>

「……民主政治は、國民みずからが直接又は間接に政治を行なうものであり、また多數決政治であるから、もしも國民が真理を知らず、その高い倫理性を維持することができなければ、民主政治は衆愚政治に墮し、又獨裁政治が頭をもたげるいとぐちともなるのである。國民の教養と徳性の向上をはかることは民主政治の根本である。しかも少數の國民がよくなつただけではだめで、一般國民が全般的に向ふしなければならない。それから民主國家の國民としては、専門的又は職業的教養に先立ち、これらの基礎となるべき一般的教養がたいせつである。この一般的教養を養う普通教育を義務として、その年限をなるべく長くすることが望ましいのである。」

もっとも上記は「義務教育」についての解説であり、制度的には「普通教育のうちの必要なる最小限」が共通内容教育であるが、理念としては高校における「高等普通教育」も含めて普通教育の全体が共通内容教育と解されていたのである。一九四七年の文部省通達が「高等学校は希望する者全部を収容するに足るように将来拡充して行くべきである(る)」「希望者全部の入学できることが理想である」「高等学校が義務制ではないが、将来は授業料を徴収せず、無償とすることが望ましい」としていたこともそれを裏付けている。

以上によれば、普通教育の理念は、①全ての人を対象にその共通の人間性を十分にかつ調和的に発達させることを目的

とし、②特定の技術、学芸を習得させて特定の業務の遂行に役立てるのとを目標とする専門教育ないしは職業教育と区別され、それらの基礎を育成するものであり、③民主政治に必要な一般的教養を育成する、というものであった。そして、制度は普通教育の基本的な部分を九年間の義務教育で行うものとして発足したが、当時既に高等学校で希望者全員に無償で行われるべきことが期待されていたのである。

さらに、戦後の普通教育の意義を、戦前の「普通教育」と対照させて考察しておこう。

戦前、「普通教育」は初等教育だけでなく、いわゆる複線型学校体系にあって上中流階層の子女を対象した中等教育機関である旧制中学校および高等女学校、並びに高等教育機関であった旧制高等学校の教育目的にも用いられていた。その場合、「普通教育」は、当時の甲種、乙種の実業学校や実業補修学校における職業教育を目的とする「実業教育」や、「高等ノ学術技芸ヲ教授スル」ことを目的とした「専門学校」及び「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為ス」ことを目的とした実業専門学校における「専門」的な教育と対比して用いられており、その意味は、初等・中等・高等各教育段階を通じて内容的に特殊化されていない、職業や専門に分化していないという意味での一般的な教育であった。これに照らすと、戦後の「普通教育」は、「民主的な内容の教育を」「できるだけ

みんなに等しく共通に保障する」という二重の意味で教育の民主化にその重点的意義があったと言えよう。

なお、学校教育法における高等学校教育の目的として「専門教育」が用いられたのは、立法当時、旧制専門学校程度の教育をも包含する意図があつたためとされている。<sup>(注5)</sup>

ように述べた。<sup>(注6)</sup>

「(1)……我が国は、諸外国と比較して、初等中等教育の水準が高く、その結果、全般的に知的水準の高い国民が育成され、また、高等教育においても著しく進学率が上昇し、国家・社会の発展と国民生活や文化の向上に寄与してきた。……」

## 第二節 受験競争の過熱、偏差値偏重・

### 一元尺度的能力主義

我が国の学校教育は、とりわけ一九六〇年代から七〇年代初めの経済の高度成長と政府の人的能力開発政策および大企業の能力主義的人材の採用・開発・活用方針の影響下での量的発展拡大期を経て、全面的な「教育改革」の時期を迎えて現在に至っている。とりわけ、一九八〇年代初頭に至って「行政改革」による国家・社会の変革期に入るとともに、これに付随して八四年、総理府に設置された臨時教育審議会(臨教審)が三年間の設置期間に四次にわたって提出した答申の基本方向によって教育改革が始動され、今日の政府・文部省主導の教育改革の動向へと繋がっている。

この臨教審は、八五年六月、第一次答申の第一部「第一節 教育の現状」において、子どもの学習に直接関連して次の

(2) 他方、記憶力中心で、自ら考え判断する能力や創造力の伸長が妨げられ個性のない同じような型の人間をつくりすぎていること、日本人としての在り方の自覚に欠けていること、大学における教育・研究水準には国際的に評価されるものがまだ多くないことなど問題を内包している……。

とくに、近年に至り、受験競争の過熱や、いじめ、登校拒否、校内暴力、青少年非行などの教育荒廃といわれる現象が目立ち、極めて憂慮すべき事態が生じている。……その要因・背景には、例えば、次のような諸点があると考えられる。

① 我が国は著しい経済発展は、教育の量的拡大をもたらすとともに、学歴偏重の社会的風潮を一層助長した。このため、いわゆる一流企業、一流校を目指す受験競争が過熱し、親も教師も子どもも、いや応なく偏差値偏重、知識偏重の教育に巻き込まれ、子どもの多様な個性への

配慮に乏しい教育になっている。

② 教育の量的拡大により、生徒の能力、適性などが多様になったが、教育は、これに十分対応し得ず、画一性の弊害が現れてきている。

③ 社会・経済の進展に伴う学校教育への要請の高まりとともに、教育の内容が増加し高度化しがちであり、受験競争とあいまっていわゆる詰め込み教育となったり、画一的な教育・指導に陥っている傾向があり、学業についていけない者がみられる。」

また、臨教審は、同答申の「第三部 当面の具体的改革提言」において、「今後取り組む課題の改革の端緒をなすもの」として、「学歴社会の弊害」と「受験競争の過熱」の二つについての改革を提言したが、この二つの問題点に関する次のような認識を示した。<sup>(注7)</sup>

「我が国が学歴が偏重されている社会である(学歴偏重社会)との認識は、個人に対する評価が、「なにをどれだけ学んだか」よりも『いつどこで学んだか』が重視され、しかもそれが個人の価値、能力や個性の評価にまで影響を及ぼしている現実があることによるものである。このため、人生の初期に形式的な学歴を獲得しなければならない状況になっている。つまり、教育・学習歴が必ずしも適正に評価されていないきらいがあるという問題、そして、学習自

体の喜びが奪われているという問題が生じている。」

「明治以来……政府はすべての国民に共通した基礎的学力を身に付けさせ、また、広く人材登用を可能にして社会を活性化した。……反面、戦前の官公庁、大企業などにおいて学歴に基づく待遇差や賃金格差を設けるといふいわゆる学歴社会が形成された……。また、戦後における被雇用者の割合の上昇に伴うホワイトカラーの増大、進学率の上昇などを背景に、有名大学重視の傾向が強まってきた。」「我が国は、もともと民族、言語、文化などの同質性が高く、また、財産などの差も諸外国に比べて小さいこともあって、学歴や入試の成績が教育・学習歴の評価の一指標であるにもかかわらず、事實上人間能力のすべてを表す尺度であるかのように見なされるようになってきている。」

「以上のような状況のなかで、国民は、たとえ学歴が職業上必ずしもとくに大きな経済的利益をもたらさなくても、将来の社会生活における『保険』として、自分の子弟にひたすら高い学歴をつけさせようとする激しい競争が展開されている。」

臨教審が以上のように言う状況は、乾彰夫氏によれば、一九六〇年代から七〇年代を経た我が国において、学校における普遍的な科学的認識を中心とした教育が社会経済的に受容されるとともに、学校教育に「人格」全体の一元尺度的な序

列化ないし「学力偏差値に代表される一元尺度的能力主義」が浸透し、職業準備のための学習が含むべき技能・知識の有する特殊的教育価値が捨象され、「自分を未確定の可能性の中から選択する」という主体的契機の育成としての教育的価値も捨象されるという状況の進行と顕在化であつた。

要するに、我が国教育の大勢として、遅くとも一九八〇年頃までには受験競争が過熱し偏差値偏重・一元尺度的な人間能力評価の傾向が支配的となり、普通教育理念の実現という普遍教育価値・専門教育・職業教育の有する特殊教育価値、各個人の個性を活かす個別教育価値のいずれも、その実現が阻害されるという問題的状況に至っていたのである。

### 第三節 現在の教育改革における個性重視・選択重視と共通内容教育軽視

臨教審は前記の内容を含む状況認識に基づいて四次に渡って答申し、その示した基本方向に沿って一連の教育改革が進められ今日に至っているが、この過程で示されてきた教育改革に関する原則的考え方のうち最も基本的なものを示すと、次のようにある。

臨教審第一次答申は、教育改革を進める際の原則として

一人一人の能力・適性に応じた教育の必要性と基本的な考え方」で、次のように述べた。

「経済や科学技術などの面で、我が国が自ら新しいフロンティアを開拓し、国際社会に貢献してゆく必要性が高まつており、個人の多彩な能力を開花させ、創造性、さらには独創性を涵養していくことは、教育における極めて重要な課題となっている。」

「個人の多様な選択を認める豊かな成熟社会にあっては、教育においても子どもたち自身、あるいはその保護者が主体的に選択する範囲を拡大していくことが必要となる。」「これまでの教育において支配的であった、あらゆることについて『全員一齊かつ平等に』という発想を『それぞれの個性や能力に応じた内容・方法・仕組みを』という考え方へ転換し、取り組みを進めていく必要がある。」「現行の学校制度については、その複線化構造や柔軟化・弾力化を進め、子どもたちや保護者の主体的な選択の範囲を拡大していくことが、一人一人の能力・適性に応じた教育を展開する上で重要であると考える。」

以上のことより、今日の教育改革においては、教育の原則的あり方として個人の個性と選択が重視され、教育内容においても個別性が重視されるとともに特殊としての専門教育・職

「個性重視の原則」「基礎・基本の重視」「創造性・考える力・表現力の育成」「選択の機会の拡大」「教育環境の人間化」「生涯学習体系への移行」「国際化への対応」「情報化への対応」の八つを掲げ、この「個性重視の原則」について、「今次教育改革において最も重要なことは、……個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち個性重視の原則を確立することである」「教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野がこの原則に照らして、抜本的に見直されなければならない」と述べた。

また、第一四期中央教育審議会（中教審）は、九〇年の「学校制度に関する小委員会審議経過報告」において、「各自が他人と違う存在であろうとし、違う存在であることを認め合って競争する」「共存共栄を可能とするヨコ並び複線上の多選択型競争が目指されるべきだ」とし、翌年の答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」では、「これからは、全員が同じ教育内容を受けるような形式的な平等ではなく、個性に応じてそれぞれ異なるものをめざす実質的な平等を実現していくことがますます重要になる。たとえある程度経済的に非効率になつても、教育的に効率的な方が良いのだと考えるべきなのだ」と述べた。

さらに、第一六期中教審は、九七年の「二一世紀を展望した我が国の教育のあり方について」の第二次答申の「第一章

業教育への分化に当たっても子どもたち自身、あるいはその保護者による主体的選択が重視されている。そして、この原則に沿って中学校での選択科目の拡大、高校での学科の多様化・特に生徒による選択を著しく拡大した総合学科の創設・拡大、六年一貫中等学校の選択的導入などが進められている。また、小学校低学年の生活科や次回の学習指導要領で小学校中学年以上高校までの導人が図られている「総合的学習の時間」においても運用によっては児童生徒による選択学習の拡大がなされよう。

教育における「個性」と「選択」のこのような重視は、現在の教育改革の特徴であって、一九八〇年頃に形成されたいた我が国教育の現実的傾向とは著しく対照的である。

そして、教育における個性の重視と子どもによる選択の重視、さらには、それぞれの個性や能力に応じた教育の内容、方法、仕組みをつくり出し、子どもの主体的な選択の範囲を拡大していくことは、これだけを抽象的に考えれば、戦後数十年の社会発展に照應した教育を実現してゆくために望ましいことと思われる。

しかし、問題は、このような「個性」と「選択」の重視によって我が国教育における前述の受験競争の過熱による弊害を克服ないし脱却してゆくことができるかというところ、及び、今日の社会で人間らしい尊厳を保つて生きてゆく人間の

育成のためには、やはり普遍人間性の育成も重視する必要があるのではないかということにある。

第一の問題については、我が国の教育に種々の弊害をもたらしてきた受験競争の影響の根強さを考えなければならない。例えば、新制高等学校発足時にせよ一九六〇年代の高度経成長期にせよ、政府・文部省によって専門教育・職業教育の価値が力説されたにも関わらず、それは子ども・青年や保護者によって大勢としては受容されず、普通教育優位の受験競争の過熱は進行した。また、第一五期中教審の九六年の「二一世紀を展望した我が国の教育のあり方について」の第一次答申は、政府が受験競争の多様な緩和策を推進してきたことを繻々挙げている。大学入学者選抜における面接、小論文、実技検査などの実施、推薦入学の改善、受験機会の複数化、職業教育を主に学習した生徒を対象とする選抜方法の導入、編入学の推進、高校入学者選抜における調査書の活用・充実、推薦入学の活用、受験機会の複数化、面接の活用、偏差値や業者テストに依存しない進路指導、さらに、それぞれの教育理念や目標に沿って特色ある教育を開拓していくことを基本とした高校教育の多様化や、個性化・多様化を理念とするカリキュラム改革など大学改革の推進、等々である。それでもなおこの答申は「大学・高等学校をめぐる受験競争は、多くの子供や親たちを巻きき込みつつ、一部の小学生へも波及し、

また、第一四期中教審が示した「各自が他人と違う存在であろうとし、違う存在であることを認め合う競争」「ヨコ並び複線上の多選択型競争」は、「個性重視の原則」に沿いつつ競争の質の転換を明確にしたものであるが、この新しい競争においては、多様な基準に基づく評価の公正、とりわけ社会階層格差を越えた平等を保障することは從来に比して一段と困難となる。現在、経済構造が大きく変化し企業が採用方法や雇用慣行を変えつつあるとしても、雇用する側の一方の優位の下で主觀的評価が行われるのは学生・生徒の学習の主体性は保持し難い。企業による「青田刈り」や皮相な能力判定、就職のための会社訪問に学生生徒が振り回される事態などを抑制し、我が国社会全体として教育による公益の増大を実現するためには、学生生徒・父母の民主的代表参加を含む国・地方の教育・雇用に関する審議会の民主化、学校の民主的運営などによって、雇用する企業の私的な都合が学校教育に直接に浸透する構造を改善し、教育の公共性を保障する必要がある。

かえて厳しくなっているのが現状と考える」と述べざるを得なかつたのである。

そこで、第二の問題への観点も含めて、臨教審以降の教育改革の諸原則を検討すると、次のように言うことができる。  
 まず、「個性重視の原則」であるが、既に別稿で述べたとおり、この原則は臨教審が当初「教育の世界にいきいきとした競争原理を導入する」という「教育の自由化」論の「目的」概念をさして「個性主義」と言っていたものを、第一次答申<sup>(注10)</sup>の際、言い換えたものであり、他方、臨教審は普遍人間性を人権として平等に保障することの意義は否定的にしか評価していない。結局、この原則は、それぞれに個別差異的特徴はあるが普遍人間性には欠けた競争主義的人間の育成を本質とするものである。しかし、人間として主権者としてまた勤労者や消費者としての一般的な知識、能力、教養を欠いては、各人はそれぞれ個別の差異特徴を有するとしてもその全人格的な能力の選別、活用、管理を結局、既成の権力者に委ねることになり、その活動の成果を自分自身および他の人々の幸福に結びつけることは困難となる。すべての個人の尊厳を現実のものにするためには、真理、民主主義、平和、労働、健康等、各人が求める最も基本的な価値の充足が、学問の自由、参政権、労働基本権、生存権等々の基本的人権として平らに保障されなければならないのである。

耐えて生き抜く力の育成にほかならない。そのことは、この答申を例えれば九五年一二月の閣議決定「構造改革のための経済社会計画（平成七年度～二年度計画）に照らせば明らかであるが<sup>(注11)</sup>、このような「生きる力の育成」による限り、本質的に教育における競争そのものは激化されざるを得ないと思われる。

なお、臨教審以来、「生涯学習体系への移行」「生涯学習体制の整備」が言われているが、むしろ、現状では生涯にわたる「学習競争社会」となる懸念が大きい。勤労者の教育休暇の権利保障や国際人権規約で定められた中等教育・高等教育の漸進的無償化、高校希望者全員入学等に向けた政策を早急に実施する必要がある。

このような状況を開拓して、学校において普遍的・専門的・職業的及び個性的な人間的価値形成を可能にするために、教育内容・教育課程をどのように改善すべきであろうか。  
 前述の「二一世紀を展望した我が国の教育の在り方」に関する中教審第一次答申は第三部で「国際化、情報化、科学技術

#### 第四節 民主的共通内容教育と新しい教育課程のあり方

術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方」を論じているが、民主主義の発展に対応する教育のあり方は論じていな。しかし、次に述べるよう、新しい状況に応じた民主主義の教育こそ現在の日本で必要とされているものである。

現在の日本は、経済的には、産業「空洞化」・バブル崩壊後の金融危機、長期不況失業率増大等々で低迷している。また、政治的には、膨大な赤字国公債の累積、高齢者福祉・医療費問題への対応、環境問題、経済発展途上国・最貧国との財政・経済関係の調整、憲法・平和主義と日米安保条約・自衛隊の存在との矛盾の解決等々、国民的国家の解決を要する問題が山積している。それにも関わらず、大蔵省を筆頭に中央・地方の官公庁・公務員の不正・腐敗・不祥事の数々から推し量れば、政治・行政の指導者・機関がそれとしての役割を果たし得ていないと見ざるを得ない。問題は、民主主義が経済社会の発展にふさわしく発展していないことにあると考えられる。

したがって、学校教育は民主主義によって前述のような我が国の政治的経済的課題に取り組み得るような知識・能力を育てることをあらためて重要課題とするべきであると思われる。

そこで、そのような課題に応える教育のあり方についての構想を述べて結びとしたい。

まず、共通内容教育は、基本的には戦後改革時に確認され

た普通教育の民主主義的教育理念を継承し、それを現在の状況にふさわしく発展させるべきである。すなわち、第一には特に、上述のような我が国の政治的経済的課題に民主主義的に対応できる知識・能力を育成することを目的として、子どもをとりまく社会・文化の現状や子どもの精神発達に応じながら子どもが理解できるような方法で、我が国の社会・経済・政治の仕組みについての基本的な知識・理解を育てることを重視するべきである。第三に、そのためには、共通内容教育、とりわけ政治・経済・社会・民主主義についての教育は、抽象的知識の教育にとどまらないで、現実的社会での専門的職業的な人々の生き方・個別具体的な一人ひとりの生き方と結びついた現実性・具体性を伴ったものとして行う必要がある。

次に、個人別教育、専門的職業的教育と選択学習に関しては、戦後数十年の社会の変化発展を踏まえて、高校での専門的職業的内容の選択的学習は当然であるが、小中学校においても子どもの自主性自発性に応じて各人の個性や特性を育成する個人別内容・選択的内容の学習を一定の範囲で取り入れるべきである。自らの個性や特性を發揮する機会を設けてこ

そ、子どもは多くの可能性の中から自分の生き方を自覚的に選ぶことができよう。

それゆえ、教育方法としては、初期から個人の興味関心・問題意識・課題意識等に応じた個人別学習や選択学習とその相互交流・共同化を取り入れ、一斉に教える授業方法と組み合わせて、相乗的効果が生じるように行うとよいであろう。

また共通内容は、必ずしもみんな同一の順序進度で学ぶ必要はなく高校修了頃までに結果としてみんなが習得すればよいであろう。

最後に、以上のような内容・方法の教育を可能にするためには、併せて、次のような関連する制度・条件の改善改革を進めることが必要であろう。

①過当な競争を抑制するための教育や労働における評価や処遇の適正化、そのための民主的仕組みの改善・創出。

②初等教育の完全無償化と中等教育・高等教育の学費の無料化、高校希望者全入など、すべての子どもがその人格・能力を最大限に発達させ得る権利の確保。

③小・中学校では二五人学級、高校では三〇人学級、教職員の増員など教育条件の改善。

④正常な学習を保障するための新規卒業者への職業紹介のあり方、入学者選抜のあり方の改善。

⑤教育休暇と元の職場に戻り得る権利・生涯学習のための奨

## 第五章 新學習指導要領に対する 教育課程の編成と学校づくり

- (注)
- (1) 教育法令研究会著『教育基本法の解説』一九四七年・國立書院、八二頁。
  - (2) 前注書八四頁。
  - (3) 文部省学校教育局「新学校制度実施準備の案内」昭和二年二月・講談社『近代日本教育制度資料』第三卷二五二頁。
  - (4) 明治二七年中学校令改正第一四条、明治三年中学校令第一条、大正七年高等学校令第一条、昭和六年国民学校令第一条等。
  - (5) 鈴木熟編著『逐条学校教育法』一九八〇年・学陽書房、三二三頁。
  - (6) 『文部時報臨時増刊号』臨教審答申総集編』昭和六〇年八月、五二・五三頁。
  - (7) 第一節の「ア」。前掲『文部時報』臨教審答申総集編』六八・六九頁。
  - (8) 乾彰夫『日本の教育と企業社会』大月書店・九〇年、特にはしがき及び終章、参照。
  - (9) 前掲『文部時報』臨教審答申総集編』五七一六一頁。
  - (10) 抽稿「臨時教育審議会の『教育改革』と道德教育政策」中の「個性重視の原則」・抽著『子どもの権利と学校教育の改革』九五年・かもがわ出版、七二一七四頁。初出、現代教育科学研究会『道徳教育の原理とその展開』八七年・あゆみ出版、二三一一二三二頁。
  - (11) 斎谷剛彦『大衆教育社会のゆくえ』一九九八年・中央公論社・二〇九二二五頁。
  - (12) 経済企画庁編『構造改革のための経済社会計画』(一九九五年・大蔵省印刷局発行) 第二部第四章「規制緩和政策の推進」「競争政策の積極的展開」など、参照。

この章では、新学習指導要領への対応を念頭において私たちはの教育理念と展望及び教育内容・教育課程の基本的なあり方を考え、それを子ども・父母・教職員の協議に基づく学校づくりによって実現してゆく展望を述べる。

## 第一節 新学習指導要領に対する

### 教育課程のあり方

#### 1、普通教育理念の継承発展と選択的学習・教育の取り入れ

憲法第二条第二項は、「すべて国民はその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う」と定め、学校教育法は、小、中学校は普通教育を高等学校は普通教育及び専門教育を施すと定めている。この「普通教育」については、教育基本法の立法直後、①個人の価値と尊厳との認識に基づいてその人間らしい可能性をできるかぎり、かつ、調和的に発達させる、②民主政治の根本をなす主権者国民の教養と徳性の向上を図る、③専門的又は職業的教養の基礎となるべき一般的教養を養う、という三つを目的とした「人たる者すべてに共通

道筋には相応の多様性を用意して当然と考えられるのである。なお、そのような多様な対応の実施ためにも、共通教育内容の過多・過密の改善や学級定数の改善その他学習単位における児童生徒の過多の改善は必要不可欠である。

#### 2、「基礎・基本」軽視・競争主義的

##### 人材育成の「教育改革」

中央教育審議会は九六年「二二世紀を展望した我が国の教育の在り方について」答申し、「自ら学び、自ら考える力など、「生きる力」を育成する教育へとその（＝我が国学校教育の）基調を転換する」、「基礎・基本の徹底」を行うなどとし、それを受けた教育課程審議会は九八年、①人間性や社会性、日本人としての自覚の育成、②「自ら学び、自ら考える力」の育成、③ゆとりのある教育活動の中での「基礎・基本の確実な定着」、個性を生かす教育の充実、④特色ある学校づくりの推進の四つを「ねらい」とする教育課程の基準の改善を答申した。これによって九八、九九年に新学習指導要領が告示され、小、中学校は二〇〇二年、高校は二〇〇三年からそれにに基づく教育課程が全面実施されることになっている。しかし、両審議会は「基礎・基本」に関する何らの概念規定も行わず、その確実な定着を保障する方針も示しておらず、新学習指導要領によれば既存のほぼ全教科で授業時数の削減

に必要な教育であり、人たる誰もが一様に享受し得るはずの教育である」と解説されていた（文部省教育法令研究会著『教育基本法の解説』一九四七年二月・國立書院発行）。

この普通教育の制度発足後五〇余年を経た社会発展を考えると、今では、まず、高等学校修了時（一八歳くらいまでの充分な年限によって前述のような普通教育理念による内容の教育を各人に権利として保障することが必要と思われる）。次に、この間の社会生活の発展・多様化、マスマディアの発達に伴い、子どもの価値意識や興味関心、「一定の年齢段階で子どもができることも多様化している。例えば小学校入学時段階での子どもたちのレディネス（準備性）は千差万別であり、読み書き計算の教育を一斉授業だけで始めることは難しくなっている。そのため、初等教育ではまず共通教育内容の一斉教授を先行させ、その後漸次、進路の分化に応じて選択内容を増大させるという従来型の教育課程のあり方は見直す必要があると考えられる。今では、初等教育の初期から子ども們の発達段階と興味関心、問題意識・課題意識に応じた個人別及び集団別の学習教育を一定の範囲で取り入れ、共通内容と選択内容との教育・学習の相乗的効果を図るような教育課程と授業のあり方を追求することが必要であろう。登山でも登り口に応じて道筋は異なる。まして子どもの初期条件は千差万別であり、その共通学力・共通教養を修了するに至る

率が従前の教育内容の削減率を上回っている。この教育課程の基準の改定に従うならば、従来以上の授業内容の過密化が予想され、授業についてゆけない子の一層の増大、理解度・習熟度格差の拡大が懸念される（九八年二月の文部省「学校教育に関する意識調査」結果によれば、学校の授業について「よく分かる」「だいたい分かる」「分からことが多い」「ほとんど分からない」の選択回答で前者回答の合計比率は、小学三年生七〇・二%、中学二年生四四・二%、高校二年生三七・四%である。『内外教育』九八年一月（四日号）。

このような事実上の「基礎・基本」の軽視は、上記中教審答申が述べている次のような「これから社会の展望」と「生きる力」の育成方針に発している。

「（今後）我が国は、……自ら科学技術を創造し、新しいフロンティアを開拓していくことが求められて（おり）、単に良質の物を製造するだけでなく、より付加価値の高い製品やサービスを提供する高次の経済社会へと経済構造の改革をしていく必要が生じている。」

「これから社会をどのように展望するかについては、……概に言い表すことは難しいが、いずれにせよ、変化の激しい、先行き不透明な、厳しい時代と考えておかなければならぬであろう。」

「これから子供たちに必要なのは、いかに社会が

変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調して他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性である……。たくましく生きるために健康や体力が不可欠であることは言うまでもない」。

この考え方の背後には、「先行き不透明」という語感とは対照的に極めて先鋭な時代認識がある。すなわち、上に言う「経済構造の改革」は、九五年一二月閣議決定の「構造改革のための経済社会計画・活力ある経済・安心できるくらし」（平成七年度一二年度計画）の目指すところと同一であり、この閣議決定計画は「自立した個人・企業が自己責任の下で自由にその創造力を發揮できるように構造を改革する」ことを「理念」として「規制緩和」「競争政策」「高コスト構造是正・活性化」を進めるることを明記している。その上、この閣議決定計画は当時の経済団体連合会会長・豊田章一郎著『魅力ある日本』の創造の目指すところと符合しており、しかも前記中教審第二次答申の四つの当面の主な具体的施策はこの答申の直前に経団連が発表し『魅力ある日本』の創造』第七章にその概要が収録された「創造的な人材の育成」施策とほとんど同一である。

要するに、中教審が言う「[生きる力]の育成」は、「規制

に基づくものであり、その更なる利益追求が九八年インドネシア・アジア諸国、九八年秋ロシア、九九年年初めブラジル等の金融危機と多くの人々の生活苦を招いたのである。

国内では、日本の大企業は八〇年代後半以降顧客に安価な労働力を海外に求めて資本の海外投資・生産拠点の海外移転を行い、国内経済の「空洞化」、国内生産・雇用の縮小を行ない、その過剰利益は投機に充てられバブル経済を煽った。九年のバブル崩壊後、大企業はリストラ・雇用の縮小を行い、二〇〇〇年三月現在の完全失業率は四・九%、三四九万人となっている。この間、政府は九七年五月には消費税を五%、同年九月には保険医療費の勤労者本人負担率二〇%への引き上げ等による約九兆円の国民負担増、超低金利（二〇〇〇年四月、定期預金で年〇・一%）政策により総額約一二〇〇兆円といわれる国民の預貯金の利率変動だけで毎年数一〇兆円の預金者の損失負担（＝銀行救済）を実施しつつ、他方で九五年一月「住専」七社の不良債権処理に公費支出六八五〇億円投入を始めとし、九七年一一月の北海道拓殖銀行破産、山一銀行「自主廃業」決定等に始まる金融不安に対しても、

九八年度「金融システムの安定化」を名目とする法改正により都合六〇兆円の銀行救済のための公的資金投入を用意するとともに経済振興を名目で多額の公共投資を行った。その結果、二〇〇〇年度予算で年度末国公債残高六四五兆円という

緩和」「競争政策」「グローバル・スタンダードとの調和を目指す金融・資本市場の整備」等、我が国の政府・財界の目指す「経済構造改革」、国家改造、あるいは社会変化に順応する人材に必要とされる競争主義的な能力・資質の育成にほかない。しかし、このような時代認識や社会展望、それに基づく「教育改革」は、子どもたち・青年たちの未来を委ねるに値しないものである。

国際経済における多国籍企業の比重は、世界の国と企業を国家は歳入・企業は年間収入をとつて多い順に並べると、多国籍企業がその上位百の約半数を占める程巨大になっている。このような多国籍企業の私益の追求とそれを支援する米欧日政府やIMF、世界銀行等の開発援助による「経済発展」の下での環境破壊と貧富の格差の拡大は凄まじい。ブラジルでは自国向け小規模生産農業から輸出向け集約農業に移行したため一九六〇年（ハ〇年）間に二八四〇万人が土地を失った。五〇一〇億の飢餓線上にある世界の人々の食糧不足はアメリカ人と日本人が肉牛消費を五分の一減らすだけの牛の穀物飼料の節減で貯える。マイクロ・データ社ビル・ゲイツの年間所得は、バングラデシュの人口の半分六千万人の所得合計とほぼ等しい、等々である。一〇億円を一口の投資単位とするものもあるというハッジファンド等の投機はこのような経済格差に基づく巨大企業やその資本家の膨大な資金蓄積

国民負担を生じさせている。このような政府の大企業・銀行本位、一般国民軽視の経済施策が、消費者の購買力の低下・景気の長期低迷を招いているのである。

それゆえ、今日、国民生活の安定と世界における日本の適正な役割遂行のためには、規制緩和・自由経済競争激化による巨大企業の利益追求ではなく、それを規制し地球環境を守り貧富の格差・南北格差を是正・縮小して世界の人々と国家の平和で安定した生活を実現していくような国民の生き方と日本のあり方を追求することこそが必要である。教課審が言う「日本人としての自覚の育成」も、その意味内容を根本的に転換する必要がある。

### 3、普通教育＝共通教育の目標・内容と その教育方法の探求

それでは、私たちは「基礎学力」や共通教養・共通学力をすべての子どもたちに身につけさせることについて、どう考えるべきだろうか。

#### ①共通教養・共通学力と「基礎・基本」

これに関して、かつて教育科学研究会常任委員会は次のように述べていた。

「競争とおちこぼし」を当然と教えこむかくれたカリ

キュラムを断ち切って、『どの子もできる』ことを当然とするメッセージを、子どもにも父母にも、そして教職員にも送りつづける学校をつくっていくことが課題となる。「またそのこととの関連で、学校が保障すべき学力の基礎とはなにかの検討が迫られている」「現代社会の日常生活に困難をもたらさない学力のレベルがあることはまちがない。市民として働き手として求められる言語・数学、自然科学・社会科学、生産・生活技術、芸術、体育の基礎といったものもある」「そうした基礎的な内容を、すべての者に獲得させる教材・教具、教育技術の探求、：『どの子にも学力の基礎を育てる学校』はそれを一つひとつの学校での共同研究していくものである」（教育科学研究会常任委員会編『現代教育科学入門』一九九〇年・大月書店、七一・七二頁）

考えると、どの子にも上に言う「学力の基礎」を習得させ、それに対する「落ちこぼれ」をなくすことができれば、共通内容教育としてはそれで充分であろう。その意味で「落ちこぼれ」の一掃と共に内容教育の完遂とは表裏一体である。

次に、四則演算や一定の漢字の読み書きが学力の基礎であることは理解し易いが、これらの補習に取り組んでみれば、学力形成の前提として子どもの学習への意欲や興味関心、精神の安定や集中力、忍耐力などに問題があることが判明する。

その意味で、むしろ日常生活における相互信頼的人間関係の取り結びやコミュニケーション、自然や文化・芸術・社会に関する関わりの豊かさ、それらに基づく自己肯定観等こそが子どもに基礎的基本に必要だと考えられる。他方、基礎的な学力や教養の必要性は社会生活の中で認識されるものであり、子どもにもそれを認識する経験や人間関係、学習が必要である。

教育内容の「基礎」や「基本」に関して、例えば経済同友会はそれを「言語能力」と「論理的思考能力」、「日本人としてのアイデンティティ」に限定してその定着を優先させるべきだとしているが、上記のように考えると、むしろ、広く人間に感応し感動を表現する能力、自然や社会、人間と文化を認識する能力の育成全般を含めて現代社会に生きる人として共通に必要な教養なしし学力を高校卒業時くらいにすべての子どもが身につけるよう努力することこそ重視するべきだと考えられる。

## (2)どの子も伸びる授業の探求

知能障害のない子に限って考えても、一旦「落ちこぼれ」状態をつくってしまうと、その子を学級等の集団の学習水準に追いつかせることは非常に困難である。授業についてゆけない子を出さないことが肝心である。しかし、そのことだけから作り上げてゆくことが重要であろう。

## 4、「総合的な学習の時間」への対応

としての教育課程の全国的一般的基準は、少なくとも現段階では出来上がっていない。そのような教育課程の全国的基準は、学習指導要領に批判検討を加えて改善しながら各学校で教職員が子ども、父母、その他の人々の参加を得て共同でつくり出してゆくべき追究の課題である。

### (3)日々の授業の改善に基づく新しい教育課程の創造

そのような追究は、学校とは別のことまで行われるのではなく、学校の授業を子どもにとって解かりやすいもの・楽しいものにするための一人ひとりの教員の授業改善の努力を基本としそれと協力しそれを支援し総合するものとして日々、実践的に進められてゆくべきであろう。そのような授業改善の努力は、①全国的、世界的な教育実践と教育研究の成果に学び、②子ども・父母・同僚教職員の意見を参考として自分分

の授業・自校の授業結果を検討し、③現行及び改訂学習指導要領の各教科、道徳、特別活動等の各学年等の教育の「目標」「内容」及び「内容の取扱い」などを取捨選択・改善・補足して、④「単元」などの教育課程の構成単位をできるところから作り上げてゆくことができるようになる。

ます、「自ら学び、自ら考える力の育成」であるが、この概念 자체は子どもが考えるべき事柄の内容やまして教えるべ

き事柄の内容を少しも示してはおらず、現実には前述のとおり競争主義的人材の資質能力の育成を目指すものである。それゆえ、各学校が「自ら学び、自ら考える力の育成」を教育課程改善の優先原理とするならば、具体的な知識や技能、教養の育成を目指すという教育の目的意識性は蔑ろにされ、能力主義競争の自由な機会が拡大することになろう。加えて、「総合的な学習の時間」に授業内容基準が示されていないことも、学校現場では子どもたちを色々と自主的に活動し学習させるように見えて結局何を習得させるかが曖昧に終わり能力差の拡大に結びつくことが懸念される。

しかし、文字どおりの「自ら学び、自ら考える力の育成」は、何等反対すべきものではなく、むしろ、はじて既成の知識・技能を一方的に教えることに偏ってきた従来の日本の学校教育の改善に資することができる概念である。また、教科

を越えた総合的な経験や学習は、①諸々の知識や技能とその学習意欲の源泉であり、②知識や技能の検証や適用、意義確認の機会であり、③知識や技能を総合して個人の中に内在化させる機能をもっているが、今の子どもたちの生活には多分にそのような経験や学習の機会が不足している。

結局、「総合的な学習の時間」は、無批判に受容すべきものでも機械的に反撥すべきものでもなく、批判的観点をもつて積極的に活用すべきものである。

もや父母意見表明の自由と機会、教職員間の交流や援助、討論や合意などを確保できるような学校のあり方が必要である。今日では多くの学校で学校の基本的なあり方が歪んでしまってい個々の教員の教育努力が容易に結実し難くなっている。そのため組織体としての学校のあり方を改める「学校づくり」が必要となっているのである。そこで、そもそも学校とは何かを考えてみる。

学校は、先人が獲得した知識や技能等、広い意味での文化の内容を後人に伝達すること、あるいはそれを通じて後人を育成することを固有の課題とする専門的な施設である。学校はこの課題に応えるため、①一定の教育目的ないし教育目標とそれを実現する内容・方法から成る教育計画・教育課程、②学ぶ者と教える者を中心とした学級や学年、クラブ等の児童生徒の集団、教職員集団、PTA・父母会など人々の特別の組織、③教材教具、設備施設等の物的財政的条件等の特別の要因を備えており、そのことによってその目的・目標とする教育にして他の社会組織が及び得ない力を有している。

学校づくりにおいては、このような学校固有の教育力が發揮されるよう、①その構成員が教育という事柄の本質に即しての年間教育計画、指導計画を作成し、③そのための物的財政的条件を整備してゆくことが必要である。

## 第二節 子ども参加・父母参加の学校づくり

### 1、学校固有の教育力の再編成

前述のような教育課程や授業の実現のためには、個々の教員の努力を超えて、教育研究の自由やそのための時間、子ど

この時間においては、第一節の1～3に述べた観点を踏まえて、子どもが現代社会でいや応なく身につけてきている新しい感覚や価値観、興味関心、問題意識、課題意識とそれに基づく自発的自主的学習を学校に取り入れ、それに応えながらその自律的発展を方向づけ指導し援助してゆくことが重要である。その際、学校や教員としては、子どもたち相互の学習や経験の共同や協同、交流を図るとともに、総合的な経験・学習のひとまとまりの区分毎に、総合的な学習の趣旨と両立する一定の限度でどの子にも共通に望ましい知識・技能・態度等の習得を図ること、および選別的競争的な進路分化やそのための学習内容の優先・促進に陥らないように留意することが重要であろう。

### 2、子ども参加・父母参加による 学校の教育目標・教育計画の作成

その眼目は、学校としての教育の目標やその重点、教育計画の作成である。

学校教育の目標や重点、計画は、職員会議を主とする学校教職員の民主主義的な合意を得て定められるのではなければ、学校が民主主義の教育を行なうことは難しく、また学校教職員の権利を充分發揮することも困難である。

それとともに、学校の教育目標や計画については、子どもの権利条約第一二条に定められているように、学校の児童生徒が「自由に自己の見解を表明する権利」が保障され、その意見は「年令および成熟度に応じて正当に重視」されなければならない。このことは同条約の一般的な要請によるだけでなく、教育の目標や計画は子どもたちが受容できるものでなければ成果は期待し難く、そのためには子どもの意見を聴くことが必要であるという教育の本質にも根ざしている。

また、子どもの発達段階に応じてその権利行使を指示・指導する責任・義務・権利を有する父母の学校教育への参加も認められるべきである。このような学校教育に関する子ども及び父母の権利は、原理的にはまずは個人の権利であるが、学校という集団の場においては、個人的事項は別にして、子

ども全体及び父母全体に関わる事項については集団の民主主義的な権利として認められるべきものである。

他方で、民主主義の教育は自由な主体としての教員によつてしかその実現が期待し難く、学校教員の意思が子どもや父母の意思に一方的に従属させられることがあつてはならず、教員の学問上の自由及び教育の自由は保障されなければならぬ（一九六六年のILLO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」第六項、第六三項）。

要するに、学校づくりは、民主的な学校運営体制づくりのために、子ども、父母、教職員（の代表）の三者協議会、もしくは事柄と子どもの成熟度に応じて教職員と子ども、または教職員と父母との二者協議会を設けることを求めるものである。このような必要性の理解は、「新たな荒れ」や「学級崩壊」に直面して、近年、急速に広まっている。

学校が教育目標や重点、計画を適切に定めるためには、過年度の教育実践について交流・検討し成果と問題点を踏まえること、子どもの意識と生活・学力の実態を踏まえることが重要である。そのことはまた、管理職や一部教員の引き回し、外部からの不当な支配を抑制することに繋がる。この場合、子どもの実態把握と言つても、無限に続けるのではなく、当該学校の教育実践の改善のために必要な範囲・限度を一応の基準とするべきであろう。

### 3、学校づくりによる教育課程の改善・ 教育改革の展望

前述のような子ども参加・父母参加による学校づくりは、教育という事柄の本質を踏まえた主権者国民の教育への参加の実現と相俟つて、各学校における教育課程の改善を基礎とする日本の学校教育全体の改革への展望を開くであろう。

そもそも、教育課程は、①その時代における人間の課題と展望に基づき（何のために）、②科学や芸術等、人類が創造し蓄積してきた文化に含まれ孕まれている価値を（何を）、③子どもの学習・発達課題に応じて（誰に）どのように教育てるか、という教育の三つの契機を考慮して、以上のような普通教育＝共通内容教育を基本とし後期中等教育からは専門教育による進路の分化にも対応するものとしてつくり出すべきものである（堀尾輝久『教育の自由と権利』一九七五年・青木書店、一三七～一四五頁、参照）。

一方で、専門職教員が從来蓄積し首尾一貫させたつもりの系統的教科教育内容でもそれを単純に総合すれば子どもには過多・過密の教育課程となることや、急激に変化している環境の中で育っている子どもの意識にそわくなっていること、産業や科学技術、芸術・文化の多様な発展・急激な変化に適応しなくなっていることが多分にあり得る。他方で、新しい

子ども参加、父母参加の学校づくりは、教育の目標や内容を子どもや父母の要求に応じ易くするとともに、少人数学級の実現等の教育条件の改善や日々の丸・君が代押しつけ反対、入試制度の改善等への父母・国民の運動を飛躍的に高めるであろう。なぜなら、これらの問題は、学校教職員の問題である以上に、子ども＝児童・生徒の問題であり、そのことを通じて父母及び一般の人々の問題だからである。

なお、学校の教育目標や教育計画は、要点が「学校要覧」などで公表されたり、多くの教育委員会が毎学年度始めに提出することを校長に義務づけたりしている。これらは、本来、各教員の個別の教育力を当該学校の固有の教育力へと公式に統合するものであるから教育行政上も重視されているのである。これに関しては、教育委員会が毎年度提出を求めている学校の「努力目標」を教職員の協議を経た実質的なものとして定めている吹田市のいくつかの学校の例もある。学校の公式の教育目標や計画の作成に当たっては、それが教育委員会が管理主義的一方的に定める目標や重点の押しつけ実施の手段にされないよう注意しつつ、民主的に実質的なものを作成する可能性を追求することが重要である。

時代の担い手である子どもの成長発達は、学校教職員だけでなく父母は勿論、経済、文化の各分野の人々及び住民・国民一般の利害・関心事でもある。一部には議会制政治による教育への関与一般を否定する論調もあるが、主権者国民の意思によって公費・公権力で助成しましたは規制すべき教育内容・教育方法を一定の範囲で価値的に選択することなく公教育制度を組織・運営することは不可能であり、特に自由主義市場的競争主義教育の暴走を規制することは出来ない。学校運営方針や教育政策の決定・執行においては、教育意思の決定が学校教育に対する子ども・父母、教職員、学校設置者、その他専門家・一般住民・一般国民それぞれの固有の立場を認め合った上で民主主義的になされることが必要なのであり、単純多数決ではない「協議会」の必要性もここにある。

以上の点を踏まえれば、教育内容の創造・教育課程の基準の形成は、学校教職員だけでなく学習の主体＝児童・生徒・学生とそれをバックアップする父母は勿論、各分野の専門家、一般住民・国民の民主的な参加も得て行われるべきである。望ましい教育課程は、各学校においてこのような教育内容・教育課程づくりを追求し、それを地域的全国的に、また学校種別間で交流し連携し、我が国公教育の全体としての教育課程の一般的あり方（基準）を次第に形づくりながら、それを各学校にフィードバックして進めてゆくべきものである。ま

た、このような授業改善・教育課程づくりには、それを推進する公教育の基礎的単位の形成、すなわち学校づくりが不可欠である。個々の学校における教育も国全体の教育制度の一環に組み込まれており、その抜本的な改善のためには、民主主義的な政治・行政による全国的あるいは地方的な制度改革も必要であるが、前述のような授業改善・教育課程づくり、学校づくりは、そのような制度改革の基礎ともなるであろう。

## 第六章 生徒規則（校則）の検討

本章は、文部省の「校則」見直し方針が出されて以後全国各地で様々な動きが予想される現時点で、先行諸調査・研究をできる限り集約し、この問題に関する基本的で総括的な認識を作り上げようとしたものである。

全般にわたるきまりが定められており、また、高等学校においては場合によって「服装規程」「通学心得」「アルバイト規程」等として各内容毎のきまりが定めてられている（文献[a]、[b]、[c]等、参照）。

## 第一節 児童生徒の「きまり」「規則」「生徒心得」等の概況

小学校では、大阪市立校の例では、「学校生活のきまり」「○○小学校のよい子のくらし」「学校生活のやくそく」「学校生活の一日」等の呼称のきまりが定められている。小学校のこれら「きまり」は、教師側からは児童の学校生活上の「規則」ではあるが、中、高等学校の「生徒心得」等のように生徒手帳に明文化されて多くの児童生徒が日常的に携帯しているのではなくその成文化率は五〇・五%であり、学校の生活目標や月別生活目標等に包含されている（章末参考文献[a]一一二二頁）。中学校や高等学校では、全国的に、「生徒手帳」等において「○○学校」の「生徒（の）心得」「私たちの心得」「生活のきまり」「私たちの生活のきまりと心得」「学校生活の心得」「学校生活」「校規（細則）」「生活の道しるべ」「学校生活規定」等として生徒の学校に関係する生活

全国の公立中学校（一九八二年度以前に設置）を対象に都道府県別等の5%比例抽出を行った打田修氏の調査によれば、「生徒の生活・行動を規制する文章化したきまり」を「どのような名称で規定」しているかという問い合わせに対し、得られた二六七校からの回答の内訳は次のとおりである。

「生徒心得」一八一（六七・八%）、「生活のきまり」三九（一四・六%）、「校則」一〇（三・七%）、「生徒規則」五（一・九%）その他三五（九・四%）、校則の無い学校〇。

なお、同氏の八三年度以降の新設校対象悉皆調査では、「校則」のない学校が回答三八三校中四校（一・四%）となつている（[e]、九頁）。

前述のような「きまり」「規則」「心得」等は、次のような事項にわたって生徒の生活ないし行為を規制している（[a]～[d]、「f」～「h」等、参照）。

- I 身なり・服装 頭髪 服装・靴等
- II 主として校内生活 授業に際する行動・態度 休み時間の過ごし・廊下の通行等 礼儀作法 所持品・鞄等
- III 放送 通学時の行動・態度
- IV 帰属・身分の表示・説明 制服・制帽 名札 生徒手帳
- V 主として校外生活 外出・旅行等 遊び・観劇等 人間・友人関係、男女交際等 アルバイト オートバイの運転免取得・保有・利用
- VI 生徒規則（校則）違反にたいする制裁・罰等

## 第二節 生徒規則（校則）の概念

「校則」とは何かについては、これを、①学校内部法規範の總体の總体とする説、②学則と同一視する説、③「生徒心得」に代表される生徒の生活指導に関するきまりを狭義の「校則」と呼（ぶ）とする説、④「成文化された規則」で、「生徒を直接拘束」し、かつ、「全生徒を継続的に拘束」し、かつ、「生徒の生活を具体的に規制するもの」であるとする説、⑤「学校」という部分社会における児童生徒らの行態を強制力を以つて規律する実定規範とする説、⑥「各学校で生徒の生活、行動を直接かつ継続的に規制する生活指導上のきまり」とする説、など諸説がある。

「校則」は、語の本来の意味や歴史的な使われ方から言え

ば、高野桂一氏が述べているように、学校内部法規範の總体と言うべきであろう。ところで、近年、「細かすぎる校則、厳しすぎる校則」として一般に問題化しているのは生活指導関連の校則であり（市川須美子・（注1）論文）、言葉としては実際上そのようなものとして使われる用例が多くなっている。また、前記のように三・七%程の比率で中学校ではこの意味での規則を「校則」の名称で定めている。前記③ないし⑥の諸説はそのような「校則」の概念規定の試みである（市川・前掲）。しかし、この意味での「校則」は、高野氏の概念規定する「生徒規則」（[i]三一七頁）にほぼ相当し、この表現の方が的確であると考えられる。同時に、広く通用している「校則」の用語は、紛らわしくない限りでは許容してよいであろう。以下では「生徒規則」の語を用いるが、これがいわゆる「校則」であることを喚起したい場合は「生徒規則（校則）」、論者が「校則」と呼んでいるが生徒規則であることを示す場合は「校則（生徒規則）」などと適宜表現する。

ここで上記諸説を参考にして、生徒規則（校則）を次のように定義しておく。

生徒規則（校則）とは、学校の目的・目標達成のため各学校において制定され、原則として全生徒が一律に守ることが要求される、継続的かつ具体的な実定の行為規範で、かつ、

生徒の行為を直接に規制するものである。

その実体は、既述のような「きまり」、「規則」、「心得」等として学校において児童生徒が従うべきものとされている行為のあり方と一緒に遵守すべき行為の基準とが児童にとって未分化な段階にあり、教員においても両者を峻別して指導することは必ずしも適切ではないとみられる。従って、両者を一体としてのものとして捉え、用語も慣用に従って「きまり」等と表現し、それから発展的に分化する、中・高等学校における「生徒規則（校則）」とは区別することにする（生徒規則についての以下の考察は、事項に応じる適当な考慮によつて小学校のきまりにも適用し得るであろう）。

前記の意味での生徒規則は、生徒指導上の教師だけの内規、特定のクラスやクラブだけのきまり、修学旅行や夏休み等の一時的な心得、校訓や学習・教育目標等の抽象的なものにとどまるきまり、学校から相対的に自律した生徒集団のきまりである（べき）生徒会規約、等と区別される（坂本・「c」二〇一二頁、参照）。

また、生徒懲戒規定を生徒規則（校則）から除外する考え方もある（市川・前掲、坂本・「d」）が、前記の概念規定によつて生徒規則に含めた上で、その中の特別のものとするの

が適当であろう。

なお、生徒規則（校則）については現行法規に直接的な規定がないのに対し、「学則」については、学校教育法施行令第二三条一〇号、同法施行規則第三、四条等に規定があり、その規定事項は生徒の行為規範を超えて学校の組織、制度に関する固有の事項に及んでおり、両者は重なり合う部分があるとしても区別される。

生徒規則の概念、とりわけ、その法的性質の把握と関連して、生徒（児童・学生）の在学関係をどう捉えるかが問題となる。これについては諸説があるが、最近、文部省辻村哲夫中学校課長は、座談会「校則問題を考える」において、文部省として校則について特別権力関係説や附合契約関係説にたて校則について説明したことはないとと思う、自分の理解では、両説とも、若干ずつ説明しきれない部分がある、と言った後、「校則」制定の法的根拠が、学校教育法等の定める学校の目的、それに基づく学校の教育指導その一環としての生活指導の責任、任務にある旨、述べている（「j」七頁）。しかし、その規定の内容や運用実態（後述）をみれば、今日、生徒規則に関して重要なことは、同座談会で塙野宏氏が指摘しているように、生徒の在学関係をどう把握するかの如何に拘らず、学校における児童生徒の人権ないし憲法上の自由をまず保障することであり、これに反する生徒規則（校則）等について

は「ダメなものはダメ」との見解を明確にすることである（同前八頁）。

学校でも人権や憲法が通用することを当然の前提とした上で、「教育法に基づく在学契約」説を基本にしながら、「学校」という特殊な部分社会への加入・身分地位取得契約」説の積極面を取り入れて前者を部分的に修正して在学関係を捉えるならば、人権そのものの制限にわからぬ範囲での学校における自治的規則の一環としての生徒規則（校則）の正当性を根拠づけることができよう。

### 第三節 生徒規則の規定内容の問題点

**【頭髪】** 諸調査によれば、地域差が大きいが、日本の公立中学校の四割前後が丸刈り規制をしており、丸刈り強制でなくとも強い髪型規制をしている学校が八割前後とみられる。公立高等学校では丸刈り強制は〇%に近いが、髪型の強い規制は、福岡県で約六五%、静岡県で八九%などとの推定がされている。<sup>(注3)</sup> 日本弁護士連合会の調査では、前髪、髪のそその長さの規制、パーマ、整髪料の禁止の例のほか、細かな「長髪許可基

準」を設けている例、生徒指導部に天然ウェーブの承認をとりつけるよう定めている例、基準に合わないものに「異装届」を出すよう規定している例などがある（「f」六六一六八頁）。また、しばしば言われている、頭髪生徒規則（校則）の違反者に対して、男子の場合、教師がバリカンで丸刈りにする、女子の場合、鉗で髪を切る、あるいはそれらを前提にした強引な「指導」の名による強制等が全国各地に多数存在することが裏付けられている（同前一二五一九頁）。希であるが、違反者への丸刈り強制や髪カットまで成文化した生徒規則例もある（「c」五四頁）。

熊本県玉東中学校事件では、「丸刈り、長髪禁止」を定めた校則（生徒規則）の合憲性が争われた（原告一九八一年入学。熊本地裁一九八五年一一月一三日判決）。原告らは、居住地による差別である（近隣の中学校が丸刈り強制でない）、男子だけの性差別である、法定の適正手続きに違反する、当該校則は、個人の感性、美的感覚あるいは思想の表現である髪型の自由を侵害するものであるから憲法二一条に違反する等と主張し、当該「校則」の無効確認及び損害賠償を求めたが、判決はいずれの主張も退け、原告敗訴となつた。東京都の私立修徳高校で卒業を目前に「校則で禁止されているパームをかけた」として「自主退学」させられた女子が、八八年六月、パーム禁止校則の合法性には重大な疑義がある、パーム

マが退学に値するほどの重大な違反だったとは言えない、退学勧告の際の説明は不適切で詐欺的、等を理由として東京地裁に提訴している。

玉東中学事件判決は、要旨、次のように述べている。

「中学校長は、教育の実現のため、生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有する」が、その権能は「無制限なものではあります、中学校における教育に関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものである」。「丸刈りが中学生にふさわしい髪形であるという社会的合意があるとはいせず、また頭髪の規制することによって直ちに生徒の非行が防止されると断定することもできない。」としてみると、本件校則の合理性について疑いを差し挟む余地のあることは否定できない。けれども、丸刈りは「今なお男子児童生徒の髪形の一つとして承認」されたもので、「特異な髪形とは守るよう繰り返し指導し、あくまでも指導に応じない場合は懲戒処分として訓告の措置をとることとしており、バリカン等で強制的に丸刈りにしてしまう」といった措置や他の不利益措置は講じていない。「丸刈りの社会的許容性や本件学則の運用に照らすと、丸刈りを定めた本件校則の内容が著しく不合理であると判定することはでき

「社会通念に照らして著しく不合理である」と立証できない限り校則によって頭髪の自由を制限し得るとする前記判決の論法は、頭髪の自由のこののような人権性を看過している。生徒規則で丸刈り規制をしていた岡崎市立葵中学校での事例では、頭髪の自由を要求する市民運動の影響の中で、学校側は生徒規則から丸刈り規定を削除、入学説明時の文書等による「強い指導」に切り替え、「特別の事情ある場合には例外を認める」などとし、八八年四月の新入生の一人が長髪で通学を始めたのに対して、「指導」を続けていたという問題点を残しているが、処分等はしていない。

もっとも、人権・自由の制限も、他人の人権との相互ないし総合調整の必要に基づく合理的な理由があり、かつ、その制限が法律に基づく根拠をもつ場合には憲法上認められるので、この点の検討は必要である。

しかし、現存の学校教育法の一般的な規定ではそれを根拠に生徒規則により人権としての頭髪の自由を制限する法律上の根拠としては不十分であり(塙野「J」七頁)、安易に学校の教育目的・教育目標やましてや指導上の便宜等に言借りて髪型規制をするべきでない。児童生徒の人権をどう保障するかという観点を優先させた対応が望まれる。現実には特定の非行スタイルの蔓延阻止を理由に髪型の規制がされる例が多い、多くの場合、外形的な行動形態の改善を急に望むよ

ない」。

まず、確認すべきは、同判決によっても丸刈りを実力で強制的に実行することやそれを内容とする生徒規則は法的には認められないということである。一般市民の場合、他人の頭髪を切れば暴行罪(刑法二〇八条、判決例・明治四年六月三〇日大審院)または傷害罪(刑法二〇四条)に該当する。そのような丸刈りを学校の規則だということで明確な法律の根拠も無しに行つてよい理由はない。また、懲戒の手段としては丸刈りをするならば、体罰とは「懲戒の内容が身体的性質のもの」(昭和二三年二月二一日法務調査意見・長官回答)といふところの体罰にあたり、学校教育法第二一条違反である。判決は反射的にこれらの法理を認めている。

次に、前記判決にもかかわらず、頭髪の自由は人権であり、百歩譲っても憲法の保障を受ける個人的な自由であり、生徒には人としてのその自由が保障されるべきである。憲法第三条は国民の自由を最大限に尊重すべきことを定め、同第三一条は「何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と明示している。人権とは、まさに法によってこのようなものとして各個人に保障されるべき自由のことにして他ならず、頭髪の自由もこの人権に属すると考えられる。一般人や教員の頭髪を予め規制すればだれしも人権侵害と考えるであろう。

りも生徒との個別的な精神的人格的な接触交流を通じて生徒の精神の内面に働きかけることやそれを可能とするための教育条件の改善が課題となっているとみられる。

「バイク等」一九八二年八月二五日全国高等学校PTA連合会がオートバイの三ない(持たない、免許をとらない、乗らない)原則にたつ特別決議を行ったこともあって、この原則にたち一律「三無い」の禁止にしている学校やそれに近い特別許可制をとっている高等学校が多い。

そのような生徒規則(校則)に違反したとして「自主退学」をさせられた生徒側が私立学校の学校法人を相手に、また、無期停学処分を受けた公立高校の生徒側が県を相手に損害賠償を求める訴訟をおこし、いずれも原告側が敗訴している(一九八七年一〇月三〇日千葉地裁判決、一九八八年六月六日高知地裁判決)。

しかし、道路交通法等で資格取得能力がある、運転能力があると認めるものを学校が生徒・親の個別の同意を得ないで禁止できる法的根拠は乏しい。また、生徒の校外における安全保障まで学校が責任を負うことは事実上不可能である。生徒の安全のためならば、「原則禁止・特別の場合許可」ではなくて、親が個別に了解した場合にルールとして守らせるという方向を追求すべきである。また、高校生もしくは該当年齢者の事故が事実多いのであるならば然るべき立法に基づ

く予防・回避措置を講ずるべきである。

【服装】地域差が大きいが、公立中学校で推定全国平均九六・八%が実質的に制服、強制性の薄い実質的な標準服は二〇〇%近く制服の県も多い。標準服もしくは自由服は、併せて四〇数%の東京を始めとして、京都、ついで大阪では比率が高い。靴下規制は中学校で六四・八%、高校では二一・二九二・九%となっている。関連して、中学校では七七%で名札着用を義務づけている(以上いずれも公立学校。坂本「d」一三一一八頁)。男女制服の寸法をセンチ単位、ミリ単位で指定、ポケットの形状やベルトの穴の数を指定、靴は白一色、ソックスも白一色、肌着の色まで指定している、外出時まで制服着用を義務づけている等の例が多数ある(「f」五四一五七、八九一九〇頁、「g」八七一九一頁、参照)。

【その他】挨拶・礼儀等については、「感謝の気持ち」等を求める、「オアシス」の定式化等(以上、「f」三八一三九頁)、「人前で髪の手入れをしない」「忍び笑いを慎む」「職員室へ…やむを得ない場合を除いて入室しない」「親しみと誠意をこめて挨拶をする」(以上、「g」七四一七五頁)などの事例がある。時間遵守は一般的には重要なことだが、「校長や生徒指導部に届け出でから授業参加」と生徒規則で画一に決めている例がある(「g」七五頁)。

授業・学習態度等に関して、質問・発表の様式、質問の際の挙手の仕方、その角度、学習用具の貸借の禁止等を決めている例、「心の中での感謝」を求めている例もある(「f」二一三頁、「g」八五頁など)。

校外生活については、外出時の制服着用義務づけのほか、「外出は、夏は午後七時まで、冬は午後六時までとする」「九時以降の外出は補導の対象となる」、その他、映画館・スポーツ施設等への出入り、ハイキング、旅行、外泊の規制など多くの県の中、高校の数々の事例がある(「f」九〇一九七頁、「h」四九一五〇、八〇一八一頁など)。外出時間規制のほか校で申し合わせている例もある(熊本市中学校申し合わせ)。「夜間外出は保護者同伴とする」「映画又は催し物は推薦されただものに限り、昼間自由に観覧してよい」などを市立全中学で申し合わせている例もある(熊本市中学校申し合わせ)。さらに、「ここぞというときにこどもをぶんぬぐることのできない親」「こどもの前で、他人や学校の悪口を言う親」「子供部屋に自由にいれてももらえない親」などを「戒める」「家庭教育三〇の戒め」なるものなどを保護者会資料として配布している中学校もある(八三年度岡崎市立南中、文献「h」四九一五〇頁)。

服装について以下は紙幅の都合で個別の内容批判は省略したが、以上のように、生徒規則には、規定内容上、①生徒の

自主性を軽視し、損なう、②生徒の人権を軽視・侵害する、③親の教育権を軽視・侵害し、学校以外の家庭その他のものの教育機能の発現を妨げ損なう等、改めるべき重大な問題点をもつもののが多数あることが指摘できる。

#### 第四節 規範意識育成上の問題点

##### 1、規定の必要性についての生徒の納得の不足

大阪市教育センターの大坂市立中学校一〇校合計一一八二名の生徒を対象にした、生徒規則(校則)の主要一〇項目の遵守の実態及び遵守の必要性についてのアンケート調査の結果からの要点を整理すれば表6-1のようである。<sup>(注8)</sup>

豊中市立第八中学での一九八七年度<sup>(注9)</sup>、三年生一一八九名に対する悉皆アンケート調査中、「校則についてあなたは守る必要があると思いますか」という設問と回答から表6-1とほぼ重なる項目部分を抽出すると表6-2のようである。なお大阪市の調査と異なりこの調査では中間選択肢「どちらでもよい」が設けられている。

表6-1 大阪市立中学校生徒規則主要10項目についての生徒の遵守意識

	① 頭髪	② ゲームセン等への出入	③ 通学感度	④ 夜外出の止	⑤ 不要物の持参	⑥ 服装	⑦ 挨拶	⑧ 授業時間の態度	⑨ 公共物の利用	⑩ 時刻をまること
守っている	77.2	71.7	73.0	76.5	70.3	89.1	63.4	70.2	83.6	86.7
遵守 不必要	50.7	45.6	44.1	39.7	35.4	26.3	17.5	13.1	11.9	7.4
遵守 必要	24.7	26.9	31.9	32.4	32.1	56.0	58.9	66.8	68.7	84.6

表6-2 豊中市立第8中学校生徒の遵守意識

	① 髪の毛	⑤ 持参禁止品	⑥ 標準服	⑩ 始業時間
不必要	45.3	35.6	25.8	5.9
必要	15.1	21.3	32.8	75.4

表6-3 東洋大学岡田ゼミによる中学生の校則意識調査

	マフラー 手袋靴下	校外生活	カーテンセーター	頭髪	所持品	装飾品	制服	校内生活	名札校章
不要	75.6	69.6	68.9	63.4	56.5	55.8	21.4	16.8	14.4
必要	22.1	31.6	31.5	33.3	42.4	43.6	77.7	80.6	80.4
いや	43.5	44.2	19.3	71.6	41.4	19.9	36.6	17.8	10.6

い上位三項目（表6-1-4で⑧、⑨、⑩）は、いずれも「守っている」と答える率が高いが、「社会（学校）生活をする上で必要だから」という理由づけが第三学年で多くなっている。なお、同調査の小学生対象部分の結果は、四年生五・六年生についても、同様に大略的にみて、「きまり」の遵守率、遵守意識が学年が大きいほど小さくなっていることを示している（〔a〕一七三、一八〇—一頁）。

福岡県での秦政春氏の調査による公立中学校生徒への設問と回答では次の結果が出ている。①設問「校則（生徒心得）の内容でかえたいもの」に対して、回答「ある」は一年生で三一・〇%、三年生で七五・一%である。②設問「校則（生徒心得）を守っている理由」にたいする回答中の比率は、

「守るのが当然だから」三一・〇%→一・七%、「規則だから」一四・四%→三・一%、等となつてゐる。(③)「生徒手帳のある学校なら、(福岡県内では?)引用者補足」必ず校外でもこれを携帶することを規定している(秦)「生徒手帳の学校外での携帯状況を同様に中学生に尋ねた回答では、「いつも身につけている」一年生一七・六%→三年生三・七%、「全く身につけていない」一年生四七・九%→三年生六〇・四%となつてゐる。④「校則を重荷に感じること」の問い合わせの回答(「あまりない」「まったくない」との四者折二)中、「よくある」一年生二一・七%→三年生三五・四%、「ときどきある」三三・九%→四一・一%となつてゐる。⑤「服装違反をしている人に対する意識」についての設問では、「だらしない」「かっこいい」「自分もやってみたい」「別に何とも思わない」「迷惑」「ばかりしい無益なことをしている」が一年生三七・一%→三年生六四・六%と増えてゐる。以上の五点は、同じ調査の対象となつた私立中学校(女子校)でも、ほぼ同様の傾向である。(注1)

表6-4 中学生の「きまり」に対する態度とその理由づけ（大阪市教育センター調査）

	理由づけ	① 頭 髪	② ゲー ムセ ンタ ー	③ 通 学 態 度	④ 夜 間 外 出	⑤ 不 要 物 持 参	⑥ 服 装	⑦ 挨 拶	⑧ 授 業 中 態 度	⑨ 公 共 物 利 用	⑩ 時 刻 遵 守	
守 つ て い る	先生に注意される から	1年	38.3	27.6	31.7	20.9	45.7	42.4	16.3	44.0	28.1	30.0
		3年	33.2	21.9	28.9	21.0	38.9	39.4	6.8	41.3	31.5	28.5
	社会(学校)生活を する上で必要だから	1年	14.5	19.1	20.1	28.7	8.9	21.1	35.1	17.2	22.3	32.5
守 つ て い な い	守るべきだがつい できないから	1年	4.8	8.0	9.5	6.7	8.2	1.3	15.7	20.8	7.7	7.1
	他人に迷惑を かけないから	3年	8.4	4.5	11.6	6.6	10.2	3.6	27.4	17.3	8.2	10.4
		1年	3.1	4.4	2.8	3.9	5.4	0.5	2.0	1.1	1.8	0.7
		3年	7.9	12.6	7.9	7.2	10.2	5.2	2.3	1.8	1.6	1.0
	守っていない者合計	1年	15.9	24.0	20.0	21.1	22.2	4.3	24.5	28.4	15.0	9.6
		3年	28.8	31.9	28.8	25.1	29.6	13.1	45.6	24.5	16.1	13.9

2 遵守率など

中学生の「きまり」に対する態度とその理由づけについて、大阪市教育センターの調査から抽出摘要すれば、表6-4のような結果が得られる。表中の数字は調査対象一年生男女四〇一名、三年生男女三九二名それぞれを一〇〇%とした百分率である（〔a〕二〇〇一二〇四頁より抽出作成）。

「守らなくてもかまわない」との三者択一回答質問で、「守らない」「ほとんど守っていない」との四者択一回答で、「守っている」「だいたい守っている」の回答は七四・一%である。これに比して、校則（生徒規則）について、「わからない」なくてはいけない」の回答は三三・一%であり、外観の行動形式ほどには内面の遵守意識が伴っていない。また、「きまり」につき、九項目を示し、回答者が「必要であると思うもの」、「必要でないと思うもの」それぞれに○をせよ、九項目の「きまり」のうちいやなものを三つ選んで○をつけよという各問に対する○印回答の百分比は表6-3のようである。  
なお、校則（生徒規則）に必要な規定事項、不必要的もの、意識について後述する秦政春氏の調査〔<sup>(15)</sup>k〕、特に八一一八七頁）もほぼ同様の傾向を示している。

## 第五節 生徒規則の指導過程上の問題

### 1、体罰その他の非教育的方法との結合

前掲日弁連調査は、「生徒規則に違反した場合に最も普遍的に行われている措置」を八つ指摘しているが、その中に、  
 ③違反所持品の没収、免許証の預かり、④髪の毛を教師が刈る、  
 ⑦体罰、等の違法・人権侵害行為、明らかに反教育的な  
 ⑥侮辱的行為（「くずだ」等と罵倒、給食を廊下で正座して  
 食べさせる、授業中無視し続ける等）、教育的に問題な⑧内  
 申書に記載する措置、が含まれている。<sup>[注12]</sup>

特に体罰については、前掲岐阜での調査報告によれば、同県内小学校五年生～高校三年生のほぼ一%の抽出調査（回収二六五五人分）の結果、小、中、高等学校とも約四人に三人の割合で児童生徒が体罰を受けている。また、四二%の児童生徒が教師からひどい辱めを受けている（〔g〕ハ一六頁）。

生徒規則違反者に対して体罰が行われている比率について、秦政春氏の福岡県内での調査は、校則違反をして教師から

「ひどい体罰」を経験した（ひどくなぐられた）と回答している公立中学生が回答六四九人中二六五人（四〇・八%）いること、小学校でも校則違反者の二二・五%あることを示している（〔k〕五三頁）。

秦氏の教師を対象にした別の調査での、中学校で「校則違反に対して教師がよく与える罰」の種類を一つだけあげさせての分類・集計（回答数二五六＝一〇〇%）では、「げんこつ」「なぐる」「平手打ち」「なぐる・ける」の合計二九・三%、「説教する・注意する」一八・〇%、「作業を課す」一二・一%、「正座をさせる」九・八%、「改めさせる・直させる・反省させる」九・〇%、「ペナルティを課す」七・〇%、等となっている（〔l〕六一頁）。

生徒規則違反に対して加えられる罰は、直接的違反者本人だけでなくグループや班などの連帯責任という形で加えられることしばしばある。秦調査では「校則違反の罰を、グループや班で受けたことがある」という割合は、全体の八・四%を数えている。この時の生徒の気持ちは、記入回答六二の内、「イヤだ」三五・五%、「腹が立つ」三三・三%、「なぜ私まで罰を受けるのか」一二・九%などとなっている（〔k〕九四頁）。

### 2、生徒規則制定における生徒参加の不足

前掲打田氏の全国比例抽出調査における校長回答によれば、八割強の学校で「校則」（生徒規則）の内容分野によっては

生徒の意見が考慮されており、約半数の学校で「校則」の制定・改定に生徒会が関与しているが明文の制定規定・改定規定を生徒に公表しているのは約三七%の中学校である。最終段階では、ほとんどの場合、教員のみによって「校則」が決定されている。「校則」制定への生徒会参加と生徒規則内容への生徒意見の実際上の配慮程度とを複合させた同氏の考察からさらに計算してまとめると、結局、生徒会が「校則」の制定の原案作成、調整（協議）、決定等の過程に参加する一定の組織的ないし制度的保障がありかつ実質的にも校則制定に際して生徒意見が配慮されているのは、最大限に見積って約四分の一とみられる（〔e〕九頁、および一三頁表九より算出）。

坂本氏は、公立中学校一二五の生徒規則の収集調査を経て、中学校における生徒規則の決定への生徒参加は「全く名

目的な参加を入れても二、三%にすぎないと推測される（〔d〕一八一頁）と述べている。同調査（同二二九一二〇頁等）から計算すると「管理的」な参加や全く「違法宣言」に

まとめ

を踏まえれば、生徒規則（校則）にかかる教育のあり方として、次のことが重要であると言えよう。

①生徒の生活指導にあたっては、生徒と教員との信頼関係を基本として個人の個別的な事情を含む生徒の内面的な精神の発達を重視し結果として行動が伴うよう指導すべきである。そのためには、生徒の行為規範について、その自主性に任せるべき事項、望ましいあり方を学校・教師が指導すべき事項、規則で規定して原則的に遵守を求めるべき事項を区別し、規則規定事項は最小限にし、かつ、生徒が集団生活におけるその意義をよく理解して自主的に守るよう指導するべきである。

②特に、頭髪や校外生活における行動等のような生徒の基本的人権・憲法上の自由に関する事項は生徒規則で制限すべきでなく、学校や教師こそ児童生徒の自由・人権を守らなければならぬ。これらの事項に関しては生徒やその法定代理人としての親の教育意思是教師・学校のそれより優先するものとして尊重されねばならない。学校は生徒の自由・自己決定を尊重・奨励することを基本として、望ましい挨拶や礼儀、遊びや交友等の校外生活、身だしなみ等について指導をするべきである。

③生徒の自由・自己決定を最大限に尊重するためには生徒規則の制定・改定への生徒参加が不可欠であり、それは生徒の権利として確認されなければならない。

ここで、以上と関連して、文部省の「校則見直し」方針に言及しておきたい。都道府県教育委員会等中等教育課長会議（一九八七年四月二五日）における西崎清久初等中等教育局长あいさつ「校則について（要旨）」は、前述①の内容を含んでいる。同時に、(1)「文部省等による校則の基準づくりは、校則の画一化を招くことになり適当でない」と述べて、生徒規則（校則）が学校における児童生徒の一般人権や教育を受ける権利を侵害しているという重大な事態についての認識とそれに応じる方針を示していない。(2)校則の制定改定への生徒・親の権利・権限のある参加の制度を形成してゆく方向を示していない、等の点で前述②、③に反して、問題点を含んでいる。

また、同あいさつは、(3)「この問題（校則）の問題－引用者）は全体の指導体系の中で冷静に考えるべきである（る）という漠然とした表現とともに、それと対照的に「校則だけを取り上げることは適切ではない」と明確に述べており、「校則」をめぐる問題をそれ自体として取り上げることを抑制している。生徒規則問題の解決のためにには、まず、これに固有の問題点と改善方向を明確にし、ついで必要ならばそれに伴う教育指導や学校運営全体の体系の問題点とその改善の方向をも指摘するというのが筋であろう。本稿叙上の問題点の指摘もその意図に出るものである。

最後に、きまり・生徒規則のあり方・指導の改善を図るとき、本章では割愛したが続いて言及すべき諸問題ないし諸課題を挙げておき、次の機会を期したい。

①学校レベルでの生徒規則問題での実践例、この問題に対する中学生・高校生の観点を組み込んでの検討、各地域の父母・市民の運動の動向、諸外国の類似事項の参考等を通じてあるべき生徒規則の内容とその制定改定への生徒の主体的な参加についての改善・改革的具体的な方向についてのイメージを豊かにしてゆくこと。

②きまり・規則の指導を含む生徒指導・生活指導を直接担当する教員の意識のあり方との関連で事態改善の道筋を探ること。

③「管理主義」と指摘されている今日の学校の管理運営やその制度との関連や、「管理主義」と結合したわが国に特有の教育意識・教育観との関連を解明すること。

主要参考文献（引用等に際しては「a」、「b」、：等の略号で記す）

- 〔a〕大阪市教育センター研究紀要第一〇号『小中学校における基本的生活習慣（態度）及び望ましい集団育成に関する研究』第2年次（一九八六年三月）
- 〔b〕坂本秀夫『生徒心得 生徒憲章への道』エイデル研究

- 〔c〕坂本秀夫『校則』の研究 三一書房、一九八六年四月。
- 〔d〕坂本秀夫『生徒規則マニュアル』ぎょうせい、一九八七年五月。
- 〔e〕打田修『公立中学校における校則（生徒規則）に関する調査研究』昭和六三年三月、兵庫教育大学大学院教育経営コースにおける調査報告書（B4判全三三頁）。
- 〔f〕日本弁護士連合会第二八回人権擁護大会シンポジウム第一分科会実行委員会『学校生活と子どもの人権－校則、体罰、警察への依存をめぐって』一九八五年四月一九月調査。全国九八五の生徒規則（校則）を収集・分析。
- 〔g〕教育をよくする岐阜県民会議体罰・暴力調査研究委員会報告『いのちかがやく明日へ』一九八六年六月。
- 〔h〕岡崎の教育を考える市民の会（代表・影山健）編『岡崎の中学校のきまり－その実態と分析』一九八四年一月。
- 〔i〕高野桂一『生徒規範の研究』ぎょうせい、一九八七年四月。
- 〔j〕『ジュリスト』No.九一二「校則・体罰と人権」特集号、一九八八年七月。
- 〔k〕秦政春『学校社会の規範状況に関する調査研究（I）－子供と親の意識を中心に』福岡教育大学紀要第三六号第四分冊 一九八七年二月
- 〔l〕秦政春『学校社会の規範状況に関する調査研究（II）－体罰・校則に関する教師の意識を中心に』福岡教育大学紀要第三七号第四分冊・一九八八年二月

## 第七章 一九九二年学校週五日制導入に至る経過

- (注)
- (1) ①高野桂一・文献「i」。②天笠茂・牧昌見ほか編『学校用語辞典』の「校則」の項、細谷・奥田・河野編『教育学大事典』第1巻一九七九年二九八二九九頁、相良惟一『教育行政事典』一九八〇年八六頁、など。③日本弁護士連合会『子どもの人権救済の手引』。④坂本秀夫・「c」。⑤森部英生『校則の法的性質と学校』『季刊教育法』七二号。⑥市川須美子『校則裁判と生徒の権利保障』『ジャーリスト』No.九一八。
- (2) 北川邦一『教育の自由と国民主権』(下)、学校の自治と生徒、教師の教育権」、「大手前女子短期大学『研究集録』(伊丹学舎竣工記念号)一九八六年一二〇一一二〇三頁 参照。
- (3) 坂本「d」一三頁、打田「e」三四頁、毎日新聞八七年一月一日大阪・夕刊の近畿圏調査など。
- (4) 『法學セミナー』一九八八年九月No.四〇五一セミナーの日』六頁 参照。
- (5) 竹内重年「丸刈り裁判の問題点」『季刊教育法』六二号・一九八六年参照。
- (6) 森山昭雄氏等「中学生の頭髪の自由化を求める市民の集い」編集『資料集・丸刈り、おかげば強制反対市民運動』一九八七年七月。
- (7) 坂本秀夫『バイク退学事件の研究』八七年二二月・三一書房、一一四七頁および「f」七八〇頁。
- (8) 「a」一九六一二〇一頁の集計表より作成。
- (9) 同中学校『八中生がわかる本』生徒の生活実態と意識調査』一九八八年三月一八〇一八一頁。
- (10) 岡田忠男「中学生と校則」東洋大学文学部紀要第四集 教育学科・教職課程、一九八七年、四三一四七頁。同ゼミの学生が一九八六年の夏季休業中に出身地域の中学生に対して調査したもの。標本数 男子一二〇 女子一一九。
- (11) 「k」五三頁。一二小学校五、六年生一二八二人、同四中学校一、二、三年生七八三人(私立女子中学校一校、三四人を含む)の回答データによる。
- (12) 日弁連・「f」一二四頁。番号は同報告書による。他には、①学級担任、生徒指導主任、校長等が本人に口頭注意、説諭、誓約書・始末書・反省文を書かせる、②保護者の呼び出し、自宅や学校の別室で自習させる。これらの措置の実態は一二四一二三二頁。
- (13) 同会少年問題対策特別委員会報告書『子どもの人権と校則・懲戒』一九八八年一二月、八三一八四頁。

一九九一年三月三日、文部省は九二年九月から毎月の第上曜日を休業日とする学校週五日制の部分的導入を決定した。

本章は、この施策の評価と学校週五日制をめぐる以後の課題と対策を明確にするため、この学校週五日制全国一斉部分導入に至る経過を明らかにしようとしたものである。

## 第一節 学校週五日制問題の提起

### 1、一九七三年日教組の学校五日制提起

今日につながる学校週五日制の提唱は、日本教職員組合（日教組）の運動方針に始まる。同教組は、一九七〇年の運動方針で「教職員の労働時間と賃金のあり方」を決定した。学校週五日制は、「教職員の労働時間短縮」に重点をおき、「教職員の勤務時間のゆとりによって、教育活動での子どもたちのゆとりを実現することにつながる」という考え方から運動方針化したといわれ、一九七三年四月一〇日の第四三回定期大会で次のように提起された。<sup>注1)</sup>

とするものであった。

その後、日教組傘下の北海道教職員組合などは、学校五日制に応じたカリキュラム実践を含む取り組みを進めて近年に至っている。

### 2、自民党文教部会の反対

七三年五月一日、奥野文相は、人事院八月勧告で国家公務員の週休二日制実施勧告が予想される状況の下で、「学校五日制に踏み切る方針で事務当局に検討を指示した」と発表した。<sup>注2)</sup>

しかし同年八月、自民党文教部会は、およそ次の理由で奥野構想反対の態度を決めたという。

- ①「この問題は、学校の現場に、どのようななかたちであれ週休二日制を導入することが教育上良いか悪いかと言うところから検討すべきだ。教員の週休一日制実施を前提にして、『その場合、学校はどうするか』というのは、考え方の順序が違っている。」
- ②「かりに教員の週休一日制にふみきるとしても：『教員五日、児童六日制』をとも可能であり、それらの検討を行なうべきだ。」
- ③「学校五日制の条件として、社会教育、体育施設の充実

「わからない子」「自主性・創造性に劣る子」「体力のひ弱い子」等を大量につくり出している今日の教育現実を全般的に改革するために、重要課題の一つとして『学校五日制』の一九七四年度実施をめざして要求し、強力な運動を展開します。

とくに『学校五日制』要求が広範な父母、国民の一一致した教育要求となるよう努力します。そのため、能力主義に基づく差別、選別のための画一的なつめこみ教育、テスト主義教育体制、学区制問題と人試戦争、私学問題、貧困な社会教育、スポーツ施設の問題などについての批判活動とその改革、改善のための国民的な教育要求運動をいつそう強化するとともに、子どもと青年の学習権保障を基本とする『学校五日制』の構造を実践的に造り上げ、明らかにして父母との話し合いを通してその不安をとりのぞき、一一致した要求運動に発展させます。さらに部活動については『学校五日制』の問題等ともあわせて抜本的な検討をすすめ、その弊害の除去につとめます。」

日教組の学校週五日制論は、教員の労働時間短縮・週休二日制要求から出発するものではあったが、教育論としては、学校五日制だけが先走りするのは誤りだ。<sup>注3)</sup>

- ①子ども・青年のゆとりの実現、②子どもと青年の学習権保障、③自主性・創造性の育成、体力育成等を課題として掲げ、④広範な父母、国民の一致した教育要求に基づくことを要件

## 第二節 臨教審、教課審による学校五日制の方向づけ

### 1、一九八六年臨教審答申

今次の学校五日制導入に結びつく政府方針は臨時教育審議会（八四年八月設置／八七年八月解散）に始まる。

臨教審は、①家庭、地域、学校の三者における教育の関連の見直し、特に学校教育の肥大化は正・学校の負担の軽減の必要性を前提として、②教育全体における知育中心の学校教育の分野の過大の是正と③家庭及び地域の教育力の回復と活性化などを論ずることによって学校週五日制導入の教育的意義を説いた。また、学校週五日制に伴われるべき要因として④家庭及び地域の教育力の回復と活性化とに資すべき学校の新しい役割を論じた。その中で、八六年四月二三日の臨教審第二次答申は、次のように述べた。

## 第一部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革

### 第一章 生涯学習体系への移行

#### 第二節 生涯学習のための家庭・学校・社会の連携

##### ア 学校教育の役割の限界を明確化し、家庭や地域の教育力の回復と活性化を図る。

イ 学校五日制への移行などについて検討する。

②学校外の学習の場の整備を強めるなど、家庭や地域の教育力の回復と活性化を図り、教育の機能が全体として低下しないよう十分留意しながら、週休二日制に向かう社会のすう勢を考慮しつつ、子どもの立場を中心にして、家庭、学校、地域の役割を改めて整理し見直す観点から、学校の負担の軽減や学校の週五日制への移行について検討する。

しかし臨教審の所論においては、前記日教組の学校週五日制論にみられた子ども・青年のゆとりの実現、その学習権保障の二つの觀点は、明確ではない。また、週五日制のもとで

学校教育が子ども・青年の成長・學習・発達に果たす新しい役割は直接的なものとしては明示されておらず、家庭及び地域に問題を投げかけ、その教育力の回復と活性化とに資することを通じて果たすという間接的役割が期待されているにどどまっている。

#### 3、総理府調査における世論

しかし、総理府が八六年七月下旬実施した「学校教育と週休二日制に関する世論調査」(同年一一月二四日公表)の結果、前記の方針は変更された。

同調査(全国二〇歳以上六五歳未満の五千人対象。回収率七八・八%、面接方式による「学校五日制をめぐる賛否」)の結果は表7-1のようであった。

同調査によれば、国民の大多数六割以上(ただし幼稚園では五割強)は学校週五日制に反対で、その理由は、多い順に、①「現在程度の学校休業日で十分」②「家庭では十分な教育ができない」③「学力の低下が心配である」であった。④「社会の受け皿が十分でない」⑤「週休二日制実施が不充分」⑥「塾、予備校、けいこ事に行くのが多くなる」も順位は高くなかったがそれなりに現状の六日制賛成の理由となり、⑦「子どもが学校に行つた方が手がかかる」は、子どもが幼い場合には大きな理由となっていた。

他方、学校五日制支持は、部分導入賛成を含めても五分の一からせいぜい四分の一弱であった。五日制賛成の理由は、多い順に、①「子どもの自由時間が増える」、②「親と子の触れ合う時間が増える」、③「子ども

が自然に触れる機会が増える」、④「地域での子ども同士の触れ合いが増える」であり、⑤「公民館、図書館等の社会教育施設が充実してきたから」というのは、さほど多くはなかった。

ただし、学校六日制・学校五日制の賛否には、学歴、職業、勤務状況、居住地域、性別等によって相当の階層差があった。

また、おしなべて、「子どもの自由時間は少ない」、「授業時間数は現在程度必要」及び「学校の教育内容の程度は現在程度がよい」とするものが多数意見であった。

#### 4、自民党文教関係幹部の

##### 総理府調査結果への対応

総理府世論調査の結果、自民党文教関係幹部は、旧来の学校五日制反対の立場を再び明確にした。「子どもたちに土曜日をどう過ごさせるかの対応ができるない限り、(学校五日制には)賛成できない」(塩川正十郎文相九月二三日、自民党全国研修会)、「労働者的発想からの五日制なら、さびしい議論と思う」(同文相同月二十四日、教育専門紙の合同インタビュード)、「子どもが塾に行けば意味がない」「家庭がしっかりしなければ逆効果だ」「党の考え方は、新しいものではなく、終始一貫している。(われわれの)ブレーキがきいたのだ」(以上、同月二十四日、自民党本部での文教部会・文教制

教育課程審議会は八五年九月、文相から「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」諮問を受け、学校五日制についても重視して審議した。

教課審の審議の当初、文部省は九年新教育課程の実施とともに月一回土曜を休業日とする学校五日制導入の意思を固めおり、「文部省は五日制を小学校では六七年度、中学六年八年度、高校六九年度からそれぞれ実施する方針」、「教育課程審議会は三日総会を開き、学校五日制を隔週土曜休みの形で六七年度から導入するなどの方針を決めた。」隔週土曜休みの形で導入するなどと報道された。

度調査会合同正副会長会議での幹部の意見)などと言つものであった。

## 5、教課審の八六年中間まとめと八七年答申

教課審は八六年一〇月二〇日発表の中間まとめ「教育課程の基準の改善に関する基本方向について」において、子ども教育という観点から見た学校週五日制の積極的意義として次の四つを指摘した。①学校教育や子どもの生活の社会情勢、特に週休二日制を含む国民生活との調和、②子どもの生活のゆとりの醸成、③家庭における親子の触れ合い、④地域における種々の活動による望ましい人間関係の形成。

また、逆に、五日制の教育上の問題点として、⑤学力水準の低下、⑥塾通いの増長、⑦非行の増加を挙げている。なお、関連して、⑧学校休業日における子どもの生活上の配慮が国民の理解を得る上で必要なこと、⑨前記①のうちでもとりわけ教員の労働時間短縮への対応に言及した。

しかし、学校五日制実施の時期・形態については、上記総理府調査結果を考慮して、「この問題については…引き続き十分な検討を加えて最終的な結論を得ることとする」と述べた。<sup>(注7)</sup>

結局、教課審は、八七年一二月二十四日の答申において、学

校五日制に関して次のように述べた。

①「学校週五日制の問題は、(週休二日制の普及・拡大を一つの特徴とする)社会情勢の変化との関連を考慮しつつ検討すべき課題であり、:学校週五日制の問題は:これを漸進的に導入する方向で検討するのが適当である。」

②「学校週五日制の導入については、学校内外における児児童生徒の生活にかかる条件整備を考慮しながら、国民の理解を得ることにも配慮しつつ、結論を出すのが適当である。」

③「学校週五日制をいつからどのような形態で導入するかについては実験校を設けるなどして調査研究を進め、その結果を勘案しながら結論を出すのが適当である。」

また、同答申は、学校週五日制導入の時期・形態の検討に際しての留意点として、①教育水準の維持、②児童生徒の學習負担、③家庭や地域社会における児児童生徒の生活環境や生活行動についての対応、④年間授業日数及び年間授業時数の取り扱いの四つを挙げた。

### 第三節 文部省指定校実験と

#### 学校五日制に関する社会状況

##### 1、指定校調査研究開始と協力者会議の発足

文部省は、先ず、八八年二月五日、「青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議」(座長・坂本昇一千葉大学教授)を発足させた。<sup>(注8)</sup>

同省は統いて同年七月二三五日、局長クラスによる「教員の週休二日制・学校週五日制に関する省内連絡会議」を設置・開始するとともに、学校週五日制実験校研究への準備を進めた。<sup>(注9)</sup>

同省は、翌八九年八月二九日、「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」(主査・幸田三郎恵泉女学園大副学長)を発足させた。<sup>(注10)</sup>

同年一二月、文部省は「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校実施要項」を決め、指定校に通知した。調査研究協力校には、群馬、東京、富山、岐阜、静岡、愛知、岡山、山口、沖縄の九都県で計六八校(幼稚園

##### 2、公務員の労働時間短縮・

###### 週休二日制実施政策の推進

国家公務員の週休二日制については、七三年二月に閣議決定された「経済対策基本計画」は、官公庁についても民間部門の週休二日制の普及状況を考慮しつつ二~三年内の導入に努める旨、定めた。また、同年八月九日、人事院はその勧告で初めて「職員の週休二日制についても採用を考えるべき段階に達した」。本院としては:関係機関との連携をとりつつ、その具体化に努める」とした。<sup>(注11)</sup>

八六年四月七日、「国際協調のための経済構造調整研究会」(中曾根首相の私的諮問機関、座長・当時日銀総裁前川春雄(故人))は「前川レポート」と言われる報告書を提出し、その労働時間短縮・週休二日制について「1、内需拡大(2)消費生活の充実」の項で次のように述べた。<sup>(注12)</sup>

「労働時間については、公務・金融等の部門における速や

表7-2 民間における週2日制の実施状況及び週所定労働時間  
 (91年8月7日人事院勧告資料。同院4月調査。企業規模100人以上)  
 (かつ事業所規模50人以上の全国約4万の民間事業所を対象とする。)

### その 1 週休 2 日制の普及状況

区分	実施事業所割合		適用従業員割合	
週休2日制 計	%	%	%	%
完 全	36.8	(29.5)	54.5	(46.6)
月 3 回	11.3	( 9.5)	9.1	( 8.9)
隔週又は月2回	28.7	(29.7)	19.1	(22.1)
月 1 回	7.2	(10.6)	4.8	( 6.9)
そ の 他	9.4	( 7.6)	8.6	( 7.9)
完全週休2日制 相 当	40.1	(31.7)	58.4	(49.6)

(注) 1. 「実施事業所割合」は、全事業所を100としたものである。  
2. 「適用従業員割合」は、全従業員を100としたものである。  
3. 「完全週休2日制相当」には、「完全」及び「その他」のうちの年間休日日数からみて「完全」に相当するものが含まれている。  
4. ( ) 内は、平成2年調査結果である。(以下同じ。)

## その2 平均週所定労働時間

区分	事業所集計		従業員集計	
	時間	分	時間	分
全事業所	40	30	39	51
	(41)	07	(40)	12
完全週休2日制	38	45	38	49
実施事業所	(38)	38	(38)	43

表 7-3 週40時間勤務制試行実施状況  
(91年8月7日人事院勧告資料)

全職員	試行対象職員			
	計	実施状況		
		終了	実施中	未実施
人	人	人	人	人
503,812 〔100.0%〕	216,347 〔42.9%〕	124,286 〔24.6%〕	38,747 〔7.7%〕	53,314 〔10.6%〕

(注) 1. 全職員の人数は、平成3年4月1日現在のものであり、在外公館に勤務する職員等は含まれていない。  
2. 試行終了及び試行実施中の人数は、平成3年7月15日現在のものである。  
3. [ ] 内は、全職員を100とした割合である。

九二年五月　國の機関が完全週休二日制  
その結果、人事院によるならば、民間労働者の週休二日制  
及び週労働時間は九一年四月現在で表7-2のように、政府

という政策の一環として労働時間短縮と週休二日制実現、学校週五日制実施を位置づけるものであつた。<sup>注16</sup>これを政府主導で官公庁から実施しなければならないところに日本の経済界、労働界の成り立ちの特徴があつた。

この経済計画は、労働時間短縮・週休二日制、学校週五日制に関して次のように述べた。

(1)「労働時間短縮の推進に当たっては、完全週休二日制の普及を基本（に進める）」(2)「特に、公務員については、完全週休二日制への社会的機運を高めることに資するものもあり、昭和六三年度中に土曜閉庁方式を国の行政機関に導入し、：地方公共団体にも導入できるようにする」とし

かな実施を図りつつ、歐米先進国並の年間総労働時間の実現と週休二日制の早期完全実施を図る」。

前川レポートは、八七年五月、経済審議会経済構造調整特別部会（部会長前川春雄）の報告書「構造調整の指針」（新前川レポート）として具体化され、その「構造調整」の具体策や行動指針は、竹下内閣において、八八年五月二二日、「世界とともに生きる日本－経済運営五カ年計画」（期間一九八八年度－一九九二年度）として閣議決定された。

この経済運営五カ年計画は、世界経済との協調の必要性から生産・輸出優先型の経済構造を内需主導型の経済構造へと転換する方針を定めたものである。

しかし、労働省が九二年五月一日発表した毎月勤労統計調査速報によると、九一年度の勤労者一人あたり（従業員三〇職員の週四〇時間勤務制は同年七月現在で表7-3のよう<sup>(付2)</sup>に普及した。

八九年一月 國の機関が隔週土曜閉所

二月 銀行、郵便局は土曜日完全休業に実施

八八年四月 國家公務員四週六休に。自治体も相ついで実施

八七年九月 労働基準法改正（八八年四月試行）週労働時間四〇時間に。但し、暫定措置により完全実施年月は不確定

八六年八月 全國の銀行で月一回、土曜休みに銀行の土曜休みが月二回に

八三年八月 八一年三月 國家公務員、四週五休に

もに、：国民の合意を形成し、完全週休二日制を実現するよう努める。」③「学校の週五日制については、国民の理解のもとに、できるだけ早期に実現するよう努める」④「おおむね計画期間中に週四〇時間労働制の実現を期し、年間総労働時間を計画期間中に、一八〇〇時間程度に向け、できる限り短縮する。」

なお、以上のような政策の中で、週休二日制は余暇関連の個人消費の伸びを通じて五兆円とも八兆円とも試算される内需拡大が重視されていることに特に留意しておきたい。(注1)

度調査会合同正副会長会議での幹部の意見)などと言つものであった。

## 5、教課審の八六年中間まとめと八七年答申

教課審は八六年一〇月二〇日発表の中間まとめ「教育課程の基準の改善に関する基本方向について」において、子ども教育という観点から見た学校週五日制の積極的意義として次の四つを指摘した。①学校教育や子どもの生活の社会情勢、特に週休二日制を含む国民生活との調和、②子どもの生活のゆとりの醸成、③家庭における親子の触れ合い、④地域における種々の活動による望ましい人間関係の形成。

また、逆に、五日制の教育上の問題点として、⑤学力水準の低下、⑥塾通いの増長、⑦非行の増加を挙げている。なお、関連して、⑧学校休業日における子どもの生活上の配慮が国民の理解を得る上で必要なこと、⑨前記①のうちでもとりわけ教員の労働時間短縮への対応に言及した。

しかし、学校五日制実施の時期・形態については、上記総理府調査結果を考慮して、「この問題については…引き続き十分な検討を加えて最終的な結論を得ることとする」と述べた。<sup>(注7)</sup>

結局、教課審は、八七年一二月二十四日の答申において、学

校五日制に関して次のように述べた。

①「学校週五日制の問題は、(週休二日制の普及・拡大を一つの特徴とする)社会情勢の変化との関連を考慮しつつ検討すべき課題であり、:学校週五日制の問題は:これを漸進的に導入する方向で検討するのが適当である。」

②「学校週五日制の導入については、学校内外における児児童生徒の生活にかかる条件整備を考慮しながら、国民の理解を得ることにも配慮しつつ、結論を出すのが適当である。」

③「学校週五日制をいつからどのような形態で導入するかについては実験校を設けるなどして調査研究を進め、その結果を勘案しながら結論を出すのが適当である。」

また、同答申は、学校週五日制導入の時期・形態の検討に際しての留意点として、①教育水準の維持、②児童生徒の學習負担、③家庭や地域社会における児児童生徒の生活環境や生活行動についての対応、④年間授業日数及び年間授業時数の取り扱いの四つを挙げた。

### 第三節 文部省指定校実験と

#### 学校五日制に関する社会状況

##### 1、指定校調査研究開始と協力者会議の発足

文部省は、先ず、八八年二月五日、「青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議」(座長・坂本昇一千葉大学教授)を発足させた。<sup>(注8)</sup>

同省は統いて同年七月二三五日、局長クラスによる「教員の週休二日制・学校週五日制に関する省内連絡会議」を設置・開始するとともに、学校週五日制実験校研究への準備を進めた。<sup>(注9)</sup>

同省は、翌八九年八月二九日、「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」(主査・幸田三郎恵泉女学園大副学長)を発足させた。<sup>(注10)</sup>

同年一二月、文部省は「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校実施要項」を決め、指定校に通知した。調査研究協力校には、群馬、東京、富山、岐阜、静岡、愛知、岡山、山口、沖縄の九都県で計六八校(幼稚園

##### 2、公務員の労働時間短縮・

###### 週休二日制実施政策の推進

国家公務員の週休二日制については、七三年二月に閣議決定された「経済対策基本計画」は、官公庁についても民間部門の週休二日制の普及状況を考慮しつつ二~三年内の導入に努める旨、定めた。また、同年八月九日、人事院はその勧告で初めて「職員の週休二日制についても採用を考えるべき段階に達した」。本院としては:関係機関との連携をとりつつ、その具体化に努める」とした。<sup>(注11)</sup>

八六年四月七日、「国際協調のための経済構造調整研究会」(中曾根首相の私的諮問機関、座長・当時日銀総裁前川春雄(故人))は「前川レポート」と言われる報告書を提出し、その労働時間短縮・週休二日制について「1、内需拡大(2)消費生活の充実」の項で次のように述べた。<sup>(注12)</sup>

「労働時間については、公務・金融等の部門における速や

かな実施を図りつつ、欧米先進国並の年間総労働時間の実現と週休二日制の早期完全実施を図る」。

前川レポートは、八七年五月、経済審議会経済構造調整特別部会（部会長前川春雄）の報告書「構造調整の指針」（新前川レポート）として具体化され、その「構造調整」の具体策や行動指針は、竹下内閣において、八八年五月二八日、「世界とともに生きる日本—経済運営五カ年計画」（期間一九八八年度—一九二二年度）として閣議決定された。

この経済運営五カ年計画は、世界経済との協調の必要性から生産・輸出優先型の経済構造を内需主導型の経済構造へと転換するとともに、国民に日本経済の豊かさを実感させようという政策の一環として労働時間短縮と週休二日制実現、学校週五日制実施を位置づけるものであった。これを政府主導で官公庁から実施しなければならないところに日本の経済界・労働界の成り立ちの特徴があった。

この経済計画は、労働時間短縮・週休二日制、学校週五日制に関して次のように述べた。

①「労働時間短縮の推進に当たっては、完全週休二日制の普及を基本に進める」②「特に、公務員については、完全週休二日制への社会的機運を高めることに資するものでもあり、昭和六三年度中に土曜閉庁方式を国の行政機関に導入し、地方公共団体にも導入できるようにするとともに、

もに、国民の合意を形成し、完全週休二日制を実現するよう努める」③「学校の週五日制については、国民の理解のもとに、できるだけ早期に実現するよう努める」④「おおむね計画期間中に週四〇時間労働制の実現を期し、年間総労働時間を計画期間中に、一八〇〇時間程度に向かう限り短縮する。」

なお、以上のような政策の中で、週休二日制は余暇関連の個人消費の伸びを通じて五兆円とも八兆円とも試算される内需拡大が重視されていることに特に留意しておきたい。

このような政策の位置づけの下に、民間及び官公庁における週休二日制に関する具体的な施策は次のように実施された。<sup>〔注15〕</sup>

八八年三月 国家公務員、四週五休に  
八八年八月 全国の銀行で月一回、土曜休みに  
八八年九月 労働基準法改正（八八年四月試行）週労働時間四〇時間に。但し、暫定措置により完全実施年月は不確定  
八九年一月 国の機関が隔週土曜閉庁  
二月 銀行、郵便局は土曜日完全休業に  
九〇年四月 国の機関が完全週休二日試行

表7-2 民間ににおける週2日制の実施状況及び週所定労働時間  
(91年8月7日人事院勧告資料。同院4月調査。企業規模100人以上)  
(かつ事業所規模50人以上の全国約4万の民間事業所を対象とする。)

その1 週休2日制の普及状況

区分	実施事業所割合	適用従業員割合
週休2日制 計	% %	% %
	93.4 (86.9)	96.4 (92.4)
完 全	36.8 (29.5)	54.5 (46.6)
月 3 回	11.3 (9.5)	9.1 (8.9)
隔週又は月2回	28.7 (29.7)	19.1 (22.1)
月 1 回	7.2 (10.6)	4.8 (6.9)
そ の 他	9.4 (7.6)	8.6 (7.9)
完全週休2日制 相 当	40.1 (31.7)	58.4 (49.6)

(注) 1. 「実施事業所割合」は、全事業所を100としたものである。  
2. 「適用従業員割合」は、全従業員を100としたものである。  
3. 「完全週休2日制相当」には、「完全」及び「その他」のうちの年間休日数からみて「完全」に相当するものが含まれている。  
4. ( ) 内は、平成2年の調査結果である。(以下同じ。)

その2 平均週所定労働時間

区分	事業所集計	従業員集計	
		時間	分
全 事 業 所	40 (41)	30 (07)	39 (40) 51 (12)
完全週休2日制	38	45	38 49
実施事業所	(38)	(38)	(38) 43

表7-3 週40時間勤務制試行実施状況  
(91年8月7日人事院勧告資料)

全職員	試行 対象 職員			
	計	実施状況		
		終了	実施中	未実施
人 503,812 〔100.0%〕	人 216,347 〔42.9%〕	人 124,286 〔24.6%〕	人 38,747 〔7.7%〕	人 53,314 〔10.6%〕

(注) 1. 全職員の人数は、平成3年4月1日現在のものであり、在外公館に勤務する職員等は含まれていない。  
2. 試行終了及び試行実施中の人数は、平成3年7月15日現在のものである。  
3. ( ) 内は、全職員を100とした割合である。

九二年五月 国の機関が完全週休二日  
六、七月、地方自治体もこれに続く  
その結果、人事院によるならば、民間労働者の週休二日制及び週労働時間は九一年四月現在で表7-2のように、政府に導入し、地方公共団体にも導入できるようになるとともに、

人以上の事業所）の年間総実労働時間は二〇〇六時間で九二年度中の一八〇〇時間達成は不可能となつた。また、ドイツ一五九八時間、フランス一六八三時間、米国一九四八時間、英國一九五三時間（いずれも九〇〇年、製造業労働者）との差は依然大きい。<sup>(注24)</sup>

### 3、学校五日制に関する教職員団体の動向

学校五日制への志向は、自民党・文部省による今次五日制導入決定以前に大方の教職員組合のものとなっており、校長の全国団体も含めて教職員間では学校週五日制実施は時間の問題と考えられる傾向になつてゐたと思われる。

諸団体の学校五日制実施についての課題・問題点認識も含めてその概況を示すと、次のようであつた。

#### ①日本教職員組合

日本教職員組合は、九〇〇年六月の大会で旧米の「対決路線」を変更「参加・提言・改革」を基調にしたが、その具体化を図る運動方針では、同年以降、学校五日制の実現を運動の最重点課題の筆頭に置いてきた。<sup>(注25)</sup> 九一年五月、日教組執行部は、「学校五日制」実現に向けて各県で教育委員会、校長、PTA、労組などを含めた「学校五日制推進委員会」を組織すること、「全国学校五日制推進交流集会」を文部省の（五

に集め、「学校五日制実験校交流・対策会議」を開いた。閉会に当たり、山口光昭書記長は同会議のまとめとして次のような全教の学校五日制運動方針を説明した。<sup>(注26)</sup>

「▽すべての子供に十分な学力を身につけさせ豊かな発達を保障するための五日制実現を図る。▽学校、父母、地域、国民の合意形成を進める。▽全教に『学校五日制問題検討委員会』を設け、要求集約と調査研究を急ぎ、9月には方針を打ち出す。」<sup>(注27)</sup>

#### ③全日本教職員連盟

九一年六月一六日、全日本教職員連盟（山本豊委員長）はその第八回定期大会で「学校週五日制」の実現へ向け運動していくことを決めた。<sup>(注28)</sup>

#### ④公立学校諸校長会

公立小学校校長の学校五日制に対する見解は、「全国の校

長を対象にした初めての調査結果：（によれば）：条件が整えば賛成が八三・六%、全面的に賛成が一・一%（反対二%、その他一・二%）…。避けて通れない問題と考えていることは、はつきりしてい（る）などであった（八九年一月

三〇日全国連合小学校長会調査部長石川保徳氏・談）。<sup>(注29)</sup> 全日本中学校長会総務部長井上輝夫氏は、八九年一月二三日、学校五日制について、①人事院の「九二年度までに公務員の完全週休二日制実現」の提言により学校週五日制と教員

日制）試行関係者を含めた各県代表者の参加で行う」となど、初めて行政当局とのオーブンな協議の場を持つことを含む運動方針案を出し、七月の定期大会に提案。<sup>(注30)</sup> この方針は、傘下の静岡県教組が「学校五日制」実現に向けて文部省指定の五日制実験校と交流し五日制カリキュラム案を作成するなどとして具體化された。

同年九月二八日、日教組副委員長らは、「来年（九二年）四月の新学期から、隔週土曜日を休校とする」という運動方針を明らかにし、翌月三日の日教組中央委員会はこれを確認した。<sup>(注31)</sup> 父母・一般国民の意見では「学校五日制」実施に対し賛成よりもむしろ反対ないし不安の方が多数の状況（後述）下で自民党・文部省よりも先行する学校五日制導入の主張であった。

#### ②全日本教職員組合

日教組から分裂した全日本教職員組合協議会（略称「全教」）八九年一月一八日結成）は、九〇〇年七月一三日の第二回定期大会で「反臨教審路線」新学習指導要領白紙撤回など、政府との対決姿勢を明確にしたスローガンを掲げ、その運動方針の三大重点課題の一つとして「学校五日制早期実現などによる教育環境整備」をあげた。<sup>(注32)</sup>

翌九一年七月一二日、全教は文部省の学校五日制実験校六八の内、同組合員がいる一〇校の組合員など一八人を同本部

勤務の問題が切り離せなくなつた、②五日制への移行について校長会内部は「とにかく移行してみて、社会教育や家庭教育の充実を待つ」という意見と「ある程度社会教育や家庭教育の充実を待つから移行する」とする意見に分かれており後者の方が多い、等と述べた。<sup>(注33)</sup>

その後、同校長会が四七都道府県から各九中学校（計四二三校）校長を選んで実施し九一年五月二八日迄にまとめたアンケート調査（回答四〇〇人）は、①学校五日制実施時期「平成五年開始」五一・八%、「教員の四週六休制の完全実施を優先し、できるだけ先へ延ばす」二〇・三%。②実施の程度「四週につき二週を五日制に」五一・八%、「完全五日制」四〇・五%等であった。<sup>(注34)</sup>

八九年二月六日、全国高等学校長協会会長中沢浩一氏は、学校五日制について読売新聞紙上で要点次のように述べた。<sup>(注35)</sup>

①学校五日制移行は「学校としても避けられない。高校でも将来、実施された時にどう対処するか、予測される問題点を早急に検討すべき（だ）」「②総授業時間数を確保することなどが、大きな問題となるであろう。大方の意向に従うならば「五日制に移つたら月曜から金曜までの中に七時間の日を四日作らなければならない」③「学習指導要領の総則案（の）標準授業数などを見ながら、来年（九〇〇年）度から本格的に取り組むことになるであろう。」

全国普通科高等学校長会教育制度研究委員会は九一年七月、各都道府県六校の普通科高校計二八二校の校長を対象とする調査完全五日制を前提とした調査を行った。二五五校が回答。学校五日制について、(1)賛意を示し、促進を促す傾向四二・三%、(2)理解を示すが推進までには至らない傾向二四・〇%、(3)賛否を表明せず、条件のみを記入しているなど四一・八%であり、大半が前向きの態度であることが伺われたという。

#### 4、学校五日制に対する世論の反対・不安

##### (1)日本PTA全国協議会の反対論

日本PTA全国協議会(日P)専務理事高橋元彰氏が八九年二月二七日、読売新聞記者とのインタビューにおいて示した見解<sup>[注35]</sup>は、その時点での学校週五日制に対する日Pの見解をまとめたものと思われる。要点は次のようである。

- ①日Pとして週五日制には基本的には反対だ。父母の抵抗は強いと思う。②週休一日制は十分普及していない。今のこところ、週休二日をとっているのは大企業と官庁を中心だ。
- ③「受け皿」の問題だが、社会的施設は外国に比べて劣つ

ている。だから、父母は子どもをお金のかかる稽古ごとの塾に通わせてしまうだろう。ボランティア活動にしてもスポーツにしても、場所もなければリーダーもない。また地域社会が子どもの面倒を見るという時代でもない。休みも学校を開放していくばいいだろうが、先生は出てこない、門は閉めているということになりそうだ。④土曜が休みとなれば、ゆとりの時間どころか、クラブ活動まで削られよう。これが子どもたちにとってよいことなのか。⑤建前はともかく、現実の学歴社会では、休みがふえれば塾通いがふえるのは目に見えている。週五日制も、偏差値教育を助長する結果になると思う。⑥現実には、いずれは五日制を導入する方向にある。これに対しては、親は意識を変えなければならない。学歴社会を是とする態度を改めなければいけない。親を家庭に戻す社会環境を作り、親子がふれ合うことのできる場所をどんどん開放していくことも必要だ。⑦学校のカリキュラムも多様な教科外の学習に応じられるように選択科目をふやしたらどうか。⑧学校週五日制のねらいはいいが、とても実施できないだろう。「大きさに言えば百年早い。」

##### (2)世論調査等にみられる反対・不安

学校週五日制導入に反対した時は時期尚早と考え、あるいは

はその導入に不安をもつ傾向は、文部省が九二年九月からの月一回土曜休みを決定する前後を通じて世論の多数を占め、またはそれに近かつた。次には最近の一例のみを示す。

##### ①読売新聞社九二年一月全国世論調査<sup>[注37]</sup>

対象者：全国の有権者三〇〇〇人。回収率七一% 子供たちが土曜日休みになることに不安や心配を、「大いに」と「多少は」を合わせて、感じる人が五七%。「あまり」と「全く」を合わせて、感じない四一%。不安を感じる人は就学前の子供から高校生のいる層で多く、いずれも全体平均を上回る六〇%以上。特に小学校低学年の子供を抱える層で六四%、就学前の子供で六二%と多かった。

◆不安や心配を感じる面（複数回答、多い順）①「塾などに通う子供がもっと増える」五六%②「学校教育に逆にゆとりがなくなる」三七%③④「子供が非行に走りやすくなる」と「子供が休日を過ごす施設や場所がない」とともに三五%⑤「子供の生活の規律やリズムが乱れる」三三%⑥「子供の世話をする人がいない」三〇%。

◆完全な「学校五日制」については、「反対」が五六%で「賛成」三三%。反対は大都市よりも町村部、男性よりも女性に多い。職業別では自営業の六二%が反対。

②日本世論調査会一九九二年三月調査<sup>[注38]</sup>

#### 第四節 一九九二年九月

##### 学校五日制の部分導入

##### 1、自民党「学校五日制に関する小委員会」の関与

「学校五日制に関する小委員会」（北川正恭委員長）の初会合を開き、以後六回の関係者からのヒアリングを含む七回の会議を行った。九月二五日迄の P.T.A.・私学代表者、公立学校長、大学教授等からの意見聴取では慎重論があつたものの、学校五日制導入に賛成する意見が主流を占めた。そのため同小委は、九二年度から全国の学校でとりあえず「月一回の上曜休校」を実施する形で五日制を導入することにした。<sup>〔注10〕</sup>

同小委員会は、一〇月九日、次のような内容を含む提言「学校週五日制について（審議状況のまとめ）」を発表した。<sup>〔注11〕</sup>①「現在の子どもたちの生活実態は、：ゆとりがなく、生生活体験や社会体験が不足しており、：幅広い異年齢集団での活動が少なく、人間関係や社会性、たくましい体力や奉仕の精神、基本的生活習慣が十分身についていない状況がみられる。更に、受験競争の過熱による過度の塾通いが：種々の悪影響を及ぼしている」これららの状況は、：学校教育に過度に依存し、学校、家庭及び地域社会の教育力のバランスがくずれたことも大きな要因と考えられる。：三者との教育力の適正なバランスを図る必要がある。」

②「学校週五日制を導入するということは、『家庭・地域二日制』にするということである（る）」「学校週五日制は、子どもが自由な時間を使って、ゆとりと生きがいのある生活を実現できる可能性を増大させるとともに、地域の自然

と触れ合うなど様々な生活体験や社会体験の機会を与え（る）」「社会一般が週休一日制に向かう中で、学校週五日制を導入していくことが適当である」幼稚園、小中高、高校及び特殊教育諸学校において、まず第一段階として平成四年度中に月一回の上曜日を休業日とする学校週五日制を実施し、その過程で出された問題点を解決しながら、次の段階へ進むことを検討すべきである」

この提言は、文部省幹部の参加・協議を経て作成されたものであり、この協議によって九二年九月からの幼稚園、小中高校等での学校五日制が「月一回」の形で段階的にスタートすることが事実上決まったと言われる。<sup>〔注12〕</sup>

## 2、自民党・文部省の学校週五日制 九二年部分導入決定の要因

### （1）公務員週休二日制の進展

自民党小委員会及び文部省幹部に学校週五日制導入決定を急がせたのは、九二年度中に公務員の完全週休二日制実施をしようとする政府全体の動きであったとみられる。

前年九〇〇年一二月五日、塩崎潤総務庁長官の私的諮問機関

「国家公務員の週休二日制の推進に関する懇談会」（座長・辻村江太郎日本労働研究機構会長）は、その報告書で「学校週五日制」を「重要な課題」として検討するよう求めることとした。九一年七月四日、臨時行政改革推進審議会（第三次行革審、鈴木永二会長）は、「年間総労働時間を一八〇〇時間程度に短縮するという目標達成へ向けての取り組みを強化する。その一環として、公務員の完全週休二日制を早期に実行する。また、学校の週五日制に向けた検討を急ぐ。」と海部首相に答申しした。同年八月七日、人事院は、国立大学付属病院勤務者と教員については「できる限り速やかに対応することが望まれる」と弾力的運用の余地を残しながらも、九二年度中の早い時期に公務員の完全週休二日制を実施をすることを勧告した。これは実質的には地方公務員の完全週休二日制実施勧告の意味も含んでいた。

一般公務員の完全週休二日制は、事実、翌年九二年三月二七日、国家公務員の完全週休二日制（週四〇時間労働）のための諸法律が成立<sup>〔注13〕</sup>、五月、国の行政機関でのその実施、六月以来、地方自治体の一般公務員について条例制定・実施と進行して行った。

教員については、八八年四月からの公務員の四週六休制本格実施の際の塩川文相の「教員の場合、夏休み中の集中まとめどり方式」を進めるとの方針が遂行されてきた。しかし、

「まとめどり」は勿論週休二日制ではなく、また、月一回の土曜日学校休業を導入しなければ教員のまとめ取りによる変形週四〇時間労働の実施さえ困難なところにまできていた。<sup>〔注14〕</sup>朝日新聞小西淳一・横井正彦両記者の解説によれば、自民党小委員会の審議は、実は文部省幹部が学校週五日制の審議が簡単には進まないことを見越し、自民党文教部会の若手議員らに小委員会発足を働きかけて、『来年（九二年）度中の実施』という結論を党側から先取り決定してもらったのだという。その背景には、学校五日制の条件未整備と五日制に対する多数世論の反対・不安にもかかわらず、上記のように教員の完全週休二日制実施・少なくとも九二年度中のその部分的導入が文部省にとって火急の課題になっていたことがあると考えられる。

文部省は、九一年八月六日の自民党学校五日制小委員会の初会合で同年四月、同省が学校週五日制調査研究協力校の保護者を対象に行つたアンケート調査結果を保護者が学校週五日制導入に大きく傾いたかのよう一面的に強調して提出した。ここにも文部省が始めから九二年度学校五日制導入の方針で自民党小委員会に働きかけたことが表れていると見られる。

## (2) 「家庭・地域二日制」論と「受け皿」論

自民党小委員会で最も問題とされたことは、教育論から言ってそもそもなぜ五日制をやらなくてはいけないのかということが、地域や家庭に土曜日を休校にするための準備が整っていないことだったと言う。この点に関して読売新聞木村恭子記者は次のように解説している。

「(小委員会の提言は、前者に対して、) あくまでも、士、日曜日を家庭や地域で暮らす『家庭・地域二日制』であることを強調した。この意義付けの根拠が、『学校、家庭、地域三者の教育バランスを図る』ことである点は、先の臨教審答申と類似している。しかし、『教員の有能な人材確保』にもつながることを挙げたことは、労働条件と雇用面にも触れ、週休二日制とのバランスを取ったものと見られる」。後者については、「地域団体などの協力を求めるとともに、ボランティアの人材データバンクの育成を提案、地域の退職者などの参加を促した」。

### (3) 日本PTA全国協議会の方針転換

学校週五日制導入に従来否定的であった日本PTAがこの時期に次のように前記の二つの問題にびたり応える形で学校五日制推進に方針転換したことは、文部省・自民党が学校五日制

部分導入に踏み切る大きな要因となつた。日本PTAは九一年八月

二二日から高知県で開いたその全国研究大会で、執行部提言として学校五日制導入積極論を全組織に訴え、「教育状況の基本的理解」の部分で次のように述べた。

①「学校週五日制は、『生涯学習社会を実現するために、避けて通れない前向きの課題である』」、②「学校週五日制は、学校の外での子どもたちの生活活動が有する教育的意義を重視することである。即ち、子どもたちのことをすべて学校に依存する体質を改め、知識習得に片寄った教育を是正し、多くの自然と多くの人に囲まれたゆとりのある教育環境の中で、子どもたちを伸びのびと育成することである。」

### 3、協力者会議中間まとめ・学校週五日制 部分導入実施通知等

#### (1) 協力者会議審議の中間まとめ

文部省は九一年二月一九日、「社会の変化に対応した学校運営等に関する調査研究協力者会議」（主査・幸田三郎共立女子大学長）の審議の中間まとめ「社会の変化に対応した新しい学校運営等の在り方について」を公表した。その要点は次のとおりである（傍線部は原文のまま）

### 1 社会の変化と学校週五日制

(2) 今後の学校教育においては、自ら学ぶ意欲と主体的に考え方判断し行動できる能力の伸長を基礎的・基本的な内容の中核をなすものとしてとらえ、子どもが自らの力によってそれらを獲得し自己実現に役立つものとして身に付けるよう指導することが大切である。このようにして身に付いた資質や能力は、家庭や地域社会における生活において生かされることによって深められ、根づくことになるものと考える。

家庭や地域社会においても、子供が主体的に使うことができる時間を確保し、ゆとりのある生活の中で自分自身を發揮して豊かな自己実現を図るようにする必要がある。

また、論理的思考力、想像力、直観力などの創造性の基礎となる能力を磨かせるとともに、豊かな感性や社会性などを育つようによることが大切である。これは、学校教育の基盤ともなる。そのためには、家庭や地域社会において遊び、自然体験、社会体験、生活体験などの機会と場を増やす必要がある。

### 2 学校週五日制について基本的な考え方

(1) 各学校においては、新学習指導要領が目指す教育を進め観点に立って、教育課程を編成、実施する必要がある。

このような教育を進めるに当たっては、子どもの学習負担を増大させないよう配慮しながら教育水準を確保するよう努めなければならない。

教育水準を考えるに当たっては、学力については、学校、家庭及び地域社会における学習や生活を通して子供が自ら考え主体的に判断し行動するためには必要な資質や能力として身につけるものであると考えることが大切である。

#### 3 導入時期、形態

まず月に一回の学校週五日制を実施し、その過程において出された問題点を解決しながら次の段階へ進むことを検討するべきである。

#### (2) 「新しい学力観」

前記の中間まとめは、基本的には前記自民党小委員会の審議のまとめて沿ったものである。その中で特に注目すべき点といえば、上記引用傍線部分中のA、B、Cの部分における、いわゆる「新しい学力観」の表明である。

この「新学力観」が、中間まとめに入れられるに至った事

情について、以下の報道がある。

①調査研究協力者会議では、根強い学校五日制への反対論・

消極論に直面して、現職校長らの委員から「(学校週五日制の)導入が必要だと親を説得する論理を明確にしてほしい」との要望が出された。<sup>(註2)</sup> ②文部省幹部は「これまで、社会の週休二日制機運が先行して、学校五日制論議はそれに引きずられてきた。それでは父母は『先生の休みを増やすための制度』と思い、納得を得るのは難しい。六日制よ

り五日制の方が教育上、有意義という理念を固めなければならぬ」と述べた。<sup>(註3)</sup> ③「協力者会議の委員(のある人)は『週休二日制が海外からの外圧で加速されたよう、私たちの議論も(文部省からの)外圧に押された』と語っている。教員の『週休二日制』の裏返しとして『学校五日制』の議論を急がねばならなかつたところに、今回の会議の苦

労があった:その結果が今回の『中間まとめ』だ。教師の週休二日制という問題は前面に出さず、いまの教育が抱える内在的な要因に五日制導入の理由を求めようとした。つまり、知識に偏った『学力観』と、学校に過度に依存した教育体制である。学力を測るものさしを、覚え込んだ知識の量から、『自ら考え、主体的に判断し行動するために身につけた能力』に置き換える。その能力は、学校だけではなく、家庭と地域社会の中でこそ養われる。そのための五日

さらに、「仮に学校週五日制が教育的に『有意義』の理屈づけが出来ても『勢通り増加』の歯止めにはならないであろう」とみられる状況の下では、「とにかく歩きながら考え、父母の意識を変えるしかない」ということになる。こうして、九二年九月からの学校週五日制全国一斉部分導入が実施されこととなつた。

なお、文部省は協力者会議中間まとめ発表の日になつて始めて「学校週五日制調査研究協力校の研究状況概要」を公表した。<sup>(註4)</sup> 実験校の状況の公表を求める声が早くからあつたにもかかわらずこの段階で始めて公表したことにも、教育界・世間一般の批判・抵抗を避けて学校五日制導入を急いだ文部省の姿勢が現れていた。

るとにかかわらず各学校、市町村、都道府県の各レベルで児童生徒、父母、教職員を巻き込んだ全国民的なものとなつた。

### まとめ

以上、教職員組合の労働時間短縮要求に発した学校週五日制が日本経済の世界経済との協調・そのための構造調整政策の一環としての公務員の完全週休二日制政策となり、さらに

は、「新しい学力観」という「教育」の論理を伴つて現れた経過を明らかにしてきた。

学校週五日制は、当面月一回とは言え、多数の父母・世論の反対と不安を残したまま、文部省幹部、自民党文教幹部等の一部の意思により短期間に全国一斉画一的に導入が決定された。公教育の改革は衆知を結集し大多数の人々の理解と協力によって行われるべきである。この点からすれば今次学校五日制導入は父母・世論の同意を得ない専断であり、非民主的であったとの非難は免れ得ない。

しかし、完全学校週五日制に向かつては、事態はまだ全くの端緒であり、学校週五日制導入とともに日本の教育に真の改革をもたらすことができるかどうかは、父母・生徒・教職員・住民その他の人々の今後の努力にかかる。

父兄および一般の人々は、学校週五日制導入を切っ掛けにどのように選別主義・競争主義、國家機関の権力的統制、貧困な学習・教育条件、管理主義の教育・学習の改善に関与してゆくことができるのか。父兄、教職員その他の人々は、五日制の進行の中で、主体的に生きるのに必要な個性的創造的な人間性・人格を育てるとともに高度に発展した社会に必要な知識・技術・技能等を伝達・継承する教育・学習をどのように創造・発展させてゆくべきなのか。

学校週五日制の部分導入の現実の中での条件整備の教育行政と学習指導要領の基準のもとでの「新しい学力観」に基づく教育とを批判的に検討しつつ、右の問題に応える考察を行うことが求められている。

(注)

(1) 日本教職員組合編著『日教組三〇年史』  
労働教育センター一九七七年発行、五〇一―五〇二頁。なお、塚本裕之日教組教育文化運動部長「学校五日制実現への日教組運動」・日教組学校五日制研究協力者会議ほか編集『学校五日制読本』エイデル研究所、一九九一年、一〇一―一二二頁、参照。同氏によると、一九七一年の中教審答申による文部省の「近代日本第三の教育改革」方針との対抗の中で、日教組もその意図する教育改革方針を明らかにすることが必要となり、七二年日教組大会直後、本部に「学校五日制、週休二日制研究会」を設置、三年大會提案となつたといふ。

(2) 一九七三年五月一日。翌三日付け日本経済新聞ほか報道。

(3) 日教組前掲書五〇二頁。しかし、その後一九七四年、日教組と文部省の交渉の中で学校五日制については教育課程問題として両者が話し合うことが約束されたといふ(塚本前掲書・一二二―一三頁)。

なお、一九七三年当時、全日本中学校長会は、会員である公立中学校校長を対象に学校五日制に関する調査を行つた。会員の大多数が教員の週休二日制に賛成であったが、学校週五日制にはまだ半数が消極的であったといふ(八九年一月三日付東京読売朝刊)。

(4) 引用は八六年六月一七日付日経新聞朝刊、同八年九月四日付朝刊。他に同日東京読売新聞、八六年九月四日付朝日新聞朝刊など。

(5) 昭和六年(一九八六年)一月一八日付け「内外教育」より抜き書き・略記。「どうがよいとはいえない」「分からぬ」は省略。

この調査は文部省の委託による。表7-1-4-7-7は詳細である。

◆今の子どもは学校の授業、塾・けいこ事などで、自由時間が少ないと思うかと

いう質問には、「少ない」と思う人が五七・二%と過半数を占め、「少ない」と思わない人は二・五%にとどまつた。

◆授業時間数については「もっと少ない方がよい」とする人は、各学校段階でわざか一ー一四%で、

「現在程度」が小、中、高校を通じて約六九・六五%と、現状維持派が断然多い。

◆学校で行われている教育内容の程度については、小、中、高校とも五〇%前後の人が「現在程度でよい」と答え、「もっと易しい方がよい」は一七・四一六・六%。「もっと難しい方がよい」はわずか二・八一六・四%だった。

(6) 朝日新聞八六年一〇月二三日朝刊。九月三日の教課審議会以後、総理府調査結果の動向が文部省を通じて自民党本部の文教部会・文教部度調査会合同正副会長会議に、文部事務次官以下

表7-4 学校5日制賛否の階層差(%)

①「現行どおり6日制がよい」

	小	中	高	幼
全 東 京 区 体 部 村 性 男 女 高 等 等 高 中 低 卒 大 卒	63.9 55.6 67.0 59.8 67.6 66.1 49.4	65.3 55.1 67.1 61.5 68.7 67.8 49.6	62.3 49.6 65.4 59.7 64.7 65.0 46.1	53.9 36.8 57.0 49.3 58.0 54.9 43.1
以下、被用者 共 勤 き で な い 共 勤 き で な い 完 全 週 休 2 日 共 完 全 週 休 1 日	66.0 54.9 55.9	67.7 55.9 59.0	66.1 54.2 55.9	56.5 45.4 47.3
被用者 共 勤 き で な い 共 完 全 週 休 2 日 共 完 全 週 休 1 日	64.6	65.8	64.9	54.5

表7-5 学校5日制賛否の階層差(%)

②「学校5日制がよい」「完全」「一部」

	小	中	高	幼
全 管 理・專 門・事 務 卒 大 卒	24.8 39.9 44.4 26.0	21.7 37.6 41.3 23.4	22.0 36.9 42.0 22.4	23.8 36.2 39.9 25.3
被用者 共 勤 き で な い 共 完 全 週 休 2 日 共 完 全 週 休 1 日				

の担当者が出向いて、骨格が固まりかけた「中間まとめ」についての事前説明を終り、親の「先生が樂になり、親が苦勞する、それが世間の反応のようだ」とまでは言えない。また、同調査では受け皿不充分は六日制現状賛成(=学校週五日制反対)理由の四倍、塾通い増加の見込みは同じく六位。なお、総理府調査では「先生が樂になり、親が苦勞する、それが世間の反応のようだ」とまでは言えない。また、同調査では受け皿不充分は六日制現状賛成(=学校週五日制反対)理由の四倍、塾通い増加の見込みは同じく六位。社会教育施設充実は完全学校五日制賛成理由の五位であったことからすれば、「子どもが塾に行けば意味がない」、「子どもたちに上曜日をどう過ごさせるかの対応ができるない限り、賛成できない」というのも、前記世論調査の主たる結果とは言い難い。さらに、家庭では十

(12) 朝日新聞八九年八月三日朝刊、同日日経朝刊。

二二二号、所載。

〔調査研究協力校実施要項（抄）〕

〔調査研究協力校の指定（抄）〕

調査研究協力校の委嘱期間は、平成元年度から平成三年度までの三年間とする。」

〔調査研究協力校の運営と実施要項（抄）〕

調査研究協力校は、月一～二回の土曜を休業日とする学校週五日制を実施する場合の教育課程の在り方、学校運営の在り方、学校外における幼稚・児童・生徒の生活環境や生活行動への対応の在り方などについて研究する。各調査研究協力校における研究の内容及び方法は、文部省において別紙に基づき調査研究協力校と協議の上決定する。

また、同要項の「別紙、調査研究協力校に求めている研究の内容及び方法」では次のように定めている。

（7）以上の関連部分を抜き書きすれば次のとおり（○番号は引用部）

（1）学校週五日制の問題は、社会情勢の変化との関連を考慮し、長期的な見通しのもとに検討すべき課題である。：週休二日制の普及、拡大は、国民生活の在り方に大きな変化をもたらしてきており、学校教育や子どもの生活をこれらの社会の変化から切り離して考えることは適切ではないと考える。」一学校五日制については、これを導入することによって、②子どもの生活

表7-6 学校6日制の賛成理由(%)  
 (複数選択可能選択方式で求めた結果を)  
 概ね多い順に示す。数字は百分比。)

	小	中	高	幼
①「現在程度の休業日 （年間120日）で十分だから」	45.8	44.8	45.4	33.6
②「家庭では十分な教育が できないから」	26.7	31.1	28.4	21.5
③「学力の低下が心配だから」	19.7	27.8	33.8	3.7
④「子供が休日になった場合の 社会の受け皿が十分でないから」	23.0	24.5	24.3	20.4
⑤「社会において週休2日制が完全 に実施されているわけではないから」	20.8	20.6	21.5	20.3
⑥「塾、予備校、けいこ事に行く のが多くなるから」	17.0	18.6	14.9	3.9
⑦「子供が学校に行った方が 手がかかるないから」	20.0	11.2	6.1	41.3

表 7-7 完全学校 5 日制の賛成理由(%)

(複数選択。多い順。⑤位以下略。  
(一部学校5日制の禁成理由もほぼ同傾向・省略)

	小	中	高	幼
①「子供の自由時間が増えるから」	60.2	60.4	58.6	42.9
②「親と子の触れ合う時間が 増えるから」	60.0	49.2	37.5	79.0
③「子供が自然に触れる 機会が増えるから」	41.7	32.7	21.1	41.7
④「地域で子供同士の 触れ合いが増えるから」	30.6	26.6	17.0	35.8

	小	中	高	幼
①「子供の自由時間が増えるから」	60.2	60.4	58.6	42.9
②「親と子の触れ合う時間が 増えるから」	60.0	49.2	37.5	79.0
③「子供が自然に触れる 機会が増えるから」	41.7	32.7	21.1	41.7
④「地域で子供同士の 触れ合いが増えるから」	30.6	26.6	17.0	35.8

化を推進し、また、9教員の労働時間の短縮と  
いう社会の趨勢にも対応するという点も併せ考  
えると、臨時教育審議会においても提言されて  
いる学校五日制については、これを導入すること  
との可能性について検討するのが適当であると  
考える。(一)は改行

(8) 日本経済新聞八八年一月二日朝刊、二  
月六日朝刊、「親にその気がなければ上曜日が  
休みになってしまふ通いが増える。一方、非行に走  
る子供が増えかねない」事態に対応し、「(1)夏  
休みなどに大型連休をとる企業が増えるので伴  
い、長期休暇中の親子の過ごし方が変わつて  
ある。(2)学校五日制が導入された場合の子供の上、  
日の過ごし方にについて親の側に不安がある。な  
どに対応するため」要するに、いわゆる「受け  
き」対策研究のためであるとされた。

(9) 文部省は毎年七月二・三・四日朝刊。  
官庁の上曜閉序が来年(八九年)に見込まれ  
るなど、社会一般での週休二日制の普及、拡大  
が進んでいることに対応、主として学校週五日  
制にした場合に予想される問題点の整理や情報  
交換を行うためとされた。

(10) 五月、文部省は各都道府県に週休二日制  
の実験校(研究指定校)を八九度から作ること  
を予定した(日本経済新聞八八年五月七日朝刊)。  
小、中、高校あわせて六校を実験校に指定し、各  
学校五日制導入の効果や問題点を調べる研究を  
始める方針を決めた。実験校は全国八ブロック  
から一つずつモデルとなる都道府県を選び、各  
八校ずつ指定する(研究指定校は実際には九都  
県六八校となった(北川)、翌八九年一月に学  
校五日制問題を検討する調査研究協力者会議を

(2) 四週につき二回の土曜日を休業日とする。  
(一) 授業時数の取り扱い  
各教科の年間授業時数（高等学校にあつては、週当たりの授業時数。以ト同じ）は現行程度を確保することを原則とし、その取扱いは、次のいずれかの方式又はいくつかを組み合わせた方式による。  
① 各教科等の年間授業時数は現行どおり（各教科等の年間授業時数は現行どおり）

要因の一つとなつてゐる。労働時間の短縮は、生活のゆとりを生み出し、多様性に富んだ創造的な国民生活の実現や、内需の拡大の觀点から、新しい労働条件の確保、最も重要な課題の一つである。このため、経済発展の成果を今後労働時間短縮にもより積極的に振り向ける。その際、労使の自主的努力に加えて、改正労働基準法の円滑な施行を図るとともに、中小・零細企業に対する指導・援助や企業の枠を超えた労使の取り組みの推進などの面で国も積極的に支援に当たつては、完全週休二日制の普及を基本とし、正次有給休暇の計画的

毎週定期的に実施している創意を生かした教育活動に充てている時数を一部充てる。

③指導内容の精選や指導方法の工夫により教育の質を高めながら、各教科等の年間授業時数を標準の範囲内で彈力的に運用する。

なお、場合によっては、長期休業日の短縮の必要性についても検討する。」

(13) 前注資料及び日本経済新聞九一年七月六日朝刊。

(14) 「週間教育資料」一九九〇年八月二日・〇六号。

(15) 同前注。

(16) 経済運営五カ年計画

**〔第一章 豊かさを実感できる多様な国民生活の実現〕**  
我が国の労働時間は欧米に比べて年間〇〇一五〇〇時間長く、生活の豊かさを実感できない

(18) 読賣新聞九一年四月一三日大阪・夕刊の「学校五日制実施までの経過」の記事をベースに作成。

(19) 九一年八月七日入事院勧告資料・『内外



次の部分（丸番号は、北川）。

③「学校外活動とは、子どもが：家庭や地域の中で、自由に自發的に行なう生活に結びついた体験的活動である。PTAを中心とする地域の人たちこそ、このような新しい教育活動を支え、推進する当事者に他ならない。」

④「子どもたちが自然や勤労を体験したり、異年齢の人たちとの交流を通して、基礎的な生活習慣や人間の関係を体得する『体験活動』の機会や場を、家庭や地域の中に意図的計画的に増やしていく筈みこそ、いま何よりも必要なものである。またそのことにより、学校教育が本来の姿をとり戻し、復していくのである。」

（50）全文は『内外教育』一九一年一二月二〇日号（所収。番号は原文に応じている。他に次の要旨の内容を含む）（傍縞は原文のまま）。

1 (1) 五日制の問題は、激しい社会の変化に対応して主体的に生きていく資質・能力を育成する必要に応え、知識の伝達に偏り、画一的、硬直的な学校教育の傾向、遊び、自然体験、社会体験、生活体験の減少、学校教育への過度の依存、受験競争過熱・過度の学習塾通いの現状を改め、学校、家庭及び地域社会の教育全体の在り方を見直す中でとらるべき課題である。

1 (3) 家庭や地域社会での生徒時間の比重を高める必要があり、そのためには学校五日制を導入し、これを活用することが有効である。

調査研究協力校での状況や、家庭、地域の受け入れ体制の現状、国民世論の動向などを総合的に勘案するとき、学校週五日制を円滑に定着させるためには、それを段階的に導入することが適当である。

（1）教育課程上の対応  
ア、教育水準の維持に努める イ、授業時間数の運用は各学校種別に応じ適切に工夫 ウ、教材の精選、体験的学習や問題解決的学習の重視、学校行事の精選などによる指導内容の改善が必要 イ、家庭や地域社会の要望などの考慮が受け入れ体制の現状、国民世論の動向などを総合的に勘案するとき、学校週五日制を円滑に定着させるためには、それを段階的に導入することが適当である。

（2）学校運営上の対応  
ア、各学校、教育委員会は教育課程上の対応にとどまらず、学校運営全般にわたり適切な対応が必要 イ、家庭や地域社会の要望などの考慮が受け入れ体制の現状、国民世論の動向などを総合的に勘案するとき、学校週五日制を円滑に定着させるためには、それを段階的に導入することが適当である。

（3）家庭や地域社会での生徒時間の比重を高める必要があり、そのためには学校五日制を導入し、これを活用することが有効である。

（40）全文は『内外教育』一九一年一二月二〇日号（所収。番号は原文に応じている。他に次の要旨の内容を含む）（傍縞は原文のまま）。

1 (1) 五日制の問題は、激しい社会の変化に対応して主体的に生きていく資質・能力を育成する必要に応え、知識の伝達に偏り、画一的、硬直的な学校教育の傾向、遊び、自然体験、社会体験、生活体験の減少、学校教育への過度の依存、受験競争過熱・過度の学習塾通いの現状を改め、学校、家庭及び地域社会の教育全体の在り方を見直す中でとらるべき課題である。

（41）家庭や地域社会での生徒時間の比重を高める必要があり、そのためには学校五日制を導入し、これを活用することが有効である。

（42）調査研究協力校での状況や、家庭、地域の受け入れ体制の現状、国民世論の動向などを総合的に勘案するとき、学校週五日制を円滑に定着させるためには、それを段階的に導入することが適当である。

（43）一般職給与休日法、地方自治法、裁判所休日法、国会休日法の各改正が三月二七日の参議院本会議で全会一致で可決され、成立した。この改正で、国、地方公務員のほか裁判所、国会の職員にも完全週休二日制が適用される。国の行政機関では出入国管理や航空管制業務、美術館などの公共施設を除いて原則として土曜日は休みになる（九二年〇三月二八日朝日新聞夕刊、参照）。

（44）八七年一〇月二三日日本経済新聞夕刊及び九一年一二月二七日毎日新聞夕刊、参考。

（45）九一年一二月二〇日朝日新聞（46）九一年八月一三日『内外教育』所収。

表7-8 調査研究協力校の保護者に対するアンケート調査結果

実施時期：平成3年4月、対象：協力校の第2学年以降に在籍する幼児自動生徒の保護者、回収率：7264人

（問1）学校週5日制の研究を始める前の学校週5日制についての考え方

- ① 学校週5日制に賛成
- ② 学校週5日制にどちらかというと賛成
- ③ 学校週5日制にどちらかというと反対
- ④ 学校週5日制に反対
- ⑤ わからない

（問2）学校週5日制の研究を1年間行った後の学校週5日制についての考え方

- ① 毎週土曜日を休みとする学校週5日制に賛成
- ② 月に1～2回の土曜日を休みとする学校週5日制に賛成
- ③ 条件が整えば、学校週5日制に賛成
- ④ 学校週5日制に反対
- ⑤ わからない

（47）東京読売朝刊九一年一〇月一〇日。東京新聞九一年一〇月一〇日朝刊も同旨。  
（48）朝日新聞九一年八月二二日夕刊  
（49）日本PTA全国協議会教育問題委員会について、平成3年一二月兵庫県PTA協議会開催の「学校週5日制討議のためのQ&A」五、六頁。（2）の一つの問題に応えているのは、統く

専ねてそれとその時点での学校週5日制に対する考え方とを比較するというのも客観性に乏しい比較である。このようなところに、何がなんでも学校5日制導入を怠だ文部省の意が見られる。（47）東京読売朝刊九一年一〇月一〇日。東京新聞九一年一〇月一〇日朝刊も同旨。  
（48）朝日新聞九一年八月二二日夕刊  
（49）日本PTA全国協議会教育問題委員会について、平成3年一二月兵庫県PTA協議会開催の「学校週5日制討議のためのQ&A」五、六頁。（2）の一つの問題に応えているのは、統く

	問1					問2				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
計	15.8	25.0	37.2	14.1	7.6	13.0	35.0	30.7	18.5	2.4
	40.8		51.3		7.6	48.0		30.7	18.5	2.4
幼稚園	10.3	25.0	40.1	13.6	10.5	9.4	37.2	31.4	17.8	3.5
	35.3		35.7		10.5	46.6		31.4	17.8	3.5
小学校	12.8	22.6	40.9	15.8	7.1	9.6	35.0	32.9	19.7	2.0
	35.4		56.7		7.1	44.6		32.9	19.7	2.0
中学校	15.2	23.3	39.9	14.3	7.3	10.0	35.7	32.3	19.9	2.1
	38.5		54.2		7.3	45.7		32.3	19.9	2.1
高等学校	23.6	30.6	29.6	9.0	7.1	22.7	34.2	27.3	13.9	1.8
	54.2		38.6		7.1	56.9		27.3	13.9	1.8
特殊学校	14.7	22.4	31.7	24.1	7.1	13.3	31.3	24.9	25.5	5.0
	37.1		55.8		7.1	44.6		24.9	25.5	5.0

## 第八章 一九九二年導入・学校週五日制の検討 —実施後約一年の動向と問題点、課題—

二月九日の東京読売新聞へ寄稿した「文がある。坂本氏は学校五日制協力者会議とタイ・アップして学校五日制導入の「受け皿づくり」に腐心したもう一つの文部省協力者会議「青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議」の座長である。次にその要点を示す。

①「社会の変化に主体的に対応して、心豊かにくましく生きることのできる資質や能力を現在の子どもたちに育てなければならない。それは、これまでの知識や技能を共通に身につけることを重視した教育から、子どもが自ら考え主体的に判断し行動できる資質や能力を育てることを重視する教育へと、学校教育の基調を変えることである。」

②「子どもたちがこのような能力を身につけていくためには、系統的、計画的、抽象的な学習——いわゆる知識や技能の獲得を中心とした学習と、総合的、偶発的、具体的な活動——たとえば、年齢の異なる仲間たちとの遊びや各種の体験活動という二つのアプローチがバランスよく子どもに存在することが必要である。現実には、このバランスはくずれている。」「わが国の子どもには、無気力傾向、積極的な意欲や判断力という面で、世界各国の子どもにくらべ非常に顕著なマイナスという実態が指摘されている。」

③「将来の見通しと現在の実態から、学校五日制は新学力観とのかかわりで出来るだけ早く実施されるのが望ましい。学校へ登校する日数が少なくなるから、日常の学習における指導内容や方法を改善、工夫するのではなくて、新しい学力を育成するという観点からそれらがなされなければならない。また、土曜日が休日

になるため、学校行事等が少なくなるとの意見もあるが、学校行事のねらいのいくつかは、先述べたアプローチを休日に家庭や地域で行うことで達成される。」

④「休みになつた二日間を子どもたちはどのように過ごすか。これについての基本的な考え方は、週休二日の生活で、子どもが総合的、偶発的、具体的な活動をそれぞれユニークに体験することといえる。：週休二日というのは『休み』ということであって、：ある種の活動を画一的に強いるというものではない。」

(52) 朝日新聞九一年一〇月二日夕刊

(53) 毎日新聞九〇年一〇月三日朝刊社会部・玉木研記者。

(54) 朝日新聞九一年一二月二〇日朝刊解説、小西淳一記者・横井正彦記者。

(55) 每日新聞・玉木記者前記 (53) の解説の続き。

(56) 全文は『内外教育』九一年一二月二〇日号。この報告書によつても、例えは、「一部には暇をもてあましたり、生活が不規則になつたりして主体的に生活できない子どもいる」中学校では、土曜日の授業時数をゆとりの時間に振り替えたため諸活動が実施しにくい」高等学校では、七時間授業の場合生徒の集中力の低下や：特別活動の時間の確保などの課題の指摘がある。「中学校では、：休業日に保護者のいない生徒、主体的に生活設計が出来ない生徒への指導が難しい」等、学校五日制実施に伴う多くの問題・課題があることが指摘されている。

(57) 『内外教育』九一年二月二五日号に全文収録。

(58) 学校教育法施行規則第四十七条第一項への新第三号挿入により本分記述のように学校の休業日に「毎月の第一、土曜日」を加え、高等専門学校については同規則第七条の六を改正し、この規定の準用を除外した。

本章は、一九九二年九月の国公立学校への毎月第二土曜休業日の導入後およそ二年が経過した時点での学校週五日制の動向の概括を試みたものであり、前章の「一九九一年学校週五日制導入に至る経過」の続編である。

## 第一節 五日制と子どもの家庭・地域生活

### 1、子どもの家庭生活・地域生活

#### (1) 日本世論調査会の九三年一〇月調査<sup>(注1)</sup>

これによれば、(1)月一回学校週五日制実施について、「良かった」と思う人六四・一%、「悪かった」と思う人二四・三%、「分からぬ」・無回答一一・三%、(2)良かった理由は、①家族で過ごす時間が増えた、②子どもが自由に遊べる時間が増えた、③スポーツ・文化などを通じて子どもが地域の自然や人々と触れあう機会が増えた等が挙げられている。完全学校週五日制については、「賛成」四五・八%、「反対」四七・二%、「分からぬ」・無回答七・〇%。

賛成と答えた人が完全学校週五日制を実施する際に必要だと考えているのは、①企業の週休二日制定着、②遊び場や文化・スポーツ施設の整備③年間の授業時数削減の順である。反対と答えた人が挙げた理由は、多い順に、①土曜留守家庭児童のための施策の不備②平日の授業の過密化③子どもの休みとしては多すぎる④企業の週休二日の普及不十分、である。

#### (2) 青少年教育活動研究会の「幼児・児童・生徒の学校外活動実態調査」

これは文部省委嘱調査であり、研究会代表は斎藤哲郎・川村学園女子大学助教授である。調査は九三年六月一二日の土曜休業日に行われ、一六都道府県の幼稚園五歳児小二、小五、中二、高校普通科・職業科二年生とその保護者を対象とした。回答者は二〇一校の子ども、保護者各五八三三人であった。

結果の要点を示すと次のようである(調査『報告書』平成六年二月・三一四頁)

- ①土曜休業日午前中の子どもの過ごし方
  - ①ゆっくり休養二二・五%②近所での遊びや運動・散歩一〇・六%③テレビ・ラジオ・ビデオ・CDの視聴一〇・八%④部活動七・一%⑤テレビゲーム・パソコンで遊ぶ

土曜学校休業を利用して相当程度に拡大発展しつつあると見られる。

#### (2) 同じく午後の過ごし方

#### (1) 近所での遊びや運動・散歩一四・九%②ゆっくり休養一一・五%③テレビ・ラジオ・ビデオ・CDの視聴一〇・一%④買い物・外食八・三%④学習塾・予備校一・四%

#### (3) 活動するに当たって誰と一緒にだったか

- 午前①自分一人三二・八%②兄弟姉妹二九・二%③母親一四・六%④クラス・学年の友達一八・三%⑤父親一三・七%⑥学年・学校の違う友達一〇・五%。
- 午後①兄弟姉妹二八・五%②母親二六・八%③自分一人二五・三%④クラス・学年の友達二三・三%⑤学年・学校の違う友達一四・六%⑥父親一四・二%。
- (4) 心身に障害のある子と一緒にだったか  
「はい」午前六・八%、午後七・四%

#### (3) PTAでの実践

日本PTA全国協議会は「実践事例集」を発行してきたが、

九一年の第VII集以降は学校週五日制に対応して学校外活動に焦点を当ててきていた。九四年三月発行の第X集では、土曜休業を活用した親子の地域・家庭活動として、次の例などが紹介されている。子どもと親や大人たちとの家庭・地域活動は、

#### (1) 学校週五日制に応じた就業様式の追求

次のように、若干の企業や地域等においては学校週五日制に応じた就業様式が追求された。

①工作機械メーカーの高松機械工業(本社石川県松任市)は学校が九月から第二土曜日を休みにするのに対応して、こ

これまでの第一と第三土曜日の休みのうち第一土曜を第二土曜日に変更した（日経九二年八月二十四日）。（以下、新聞情報は、朝刊は日付のみで示し、夕刊は日付に「夕」を付す。）

②関西積和不動産会社（大阪市北区、従業員二八七人）は

「毎週水曜と隔週の火曜」という変則週休二日制をとっているが、「該当の子弟をもつ社員は、他の休日と振り替えて（第二土曜日に）休み、家族とのコミュニケーションを高めて下さい」と従業員に通達した（大阪読売九二年九月一〇日夕）。

③大分県東国東郡内の六つの漁協は九二年九月から、学校週五日制に合わせて毎月第二土曜日を一齊休漁日にした（大阪毎日九二年九月一二日）。

④東海地方で土・日曜日の週休二日制未確立のサービス業を中心とした企業一〇社に取材したが、「学校も五日制になるし、なんとか土・日休みを取るようにしていきたい」という答えが目立った。三重県長島町にある遊園地会社は「アルバイトを増やして社員の休みを確保するようにしたい」と言いたい、岐阜県の陸運会社も「土曜日は今後、半日勤務にしていきたい」と土・日休みの方向を考えている（東京毎日九二年一〇月八日）。

⑤宮崎市教育委員会は市内主要六三九事業所に第二土曜休暇申請への特別配慮を依頼した（西日本新聞九二年一一月一二日夕）。

基準法は、要点次のように定めた。  
 ①九四年四月から週の法定労働時間を四四時間から四〇時間に短縮する。  
 ②中小企業などへの猶予措置を九七年三月迄存続させ、労働時間も「四〇時間を越え四四時間以下の範囲内」とする。  
 ③時間外・休日労働の割増賃金率は、休日に限り五〇%以下の範囲内で政令で定めるところにより引き上げ、時間外は二五%にとどめる。  
 ④最長一年間の変形労働時間を設ける（朝日九三年六月二日、日経九三年六月二日夕）。

また、労働省が九二年一二月行つた賃金労働時間制度等総合調査（従業員三〇人以上の事業所五三〇ヶ所対象。九三年一〇月五日発表）によると、完全や隔週など「何らかの週休一日制」を導入している企業の割合は回答企業の八五・二%（前年度七八・二%。以下括弧内同様）、適用労働者は九四・二%（九一・六%）、特にこのうち従業員三〇～九九人の小企業では企業数で八二・五%（七三・四%）、労働者数で八四・四%（七六・一%）と急増した。所定内労働時間は企業平均で四二時間一分、労働者一人平均で四〇時間三分であった。また、日本の労働者の九三年の年間実労働時間は一九一三時間（残業を除く所定内労働時間は一七八〇時間）となり、八八年に比べて一九八時間短縮された（労働省統計。日経九四年三月三日、同九四年八月二二日）。

しかし、中小企業について当面許容された週四四時間労働時間総時間数（学校行事やいわゆるゆとり（学校裁量）の時間

⑥広島県三和町では「親子一緒に休もう」という町の呼びかけで町内主要二二会社が第一土曜日を休むよう申し合わせた（朝日九二年一二月一五日）。

⑦愛媛県三崎漁業協同組合（正組合員三一九人）は乱獲防止と後継者確保も兼ねて毎月第二土曜の全面休漁日制を実施した（読売九二年一二月七日広島）。

## ②学校土曜休業と父母の就業

この点に関する貴重なデータとして、地域流通経済研究所（理事長・長野吉彰後銀行頭取）が、熊本市において学校週五日制導入直後に小学生を持つ熊本市内の三五〇世帯に電話でアンケートした「学校週休二日制導入が家庭生活に与える影響調査」がある。これによると、九二年九月一二日（第二土曜学校休業日）の両親の就業状況は、父親が五六・六%、母親は二八・九%だった。母親の就業率が高く、第二土曜日に休めないため「仕事を辞めること、仕事を変わることを考えた」と答えた母親は八・一%。両親が不在だった家庭に限ると一四・九%だった（熊本日日九二年九月二三日）。

## ③労働事情全般

「生活大国五年計画」（九三年六月三〇日閣議決定。目標平成八年度）に応ずるべく九三年六月一日改正された労働

は、平日八時間労働とすると平均すると全土曜日が四時間労働となり、子どもの土曜休日には応じられない。この外、週休一日でも業種による親の休日と学校休日とのミスマッチもあり、別に自営業者等の問題もある。これらの問題への対応は今後の課題である。

## 第二節 学校週五日制と学校

### 1、公立学校週五日制実施状況（九三年四月）

#### (1) 公立学校週五日制実施状況（九三年四月）

文部省が九三年四月、全国の各公立校の中から計約三、五〇〇校・園を抽出し各都道府県教育委員会を通じて行つた学校週五日制実施状況調査の要点は次のようである（同年九月一〇日発表、日経九三年九月一二日、『内外教育』九三年九月一四日、『初等教育資料』平成五年一二月号）。

①平成三年度に比べた平成四年度の学校教育活動全体の年間総時間数（学校行事やいわゆるゆとり（学校裁量）の時間

の活動に当たった時間を含む)が、「減った」学校、「変わらない」学校、「増えた」学校の比率は、表8-1①のとおりである。

②学校の教育活動全体の時間が減った場合に、時数が減った主要な教育活動の種別は、表8-1②のようである(複数回答。表8-1①で「減った」と答えた学校数を100%とした場合の百分率)。

③週時程において平成3年度と比べて授業時数が増えた曜日がある学校、ない学校の比率は、表8-1③のとおりである。いわゆる「授業の上乗せ」は中、高では週一時間程度実施されており、「二時間を超える」という中学も三・五%あった。

④いわゆる短縮授業の見直しは、「やっていない」学校が、高七八・一%、中五七・五%、小五一・一%、幼八八・一%、特六五・八%である。  
(残りは、概ね、「やった」)

⑤各教科の教材等の精選は、「一

表8-1 平成4年度公立学校5日制実施状況(93年4月文部省調べ)

## (1)学校教育活動全体の時間数(数値は%)

	減った	変化なし	増えた
高等学校	40.2%	58.5%	1.3%
中学校	42.2%	46.7%	11.1%
小学校	65.2%	29.8%	5.0%
幼稚園	65.2%	28.5%	6.3%
特殊教育諸学校	59.8%	37.0%	3.2%

## (2)時間が減った主な活動(減らした学校の%)

(①で「減った」と答えた学校数=100%)

	教科	クラブ	学級活動	生徒会	ゆとり	学校行事
高等学校	58.0	23.3	10.4	5.2	27.5	20.7
中学校	17.2	24.6	13.3	16.3	64.8	45.4
小学校	18.9	1.8	11.9	20.1	54.8	76.8
特殊教育諸学校	38.9	25.2	37.4	22.9	33.6	38.2

## (3)授業時間が増えた曜日があるか、否か(%)

	特殊	幼	小	中	高
ない	89.5	95.7	80.7	67.3	68.8
ある	10.5	4.3	19.3	32.7	31.3

表8-2 私立学校の5日制実施状況

文部省調査(93年4月及び92年9月)

	93年4月	92年9月	92年9月より前
小学校	63.6%	49.4%	12.2%
中学校	32.6%	20.5%	6.3%
高校	51.1%	32.7%	16.4%

⑥月一回土曜休みになつても子どもたちの学習負担は「これまでと比べてあまり変わらない」との回答が、小、中、高校を通じて約八割あった。

## (2)私立学校週五日制実施状況(93年4月)

文部省は九三年四月、各都道府県教委を通じて、幼稚園から高校までの全私学一〇、五九三校を対象に学校週五日制の私学の実施状況調査を実施した。その結果と同省の九二年九月の調査(九三年一月八日発表)と統合すると表8-2のようにある(『初等教育資料』平成五年一月号)。

これによれば、私学の学校週五日制実施については、小学校、高校では、公立校に足並みをそろえる姿勢がうかがえるが、中学校は実施率三二・六%で、九年九月と比較した伸びも約二%にとどまっている。特に中学校都道府県別実施状況は、東京や大阪、福岡などで二〇%未満と低く、文部省はこうした傾向について「受験の影響は否め

ない」と分析しており、九月一〇日、学校週五日制の趣旨を理解し、国公立校との協調を求めていくよう各都道府県知事に通知した(日経九三年九月一日)。

## (3)月二回学校週五日制研究協力校の状況

文部省は九三年一二月二九日、「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校における平成四年度の研究状況」をまとめた。同協力校は九二年五月一九日、二ヶ年の予定で六四二校が指定されたが、実施状況の大部分は九二年九月から九三年三月のものである。なお、協力校における実践は、指定の際の「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校実施要項」(後述)に枠づけられていることに留意する必要がある。

この研究状況で注目すべきは、次の点である。

①休業土曜で減った授業時数を七限目をつくって補うなど、「週のうち休業土曜日以外の曜日の授業時数を従来よりふやした」すなわちいわゆる上乗せをした学校は、次のように、中学、高校で四割、小学校で三割を超えていた。このため児童生徒の学習負担が過重とならないかという課題が残された(括弧内は月一回土曜休業実施の一般校)。

小学校 三四・七%(一九・三%)  
中学校 四三・六%(三二・七%)

学校週五日制の拡大・完全実施の帰趨・態様に影響を与えると思われる校長会や教職員組合の主なものは、いずれも総

## 2、教職員団体等の動向

### (2) 教職員組合

これらは、学校週五日制月二回実施研究協力校において、授業時数の運用の工夫が児童生徒の学習負担を増加させないことに「あまりつながらなかった」という回答の、前記の類型毎の比率は表8-3②のとおりである。

III 従来の年間時数から毎月の第二土曜に加えて他の一土曜に充てていた時数を削減した。

これらは、学校週五日制月二回実施研究協力校において、授業時数の運用の工夫が児童生徒の学習負担を増加させないことに「あまりつながらなかった」という回答の、前記の類型毎の比率は表8-3②のとおりである。

④年間授業時数の運用の工夫の効果について、「児童生徒の学習負担を増加させない」ことに「あまりつながらなかつた」とする学校が小、中、高とも一五%前後であった。(大変効果があつた)「おおむね効果があつた」との三択)。

なお、各教科、道徳、特別活動、学校裁量の時間の年間授業時数について、協力校は次の三つの類型に分かれて実施した。

I 年間授業時数は従来どおり。  
II 従来充てていた年間時数から毎月の第二土曜に充てていた授業時数を削減した。

論としては、学校週五日制の拡大、完全実施の方向で一致しているが、それぞれの事情を反映して具体的対応には差異を見せており。その概要は以下のようである。

①全国連合小学校校長会の大野幸男会長は、九四年五月二五日、同会第四六回総会で、学校週五日の月二回実施という同会の要望を「平成七年度にはぜひ実現したい」と述べた。  
②全日本中学校長会の中進士会長は、九四年五月二六日、第四五回総会で学校週五日制の月二回実施について「現行指導要領で可能だが、年度当初から実施する場合、前年度の二学期には方針を示してほしい。保護者の理解を得る必要もある」と話した。

③全国高等学校長協会の増井俊明会長は、九四年五月二五日、第四七回総会で、学校週五日制について、「月二回、三回の実施となると解決しなければならない課題がたくさんある。学習指導要領改訂について本部委員会を中心に早速、検討をはじめなければならない」と述べた。

表8-3 学校週5日制月2回研究協力校実施状況(平成5年12月29日文部省まとめ)

### ①指導内容・方法の工夫改善を行った学校の比率(%)

(右下段は、月1回学校週5日制実施の一般校)

指導の工夫改善の種類	小学校	中学校	高校	特殊校	幼稚園
A 体験的な学習や問題解決的な学習の重視	97.7	92.8	83.4	89.4	
	96.0	77.2	29.6	69.9	
B 各教科の教材の精選	77.6	75.0	82.4	68.2	
	62.6	65.1	42.5	57.1	
C 学校行事の精選	93.2	90.0	64.8	71.8	65.6
	92.3	84.5	47.9	70.8	49.7
D 学校裁量時間の活動の精選	75.3	74.3	40.7	55.3	
	77.7	79.2	28.3	44.3	
E 個に応じた指導の工夫改善	96.4	92.1	93.5	83.5	90.0
	93.3	86.5	59.6	83.5	69.3
F 学習の遅れがちな児童生徒に対する補充指導	89.5	89.3	93.5	43.5	
	89.5	85.4	77.1	57.5	

Aについては、「かなり取り入れた」「一部取り入れた」の合計、B~Fについては「かなり行なった」「一部行なった」の合計である。下段は前掲93年9月文部省発表の「月1回の学校5日制実施状況」による一般校の状況。「内外教育」94.1.11を元に作成。

### ②授業時数の運用の工夫が学習負担を増加させない

#### ことに「あまりつながらなかった」学校の比率(%)

	合計	類型I	類型II	類型III
高校	13.9	25.0	16.1	0
中学	16.4	25.0	8.5	13.5
小学	14.2	25.7	9.7	7.4
幼稚	2.2	0	0	2.8
特殊	15.3	35.3	15.4	7.1

(他の選択肢)  
二五・九%  
四・四%  
幼稚園  
特殊教育諸学校  
中学校  
高校  
小学校  
三・二%

### ③協力校実施要項の定める指導内容・指導方法の工夫改善を図った結果、「自ら学ぶ意欲と主体的に考え、判断し、行動できる資質や能力の育成」

に効果があつたかという問題に対する、「育成することにあまりつながらなかった」と答えたものは次の比率であり、中学校の約五分の一、特殊教育学校の約四分の一に問題が残された。特殊教育学校の約四分の一に問題が残された。に対して、「育成することにあまりつながらなかった」と答えたものには次の比率であり、中学校の約五分の一、特殊教育学校の約四分の一に問題が残された。

九九七年四月からの実施」に取り組むことを強調した（『内外教育』九四年二月八日）。また、日教組は九四年七月、第七九回定期大会の当面の運動方針で「隔週学校週五日制の実施を文部省に早期に決断させる」ことを決定した。横山委員長は挨拶で学校週五日制に関して、文部省に対しては、「▽完全五日制の展望と道筋、日程を明らかにする▽過密な学習指導要領を抜本的に改善し、ゆとりを生み出すことに着手する▽遅くとも今秋（九四年秋）までに隔週学校五日制実施を決定することを求める、教職員に対しては、教育改革としての学校週五日制に積極的に取り組み、受験のための学力観を大きく転換し、教育内容の精選、授業時数削減に踏み出すよう要望した（『内外教育』九四年七月八日）。

全日本教職員組合（全教、三上満議長）は、九四年七月八日—一〇日の第六回定期大会で、学校週五日制の二年間の経過を次のようにまとめている。（①多くの課題をかかえて開始されたが「学校五日制そのものは、：学校づくりをすすめるチャンスである」②「新学習指導要領の過密教育内容と学校五日制との矛盾があらためて顕在化している。：とりわけ、『授業時間数確保』のため、欠けた時数の平日上乗せや子どもの発達に不可欠な自治活動の削減など、教育課程をいっそゆとりのないものにしてい（る）」③「休業日の子どもの安全と成長を保障する施設や設備がきわめて不十分」である。

意義・効果の検討を欠き、五日制に応じた次のような教育上の諸問題の解決は導入後の課題として殆ど丸ごと残されたままであった。

(1) 五日制に応ずる教育課程創出の課題

土曜休業の導入による授業時数の削減の下で、ゆとりあるしかも学力水準の低下を招かない学校教育がどのように可能であるのかは学校週五日制導入に伴う最大の問題であった。

「新しい学力観」とそれに基づく指導内容・方法の工夫改善が学校時間短縮の下で子どもにゆとりをもたらしつつ学力水準を維持・向上させ得るという確証はなく、教育課程も含めて、五日制に見合う新しい学習と教育の在り方の創出は課題として残された。

現実には、教科授業時数を維持するためにむしろ「ゆとりある授業」に逆行するような学校の対応が問題現象として種々生じた。大半の学校における休業土曜の授業時数を他の曜日や他週土曜日に「上乗せ」することによる過密授業の問題、学校行事や子どもの自主的自治的活動を不適に削減しかねない問題、まれには実質的に土曜休業避けようとする動きなどがそれである。

また、運動方針では「子どもたちのゆとりと豊かな生活を保障する学校五日制の実現をめざす」として次の事項を挙げている。①現行の学校週五日制の実施状況・問題点を集約し、教育内容の思い切った精選を図る。画一的な授業の上乗せをやめさせ、「おしつけ学校行事」の見直しと必要な学校行事の充実などに取り組む。④地域における自主的な子ども組織の発展のために協力や援助をする。⑤完全学校五日制の早期実現をめざし、すくなくとも九五年度からの隔週学校五日制の実施をめざす。⑥五日制推進の取り組みをとおして地域づくり・文化づくりをめざす共同の取り組みを前進させる（『新聞全教』九四年六月五日特別号・大會議案書）。

この外、他の有力教職員組合も概ね学校週五日制の促進・実施をめざす。<sup>注1</sup> そのため、各学校、地域での条件整備状況や教育的完全実施を運動方針としている。

### 3、学校週五日制導入と教育的諸問題・諸課題

九二年九月の五日制導入は、「新しい学力観」と「家庭・地域二日制」が強調されはしたが、政治経済・労働政策優先のもとに、国公立学校について拙速的かつ一斉画一的に実施された。<sup>注2</sup> そのため、各学校、地域での条件整備状況や教育的

#### (2) 新たな塾通い・受験競争の惹起を抑制する課題

過度の受験競争・塾通いの解消につながる見通しは明確でなく、むしろそれらを増長・激化させるのではないかという問題も残された。

受験競争の過熱ぶりは、特に九二年学校週五日制導入当時、異常なまでに至っていた。約半数の県教委が公立高校に大学進学率向上のための予算措置を講じていた、殆どの都府県で公立中学校内で「業者テスト」が公然と実施され、私立高への成績が提出されていた、都市部において特に過度の私立中学校進学志向が増大していた、などである。

これに対しても、文部省は、「新しい学力観」を強調するとともに、指導要録の「関心・意欲・態度」を含む「観点別学習状況」重視への改訂（九一年三月）、「評価尺度の多元化・複数化」による高校の「多元的で柔軟な教育システム化」（九一年四月中教審答申）、業者テストの公立中学校からの追放方針（九三年一月）による「改革」をすすめた。にもかかわらず、受験競争そのものが緩和する傾向は見られず、むしろ複数受験や合否の基準やそのめやすの変動による混乱、受験産業への一層の依存傾向等、新たな競争の激化や中学校教育の大きな混乱が生じている。<sup>注3</sup>

このような状況で、五日制が子どもにゆとりある学習と生

活をもたらす見通しは定かでなく、むしろ休業土曜日の午前中を利用しての塾通い・受験競争の激化が懸念された。この点では、校長会や教育委員会等の把握では今のところ大きな弊害は生じていないと言うものの、一部学習塾では既に休業土曜日の活用がはじめられている。これが拡大して五日制の流れそのものを損なうことにならないか、案じられる。

### (3) 一部私学の不実施に伴う不公平の問題

私立の中学校や高校が国公立の学校週五日制導入に同調しないことによって、受験競争で優位にたつという新たな不公平を生じるのでないかという問題である。

私学の学校週五日制導入の現状は既述の通りであり、当面は推移を見なければならぬ。

これに関して、九二年学校週五日制の導入が、法律によらず文部省令である学校教育法四七条一項の改正によって行われたため、五日制に関する公私間公平の問題が国会等の公の場での徹底した検討を欠いたままになっているということがある。一部の私学があくまで六日制を維持することによって受験で優位にたつという立ち場を維持しつけるとすれば不公正は否定し難い。全国挙げてゆとりある生活や教育を追求するべき時に、そういうもののも「私立学校の自由」として許容べきか否か、私学振興助成金交付の制度と連動させる可

（京都新聞九三年九月一日）。

この例では、条件整備による補償を伴わない学校週五日制導入により、従来学校が担っていた第二土曜日午前八時半から一一時半—一二時半頃までの教育・保護機能が失われ、土曜留守儿童の父母は公費による学校運営からの受益を逸失させられ、その上、新しく土曜午前中の自主学童保育運営またはその代替策を講じるべき負担を課せられたのである。

同様の事例が、例えば

城陽市（朝日九二年一二月二十五日京都版）、奈良市（朝日九二年一月一二日奈良版）、名古屋市

表8-4 13大都市の学童保育の土曜日開設状況（1992年度）

自治体名	運営形態(か所)	土曜日の開設状況	第2土曜日の開設状況
札幌市	公立公営(44)	開館	朝から開館
	学校方式補助(20)	開設	朝から開設
	共同方式補助(63)	開設	ほとんど朝から開設
仙台市	委託事業(50)	学童保育毎で判断	すべて閉所
	公立公営(37)	児童館単独施設は閉館	閉館
	市民センター併設は開館		通常通り朝から開館
千葉市	委託(48)	ほとんど開所	学童保育毎で判断
川崎市	公立公営(81)	開設	開設
	委託事業(29)	開設	開設
横浜市	委託事業(131)	開設	学童保育毎で判断
	共同保育(8)	開設	学童保育毎で判断
名古屋市	公立公営(16)	開設	通常通り午後から開設
	補助事業(177)	開設	ほとんど開設
	共同保育(3)	開設	ほとんど開設
京都市	公設委託(92)	開設	通常通りの開設
	共同保育(16)	ほとんど開設	ほとんど開設
大阪市	補助事業(165)	ほとんど開設	学童保育毎で判断
神戸市	補助事業(37)	ほとんど開設	ほとんど開設
	委託事業(80)	開設	通常通り午後から開設
広島市	公立公営(115)	開設	朝から開設
	共同保育(1)	開設	朝から開設
北九州市	公立公営(2)	開設	閉所(父母負担で開設)
	公設民営(33)	開設	ほとんど開設
	委託事業(35)	開設	ほとんど開設
福岡市	公設民営(115)	閉所	閉所
東京23区	公立公営(738)	開設	おおかたは開設だが、拠点方式などの部分開設や閉室となっているところもある

全国学童保育連絡協議会調べ。『保育白書 1993』158頁。

能性も含めて、後述する教育立法の法律主義の立場から主権者国民の代表で構成する国会での徹底的な議論の対象とすることが課題として残されている。

以上の三つは、子ども一般、父母一般に関わる問題である。つた。他方、条件未整備のままの五日制の画一的強行は、次の二つの問題に端的にみられるような、新たな社会的不公平をも惹起した。

### (4) 土曜留守家庭の問題

京都市の例を挙げる。九二年秋、京都市内の学童保育所児童の保護者は一万四〇〇〇人の署名を添え、学童保育所の午前九時開所を市に求め市議会に請願した。しかし、市は学校週五日制実施に際して「学童保育所は第二土曜日は、平常の土曜日と同じ午前一時半の開所とする」（児童館は午前一〇時）とし、九三年もそれを続行した。市内には公設だけでは、保育所の好意や保護者会が自主運営する二五カ所だけ。学童保育機能をもつ六五の児童館と二九の保育所があり、約三九〇〇人の児童が登録している。午前九時から開けているのは、保育所の好意や保護者会が自主運営する二五カ所だけ。市の民政局児童家庭課によると、九二年九月から九三年三月迄の第二土曜日の学童保育所利用者は平均で学童保育登録児童の一七・一%と少ない。逆に、朝から開いている学童保育所には、土曜が休めない家庭以外の子どもも集まつてくる

(朝日九二年九月一九日夕)、大阪市(朝日九二年一月六日大阪版)、横浜市(朝日九二年一二月四日神奈川版)について報道されている。

また、九二年学校週五日制実施時の一三大都市の学童保育の土曜日開設状況は表8-4のようである。京都市の例と同様あるいはそれ以上に困った事態がさらに上記の市の外、仙台、神戸、北九州、福岡、東京(の一部)の各都市(そして多分千葉)でもおそらく引き起こされているのである。

関連して、前掲「青少年教育活動研究会」の調査によると、九三年六月一二日学校休業土曜の午前中の活動を「誰と一緒に行いましたか」という問に対し「自分一人で」と答えた者は、幼稚園児六・一% (親が記入)、小学二年二一・一%、小学五年二二・四%であった。全国で何十万~何百万という幼児・児童が土曜休業の午前中を一人で過ごしている。ここには土曜留守家庭の問題も含まれていると同時に、それ以上に憂慮すべき新たな問題を生じさせているのではないかと思われる。

#### (5) 障害児の問題

障害児とその家族、場合によりさらにその関係学校教員は、概して、地域での受け入れ体制が充分でない状況の下で、第二土曜休日の導入によって新たな困難に直面させられている。

近所の学校へいって遊んだ 二九人(一・五%)  
家の近所で友人やきょうだいと遊んだ 三八〇人(一九・六%)

#### (6) 子ども・親の意見表明・参加実現の課題

導入に際して、殆どの学校で学校週五日制について子どもや保護者の意見が充分聞かれることなく、説明さえ全く不十分であった。しかし、学校週五日制は誰よりも当事者の児童生徒(以下、「生徒」で代表)の問題であり、また、その家庭の問題であるのだから、本来生徒と父母の同意を得て行われるべきである。このことは子どもの権利条約の精神と条項によっても当然と考えられる。今後、五日制の拡大・完全実施に当たっては、各学校において、教職員の合意のみならず、意見表明と参加によって生徒と父母の合意を得てその条件が整い教育的に意義があることを確認しつつ行うべきである。

本書前章で述べた数々の調査による多数の親の五日制への不安や反対、及び、次の諸事例等に見られる五日制への子どもの関心の高さは、まさに学校週五日制の導入・拡大・完全実施というような学校改革の重要な課題の取り組みの過程においてこそ学校の管理運営への子ども・親の意見表明・参加を尊重し実現してゆくべきことの重要性を示していると言え

東京都の例を見る。都立養護学校四一校のうち二五校は、最初の土曜休日も学校で「校外活動」をした。対象は「地域や家庭で生活が困難な児童・生徒」で、関係学校児童生徒三八〇〇人のうち約八八〇人が参加した。しかし、都教委は「スクールバスは、日常の教育活動の手段。運行すれば、結局学校へみんな行ってしまい、土曜休日の意味がなくなる」という理由で登下校に使う障害者用スクールバスを当日は運行させないと決めた。学校はいずれも広域通学で、通常は都内全体で一八五台のスクールバスが送迎のため運行される。

利用率は、肢体不自由児の学校では、平均で七割を超えるという。運行が中止になると、家庭で独自に送迎しなければならない。小平養護学校の場合、約一六〇人の児童生徒のうち五五%がバスを利用。学校側は家庭の負担を少しでも軽くしようと、学区域八市で公民館等を利用して校外活動の会場を設ける(朝日九二年九月九日夕刊)。

また、九三年三月、大阪府下の小学校・中学校の養護学級の児童生徒及び障害児学校小学部・中学部児童生徒対象の調査(回答数一九四〇)によれば、九三年二月一三日の土曜休業日の午前中の過ごし方で、地域で健常児と一緒に過ごしたと見られるのは次のように少數であり、地域の受け入れ体制が広まっているとは言い難い。

健常児と一緒に行事に参加した 五九人(三・〇%)

① 東京の「世田谷ボランティア協会」と若者グループが運営するメディア「トーキングキッズ」は留守番電話で学校週五日制に関する意見を募ったところ、小学校四年生から高校三年生まで約一〇〇件の熱心な意見が寄せられた。

② 兵庫県立長田高校は五日制導入により削減される土曜日の授業時間分を補うために、他の土曜日の一時限をそれぞれ十五分延長し、月に四五一六〇分を確保することとした。これに納得しない高校生が二〇年ぶりに生徒総会を開くなど抵抗を示した。

③ 濑戸市の愛知県立瀬戸西高校は、土曜休業によって欠ける授業時数を期末テストの期間を一日短縮して四日間とすることによって補うという方針を出したが総数の四分の三を超える生徒が署名で反対した。途中、学校側の不当な扱いがあったが、結局短縮はとりやめとなつた。

④ 九三年一月二十四日、埼玉県大宮市奈良町の大宮北高で三〇数校から一二〇人の生徒会役員が集まり、「学校五日制と学校・生徒会」についての討論会を行つた。

### 第三節 教育行政の施策と動向

#### 1、教育委員会の施策と動向

##### (1) 五日制に応じた施策の概要

学校週5日制に対応した教育委員会の施策は、表8-5のようである。全都道府県教委、八割強の市町村教委が何らかの学校週5日制に対応した施策を行っている。

都道府県では、その大部分が①学校週5日制に関する広報物の作成、②社会教育施設における事業の実施、③指導員等の配置、④学校外活動に関する情報の提供等を行っている。実施比率の少ないのは①子どもを指導するボランティアの募集、②公立学

表8-5 学校週5日制に対応した教育委員会の施策

(複数回答)単位: 委員会数、%

区分	都道府県教委	市町村教委
回答した教育委員会数	47	2271
学校週5日制に対応した施策を行っている	100.0	83.6
公立学校施設の開放	63.8	58.4
公立学校における事業の実施	27.7	16.9
社会教育施設における事業の実施	97.9	44.0
子供会等による事業の実施	70.2	34.4
民間団体による事業の実施	66.0	11.8
障害のある子供たちに配慮した事業の実施	48.9	5.9
社会教育施設の入場無料化	57.4	22.1
指導員等の配置	87.2	26.5
子供を指導するボランティアを募集	21.3	12.0
学校週5日制に関する広報物の作成	97.9	65.5
学校外活動に関する情報の提供	83.0	44.9
その他の方法	25.5	6.4
特別な施策は行っていない	—	15.6
不明	—	0.8

1992年10月文部省調べ(93年3月5日発表・内外教育93.3.9)

表8-6 都道府県立社会教育施設無料化の状況

項目	博物館	美術館	体育館
施設を有する都道府県数	41県	38県	47県
施設数	55館	49館	79館
既に無料化されていた県	10県	7県	0県
従前有料の県	31県	31県	47県
学校週5日制で無料化した県 (従前有料の県のうち数)	18県	15県	2県
学校週5日制導入後も有料 (従前有料の県のうち数)	13県	16県	45県

平成4年9月22日現在 文部省生涯学習局調べ

施設の開放③情報の提供④社会教育施設における事業の実施などである。  
特に少ないのは、①障害のある子どもに配慮した事業の実施②民間団体による事業の実施③子どもを指導するボランティアの募集などである。

#### (2) 五日制と社会教育の施設、指導者

平成4年現在、社会教育施設等の無料化は、国立の美術館・博物館は、同年九月一二日のみ全施設の無料化が行われたにとどまつた(青少年教育課調べ)。都道府県立の博物館、美術館、体育館について、表8-1

6のとおりである。  
また、都道府県教育長協議会の九二年度調査研究によれば、社会教育の事業・施設・指導者等に関しては次のようにあった。①同年八月現在、調査対象とした県立及び市町村立の公民館、視聴覚センター・青少年教育施設、婦人教育施設合計七施設(うち県立一五施設)のうち九六%に当たる七四施設(同一施設)が無料化しており、うち「従前から」が五七施設、「五日制に対応」は一七施設であった。②五日制対応事業は青少年教育施設、公民館で多い。公民館、図書館、青少年教育施設などの社会教育施設は、調査対象都道県立四四施設のうち九三%、市町村立一六一施設の八七%が土曜、日曜とも開館している。③五日制実施に伴う社会教育指導者の人材確保計画は、県の四六%、市町村の五二%が「ある」と回答。予定しているのは県・市町村とも殆どボランティアで、常勤の職員増という回答はない。

#### (3) 学校施設開放

以下、同協議会の調査研究によると、学校施設開放については、①開放している県・市町村が大半だが、体育館や運動場中心の開放で図書室などの開放は進んでいない。学校開放を進める解決策にボランティアの活用をはじめ、施設・設備の改善や指導者確保のための予算措置などを挙げる意見が多い。

この方向に向いているか北海道と石川県はまとめ取りを全く実施しておらず、北海道は組合が強く反発している。<sup>(注2)</sup>  
しかし、教育長協議会の調査では、まとめ取り方式には、  
①まとめ取りの指定が窮屈、②農業高校における動植物の管理が課題、③長期休業期間中の教員の研修計画が従来より難しくなる等、限界があり、教職員団体からも、④部活や学校行事の関係からまとめ取りができない、⑤教員の自宅研修権が奪われているとの不満が出ていているという指摘がされている。<sup>(注2)</sup>

二十二、(1)月二回学校五日制調査研究協力校実施要項

習の遅れがちな児童生徒に対して・補充指導などをを行う」  
（同前「②指導方法の工夫改善」）。

文部省は九二年五月一九日、全国の六四二校を二石間の月二回の学校週五日制の調査研究協力校に指定し、九四年四月二〇日にはこの中の六三六校に新たに九七校を加え七三三校を一年間の協力校に指定した(『内外教育』九四年四月二六日)。その際、同省は「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力校実施要項」を定め、その「別紙」において要点次のような「研究の課題と視点」を示した。ここに学校週五日制の拡大・完全実施に当たって文部省が意図する学校教育改革の基本方向を読みとることができるであろう。

習の遅れがちな児童生徒に対して：補充指導などを行う」  
④各教科の指導内容・方法の工夫改善」。  
（同前「②指導方法の工夫改善」）。

⑤授業時数のあり方については、学習指導要領の基準は遵守すること。その際、「小学校及び中学校にあっては、国語及び算数・数学を中心いて研究することが望ましい」  
（同前「研究の視点」の「留意事項」）。

留意する（「研究課題二」）。

⑥「地域に開かれた学校づくり」「校内の研究体制・指導体制の工夫改善」、休業土曜日における対応に留意して、「学校、家庭及び地域社会を一体的にとらえて相互の連

表 8-7 学校開放事業の指導者に対する災害補償の状況

(「県」欄は都道府県、「市」欄は市町村。数値は%)			
	県	市	
「任意でスポーツ保険等への加入を奨励」	45	27	
「全てにスポーツ保険を義務づけ」			
又は「公費経常により対応」	27	11	
「ボランティア事故共済で対応」	0	3	
「特に定めていない」	27	59	
今後の方向	「スポーツ保険への加入義務づけ」	27	0
	「スポーツ保険加入を奨励」	0	20
	「検討中」	0	20
	「特に保険に加入の予定はない」	0	20

調査対象一  
一府県中、  
高校で三県、  
特殊教育諸  
学校で九校、  
参加者の安  
全確保対策  
は、開放事  
業を実施し  
た全ての県  
が講じてい  
た。④学校  
開放事業に  
伴う指導員  
の問題では、  
▽年間を通

「ランティアとして参加」三県であつた  
学校開放事業の指導者に対する災害保障の状況については、表8-17のようである。利用者に対する保障についてもほぼ  
同様の傾向である。<sup>(註18)</sup>

学校開放で事故が生じた場合の補償に関するの国に対する  
要望では、「全国的な統一規格の補償制度の確立」「管理員、  
指導員、利用者などの広範囲を対象とする補償制度の確立」  
「学校開放に限定した補償制度の在り方、ルールづくり」など  
を数県が挙げている。<sup>(註19)</sup>

#### (4) 休業土曜日の教員の勤務形態・勤務時間

文部省の調査によると九三年一月現在、四〇都府県は、公  
立学校教員について、文部省通知に沿った方式の年間二〇日  
のまとめ取り方式を実施している。これは、①第二土曜日を  
「勤務を要しない日」とする②月三回の土曜勤務分は夏休み  
や冬休みに二〇日休む、というものである。残余の県も概ね

## 4) 林業士羅田の教員の勤務形態・勤務時間

「学校開放で事故が生じた場合」の補償に関する議論では、「全国的な統一規格の補償制度の確立」「管理員、指導員、利用者などの広範囲を対象とする補償制度の確立」「学校開放に限定した補償制度の在り方、ルールづくり」などを数県が挙げている。(注2)

「ランナーアとして参加」三県であった学校開放事業の指導者に対する災害保障の状況については、表8-17のようである。利用者に対する保障についてもほぼ同様の傾向である。<sup>注18</sup>

い。(2)施設開放する場合の管理責任者は、県教委、校長を挙げている県が半数、利用団体責任者としているところも數県開放校が存在する市町村の教育委員会に許可県を与える市町村教委が使用責任者となっている県もあった。(3)九二年八一一月、学校週五日制の導入に伴う学校開放事業を実施した県立学校は、

じた委嘱▽服務内容の明確化▽事故への対応▽将来的な指導員の確保▽障害児の介護ができる指導員の確保▽未対応市町村に対する指導▽地域活動のリーダーとなる指導員の養成などが求められている。⑤指導者となつた実施校の教職員は、「委嘱または登録された指導員として参加」四県、「概ね指導員として参加、一部がボランティアとして参加」三県、「ボ

携を深める」(「研究課題三」)。

## (2) 月二回学校週五日制実施地域指定

文部省は学校週五日制を月一回から二回に移行するため、地域ぐるみの連携が必要として、九三年三月三一日、「学校週五日制実践研究地域の指定」について実施要項を定め各都道府県教育委員会に通知し、これに基づいて同年八月四日、全国一道九県の一地域（九四校。うち高六、中二五、小五五、幼稚園八）を指定した。これらの学校では、原則として二学期から第二土曜日に加え、第四土曜日も休みとする。研究期間は平成六年度まで。指定地域の教委に地域研究推進会議（校長、PTA、青少年団体関係者などで構成）を設置し、

①家庭や地域の取り組み指針、②青少年団体などの連携の在り方、③子供の活動の場の確保策、④ボランティアの確保策などを探る、という（共同通信九三年八月四日）。

### (3) 学校週五日制拡大の当面の動向

①文部省の野崎弘初等中等教育局長は、九三年五月一八日、都内で開かれた全日本中学校長会で、学校週五日制の完全実施について「今的学习指導要領のままでは無理。授業時間数を減らすことが至上命題だ」「どこを減らすか」ということは現場の先生方にとって大変な問題。総論賛成各論反対になっ

てしまふ可能性もあるので、段階的に進めていきたい」と述べた（共同通信九三年五月二八日）。

②文部省は、九三年六月、全国の国公私立小中学校三万六〇三〇校と全ての教育委員会を対象とした「道徳教育推進状況調査」を行った結果に基づき、九四年五月二七日道徳教育の充実を求める通知を各都道府県教育委員会に通知した（産経九四年五月二七日）。これには、「学校五日制に伴って道徳の時間が他の教科などに振り替えられる傾向もあるため事前にタキを刺す狙いもあるとみられる」（共同通信九三年六月二一日）という。

### (4) 学習指導要領見直し決議

九四年一月一八日の文部省発表によると、福島、栃木、静岡、福井、滋賀、佐賀の六県議会、千葉、大阪、神戸、北九州、福岡の五政令指定都市を含め、全國の地方自治体の一割を超える三六四の自治体が新学習指導要領を見直すよう求めた意見書を採択した。見直しを求める理由は、①リクルート疑惑に絡む元文部次官らが作成した指導要領は問題がある、

②小学校の学習内容が過密になっている。特に、漢字が増えて児童の負担が大きい。③週六日制を前提にしているから。④完全五日制のために必要、の四種類に分類される。学校週五日制実施に伴って「内容が過密すぎる」などの理由を挙げ

## 3、学校週五日制の教育法的問題

たものが約九割に上った、また、前記理由の③が約五割、④が一割程度だった、とも伝えられる<sup>〔注2〕</sup>。

学校週五日制の実施に関しては、学校休業日の設定をめぐつて教育委員会と文部省との間で次のように確執が続いてきている。

①九県六政令指定都市が、文部省指定の調査研究協力校以外に土曜休業日を九二年四月から導入する実験校を独自指定する方針をとったことに対して、文部省は「休業日の設定は教育課程にかかる問題で、国が決めること」として認めようとした（毎日九二年四月五日）。

②徳島県藍住町教委が同町立四幼稚園で、土曜日の「選択登園制」を九二年九月からスタートさせことに對し、文部省が県教委を通じてクレームを付けたが、町教委は譲らなかつた（朝日九二年九月三〇日夕刊、一〇月五日。共同九二年九月三〇日、一一月一四日）。

③「幼稚園が五日制になると、保育園に移りたいとの要望が多くなるが、受け皿がない（佐藤登・仙北町教育長）などの理由で、秋田県仙北郡仙北町や山本郡琴丘町など七町村立の八幼稚園が五日制を実施しなかった（共同通信・同前）。

前記の諸事例の際、文部省は、「休業日の設定は教育課程にかかる問題で、国が決める」と(毎日九一年四月五日)、「五日制の調査研究を進めるのは国の責任。文部省の研究協力校以外での月二回の試行は認められない」(朝日九三年六月二日)、「五日制をすすめるのは国の責任。自治体が勝手にやるのは認められない」(朝日九三年六月二十四日夕刊)、「学校の休みは文部省令などで決められているので、県教委の裁量で決定するのはやめてほしい」(朝日九三年九月二二日)などと述べていると伝えられている。しかし、土曜休業日の決定について教育委員会の裁量が認められないとする法的根拠は明確でない。

学校の休業日については法律(狭義)の明文規定ではなく、九年の学校週五日制導入は、公立小学校については国民の祝日、日曜日等を休業日とすると定めた学校教育法施行規則(昭和二年文部省令第一二号)四十七条一項の改正及び公立の中学校、高校、盲、聾、養護学校についてはその準用条項の適用によって行われた(なお、公立の高等専門学校については、九三年四月、国立高専の完全週五日制化と同時に、同規則七十二条の六の改正(平成五年三月三日公布文部省令第二号。同年四月一日施行)によって全ての「土曜日」が休業日とされた)。

文部省の見解に対し、名古屋市教委などは、学校教育法

施行令第三〇条の「公立の学校(大学を除く)の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、当該学校を設置する市町村または都道府県の教育委員会が定める」という規定の「農繁期等」に土曜日も含まれると主張した。

ところで、「開校記念日」「創立記念日」、条例による「県(都)民の日」等については、教育委員会が学校管理規則で学校の休業日と定めている例はいくつもある。また、都県の学校管理規則では、これら以外にも、学校の休業日について次のように教育委員会や教育長、校長が学校の休業日を定め得るとしている規定がある。

「校長が特に必要と認める日」(秋田・第二条第一項第七号)

「校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、教育長の承認を得て、休業日を設けることができる」(山形・第八条第四項)

「教育委員会教育長が指定した日または校長が特に休業を必要と認め、教育長の承認を得た日」(茨城・第八条第一項第九号)

「教育委員会の必要と認める日」(栃木・第五条第一項第六号)

「校長が、特に必要と認め教育委員会の承認を得た日」(群馬・第五条第一項第七号)

「東京都教育委員会が定める日」(東京・第五条第一項第六号)。

以上によれば、少なくとも、一連の学校管理規則制定前後以降、学校週五日制による土曜休業日の問題が生ずるに至るまでは、大学以外の公立学校の休業日は、その根拠を前記学校教育法施行令第三〇条に求めるか否かは別として、「非常変災その他急迫の事情があるとき」の臨時休業(学校教育法施行規則第四八条)以外にも当該学校を設置する市町村または都道府県の教育委員会が定めるという実態が安定的に存続していた。

また、一九六八年出版の今村武俊氏(当時文部省社会教育局審議官)・別府哲氏(同初等中等教育局地方課長)共著『学校教育法解説』は、公立学校の休業日の決定権は学校の管理機関である学校設置者の教育委員会にあると解説している(二三二頁)。その解説には根拠規定についての言及はないが、根拠規定としては、学校教育法第五条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一号・第三十二条・第三十三条第一項、地方自治法第二条第二項・同条第三項第五号、等を挙げることができ、正当であると考えられる。

同時に、前記の紛争の様相を呈した諸事例は、学校制度の基本に関わる週五日制導入を国会の立法によらず文部省令で行ったことの問題性の現れであり、学校の休業日について從

来法律の明文規定がなかったことも、かかる事態を招いた一要因であった。

さらに、そもそも、憲法第二六条第一項、二項に定められた教育立法の法律主義によるならば、五日制のような教育の権利に関する制度改革は、文部省令の改正で行われるべきでなく、当然、国民代表議会での審議と決定を経て法律の定めに基づいて行われるべきなのである。

従って、今後、学校週五日制の拡大や完全実施に当たっては、学校の休業日についての法律の定めを設けるべきである。そして、その規定には、学校週五日制について、その拡大・完全実施を促進する旨とともに、必要な条件を整備し学校と地域の実状に応じて学校の自治と地方自治によって実施してゆく旨を含めるべきである。その際、既述のように、私学における学校週五日制のあり方をも明確にしておく必要がある。

まとめに代えて

### ――五日制対応の教育課程づくりの問題――

完全五日制のためには、機械的に平均すると各教科等の授業時数を一〇数%削減しなければならないが、現行学習指導要領の教育内容は今でも過密と指摘されており、それを「精選する」くらいで済むものではない。また、同じ知識や技能を、「詰め込み」教育でなく、「自ら学ぶ意欲と主体的に考へ



(注)

(1) 九三年一〇月二三・二四日実施全国調査  
層化二段階無作為抽出。二〇歳以上男女三〇〇〇  
○対象回答一九四八。新潟日報九三年一月七  
日朝刊所載。以下は詳細。

(1)で「良かつた」と答えた人が選択肢（七つと  
「その他」）の中から二つ迄を選んで示した理由  
は、①家族で過ごす時間が増えた五六・六%  
(以下、数値は%)、②子供が自由に遊べる時間  
が増えた五四・八、③スポーツ・文化などを  
通じて子供が地域の自然や人々と触れあう機会  
が増えた三六・二、④教員にゆとりができる  
一一・一、「⑤家の手伝いをする時間が増え  
た一〇・三、⑥塾など学校外での勉強時間が  
増えた六・二、⑦部活動の時間が増えた五  
五、⑧その他一・六、〇分からない・無回答  
○・七などとなっている。

(3)月一回学校週五日制実施が悪かった理由  
(1)で「悪かった」と答えた人の回答。次の中  
から二つまでを選択。(1)子供の生活がだらし  
なくなつた三七・四、(2)子供の面倒を見る時  
間が増え、親の負担が大きくなつた三五・一、  
③平日の授業時間が増えたりして、子供にゆど  
りがなくなつた三一・七、(4)運動が疲れあう時間が  
なくなつた五一・六、(5)教師と子供達が触れあう時間が  
減つて学校生活から潤いがなくなつた一二・九、  
(6)学力が低下した六・六、(8)部活  
動の時間が増え子供が疲れた五・七、○その  
他三・四、〇分からない・無回答一・五

(2)「文部時報」九三年四月九四年七月号  
連載「ぼくたち、わたしたちのウイークエンド」  
の紹介例。ほかに次の例が紹介されている。

- ・国立那須甲子少年自然の家「ウイークエンドドキドキ休験」
- ・富山市教育委員会「ふるさと土曜ふれあい活動」<sup>#</sup>
- ・京都府峰山町公民館「演劇を通してふるさと学習」
- ・杉並区児童福祉センター今川児童館・センター
- ・愛媛県三瓶町教育委員会「こども朝日文楽クラブ」<sup>#</sup>
- ・ガールスカウト日本連盟長野支部「グリーンアクリション水と緑」
- ・国立阿蘇青年の家「世界はともだち・自然はともだち!」
- ・国立高少年自然の家「北のファミリー・ランド」
- ・秋田県雄勝町教育委員会「福祉・ボランティア体験」<sup>#</sup>
- ・新潟県金井町中興子ども会育成会「学校週五日制はウォーキングで」
- ・財団法人ハーモニーセンター「ポニー牧場でファミリー・キャンプ」
- ・秋田県雄勝町教育委員会「福祉・ボランティア体験」<sup>#</sup>
- ・新潟県金井町中興子ども会育成会「学校週五
- きる」五五%、「当分の間月一回でよい」一四%等であった。(有効回答一四七校九七・五%。九三年度『内外教育』所収同委員会報告。
- 『内外教育』九四年三月二三日)
- 『内外教育』九四年六月三日、九四年六月七日。同会は「学校週五日制の現状と課題に関する調査」(九三年一〇月)。『内外教育』九三年一〇月一九日に概要を行っている。
- 『内外教育』九四年六月三日。また、同協会の教育制度調査委員会郡司迪哲委員長は翌二七日の同協会の研究協議会で、学校週五日制の月二回実施について、同委員会の調査と討議を踏まえて、▽指導内容の精選及び指導方法の改善には限界がある▽学力低下について保護者の不安が根強い▽他の曜日への上乗せは月二回になれば無理▽定期制では「卒業単位の確保が困難」という指摘もあったことを報告し、「月一回の実施には何とか対応してきた学校現場だが、月二回となると、多くの、解決が難しい問題を抱えることが予想される」「月二回実施の際は慎重な対応が望まれる。予告は一年以上の余裕が欲しいという意見もある」と述べた。
- (7) ①全日本教職員連盟(全日本教連)委員長、約五万人)は九四年六月一日、(日本農業委員長、約五万人)は九四年六月一日、(右派)政闘博委員長は、九四年六月一日からの第七七回定期大会の運動方針で「完全週休二日制と完全学校週五日制の実現」を決定した(内外教育九四年六月一日)。③日本高等学校教職員組合(左派)、石井淳平委員長、約七万人)は、九四年六月一

判断し行動できる資質や能力の育成」のために「体験的な学習」や「問題解決的な学習」で習得するには何倍もの時間がかかるであろう。授業時数削減の下で学力水準を維持向上させ得る教育課程を創り出すためには教育課程の構成原理そのものから創り変える必要がある。そのためには、例えば、自由の森学園や「シユタイン教育」「トピック授業」、フレネ教育その他の、全国的世界的な実践の優れた諸経験を取り入れた抜本的な教育課程の改革が、しかも、文部省の五日制協力校やまして特別研究指定校というような少数の学校での実践研究ではなくて、広く全国の各学校で生徒や父母の要求を容れその参加を得ながら行われなければならない。

ところが、九四年九月初め現在、九五年度からの学校週五日制月二回実施はほぼ確実視されているが、その先の完全五日制に見合う教育課程づくりへの取り組みは大きく立ち遅れているといわざるを得ない。「完全五日制、文部省頼りでいいか」(朝日九四年八月一日・山岸駿介編集委員)というような見解もあるが、日教組にしても全教にしても五日制対応の教育課程づくりに無関心・怠慢であるわけではない。学校現場に根づいた五日制対応の教育課程づくりを遅らせている原因はどこにあるのかが問題である。

九二年学校週五日制の月一回導入は、既述のように全国一斉画一的に行われ、土曜休業月二回の試行に際しても、文部

省は学校週五日制の実施は同省の専決事項であるとして、名古屋市教委や三重県教委の創意・工夫さえ認めようとしている。教育課程づくりにおいても、第三項の3で述べた学校の自治や教育の地方自治が是非とも必要なのである。

(注)

(1) 九三年一〇月二三・二四日実施全国調査  
層化二段階無作為抽出。二〇歳以上男女三〇〇〇  
○対象回答一九四八。新潟日報九三年一月七  
日朝刊所載。以下は詳細。

(1)で「良かつた」と答えた人が選択肢（七つと  
「その他」）の中から二つ迄を選んで示した理由  
は、①家族で過ごす時間が増えた五六・六%  
(以下、数値は%)、②子供が自由に遊べる時間  
が増えた五四・八、③スポーツ・文化などを  
通じて子供が地域の自然や人々と触れあう機会  
が増えた三六・二、④教員にゆとりができる  
一一・一、「⑤家の手伝いをする時間が増え  
た一〇・三、⑥塾など学校外での勉強時間が  
増えた六・二、⑦部活動の時間が増えた五  
五、⑧その他一・六、〇分からない・無回答  
○・七などとなっている。

(3)月一回学校週五日制実施が悪かった理由  
(1)で「悪かった」と答えた人の回答。次の中  
から二つまでを選択。(1)子供の生活がだらし  
なくなつた三七・四、(2)子供の面倒を見る時  
間が増え、親の負担が大きくなつた三五・一、  
③平日の授業時間が増えたりして、子供にゆど  
りがなくなつた三一・七、(4)運動が疲れあう時間が  
なくなつた五一・六、(5)教師と子供達が触れあう時間が  
減つて学校生活から潤いがなくなつた一二・九、  
(6)学力が低下した六・六、(8)部活  
動の時間が増え子供が疲れた五・七、○その  
他三・四、〇分からない・無回答一・五

(2)「文部時報」九三年四月九四年七月号  
連載「ぼくたち、わたしたちのウイークエンド」  
の紹介例。ほかに次の例が紹介されている。

・国立那須甲子少年自然の家「ウイークエンド  
ドキドキ休験」  
・富山市教育委員会「ふるさと土曜ふれあい活  
動」<sup>#</sup>  
・京都府峰山町公民館「演劇を通してふるさと  
学習」  
・杉並区児童福祉センター今川児童館・センター  
児童館「街の川を遊び場に」  
・愛媛県三瓶町教育委員会「こども朝日文楽ク  
ラブ」<sup>#</sup>  
・ガールスカウト日本連盟長野支部「グリーン  
アクション水と緑」  
・国立阿蘇青年の家「世界はともだち・自然は  
ともだち!」  
・国立高少年自然の家「北のファミリー・ラン  
ド」  
・秋田県雄勝町教育委員会「福祉・ボランティ  
ア体験」<sup>#</sup>  
・新潟県金井町中興子ども会育成会「学校週五  
日制はウォーカーラリーで」  
・財団法人ハートモニーセンター「ポニー牧場で  
ファミリー・キャンプ」  
・秋田県雄勝町教育委員会「福祉・ボランティ  
ア体験」<sup>#</sup>  
(#印は「地域少年少女サークル活動促進事業」  
指定)

(3)「初等教育資料」九四年三月号、「内外教  
育」九四年一月一日、「週間教育資料」九四  
年一月二十四日、産経新聞九三年二月三〇日、  
参考。

(4)「内外教育」九四年五月三一日。なお、  
同校長会の教育改革研究委員会は、九三年七、  
八月公立小学校の約5%を対象に実施したアン  
ケート調査を行つた。これによれば、学校五日  
制の今後について、「月一回迄は何とか対応で

判断し行動できる資質や能力の育成」のために「体験的な学習」や「問題解決的な学習」で習得するには何倍もの時間がかかるであろう。授業時数削減の下で学力水準を維持向上させ得る教育課程を創り出すためには教育課程の構成原理そのものから創り変える必要がある。そのためには、例えば、自由の森学園や「シユタイン教育」「トピック授業」、フレネ教育その他の、全国的世界的な実践の優れた諸経験を取り入れた抜本的な教育課程の改革が、しかも、文部省の五日制協力校やまして特別研究指定校というような少数の学校での実践研究ではなくて、広く全国の各学校で生徒や父母の要求を容れその参加を得ながら行われなければならない。

ところが、九四年九月初め現在、九五年度からの学校週五日制月二回実施はほぼ確実視されているが、その先の完全五日制に見合う教育課程づくりへの取り組みは大きく立ち遅れているといわざるを得ない。「完全五日制、文部省頼りでいいか」(朝日九四年八月一日・山岸駿介編集委員)というような見解もあるが、日教組にしても全教にしても五日制対応の教育課程づくりに無関心・怠慢であるわけではない。学校現場に根づいた五日制対応の教育課程づくりを遅らせている原因はどこにあるのかが問題である。

九二年学校週五日制の月一回導入は、既述のように全国一斉画一的に行われ、土曜休業月二回の試行に際しても、文部

省は学校週五日制の実施は同省の専決事項であるとして、名古屋市教委や三重県教委の創意・工夫さえ認めようとしている。教育課程づくりにおいても、第三項の3で述べた学校の自治や教育の「地方自治が是非とも必要なものである。





(16) 都道府県教育長協議会第二部会平成四年度研究報告『学校週五日制に対応した社会教育施設及び社会教育指導者の在り方について』(平成五年三月) (『内外教育』九三年五月二日に概要)。

(17) ①、⑤は前注に同じ。②、③は第四部会報告・『内外教育』九三年七月二三日概要。④は、平成五年三月・第三部会報告『学校週五日制の実施について』(九三年六月一一日)『内外教育』に概要。

(18)、(19) 順に、前掲・第二部会報告、第四部会報告。

(20) 『内外教育』九三年三月九日。文部省九年三月八日現在『公立学校の週休二日制の実施状況調査』。文部省方式と異なって、北海道は週四三時間、鹿児島県の小・中学校と特殊教育諸学校と兵庫県は週四二時間、三重・広島の二県と鹿児島の高校教員は週四一時間となっている。また、石川・高知両県は週四〇時間だが文部省の指導とは異なる形態で実施している。

(21) 前掲第三部会報告。なお、この調査によれば、①調査二三県中、週四二時間勤務体制の県が一県、休業土曜を「勤務を要しない日」としないで、一部は出勤、他の者は職専免としている県が一県、その外は土曜休業日を「勤務を要しない日」とし、まとめ取り方式により、週四〇時間勤務になるよう割り振り」していた。

(22) 『内外教育』九四年一月二二日、毎日東京本紙九四年一月十九日、朝日九四年一月一九日。八九年(平成元年)六月議会から九年二月議会までの間に決議し、九三年末まで届いたものを文部省がまとめた。なお、全日本教職員組合は独自の調査で三四自治体が決議したことを確認しているが、これを日付順にみると、九二年九月以降、件数が急速に増え、最近の決議は、ほとんどが五日制の実施に関する見直しを求める内容だという。保守系会派も賛成に回ったケースが多く、「過密教育の指導要領が五日制を阻む大きな要因となっている

の有識者を含めた推進委員会の両方を設置している」が「(○県、「推進委員会のみ設置」が二県、「序内検討会のみ設置」が一県だった。(2)

学習塾に対しては協力要請や自費依頼をしている(一〇県)くらいにとどまっている。また懸念された過度の塾通いは見られない。(以上第三部会報告)。(3)国に対する要望では「月二回および完全実施の導入に際しては、相当の準備期間を置けるよう、早めに時期を示すなどの配慮をしてほしい」、「調査研究協力校に対する指定経費の増額」(三県)、「大学入試の在り方の抜本的改善への指導」(二県)を求めるなどの意見がでた。(4)九年の月二回学校五日制は、「障害児の地域活動参加が少なかった」「障害児を対象とした事業及び計画が少なかった」という意見がみられた外は、特に問題はなく円滑に導入された。(3)、(4)は平成五年三月・第一部会報告『学校週五日制について』。九三年七月二七日『内外教育』に概要。しかし、(4)については後述のように土曜休みの決定権限をめぐって文部省・自治体間の大きな確執があった。

(23) 例えば、北海道宗谷教組稚内支部の取り組みは徹底して父母の教育要求を重視し、学校五日制問題についても殆ど全ての生徒の父母との話し合いを通じて運動を進めており、九二年七月一日、稚内市教育長との間で五日制に関して次のような点を確認している。(1)「学校現場・教育関係者はもとより教育の主権者である父母・PTA等の充分な話し合い」(2)「学校内外の教育条件の整備・拡充等についての計画と実施の課題」の重視、(3)「学校区単位の要望事項のとりまとめ」(4)「学校の自主性を尊重し、「新学習指導要領」についての教育的見地からの批判をも含めた」;全教職員の協議を土台とした各学校での教育課程編成(4)「教職員の勤務条件の改善」・「勤務を要しない日」の学校運営上の位置づけの明確化(全教九四年一月教育研究全国集会・田中俊美報告『学校五日制と子育て運動』)。

ことが明らかになつた」としている。

## 第九章 運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

### ――文部省の方針・施策における その学校教育上の位置づけ――

学校における課外運動クラブ活動（運動部活動）のあり方の再検討が全国的な課題となっている。その論点は多岐にわたるが、今日では、運動部活動の「過熱」や歪みを解決するのでなければ、学校が子どもの生活、学習、発達の調和的なあり方およびそれを保障すべき教員の教育、研究、休息・休暇・休養を組織し保障して学校本来の機能を遂行することが困難な状態に至っていると思われる。筆者は、このような認識から部活問題に取り組む。また、学校教育の再建・発展・創造も部活問題も、とりわけ公立中学校に課題が凝集的に現れているという観点から公立中学校を主としてこの問題に取りかかる。

本章では、学習指導要領や文部省通達、法規を中心として、

課外クラブ活動（部活動）及び教育課程内の「クラブ活動」の学校教育における位置づけ、それにに関する指導方針の概括を試み、問題の全面的把握と解決策への端緒とする。

## 第一節 一九八九年学習指導要領等における

### 「クラブ活動」「部活動」の位置づけ

現在いわゆる「部活動」は、ほとんどの中学校においてその教育活動として行われており、その活動内容は「クラブ活

動」と類似しているが、学習指導要領上は、前者は課外の学校教育活動とされ、後者は教育課程内の活動とされている点で両者は区別されている。そこで、まず、中学校について現行学習指導要領を中心に両者の教育的位置づけの概要を把握する。当然、「クラブ活動」についての定めが主となつている。

### 1、「クラブ活動」についての定め

①現行の「中学校学習指導要領」は、一九八九年三月一五日、学校教育法施行規則（昭和三二年五月二三日文部省令第一号）とともに改訂（平成元年・文部省令第一号）とされた「中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳及び特別活動によって編成するものとする。」としている。（第五十三条）

②中学校学習指導要領は、「特別活動」の「目標」を次のように示している。（第四章の第一）

「望ましい集団生活を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」

③中学校学習指導要領は、「特別活動」の内容は「A 学級活動」「B 生徒会活動」「C クラブ活動」「D 学校行事」によつて構成することとし（第四章第一）、クラブ活動の組織方法・内容については次のように示している。（第四章第二

C)

「クラブ活動においては、原則として学年や学級の所属を離れ、共通の興味や関心をもつ生徒をもつて組織するクラブにおいて、全生徒は文化的、体育的、生産的又は奉仕的な活動のいずれかの活動を行うこと。」

④また、クラブ活動に関する「指導計画の作成と内容の取り扱い」については、次のように示している（同前第三）。

「1の(4)クラブ活動に充てる授業時数は、クラブ活動のねらいの達成のために必要な時間が確保されるよう、学校の実態等を考慮して、適切に定めること。」「4 クラブ活動については、学校や生徒の実態に応じて実施の形態や方法などを適切に工夫するよう配慮するものとする。なお、部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもって

クラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする。」

「7 ……生徒会活動、クラブ活動および学校行事については、全教師の協力により適切に指導するものとする。」

⑤特別活動の授業時数等に関しても、学校教育法施行規則（平成元年三月二七日文部省令第四号）の別表二において各学年三五～七〇単位時間（一単位時間は五〇分）とされ、「備考二」において次のように記されている。

「特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。以下この号において同じ。）及びクラブ活動に充てるものとする。ただし必要がある場合には、学級活動の授業時数のみに充てることができる。」

また、学習指導要領総則第五では、次のように述べている。「特別活動の授業のうち、クラブ活動については、学校や生徒の実態等を考慮して、年間を通じて行うように考慮すること。」

### 2、文部省指導書による「クラブ活動」解説

指導要領の解説書として文部省一九八九年著作『中学校指導書 特別活動編』が発行されており、クラブ活動について

の解説（第三節、六一—七四頁）の要点を示すと次のとおりである。

① 「クラブ活動の主な特質」

1、「生徒がもつている共通の興味や関心を追求する」

2、「原則として学年や学級の所属を離れた異年齢の集団による全生徒の活動である」

3、「望ましい人間形成」や「生涯学習の基礎となる望ましい体験を得る」上からも、「教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動」を行う。

4、「教科の学習では得られない満足感や成功感を味わい、暖かい人間的触れ合いを体験する」

5、「個性を伸長し、自主性を育て、社会性の発達を図ろうとする」

② 「共通の活動内容」

「ア 共通の興味や関心を追求する活動」 6 6 「クラブ活動のほとんどの時間がこの活動に充てられるが」、さらに細分グループに分かれて活動してもよい。

「イ クラブ活動の計画や運営に関する活動」

「ウ クラブ活動の成果の発表や学校行事に協力する活動」

「エ クラブ活動をめぐって生ずる様々な問題を解決しようとする活動」

③ 「クラブの種類とその設定」

ア 「生徒の興味や関心に基づいて設定することを基本とする」

イ 「クラブの教育的な価値について十分に考慮するとともに、生徒の希望、学校の伝統、施設・設備の実態、指導に当たる教師の有無などを総合的に判断し適切に設定する」

ウ 公平性に留意し、一部の生徒だけを優遇するクラブを設定しないようとする。

エ クラブの趣旨について誤解を避けるためにも、教科名と同一の名称のクラブの設定は避ける。

オ 生徒の発達段階、安全、健康、年間を通じての活動の可能性などに配慮してクラブを設定する。

④ 「クラブ活動に充てる授業時数の取り方」

「……次のような場合が考えられる……

・ 特別活動の標準授業時数三五〇七〇単位時間の中から学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てた時数を差し引いた残りをクラブ活動の時数として充てる。

・ 選択教科等に充てる授業時数から充てる。

・ 年間を通しての生徒会活動、クラブ活動及び学校行事に充て得る授業時数から充てる。

・ いわゆる『学校裁量時間』をもって充てる。」

### 3、「部活動」についての指導要領の定め

以上が学習指導要領を中心とした文部省による中学校「クラブ活動」の位置づけの概要であるが、これに対して「部活動」についての記述は前記引用第一節1の④の「4」におけるクラブ活動と関連づけての記述に尽きており、学習指導要領に部活動の目標・内容・意義づけ等の定めはない。また、

学校教育法施行規則にも部活動に関する規定はない。前記指導書特別活動編では、クラブ活動の代替をする部活動の満すべき条件がクラブ活動とほぼ同様の内容で述べられているだけである（七二・七三頁）。

なお、高等学校学習指導要領では高校生の「クラブ活動」の目標・内容・方法、その必修および「部活動」にその代替についてほぼ中学校と同様に示されている。また、小学校学習指導要領では、四年生以上の児童について中学校に準じた目標・内容・方法のクラブ活動の必修が示されており、「部活動」についての言及はない。

## 第二節 学習指導要領における「クラブ活動」の位置づけの変遷

現実には「課外部活動」が学校の活動に占める重さは「必修クラブ活動」よりはるかに大きい。<sup>(注2)</sup> それにもかかわらず上記のように「部活動」は学習指導要領において殆ど教育的位置づけられていない。それ故、次に戦後学習指導要領の変遷の中にクラブ活動及び部活動の位置づけの変遷を辿って、このような不釣り合いな扱いの生じた経過ないし原因・理由を探る。

以下に示すように、指導要領における「部活動」への言及は一九七七年の中学校学習指導要領で初めて間接的な表現で見られるのである。

### 1、一九四七年学習指導要領一般編 ——自由研究の内容としてのクラブ活動——

学校の教育課程（当初は「教科課程」と言われた）の内に位置づけられた「クラブ活動」は、昭和二三年三月の『学習指導要領一般編（試案）<sup>(注3)</sup>』に設けられた教科としての「自由研究」にその起源を発する。

国の定める教育課程の基準における教科としての「自由研究」は、日本において戦後のこの指導要領で初めてとりあげられたものである。

この指導要領試案では、小学校の「教科課程」を構成する教科として「自由研究」が設けられ、その時間配当は四、五、六年に各年間七〇—一四〇時間とされた（週当たり二—四時間。週当たり全教科の総時間は学年順に「八—三〇、三〇—三四、三〇—三四）。この自由研究の時間の用い方については、次のように説明された（○番号は引用者）。

「①教科の学習は、いずれも児童の自発的な活動を誘つて、これによって学習がすすめられるようにして行くことを求めている。そういう場合に、児童の個性によつては、その活動が次の活動を生んで、一定の学習時間では、その活動の要求を満足させることができないようになる場合も出て来るだらう。……そのような場合に……活動の誘導、すなわち、指導が必要な場合もある。このような場合に、何かの時間をおいて、児童の活動をのばし、学習を深く進めることができ望ましいのである。ここに、自由研究の時間のおかれる理由がある。……つまり、児童の個性の赴くところに従つて、それを伸ばして行くことにこの時間を用いて行きたいのである。……」

②このような場合に、児童が学年の区別を去つて、同好

各選択科目に何時間を充てるかは、例えば外国語および職業

に「時間ずつあるいは自由研究に四時間あてるなど、いろいろにきめてよい」とされていた。そして、「自由研究」については、「設けたわけは、すでに小学校の場合に述べたと同様である」と示されただけであった。

## 2、一九四九年中等学校教科・時間数の改正

### ——自由研究から特別教育活動へ——

文部省は昭和二四年五月二八日、通達〔<sup>(注4)</sup>『新制中等学校の教科と時間数』の改正について〕を出し暫定的に一九四七年の指導要領を改正した。この通達では、中学校の「教育課程」には「自由研究」は設けられず、新たに「教育課程」の部分として「特別教育活動」が設けられた。「クラブ活動」は、この言葉 자체は使われていないが、後者の中に位置づけられることとなつたと見られる。

この通達が示す「中学校教育課程時間数配当表」は、大きく「必修教科」「選択教科」「特別教育活動」で構成されており、「選択教科」は「外國語」「職業家庭」「その他の教科」で構成されている。「自由研究」については時間配当表を含め通達のどこにも記述がない。

新たに設けられた「特別教育活動」については、時間配当表で各学年年間七〇—一七五時間が配当され、本文で次のよ

うに説明されている。

### 「六、特別教育活動について

1、特別教育活動は、運動、趣味、娯楽、ホーム・ルーム活動、その他生徒会などの諸活動、社会的公民的訓練活動などを含むものである。

2、特別教育活動は、教師の適切な指導のもとに生徒が個人的又は共同的に行うものとする。

3、教師及び校長は特別教育活動における指導を、教師にもとづく諸経験とともに生徒に重要な諸経験を与える機会として特に重視すること。」

## 3、一九五一年学習指導要領一般編

### ——特別教育活動としてのクラブ活動の明示——

昭和二六年年七月に改訂された『学習指導要領一般編（試案）』でも、小、中学校とも「自由研究」は設けず、中学校では「特別教育活動」を置き、これについて次のように説明している。

「教育の一般目標の実現は、教科の学習だけでは足りないものであつてそれ以外に重要な活動がいくつもある。……一般教育目標の到達に寄与するこれらの活動をさして特別教育活動と呼ぶのである。……これは……正規の学校活動なのである。」

のものが集まつて、教師の指導とともに、上級生の指導もなされ、いっしょになつて、その学習を進める組織、すなわち、クラブ組織をとつて、この活動のために、自由研究の時間を使って行くことも望ましいことである。たとえば、音楽クラブ、書道クラブ、手芸クラブ、あるいはスポーツ・クラブといった組織による活動がそれである。

③……なお、児童が学校や学級の全体に対して負うている責任を果たす——たとえば、当番の仕事をするとか、学級の委員としての仕事をするとか——のために、この時間も充てることも、その用い方の一つといえる。

……ただこの時間（自由研究・引用者注）を無制限に多くすることは児童の負担を過重にするおそれがないでもないで、その凡そ規準を擧げておいた。」

中学校については、前記の学習指導要領試案において「新制中学校の教科と時間数」が示され、教科は必修科目と選択科目に分けられ、選択科目の一つとして「自由研究」が挙げられた。「選択科目」は、外國語、習字、職業、自由研究から構成され、「これらどれを選ぶかは、生徒の考えて選ぶのを本末とするが、学校として生徒の希望を考慮してきめてよい」とされ、選択科目は合計で各学年年間三五一四〇時間（週一～四時間）、生徒の負担が過重でないならば校長の裁量で年二二〇時間まで増すことができる、この範囲内で

「教科の学習においても『なすこと』によって学ぶ」という原則は、極めて重要である（るが）、……特に特別教育活動はこの原則を強く貫くものである。特別教育活動は、生徒たちの自身の手で計画され、組織され、実行され、かつ評価されねばならない。もちろん教師の指導も大いに必要であるが、それはいつも最小限にとどめるべきである。このような種類の活動によって、生徒はみずから民主的生活の方法を学ぶことができ、公民としての資質を高めることができるのである。」「特別教育活動の領域は、広範囲にわたっているが、ホーム・ルーム、生徒会、クラブ活動、生徒集会はその主要なものということができる。」

「全生徒が参加して、自発的に活動するものの一つにクラブ活動がある。……中学校の生徒になれば運動能力も発達し、級友間に強い友情も感ずるようになり、また団体生活に関心をもち、喜びを感じるようになる。従って、この時代の生徒は、クラブをつくっていろいろな活動に従事することに適している。クラブ活動は当然生徒の団体意識を高め、やがてはそれが社会意識となり、よい公民としての資質を養うことになる。また、秩序を維持し、責任を遂行し、自己の権利を主張し、いっそう進歩的な社会をつくる能力を養うこともできる。」

授業時数については一九五一年に改正された時間配当表が

示され、特別教育活動として各学年七〇一—七五時間が示されているがクラブ活動だけを取り出して示されてはいない。

#### 4、一九五八年中学校学習指導要領 —クラブ活動への全生徒参加が望ましい—

昭和三年一〇月に「小学校学習指導要領」および「中学校学習指導要領」ならびに昭和三五年一〇月に「高等学校学習指導要領」が告示されたが、これらは従前の指導要領とは異なって文部省によって「法的拘束力」を有するものとされた。

また、この改訂とともに行われた学校教育法施行規則の改正で、「特別教育活動」は、「必修教科」「選択教科」「学校行事等」及び新設された「道徳」とともに中学校の教育課程を構成する五つの「領域」の一つとして位置づけられた。

中学校については指導要領で特別教育活動の内容は「生徒会活動、クラブ活動、学級活動など」とされ、その中でクラブ活動については、次のように示された。

「クラブは、学年や学級の所属を離れて同好の生徒をもつて組織し、共通の興味・関心を追求して、それぞれ文化的、体育的、または生産的などの活動を行う」。(特別教育活動の「内容」)

「学校の事情に応じて適当な時間を設けて、計画的に実

施するように配慮する。」

「單に教科の補習を日ざすようなものにならないよう注意する。」

「クラブ活動に全生徒が参加できるようにすることは望ましいことはあるが、生徒の自発的な参加によってそのような結果が生まれるように指導することがたいせつである」(以上、「指導計画作成及び指導上の留意事項」)<sup>[注6]</sup>

「生徒会活動、クラブ活動などや学校行事等については、それらに充てる授業時数は定められていないが、年間、学期、月または週ごとに適当な授業時数を配当することが望ましい」(指導要領総則第一一一一(四))。

#### 5、一九六九年中学校学習指導要領 —クラブ活動の全員必修化—

昭和四四年四月の「中学校学習指導要領」改訂におけるクラブ活動に関する著しい特徴は、クラブ活動の全生徒必修化であった。<sup>[注7]</sup>

この指導要領は、教育課程の従前の「特別教育活動」と「学校行事」を統合して「特別活動」とし、中学校の教育課程は「必修教科」「選択教科」「道徳」及び「特別活動」の四領域によって構成されること、特別活動は、A生徒活動（一生徒会活動、二クラブ活動、三学級会活動）、B学級指導、

C学校行事で構成されることとなつた。

この指導要領では、クラブ活動あり方や授業時数について次のように示された。

「(一) クラブは、学年や学級の所属を離れて共通の興味や関心をもつ生徒をもつて組織することをたてまえとし、全生徒が文化的、体育的または生産的活動を行うこと。」

(二) クラブの種別や数は、生徒の希望、男女の構成、学校の伝統、施設設備の実態、指導に当たる教師の有無などを考慮して、適切に定めること。

(三) クラブ活動は、各教科の単なる補習、一部生徒を対象とする選手養成などのための活動となつてはならないこと。

(四) クラブ活動においては、各生徒がそれぞれ個性を發揮し、協力し合う活動となるようにすること。

(以上特別活動の「内容 A 生徒活動 四」)

「クラブ活動、学級会活動及び学級指導(学校給食指導を除く。)のそれぞれに充てる授業時数は、学校や学校の実態を考慮して、適当に定めること。／なお、この際、クラブ活動に充てる授業時数については、……毎週、適切な時間確保するものとする。」(指導計画の作成と内容全体にわたる取り扱い)。「」は原文の改行)

「特別活動(学級指導、クラブ活動及び学級会活動に限る)

の授業は、年間三五週以上にわたって行うように計画」すること。(『総則』における「授業時数についての配慮事項」)

なお、特別活動の時数は五〇時間)

さらに、文部省『中学校指導書 特別活動編』(一九七〇年・

七六一七七頁)では、次のように述べられた

「いわゆる放課後に行なわれてきたクラブ活動は、学習指導要領に示された教育課程の基準としての内容のクラブ活動には含まれないことになる。又、参加意欲のない生徒も必ずいづれかのクラブに所属し、活動することが要求される」。

## 6、一九七七年中学校学習指導要領 ——部活動への配慮の明示——

七六年一二月の教育課程審議会の答申は「人間性豊かな児童生徒を育てる」「ゆとりあるしかも充実した学校生活」「基礎的・基本的な内容の重視とともに個性や能力に応じた教育」を謳った。これに基づいて、中学校は七七年告示八一年全面実施、小学校七七年告示八〇年全面実施、高等学校七八八年告示八二年全面実施の学習指導要領の改訂が行われた。

この改訂においては特別活動の構成・内容には大きな変化はなかった。

特別活動の授業時数は、学級会活動と学級指導で三五単位

時間、クラブ活動で三五単位時間、計七〇単位時間が「標準時数」として示され、二〇単位時間が増加された。

及びそれに準じるもののが間接ながら初めて学習指導要領でと

りあげられた。

「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いものについても、適切に実施できるように配慮する必要がある。」(特別活動の「指導計画の作成と内容の取り扱い」の三)

この点に関しては、七六年教課審答申が小、中、高等学校に共通の改善事項のうちで、「いわゆる部活動についてもその充実に努めるよう配慮する」としたことを受けており、七八年高等学校学習指導要領では、次のように直接に表現された。

「学校において文化部や運動部の活動などを実施する場合には、特別活動との関連を考慮して適切に指導すること。」(第三章第三の三の(五))

## 第三節 クラブ活動と部活動の区別と関連

高校

「全員参加」 三〇%

授業時間内に一部の生徒が参加 六%

授業時間外に有志が参加 六四%

### 2、六九年改訂に際する文部省特別教育活動 担当教科調査官の状況認識

「クラブ活動の必修化」を明示した一九六九年の中学校学習指導要領改訂に際して、特別教育活動担当教科調査官であった飯田芳郎氏は、一九五八年指導要領当時の「クラブ活動」の実施状況について、一九七三年一一月、次のように述べている。

文部省が一九七〇年現在で行った「特別教育活動等に関する調査」によれば、中学、高校ともほぼ一〇〇%の学校がクラブ活動を実施しているが、実施校のうちでの生徒の参加形態は次のようにあった。<sup>(注8)</sup>

中学校

「全員参加」 六九%

「全員参加」への移行段階 六%

(\*一年生のみまたは一・二年生のみ全員参加というような形で全校生徒の「全員参加」への移行段階にあるとみられるもの)

③学習指導要領の取り扱いと異なって多くの学校ではクラブ活動は生徒会活動の下部組織として位置づけられていた。

④ほとんどの学校では、『〇〇クラブ』という名称ではな

く『○○部』という呼称が使われてきた。

⑤したがって、「いわゆる部活動は学習指導要領でいう（ところの）クラブ活動であったかどうかさえ、疑問の点が多い<sup>(注5)</sup>」。

### 3、「クラブ活動」「部活動」等の概念

ここで、「クラブ活動」と「部活動」に関わる概念を整理しておく。

#### (1) 必修クラブ活動と「課外部活動」

一九七八年高等学校学習指導要領以降、現在の指導要領では「クラブ活動」と「部活動」の語がそれぞれの意味を区別して用いられている。その場合、「クラブ活動」は学校において学習指導要領の基準に沿って設けられる教育課程内の活動であり、「部活動」は学校の教育活動ではあるが教育課程外の活動であるとされている。

しかし、「クラブ活動の必修化」以前は、指導要領で定めるクラブ活動の概念はさほど明確ではなかった。五八年指導要領では「クラブ活動」が定められていたとはいっても、本章第二節の5に前示のように、内容的には「文化的、体育的、生産的などの活動を行う」ということにほとんど尽きており、それを傍証している。前記の一九七〇年の文部省『中学校指導書特別活動編』においても「いわゆる放課後に行なわれてきたクラブ活動」（傍線は引用者）という表現がされている。「部活動」という言い方そのものが、クラブ活動必修化の後に、必修とされたクラブ活動と区別するために課外のクラブ活動を表現する仕方として広がったものと思われる。

もちろん、クラブ活動の大半は主としていわゆる「放課後」に行われていたとしても、クラブ活動全員参加制をとった学校で週時間割表の中に定期的にクラブ活動を組み込んだ例もあつたので、その意味では「課外クラブ活動」と「教育課程内クラブ活動」の区別もあり得た。ただ、「クラブ活動」の領域では、「教育課程内」と「課外」との区別は、少なくとも一般にはさほど重要な認識にはなつていなかつたのである。

#### (2) クラブとはなにか

そもそも、必修クラブ活動だけを「クラブ活動」と呼んで、いわゆる部活動を「クラブ活動」の概念の外に追いやることには無理がある。今日、学習指導要領で「部活動」と呼んでいる活動も本来的な意味ではクラブ活動に含まれるのである。<sup>(注6)</sup>ここで「クラブ」の意味を確認してこの点を明らかにしてお

る書物<sup>(注7)</sup>もそれを傍証している。前記の一九七〇年の文部省

く。

「クラブ」の語は、戦前からも世界的にも広く使われてきた。『広辞苑』（新村出編・岩波書店）では「政治・社交・文芸・娯楽その他共通の目的によって結合した人々の団体。また、その集合所」と説明されている。『研究社新英和大辞典』（第五版小稻義男編集代表・一九八〇年）の挙げている英単語の“club”のいくつかの意味もほぼこれに集約される。さらに、そもそも一七、一八世紀のイギリスでも概ねこのような意味でこの語は使われてきた<sup>(注8)</sup>。

スポーツ研究では、出原泰明氏は中村敏雄氏の先行研究に従い、クラブの要因として、「①社交、②経済的自立（中村氏では「経済的自弁」—引用者）、③自治」の三つを指摘している<sup>(注9)</sup>。

学校の子どものことであるから経済的自立ないし自弁については保留するとして、必修クラブ活動も、以上のような本来のクラブにおける活動に通じるものであるから「クラブ」という語が用いられたのであり、飯田氏が言う「部活動」が学校において教育課程内クラブ活動と区別されず同じ「クラブ活動」の語で理解されたのもいわゆる部活動の組織が上記のクラブに通じるものであったからと考えられる。

おり、それに充てる授業時数についても「年間、学期、月または週ごとに適当な授業時数を配当することが望ましい」という程度のものであって、基準はあっても無いに近いものであつた。また、その基準の性格も、一九四七年学習指導要領は文部省令により「教科課程」の「基準」とされてはいたが（一九四七年学校教育法施行規則第二十五条）、画一的な強制力のあるものとは想定されておらず、指導要領 자체において「教科課程は、それぞれの学校で……これを定めるべきものである」「この書は……現場の研究の手びきとなることを志した」と示されており学校に対する拘束性の弱いものであり、この性格は一九五一年指導要領でも継承されていた。

前記のように文部省教科調査官飯田氏は一九六九年必修クラブ以前の状態について「いわゆる部活動は学習指導要領でいうクラブ活動であつたかどうかさえ、疑問の点が多い」と述べているが、そもそも必修化以前においては、学校において、またおそらく文部省や教育委員会の行政においてさえも、指導要領のいうクラブ活動は「○○部」による課外活動と区別されるものとしては認識されてはいなかつた。

クラブ活動必修化以前は、一般に、「○○部」一般を「クラブ」と言い、「○○部」による活動をクラブ活動と言つていたのである。このことは、當時を知る人の等しく認めている事実である。本章前記の1、2や当時の様子を記述している

### (3) 教育課程の概念

一九五八年指導要領改訂の際、教育課程の国家基準の強制力を背景として文部省が一九六九年の指導要領改訂で必修クラブ活動を設けたことが、学校クラブ活動の領域でも「教育課程内」と「課外」との区別の必要性を顕在化させ、文部省は前者を「クラブ活動」、後者を「部活動」と区別して呼ぶようになり、現在ではこれらの呼称が一定の通用力を有するようになっている。

このように考えると、教育課程内活動と課外学校教育活動とを区別する要因は何かが問題となり、さらには、そもそもこのような区別が成り立つかが問題となり、ひいては、教育課程の概念が問題になる。

「教育課程」については次の所説の例がある。

①「教育課程 教育の目的・目標に即して、どのような範囲（スコープ）の教育内容・学習活動を選択し、どのような順序（シーケンス）で配列・構成するかを示す各学校の総合的な教育計画をさす。カリキュラム（curriculum）の訳語として戦後広く用いられるようになった。」（国祐道広・菱村幸彦ほか編『教育法規大辞典』一九九四年・エムティ出版）

②「教育課程とは、一般には、子ども・青年に望ましい

成長発達を保障するために、学校で行なう教育的な働きかけの計画である。具体的には、各学校で、教育目標を実現するためになんな内容を、何を使って、どんな方法で教えるかを、授業日を中心に計画する教育活動の総体である。」（和田彰男「教育課程編成権」・日本教育学会編集『教育法学辞典』一九九三年・学陽書房）

③「今日、教育課程（カリキュラム）の概念で捉えられる領域は、以前と比べて大きく広がっている。学校によって子どもに提供される学習の機会の総体が、教育課程と考えられるようになってきた。学校の時間割に示されるような公式的カリキュラムだけでなく、また教科外の活動として特別に計画され実施されるいわゆる教科外課程extra-curricular activities のほかに、全体としての学校生活のなかで知らず知らずのうちに子どもの精神形成に影響を与える学校の伝統とか校風、つまりその学校の教師集団に支配的にみられる価値観、態度、行動様式など、学校文化の中の非制度的側面までも含むようになってきている。」（柴田義松「教育課程の概念」・岡津守彦監修『教育課程事典 総則編』一九八三年・小学館。引用中の（）は原文）

④「【教育課程】 教育課程の意義については、学問的立場の違い等により諸説があるが、現行の法制に即して定義すれば、『学校教育の目的、目標を達成するため、教育

内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において、総合的に組織配列した学校の教育計画である」ということができるよう。」（文部省地方課法令研究会（代表野崎弘）編著『教育法令用語の基礎知識』一九八三年・第一法規）

超過勤務とその手当の問題が大きかった。これについては本章第五節に後述する。

#### (4) 必修クラブ活動と課外部活動との異同

指導要領必修クラブ活動（「クラブ活動」と課外クラブ活動（「部活動」）のそれぞれのねらい・特性の異同について、必修クラブ制後の七四年五月発行の文部省著作『中学校特別活動指導資料集 第二集 生徒活動に関する実践上の諸問題』活動指掌資料集第二集 生徒活動に関する実践上の諸問題<sup>注15)</sup>が示すところは次のようにある。

①「共通の興味や関心、自發的・自治的な活動、連帯感や協調性、好ましい人間関係の育成など」、「基本的なねらいは両者変わらない」。

②「専門的な知識の向上や技能の修得を直接のねらいとすることは、クラブ活動によつては困難であるばかりか、好ましくない場合もある。クラブ活動は、参加者による楽しさの追求の中から、趣味や特技を育てるというような面への期待が大きい」。

③「クラブ活動における楽しさは、……協調性や連帯感のある集団の自発的・自治的な活動を通して実感として経験する充実感や満足感ないしは安心感である。」

④「部活動においては、汗にまみれた粉骨の努力の中で、またより深い人間的なつながりを基盤に助け合い、励まし

合い、支え合う中で、一人一人が自己の厳しさと取り組み、それを克服していく過程にこそ高い教育的価値があると考えられる。」

#### 第四節 運動部活動と対外競技の基準

今日の日本の特に中等学校の「部活動」すなわち「課外クラブ活動」は、学習指導要領が設定した「クラブ活動」から発したものではない。

今日の日本の課外運動部活動は、近代日本のスポーツ発生、及び、戦前、高等教育・中等教育諸学校でかなり広範に行われていた学生生徒の課外活動に根ざしている。次には、この概要を解明しておきたい。

##### 1. 運動部の由来と校友会

神奈川県運動部活動研究協議会は、学校運動部活動の歴史の概略を次のように述べている。

我が国におけるスポーツは、明治初期の高等教育機関において外国人教師らが学生たちに欧米の各種スポーツを紹

介することにより成立し発展してきた。一八八〇年代には、外来スポーツ愛好学生たちが、課外活動組織としてスポーツクラブをつくった。さらに、それらを統一する「校友会」が結成され、学校間の対抗試合が見られるようになった。諸「学校令」（一八八六年）公布以後から大学でスポーツを行っていた教師たちが中学生に広め、中等教育機関でも「校友会」が組織され、スポーツ発展の基盤となつた。<sup>[注16]</sup> 欧米スポーツでは野球が最も早く、明治初年にはテニス、サッカー等も伝えられ、一八七三年には海軍兵学校でイギリス人教師の指導の下、日本初の運動会（競闘遊戯会）が行われた。<sup>[注17]</sup>

一八八六年の諸学校令において体育は学校のカリキュラムに位置づけられたが、その内容は、小学校、中学校、高等学校、師範学校のいずれにおいても専ら普通体操と兵式体操であった。しかし、例えば、一八八七年に愛知県で県内小、尋常中、商業学校生徒三三七八名を集めて第三師団運動場で運動会が開催され、「遊戲、柔軟体操、生兵運動」、「高飛旗取競走綱引」「玉取運動」等が行われて<sup>[注18]</sup>いる。既に学校で体操以外に様々な課外運動がかなり広く行われていたと推測される。

校友会について次のように言われている。

「校友会 第二次大戦以前の中等学校以上の学校で在校

生（あるいは卒業生や教師も含めて）によって組織された、文化的諸活動やスポーツなどを行う課外の活動団体。もっとも古いものとしては札幌農学校の「開識社」（一八七七年設立）、東京師範学校の「寄合会」（一八八〇年設立）などがあげられる。<sup>[注19]</sup> 中等学校の場合、明治の中ごろから三〇年代にかけて組織されてきた例が見られる。これらの校友会は、いすれも学生の修養と親睦のためにつくられた自治的な団体であったが<sup>[注20]</sup>、戦後の自治会、生徒会などの自立的な活動につながっている。<sup>[注21]</sup>

校友会は、第二次大戦中、「学校報国隊」として「学校報国団」傘下に編制されたが<sup>[注22]</sup>、敗戦の年の九月、「新発足」した。その際の方針における部活動等に関連する部分を次に示す。

校友会新発足に関する件（抄）

（発専一三〇号 昭二〇・九・二六、地方長官宛文部次官）

##### 二 事業並びに其の運営方針

事業は……学生生徒の自発的活動を活かして創意工夫の力を啓培し道義並びに情操の涵養に努めて自活の訓練に資する如く運営するものとす事業として考慮せられるものを例示すれば概ね左の如し

(一) 学術文化の研究  
(二) 芸術宗教の研究

##### 2、戦後直後の体育における課外運動

##### 2、戦後直後の体育における課外運動

一九四七年に文部省が定めた「学校体育指導要綱」（七月一日発表）<sup>[注23]</sup>は「四指導方針」の「（計画と指導」で次のようによく述べている（抜き書き）。

2 正課では課外体育ならびに他教科との連絡を密にす

16 課外運動はその重要性に鑑み全生徒に自治的に行わせる。

17 教職員はつとめて課外運動に参加し管理と指導に当たる。

27 体育の企画運営の全校的組織を設けて指導の徹底をはかる。特に高等教育諸学校では権威ある企画運営の中心的指導機関を設ける。

上記機関は校友会体育部と密接な人的連携を保ち終始共同の目標の下に運営する。

32 体育の重要な行事として不斷に校内競技会を催し、健全な競技を普及し学友間の親和とスポーツマンシップの向上を誇る。

33 小学校では原則として対外試合を行わない。

34 校外の競技会に参加する場合は学業に支障のないようにする。

38 応援は学徒としての品位を保ち応援の範囲を超えて相手に妨害を与えないようとする。

体には「課外運動」が必須のものと認識されその指導も重視されていたことがわかる。

しかし、その後の学習指導要領における教科としての「体育」では、特に課外活動について深められることはなかつた。

### 3、学生・生徒の对外試合に対する指導方針

以後、課外活動に対する文部省の指導方針は、主として对外競技のあり方に対する規制が主となり、課外運動部活動のあり方そのものに対する文部省の基本的な指導方針が出されるのは、後述する一九五七年の初中局長通達によることがある。

#### (1) 「学生野球の施行について」(一九四七年)

運動競技の過熱化・勝利至上主義的傾向は、明治期に歐米スポーツが導入された時からあった。この傾向は特に野球で顕著であり、既に一九三三年には文部省訓令「野球ノ統制並施行ニ閑スル件」<sup>(注24)</sup>が発せられ競技の過熱に対する規制が行われていた。戦後この統制の解除と同時に野球の過熱化による教育上の弊害の波及を懸念して、一九四七年四月三〇日、文部省体育局長より地方長官、大学高等専門学校長宛通知<sup>(注25)</sup>が発せられ、次のように述べられた。

「学生野球の施行について」(発体六八号) (抄)

①「中等学校旧制度以上の学徒の对外的競技会その他これに準ずる对外的行事の施行については主として新たに組織された日本学生野球協会の自主的統制管理に一任する。」

②「中学校（新制度）の对外試合は宿泊を要しない程度の地方的なものの範囲に止めることが望ましい。」

③「小学校については学習指導要領（体育篇※）の指導方針に則り、原則として对外試合は、これを行わないこととする。」(※前記一九四七年「学校体育指導要綱」の二と一引用者)

#### (2) 「学徒の对外試合について」(一九四八年) 等

さるに一九四八年三月には、運動競技一般に対する方針が文部省体育局長通達「学徒の对外試合について」<sup>(注26)</sup>によって示された。これは後述する一九六一年の通達によって对外競技が大幅に規制緩和されるようになる時期迄の学生生徒の对外競技についての方針の基調を成したものと思われる。次にこの通達の全文を示す。

学徒の对外試合について

(発体七五号、昭和二三年三月二〇日、

都道府県知事宛、体育局長)

学徒の对外試合は学校体育の一環として重要な位置を占めるものであり、それが真に教育的に企画運営されるならば学徒の身体的発達及び社会的性格育成のよい機会としてその教育的効果は極めて大きい。しかしながらその運用如何によつては、ややもすれば勝敗にとらわれ、心身の正常

な発達を阻害し、限られた施設や用具が特定の選手に独占され、非教育的な動機によって教育の自主性がそこなわれ、練習や試合のために不当に多額の経費が充てられたりする等教育上好ましくない結果を招来するおそれがある。

学校体育が真に民主的教育の目的に合致するために從來の对外試合に対しても鋭い反省を加え一切の惰性や不合理を排除すると共に学徒の心身の発達段階に応ずる科学的基本に準拠し、しかも我が国の現実の社会的、経済的客觀情勢をも十分考慮した合理的立場において企画運営されなければならない。

以上のような見地から特に必要と考えられる要点を参考までに掲げて指導者の理解と適正な運営を期待する。

一 小学校では校内競技会にとどめる。

二 中学校では宿泊を要しない程度の小範囲のものにとどめる。但しこの年齢層では对外競技よりもはるかに重要なものとして校内競技に重点をおく。

三 新制高等学校では地方大会に重点をおき、全国的大会は年一回程度にとどめる。

四 学徒の参加する競技会は教育関係団体がこれを主催し、その責任において適正な運営を期する。なお、対校競技は関係学校においてこれを主催する。

五 上級学校及び学生競技団体は下級学校の競技会を主催

185 第九章 運動部活動・クラブ活動のあり方の検討

しない。

六 対外試合参加はその競技会の性格について検討し学校長及び教師の責任においてこれをきめる。

七 対外試合に出場する選手は固定することなく、本人の意志、健康、年齢、操行、学業その他を考慮してきめる。

八 対外試合は放課後又は学業のない日に行うことを原則とする。

九 女子の対外試合については女子の健康を考慮して適正な運営をはかる。

その後、一九五四年四月二〇日、文部次官通達「学徒の対外競技について」<sup>(注28)</sup>によって、中学校は府県大会を原則とし、個人として審議機関の審査を経て全日本大会へ参加し得ることと、高校の全国大会は年一回程度にすること、一九五七年五月一五日、同「学徒の対外運動競技について」<sup>(注29)</sup>によって、中学校生徒については原則として宿泊を要しないようにすることと、高校生との国際大会への参加は文部省に協議すること等、対外運動協議の基準が示された。概ね一九四八年の基準に沿いながら状況に対応したものであったと言えよう。

### (3) 「学徒の対外運動競技の基準」(一九六一年) 等

(一九六一年東京オリンピック対応以降の諸通達)

一九六一年六月一〇日、文部省は、「その後の実施の経緯

とオリンピック東京開催等の事情を考慮し、保健体育審議会に諮って検討の結果、……いっそう実情に応じた運営を誇るため」として、前記一九五七年の「学徒の対外運動競技の基準」を改正し、その要点を、次のとおりに示した。<sup>(注30)</sup>

1 中学校の県内及び隣接県にまたがる小範囲の競技会

については、当該県の教育委員会に責任をもたせるこ

とし、宿泊制限については実情に沿うよう緩和する。

この場合、経費の面での負担が増大しないよう配慮す

るものとしたこと。

2 中学校生徒の国際的競技会及び全日本選手権大会等

への参加資格については、現行の「個人競技において

世界的水準に達している者またはその見込みのある者」

を「特にすぐれた者」とし、緩和することとしたこと。

3 中学校の水泳競技については、その特殊性にかんが

み、一定の水準に達した者を選抜して行われる全国大

会の開催を認めるものとしたこと。

4 高等学校生徒の競技会への参加回数の制限は実情に

そわないもので削除したこと。

5 中学校及び高等学校の生徒の国際的競技会及び全日本選手権大会等への参加手続きを簡素化し、文部省に競技を要するものは国際的競技会への参加の場合に限ることとし、それ以外は都道府県の教育委員会の承認

によることとした。

6 主催者については、学徒を対象とする競技会のみについて規定することとし、この場合、学校、教育委員会もしくは学校体育団体の主催またはこれらと関係競技団体との共同主催としたこと。

7 高等学校生徒が参加する競技会について教育関係以外の団体が主催者となることに関しては、高等学校体育連盟において自主的に決定し得るので、これに関する規定を削除したこと。

8 その他事項を整理し表現を改めたこと。

その後、前記の基準は、一九六九年六月二十四日の通達<sup>(注31)</sup>による改正を経、さらに改正されて次に述べる現行基準となつている。

### (4) 一九七九年「児童・生徒の運動競技の基準」以降

現行の「児童・生徒の運動競技の基準」は、昭和五四年四月五日付通達・文体体第八一号「児童・生徒の運動競技について」<sup>(注32)</sup>に拠っている。その内容は次のとおりである（可能な限り原文の語に拠つて北川が縮約）。

児童・生徒の運動競技の基準

・ 学校教育活動としての対外運動競技について

(一) 競技の開催についての留意事項

ア 国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。

イ 競技の規模・日程などが児童・生徒の発達からみて無理がないこと。

ウ 参加者については、本人の意志、健康及び学業などを配慮し、保護者の理解を得るようにすること。

（二）対外競技の行われる地域の範囲及び参加回数等

ア 小学校 校内における運動競技を原則とする。

ウ 中学校 都道府県内を原則とする。

なお、地方ブロック大会及び全国大会への参加の回数は、各競技についてそれぞれ年1回とする。全國大会は、陸上、水泳のように個人の成績で選抜できる種目等を除き、地方ブロック大会において選抜されたものが参加して行うものとする。

ウ 高等学校 都道府県内を原則とする。

なお、地方ブロック大会及び全国大会への参加の回数は、各競技についてそれぞれ年2回とする。

國、地方公共団体、日本体育協会の加盟競技団体が

187 第九章 活動のあり方の検討

主催する全国大会で競技水準の高い大会に学校教育の一環として参加させることができる。

## 二 学校体育活動以外の運動競技について

### (一)

競技団体等の関係者は、次の事項に留意して適正な実施に努めること。又、児童・生徒の参加に当たっては保護者が責任をもつものであるが、学校としても次の事項に留意するよう保護者に指導すること。  
ア 競技会の規模、日程などが児童・生徒に無理が多く学業にも支障がないこと。  
イ 主催者が児童・生徒の保護について適切な配慮を行っていること。

ウ 参加経費の負担が過重にならないこと。

エ 競技会が當利などの目的に利用されないこと

オ 表彰は児童・生徒にふさわしい方法で行い、金銭や高価な商品などを授与しないこと。

### (二) 学校は、生徒等が国外で行われる国際的競技会等に参加する状況を絶えず把握しておくものとする。

この基準は、特に中学校について、前記一の(二)のイにおいて、競技地域の範囲は「都道府県内を原則とする」としながらも、「なお」以下によって中学生選手を対象とする全国大会に公然と大きく道を開いたのが特徴である。

また、前記一の(三)を受けて、一九八八年の国体から一部の

## 4、運動部(クラブ)に対する基本的指導方針

### (1) 「中学校、高等学校における運動部の指導について」 (一九五七年通達)

戦後、課外運動部(クラブ)活動そのものに関するある程度まとめられた文部省の指導方針が出されたのは、おそらく一九五七年の文部省初等中等教育局長通達が初めてであると思われる。その要点を次に示す(できるだけ原文の語によつて北川が縮約)。

中学校、高等学校における運動部の指導について

合に、行きすぎた激励や応援を行わないように配慮すること。

(四) 生徒を対外運動競技に参加させる場合は、「学徒對外運動競技の基準」(昭和三二年五月一五日文初中第二四九号文部次官通達)によること。

(五) 運動選手に対し、試験を免除したり採点を加減するなど一般生徒と差別ある取扱をしないこと。

### 三 運動部長の特に留意すべき点

(一) 各部の活動全体について掌握し、学校全体の行事や活動との調整を図ること。

(二) 施設用具などが選手のみに独占されることのないように指導すること。

(一) 各部の活動全体を掌握して指揮監督に当たること。

(二) 生徒の入部・退部の場合は、各部担当教員は、本人の意志、健康などを考慮し、ホームルーム教師や父兄とも連絡して、適切な措置と指導をすること。

(三) 対外競技における勝利のみを目標とし、あるいは部の团结を重視するのあまり、上級生が同僚や下級生に能力を超えた練習を強いたり、暴力的な行動にまで及ぶことのないよう指導すること。

一 校長は、生徒の自主的活動が健全に行われるよう、運動部長や種目別の各部の担当教員などを監督して、運動部の活動の指導の万全を計ること。

二 校長の特に留意すべき点

(一) 運動部の技術的なコーチを教職員以外に求める場合には教育に対して理解と識見をそなえた人を校長の責任において委嘱すること。

(二) 経済的な協力を先輩や後援会などの外部から受けても、部の正常な運営がゆがめられたり対外運動競技への参加が強制されたりすることのないよう配慮すること。

(三) 運動部の先輩や後援会などが、対外運動競技の場

種目に限つて中学三年生の参加が認められ、さらに一九九四年第四回国体に際しては、同年一月一七日の文部省通達「中学生の国民体育大会への参加について」<sup>[注33]</sup>によって、競泳、陸上、体操、フィギュアスケートの四種目について中学三年生の参加が認められるようになった。

このような政策変更の下で、一九九五年には、中学生が参加する予定の全国中学校体育大会等は、日本中学校体育連盟と各競技団体等が共催するもの一八種目一九大会(陸上が駅伝とその他とで二回)、各競技団体が主催するその他の全国大会七種目七回と拡大している。<sup>[注34]</sup>

(四) 運動部の練習については、生徒の健康や学業をじゅうぶん考慮し、できるだけ短時間に練習効果のあがるように指導すること。

##### 五 合宿練習の指導において特に留意すべき点（略）

- (2) 「中学校、高等学校における運動クラブの指導について」（一九六八年通達）

その一年後、文部省から上記通達を踏まえて再び同様の通達が今度は体育局長名で出された。<sup>(注36)</sup> その要点を示すと次のとおりである（できるだけ原文の語を用いて北川が縮約）。

中学校、高等学校における運動クラブの指導について

（昭和四三年一月八日文体体第二二三三号）

文部省体育局長通達

中学校、高等学校における運動クラブは、各種の運動の練習を通じて生徒の自発的な活動を助長し、心身の健全な発達を促し、進んで規律を守り互いに協力して責任を果たすなどの社会生活を當むに必要な態度を養うよい機会であるが、指導が行き届かない場合においては、規律が乱れたり、勝敗にとらわれすぎた練習や暴力的行為が行われたりするなどの誤った行動を招くおそれがあり、最近そのようない望ましくない行動が一部にみられた。

昭和五七年初中局長通達を踏まえさらに下記事項に留意

し管下の教育委員会および学校に対し周知徹底方をお願いする。

記

- 1 校長、運動部長・運動クラブ責任者、各クラブ担当教員などによる指導組織を確立し、関係教員全体が連絡を密にし、協力して指導の徹底を図るようすること。

- 2 クラブ担当教員は直接指導に当たるように努め、関係教員相互の協力体制を整えて、部員から報告を求めたり、随時巡回したりするなどその活動状況を互いに連絡しあい、運動クラブの活動の実態を掌握すること。

- 3 部員の健康管理、望ましい人間関係の育成に留意し、運動クラブに明朗快活な氣風を育てるようすること。

この場合、学級（ホームルーム）担任教員や父兄とも連絡を保つようすること。

4 運動クラブの活動は、できるだけ時間を有効に用い、生徒の生活全体との調和に配慮すること。

前記の両通達について付言すれば、まず、同じ課外活動組織をさして五七年では「運動部」、六八年では「運動クラブ」の語が用いられており、これによつても必修化以前には「部」も「クラブ」も同じ意味で言われていたことが明かである。

また、部活動において現実に生じた問題点として、両通達を通じて①生徒の暴力的な行為や不良行為が挙げられており、

六八年通達においては②規律の乱れ③勝敗にとらわれすぎた練習などが挙げられている。さらに指導上の留意点とされている事項の中にも、④对外運動競技の過剰⑤長時間練習と健康・学業・生活との競合⑥上級生等による過剰練習の強制・暴力的行動⑦選手の特権的優遇⑧外部コーチ委嘱の際の難点⑨学校教育の一環としての組織体制・指導の難点、等々しばしば生じ易い諸問題の数々が含まれている。

なお、運動部活動の教育的な意義ないし価値として、両通達を通じて、①心身の健全な発達の促進②規律遵守、協力、責任遂行、寛容、明朗などの社会的態度・習慣の育成、が挙げられており、六八年通達ではこれに、③生徒の自発的な活動の助長、が加えられている。

## 第五節 時間外クラブ活動と

### 教員の勤務・手当

クラブ活動必修制の背景には、教員の超過勤務とその手当の問題があつた。この点について次に述べる。

#### 1、教員の時間外勤務問題の経過

このような経過と状況を受けて、一九七一年五月二四日、「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員等の給与等に関する特別措置法」（いわゆる「給特法」）が制定された。<sup>(注37)</sup> この法律によると、国公立義務教育諸学校教員等（高等学校、盲、聾、養護学校、幼稚園も含む）同法第二条第一項）には時間外勤務を命じないとされていた従来のタテマエ（従つて時間外勤務手当も支払われなかつた）が変更され、一定の限

#### 2、国立学校の場合の部活動指導等の扱い

このように経過と状況を受けて、一九七一年五月二四日、「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員等の給与等に関する特別措置法」（いわゆる「給特法」）が制定された。<sup>(注37)</sup> この法律によると、国公立義務教育諸学校教員等（高等学校、

おいて、正規の勤務時間以外の時間に業務に従事した時間が引き続き四時間以上であるとき」 七五〇円  
 ○「別に定める对外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの」について、「その日において、業務に従事した時間が八時間程度であるとき」 一五〇〇円

また、以上の給特法、条例等成立に際して大阪府教育委員会と大阪教職員組合と間で交渉が行われ、クラブ活動について以下のとおりの確認がされている。<sup>(注4)</sup>

#### 勤務時間外に行なう課外クラブ活動（部活動）

給特法の施行、これに伴う関係条例、規則の施行により、勤務時間外に行なう課外クラブ活動（部活動）の取扱いについては、生徒の要求、教育目的等を勘案し、当面次に定めるところによる。

1 部活動については、教員の自発性を基礎として、運用を行なうものとするが、その計画について管理者である校長に対する申し出と、その了解があるものについては、学校教育に準じた取扱いを行なうよう指導する。

2 部活動の指導中、教職員に事故が生じた場合には、公務災害補償の対象とされるよう努力する。

3 「特活奨励金の支給に関する確認事項」については、

当面この趣旨に沿った運用を図るものとし、その増額に

4 日曜日等に連続して部活動の指導に従事した場合には学校運営上可能な限り、現実の学校運営の実態に即し現実的な処理を行なうことにより軽減の方途を講ずるよう指導する。

（昭和四七年三月三〇日）

府教委教職員課長・大教組書記長署名）

このような現状によれば結局、四時間未満の日常の部活動指は、基本的には「教員の自発性」に基づくいわば「サービス」として扱われていると言える。それ故、藤田氏の次の叙述はクラブ必修制の背景を的確に概括したものである。

「教師の勤務時間外に及ぶクラブ活動指導に伴う教職員組合の超過勤務手当要求に対する態度決定を迫られた文部省は、いわゆる「クラブ活動」は学校の勤務時間に組み込んで教師の勤務時間内にのみ行われるものとし、他是教育課程外のもの、したがって行われるとても、少なくとも教師の勤務時間外に及ぶ部分は教師有志のいわば自発的なサービスによるものとしたのである。」<sup>(注5)</sup>

#### まとめ

クラブ活動必修制化以前は、学習指導要領が定める教育課

程内の「クラブ活動」と課外のクラブ活動とは実際上区別されていなかった。文部省のクラブ活動必修制度化が超過勤務手当対策と一体となっていたことを否めない。

しかし、同じくクラブ活動といつても、戦後学習指導要領

が教育課程内に位置づけてきたクラブ活動の理念と、競争主義・勝利至上主義などを含む戦前からの自生的な運動部のあり方に根ざしている戦後の課外運動クラブ（＝運動部）の現実との間には大きなギャップがあつたのであり、良くも悪くも理念と現実が渾然一体となつた状態を引きずつてきているのが最近までのクラブ活動・部活動の現状であろう。

特に、課外部活については、その学校教育上の意義づけ・位置づけが大きく立ち遅れてきていたのが実態である。六、七割の生徒が参加し毎週四、五日、毎日二、三時間に及ぶ運動部活動の指導について本章第四節の4に示した通達以外にはほとんど文部省の公式の指針が示されていないこと、部活動は実際は勤務時間外に及ぶことがしばしばであるが、その部分は基本的には時間外勤務手当の対象となっていないこと等はその端的な現れである。

また、運動部活動は、一面では部員生徒と顧問教員の自主性、自発性に根ざして大きく活動しながらも、むしろ、学校教育としての指導の充分及ばないところでの生徒の問題行動や対外運動競技会の過剰、勝利の一面的追求、長時間練習と

健康・学業・生活との競合、選手の特權的扱い等々が歴史的にも問題とされてきたという特徴を有している。

他方、既述のように、文部省の指導書は、「クラブ活動」の意義や特質として「異年齢集団の中での自発的、自治的な活動」「興味や関心の追求」「生涯学習の基礎となる体験の習得」「満足感や成功感、暖かい人間的触れ合いの体験」「個性の伸長、自主性の育成、社会性の発達」をあげている。その理念は高く、全ての子どもに体験させたい活動のように見える。

しかし、その必修化には大きな無理があつたようで、八九年告示の学習指導要領は教育課程内必修クラブ活動を課外活動で代替することを認めおり、府県によっては半数ないし八割の学校がこの代替を実施している。<sup>(注6)</sup>この代替措置が現状への追随なのか、理想への前進なのか見きわめなければならないが、これが変則的な措置であることは否定し難いであろう。

同じく生徒各個人の興味や関心に基づき個性や自主性を育てる自發的自治的活動と言つても、週に一時間や二時間の限られた時間で学校が全ての生徒に権利として保障し得る基礎的な活動と現実にしばしば見られる府県大会入賞、全国大会出場追求などという半ば専門的運動活動とには両立し難い傾向が含まれている。

以上については、本章でほぼその概要を示したと思う。

そこで更に次のように考える。俗に言われる部活動の相当部分の「社会教育への移行」は、ある意味では避け難いであろうが、それでは学校からは課外活動は無くして必修クラブだけにすることを求めるべきであろうか。

学校はどうすれば、自己犠牲的な教員個々のサービスとしてではなく組織体としての学校の正規の教育活動として、生徒の自発的、自治的な活動であるクラブ活動・部活動を希望する生徒全員に保障することができるのであろうか。

一九八七年四月、臨時教育審議会第三次答申が「スポーツと教育」を取り上げて以降、文部省の政策にも「競技スポーツ」と「生涯スポーツ」の区分けにたった新しいスポーツ・運動部活施策が登場し、教育委員会や中学校体育連盟、高等学校体育連盟においても学校運動部活動の見直しの気運が生じている。学校における運動部の活動の現状把握に基づながらこれらの動向を検討することが次の課題である。

### (注)

(1) 高等学校、小学校の現行教育課程は、中学校と同日の一九八九年三月一五日に改正、改訂された学校教育法施行規則、高等学校学習指導要領及び小学校学習指導要領によっている。高等学校の「クラブ活動」等についての定めは次のようにある。

①高等学校の教育課程は、「各教科の科目及び特別活動」によって編成するものとされている。(上記規則第五七条及び同別表三)

②高等学校の特別活動の目標は中学校と全く同じに示されている。(高等学校学習指導要領第三章第一)

③特別活動の内容は「Aホールーム活動」「B生徒会活動」「Cクラブ活動」「D学校行事」によって構成することとされており(指導要領第三章第二)、クラブ活動の組織方法・内容については、「学級を「ホームルーム」と置き換えた以外は、中学校と同様に定められている。

④クラブ活動を「全教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が展開されるよう配慮する」べき旨、及び、クラブ活動について「学校や生徒の実態に応じて実施の形態や方法などを適切に工夫するよう配慮するものとする」こと、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができる」ととする

ことも中学校と同様に示されている。(第三章第三の二の(一)並びに(三))

⑤クラブ活動等に充てる時数等については、高等学校学習指導要領で次のように定められて

いる。

「六 ホームルーム活動及びクラブ活動の授業時数については、原則として、合わせて週当たり二単位時間以上を配当するものとし、ホームルーム活動については、少なくとも週当たり一単位時間以上を配当するものとする。なお、クラブ活動については、学校において計画的に授業時数を配当するものとし、その実施に当たっては、部活動との関連を考慮することができる。

七 定時制に課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動又はクラブ活動の授業時数の一部を減ずることができる。」(第一章総則第四款)

小学校については、次のように定められている。「B生徒会活動」「Cクラブ活動」「D学校行事」によって構成することとされており(指導要領第三章第二)、クラブ活動の組織方法・内容については、「学級を「ホームルーム」と置き換えた以外は、中学校と同様に定められている。(学校教育法施行規則第二四条)

①教育課程は、各教科、道徳、特別活動によって編成するものとされている。(学校教育法施行規則第二四条)

②「特別活動」の「目標」について「望ましい集団生活を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員としての自覚を高め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。」(以下「小学校学習指導要領」第四章の第二)

③「特別活動」の内容として「学級活動」

「児童会活動」「クラブ活動」「学校行事」を定め、クラブ活動については次のように示している。

「クラブ活動においては、学年や学級の所属を離れ、主として第四学年以上の児童をもつて組織するクラブにおいて、共通の興味や关心を追求する活動を行うこと。」(第四章第二)

④クラブ活動に関する「指導計画の作成と内

容の取り扱い」については、次のように示して

いる。(同前第三)

「学級活動(学校給食に係るものを除く)およびクラブ活動については、学校や児童の実態に応じて活動を行うよう適切にそれぞれの時間数を配当すること。」

「学級活動、児童会活動及びクラブ活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が展開されるようにする。」

⑤小学校の特別活動の授業時数等に關しては、学校教育法施行規則(平成元年三月二七日文部省令第四号)の別表一において第一学年三四、第二学年三五、第四学年七〇単位時間(「単位時間は四〇分」とされ、「備考二」において次のように記されている)。

「特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るもの)を除く」及びクラブ活動に充てるものとする。」

また、学習指導要領総則第三では、次のように述べている。

「各教科等(特別活動については、学級活動(学校給食に係るもの)を除く)及びクラブ活動に限る。」の授業は、年間三五週(括弧内省略)以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の過重負担とならないようにするものとする。」

さらに、文部省著作『小学校指導書 特別活動編』(一九八九年六月、東山書房発行)は、「第四学年以上については、継続的に活動を展開することが望ましいことから、学級活動とクラブ活動のそれぞれについて、毎週一単位時



## 第十章 大阪における中学校部活動の実態 ——府下公立学校アンケート調査結果の 概要と調査研究の観点——

- (28) 昭和二九年文初中第三二〇号・各都道府県教育委員会・知事等宛。石川松太郎ほか編・東京法令『現代日本教育制度史料』第六卷一六〇二頁。
- (29) 昭和三年文初中第二四九号・同前宛。
- 前注史料第一六卷四六五・八頁。
- (30) 文部次官発各都道府県教育委員会・知事等宛。昭和三六年文体体第二三九号。前注史料第二〇卷二七六・九頁。「要点」は通達が示している全文。
- (31) 昭和四四年七月三日・文体体第二〇八号「児童生徒の運動競技について」文部事務次官発各都道府県教委・知事等宛。前注史料第三六卷一四七・五一頁。
- (32) 文部省体育局監修『体育・スポーツ指導実務必携』平成七年版(きょうせい発行)五〇三四四頁。
- (33) 平成六年文体体第一六二号。文部省体育局長、初等中等教育局長発・各都道府県教育委員会・知事等宛。前注書・五〇五頁。
- なお、一九八九年の国体参加は、昭和六二年一二月二日・文体体一六二号「中学生の国民体育大会への参加について」による。
- (34) 前注書・一四五七・八頁「平成七年度児童・生徒の参加する全国大会」。
- (35) 前注書・五〇六・七頁・所収。
- (36) 同前・五〇七頁。
- (37) 日本教職員組合編『日教組三〇年史』(一九七七年・労働教育センター刊)四二〇・四五頁。
- (38) 前出『教育法学辞典』二六二頁(執筆・兼子仁)。
- (39) 昭和四六年五月二八日公布・法律第七七号。翌年一月一日施行。
- (40) 大阪教職員組合編集発行『闘いの年輪』一九九四年・六五・七二頁、大阪府立高等学校教職員組合編集発行『府高教ハンドブック』一九九三年第五版・五〇頁、一四七・五〇頁、参考照。
- (41) 藤田・前掲「部活動とは何か」一〇三一四頁。
- (42) 注(2)、参照。

本章では、大阪教育センター学校づくり部会のメンバーを中心とした「大阪・中学校部活動調査研究会」（代表・北川邦一）が中心となって行った大阪公立学校部活動調査研究の観点と調査結果の要点を述べる。

調査は、一九九六年一一月、中学校について①学校調査、

②教員調査、③生徒調査、④高等学校について教員調査をい

ずれもB5判八頁、各数十項目の質問票によって行った。分

析検討した調査サンプル数は、①全公立中学校四六五校のう

ちの二五七校、②二二中学校五六五人、③二校三一九七人、

④二校四六一人である。なお、我々の求めに応じて、「さ

いたま教育文化研究所」（川合章所長）も我々と同じ調査票

で調査を行い、①県下公立中学校一二三校、②その教員五五

五人、③生徒三三〇〇人の回答を得た。調査結果のまとめでは、その結果との比較考察も行つた。

調査結果の詳細は、一九九九年七月、『大阪・学校部活動調査報告』（B5判三二〇頁）として大阪教育文化センター

より発行した。

現在は「教育改革」の名による全国的な制度改革、学校リ

ストラと教育課程の改悪が大問題となつておらず、調査への準備開始の頃とは状況が変わった。しかし、子どもたちの多様なスポーツ・文化活動の民主的発展のために学校とその教職員が何をどのように引き受け果たしてゆくべきかという「部

## 序節 学校部活動調査研究の方針・問題認識

### 1、調査研究の方針と究明事項

研究会は、次のような「方針」と「究明事項」をもとに調査票を作成した。

#### 部活動調査研究の方針

①学校週五日制化、②生涯スポーツ社会化という社会情勢を踏まえ、③民主的な学校づくりという立場に立って、④子どもの権利条約の精神を踏まえ、子どもの希望に応え心身の健全な発達を目指すとともに、⑤教員の休暇・休息と適正な待遇および自主的な教育活動の保障をめざすことを大局的展

望として行う。

#### 調査票による主たる究明事項

- ①子どもを部活動に惹きつけるもの、②子どもの心身の健康な発達の阻害・歪曲の状況・阻害要因、③部活動における子どもの要求や自治の現状とその尊重の可能性、④部活動の歪み・過熱化要因、⑤学校における部活動の教育的位置づけ、⑥教員集団が部活過重負担をやめ難くしている要因、⑦地域スポーツの現状と発展の可能性。

ともに、学校週五日制の趣旨に配慮する。  
 ③効率的な練習を行い、平日は一～三時間程度以内、休業土曜日や日曜日に実施する場合でも三～四時間程度以上とする。  
 ④長期休業中の活動時間や休養日については、学期中の活動の趣旨に準じ、かつ、ある程度長期のまとまった休養日を設ける。

このような提案は、一見、部活動のあり方の改善に寄与するよう見えてもその実効性は極めて疑わしい。なぜなら、この報告は部活動問題の基本を明らかにしておらず、したがってその解決のための基本方向を示し得ていないからである。

### 3、部活動の基本問題

今後、学校部活動に関する施策は、教育課程改定による中学校必修クラブの廃止とともに、文部省保健体育局の委嘱を受けた「中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議」の「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」（一九七一年二月）の示す方向を中心に進められると思われる。この報告は、次のような内容を含む「具体的提案」をしている。

①中学校の運動部では学期中は週当たり二日以上、高校生は一日以上の休養日を設定する。

②練習試合や大会への参加など休業土曜日や日曜日に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保すると

活問題」への適切な対応のあり方を見定めることができず、中学校の重要な課題であることに変わりはない。高等学校についても共通する部分も大きいと思われる。学校部活動の改善方向については、この報告書でもそれなりに論じたが、それ以上に、調査結果をもとに衆知を結集して見出してゆくべき課題であると考える。

ちの自主性を前提とした教科外の文化・スポーツ活動として位置づけます。子どもたちの豊かな人間形成をめざすといふ学校教育の目的にもとづき、部活動は勤務時間内で行なうことと原則とします。

そのため教職員の部活動担当もその自主性が尊重され、負担軽減をはかるとともに、学校施設・設備の諸条件整備が進められなければなりません。

また、この討議資料の「おわりに」では、次のとおりに述べている。

部活動の問題は教育課程上の位置づけがあいまいな点もあり、教育現場ではさまざまな意見が存在し合意を得ることとは容易ではありません。この討議資料でも、社会教育となる解説すべき重要な課題をもっています。しかしだからといって放置できないほど部活動の問題は深刻です。

各学校での部活動の意義や到達点とともに具体的な問題点の議論を深め、それを整理し、可能なところから改善がはかられるよう、組合・分会の課題として方針をもつことが求められています。（以下、略）

以上を参考にして学校教育という観点から部活動の基本的な問題点を考えると次のように言えよう。

正規の勤務時間をはるかに超えた勤務を行なわざるを得ないことや、それ以外の学校教員としての業務との競合、必要な知識・技能を有しないのに顧問を努めなければならない負担などが含まれている。

③もう一つの基本問題は、社会教育との関係である。①の学校教育の一環としての部活動の限度はあるはずであり、それは明らかにしてゆかねばならないが、社会教育・社会体育が充分に用意されておらない現状で、学校教育に納まりきらない子ども・青年のスポーツ要求・文化要求の充足に対しても、学校と学校教職員はどうに対応すべきかという問題である。

以上のような部活動の基本問題に関連して、次の二点を述べておきたい。

#### 4、クラブ活動と部活動

その一つは、「クラブ活動」と「部活動」の問題である。

地域・学校レベルで戦前から自生的に発生・発展していた文化・運動に関する課外の活動と、戦後、生徒主体の自発的な参加によるべきことが望ましいとされ当初は教科としての「自由研究」、次いで教科外の「特別教育活動」として位置づ

①部活動の最大の問題点は、部活動の学校教育上・教育課程上の位置づけが明確でないということである。

すなわち、体育局で運動部の指導指針や対外試合の基準が示されはきたが、文化部も含めた部活動については、現行中学校学習指導要領では、わずかにクラブ活動との関係で次のように述べられているに過ぎず、これでは、学校教育上の位置づけは、全くなされていないに等しいと言えよう。

「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする。」

（中学校学習指導要領第四章第三）

そのため、各学校は部活動に対して学校教育としての方針を定めそれにしたがって部活動を正常に発展させるとともにそのためには規制を加えるということが困難となっている。長時間活動・過熱、勝利至上主義とそれに伴う種々の問題等、学校教育という観点からみて子ども・青年の活動として望ましくない諸々の問題は、この点と関わって放置され、生じ、あるいは拡大されている。

②次なる基本問題は、前記の問題と関わって、部活動が学校教育の一環であるとされているにも関わらず、学校教員に過大な負担を強いていることである。その負担には、学校の

けられた文化・スポーツ活動とは、混在して発展した。前者が「クラブ活動」と呼ばれたり、後者の活動単位の名称も「〇〇部」と呼ばれたりしており、クラブ活動必修制化以前は、学習指導要領が定める教育課程内の「クラブ活動」と課外のクラブ活動とは実際上区別されていなかった。また、「クラブ活動」については、一九五一年『学習指導要領一般編（試案）』では「全生徒が参加（する）」ものとされ、五年学習指導要領ではクラブ活動に全生徒が参加するようになることは望ましいことであるとされていたが、国が六九年の中学校学習指導要領で「クラブ活動」を週二時間程度必修とするまでは、国の教育課程の基準で履修時間を定めて必修とされてはいなかった。

しかし、同じくクラブ活動といっても、戦後学習指導要領が教育課程内に位置づけてきたクラブ活動の理念と、競争主義・勝利至上主義などを含む戦前からの自生的な運動部のあり方に根ざしている戦後の課外運動クラブ（＝運動部）の現実との間には大きなギャップがあつたのであり、良くも悪くも理念と現実が渾然一体となつた状態を引きずつてきているのが最近までのクラブ活動・部活動の現状であろう。

特に、課外部活については、その学校教育上の意義づけ・位置づけが大きく立ち遅れてきていたのが実態である。六、七割の生徒が参加し毎週五・七日、毎日一、三時間に及ぶ運

動部活動の指導が建前上は教員の自発性に任せられていること、たとえ勤務時間外に及んでも基本的には時間外勤務手当の対象となっていないことはその端的な現れである。

また、運動部活動は、一面では部員生徒と顧問教員の自主性、自発性に根ざして大きく活動しながらも、むしろ、学校教育としての指導の充分及ばないところでの生徒の問題行動や对外運動競技会の過剰、勝利の一面的追求、長時間練習と健康・学業・生活との競合、選手の特權的扱い等々が歴史的にも問題とされてきたという特徴を有している。

他方、既述のように、文部省の指導書は、「クラブ活動」の意義や特質として「異年齢集団の中での自発的、自治的な活動」「興味や関心の追求」「生涯学習の基礎となる体験の習得」「満足感や成功感、暖かい人間的触れ合いの体験」「個性の伸長、自主性の育成、社会性の発達」をあげている。その理念は高く、全ての子どもに体験させたい活動のように見える。

しかし、その必修化には大きな無理があったのであって、八九年告示の学習指導要領は教育課程内必修クラブ活動を課外活動で代替することを認めてきた。今次教育課程審議会総会でも、約八割の学校がこの部活代替を実施していると報告されて、同審議会の答申では、既述のように必修クラブ活動の廃止が提案された。

## 5. 教職員の超過勤務問題

もう一つは、教職員の超過勤務問題である。

学校・教師教職員は生徒の多様な文化・スポーツ要求に応えてクラブ活動・部活動を発展させてきたが、それは同時に教職員の無定量に近い超過勤務を生じさせたので、教職員組

合はこれに関して、労働時間遵守要求・時間外手当支払要求を行った。これに対して、国は、一九七一年、「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員等の給与等に関する特別措置法」（昭和四六年法律第七七号。いわゆる「給特法」）を制定した。この法律によると、國公立義務教育諸学校教員等（高等学校、盲聾、養護学校、幼稚園も含む・同法第二条第一項）には時間外勤務を命じないとされており從つて時間外勤務手当も支払われなかつた從来のタマエが変更され、一定の限度で時間外勤務が命じられるようになった。すなわち、大要、①四%の「教職調整額」を支給し、その代わりに超過勤務手当を支給しないことを原則とする（第三条、第八条）

が、②国立学校教員に超過勤務を命じる場合は、文部大臣が人事院と協議して定める場合に限る（第七条）。公立学校教員の超過勤務を命じる場合は、国立の例を基準として条例で定める場合に限る（第一二条）。これにより、結局、①部活動に関する日常勤務については、四%の教職調整額が支給される代わりに超過勤務手当は支給されず、②①「勤務を要しない日」等において四時間以上、②それ以外の土曜日等において四時間以上、③对外運動競技引率で宿泊を伴うものについて八時間程度の勤務等、国の場合は人事院規則、地方公共団体の場合は条例・人事委員会規程等で特に定める場合についてのみ若干の超過勤務手当が出されることとなつた（大阪

①部の設置率と学校規模との関係は、運動系・文化系を問わず、大規模校ほど高く、小規模校では低い。教員定数の関係で小規模校ほど部の設置が困難である。  
 ②運動系・文化系の所属比率は、運動系六七%、文化系一六%、無所属一七%。運動系が圧倒的に多い。子どもは、スポーツに対する強い要求をもつている。  
 ③廃部経験のある学校は、九四年度以後調査時点（九六年一月～二月）までに七六%（埼玉六二%、全国四四%）。その理由は、「顧問のなり手がなくなつたため」が五〇%

## 第一節 学校運営における部活動の実態

### 1. 部の存廃

府の場合、九三年現在①、③が一五〇〇円、②が七五〇円、九八年現在②は一二〇〇円。

次に、右のような方針・問題認識に基づいて行った調査結果の抜粋・要点を示す。

(埼玉四一%)、「部員が減ったため」が二八% (埼玉五四%)。大阪は「顧問のなり手がない」ことが理由で、埼玉は「部員の減少」が理由で廃部となっている比率が高い。なお九一年と九七年の比較で、この間(財)日本中学校体育連盟の加盟運動部数は約五千部減少している。

創部経験のある学校は、三七% (埼玉二九%)。理由は「顧問のなり手ができた」である。

創部経験のある学校は、廃部経験のある学校の半分以下であり、部は減少傾向にある。

顧問のなり手ができた」とある。

創部経験のある学校は、廃部経験のある学校の半分以下で

あり、部は減少傾向にある。

部の設置、創部、廃部には、学校の部への生徒の全員加入・

自由加入のいずれを方針としているか、顧問体制をどう決め

ているかとも関係している。

## 2、学校計画上の部活動の位置づけ

①六九年の中学校学習指導要領によって、「特別活動」の一部としてクラブ活動が必修化され年間三五週にわたって行うよう定められて以来、「教育課程内の必修クラブ活動」と「課外の部活動」の併存という状態がつづいてきた。週当たり一時間程度の「クラブ活動」が正規の「教育課程」内に位置づけられ、学校の活動量からすれば比重のはるかに大きい部活動が「課外」として扱われるという変則的な状態である。

この変速状態に対する各学校の対応は、「部活動とクラブ活動を区別している(一本立て)(大阪一五%、埼玉〇%)、「区別していない(一本化)(大阪八一%、埼玉九八%)」である。大阪と埼玉の差は、「部活動への生徒の全員加入が原則」(大阪三〇%、埼玉九一%)とも関係している。

なお教育課程審議会は、九八年七月の教育課程の基準の改訂に関する審議のまとめで「必修クラブ活動については、部活動が一層適切に行われるよう配慮しつつ、部活動との関連や学校外活動との関連を考慮しこれを廃止することとする」と述べている。文部省が学習指導要領でクラブ活動必修を行なったばかりに学校現場が煩わされてきた「必修クラブ活動」と「課外活動」の関係付けの問題は何事もなかつたように消滅させられそうである。もしそうなれば、少なくとも文部省は、クラブ活動必修化を強行したときにそれなりにあつたはずの論理の評価は避けて通れないはずである。

②「学校の教育方針・計画を定める文書の中で部活動についての記載がされていますか」の回答は、「はい」が大阪四

一%、埼玉四九%。「各部が活動の年間計画や方針、総括のうちどれかを職員会議や管理職に提出することが義務づけられていますか」に対しては、「はい」が大阪九%、埼玉二四%。学校の教育計画における位置づけは両県とも弱いが、その傾向は大阪の方が著しい。

## 3、部活動参加のあり方、部活動と生徒の自治

### 4、活動時間・活動期間等に関する学校の方針

部活動への生徒の参加は、「全員加入」が大阪三〇%、埼玉九二%、全国六一%、「自由加入」が大阪七〇%、埼玉六%、全国三九%である。八九年の大坂中体連調査では、「全員加入」が三九%となっており、大阪では七年で九%「自由加入」が増加している。ちなみに生徒調査では、「全員入部がよい」が大阪一二%、埼玉二五%、「希望者入部がよい」が大阪七一%、埼玉五六%である。また、部活動への中学生の参加費率は前記数値に対応して、大阪八三%、埼玉九九・五%、全国九一%となっている。

九七年一二月の文部省運動部活報告は、「運動部への参加については、生徒一人一人の考えを大切にすることが必要であり、保健体育審議会答申で指摘されているとおり、部活動への参加が強制にわたることのないようにすべきである」と述べている。この「強制にわたることのない」点についての

み評価するならば、大阪は全国的にみて先進地域であると言える。なお、部活への生徒全員加入は、必修クラブ活動・部活動の一本化と極めて強い関連を有しており、文部省が主張している学習指導要領の拘束力の学校現場での通用力の程度を推し量ることができる。

①平日の部活動について「下校時刻を決めていない」は大阪一二%、埼玉二%。試合前の下校時刻の時間延長について「認めている」は、大阪六一%、埼玉四六%。テスト前の部活動について「試合前に限り認めている」は、大阪八九%、埼玉七七%。週に一日以上平日に部活動の休みの日を「していない」は、大阪八一%、埼玉五四%である。大阪は、埼玉に比して全体的に活動規制が緩くなっている。両県とも試合が多ければ多いほど活動規制が緩くなっている。

②休日の部活動について、第二・第四土曜日の午前中の活動を「認めていない」は大阪二〇%、埼玉一九%、「いつでも認めている」は大阪七〇%、埼玉四六%である。日曜・祝日の活動について「認めていない」は、両県とも〇%、「いつも認めている」は大阪九五%、埼玉九三%である。土曜休業日の部活動については、多くの教育委員会や中体連が

「学校週五日制の趣旨」ということで一定の規制方針をとっているが、現場教員は、土曜休業日の部活動を認めて日曜日を規制してほしいが本音であろう。

なお、休日の部活動について、教職員の関与する教育活動として認めていくことには、論理的にも教職員の勤務実態からも無理がある。学校が引き受けるべき生徒の文化・スポーツ活動の性格付けを明確にするとともに、それを越えるものを受け入れる公的機関を主とする社会教育の整備が緊急の課題である。

## 5、部活動に関する保護者への対応

保護者の部活参観を「学校で一斉にまとめて実施している」は、大阪三六%、埼玉五八%、「実施していない」は大阪三八%、埼玉二五%である。保護者懇談会を「学校で一斉にまとめて実施している」は大阪三三%、埼玉七七%、「実施していない」は大阪二九%、埼玉五%である。

九七年文部省運動部活報告は、「これからの中学校は：運動部の運営についても、保護者や地域の人々に対して自らの考え方や現状を率直に語り、その意見を十分に聞くなど、『開かれた運動部』となる努力をさらに払っていくことが大切である」と述べている。民主的学校づくりには当然必要なことである。

向がある。

③教諭以外の部活動顧問について、養護教諭や事務職員、その他の職員の顧問が「いる」は、大阪五五%、埼玉九%である。大阪は、養護教諭、事務職員、校務員など全職員で部活動顧問を担当している傾向がある。

以上では、一面として部活動の時間的規制に関する学校としての方針のルーズさが明らかになつたが、それは部活動における教員の指導内容に対する学校の放任にも及んでいないだろうか。そして、部活を巡って諸問題が山積している根源は、国が部活動を「教育課程外」のこととして、ほとんど指導方針を明確にして来ず、その影響で学校レベルにおいても、部活動が半ば組織としての学校の責任と言うよりは、個々の部活動顧問の責任として放任されてきたことにあると思われる。この事情は、少なくとも教育課程審議会答申で見る限り、今回のおける教員の指導内容に対する学校の放任にも及んでいないだろうか。そして、部活を巡って諸問題が山積している根源は、国が部活動を「教育課程外」のこととして、ほとんど指導方針を明確にして来ず、その影響で学校レベルにおいても、部活動が半ば組織としての学校の責任と言つたりは、個々の部活動顧問の責任として放任されてきたことにあると思われる。

この事情は、少なくとも教育課程審議会答申で見る限り、今回のおける教員の指導内容に対する学校の放任にも及んでいない。つまり、部活動問題の解決は、各学校における生徒集団・父母集団と教職員集団の果たすべき役割に負うところが大きい。その経験と努力、知恵を全府的・全国的に交流・研究し、その成果を各学校で活かしていくことが求められている。

あると考えるが、「部活参観」「部活懇談」とも大阪は埼玉に比して実施率は低い。

## 6、部活動顧問のあり方

①学校全体の部活をまとめる教員を校務分掌に「位置づけている」は大阪八四%、埼玉八五%、職員会議で各部の顧問の中の主たる責任者を「確認している」は大阪四一%、埼玉四五%、「確認していないが実質的に決まっている」は大阪四八%、埼玉三四%、「決まっていない」は大阪九%、埼玉一六%である。

②顧問について、「全員顧問制をとっている」は大阪八七%、埼玉八八%、「顧問をするしないは自由」は大阪二二%、埼玉七%である。顧問人数について「すべての部が複数顧問」は大阪二九%、埼玉一〇%、「運動部でも顧問一名がある」は大阪三三%、埼玉八二%である。顧問の決め方について「教職員の希望をもとに」は大阪八三%、埼玉七二%、「教職員の希望を最後まで優先」は大阪五%、埼玉一%である。全員顧問制は大阪、埼玉とも九割近くの学校で行われているが、大阪は埼玉よりやや教員の自由に委ねられている学校が多い。また、「運動部でも顧問一名がある」の埼玉八二%は、「生徒全員加入」に対する顧問不足で無理をしている傾

### 第二節 部活動における教員の実態

#### 1、女性教員と高齢者教員には担当しにくい運動部活動の実態

①運動部の中の男女顧問比率は、大阪、埼玉とも七〇・三〇、全国七五・二五。運動部顧問と文化部顧問の比率は、男性の場合大阪八八・一二、埼玉八六・一四、女性の場合大阪五四・四六、埼玉五一・四九である。これらの差は、男女教員の構成比率の違い、生徒の加入形態の違い、顧問体制の違いによるものと考えられる。

②年齢別・男女別教員の実態について、男性の運動部顧問と文化部顧問の比率は、二十五歳未満一〇〇・〇、二十五歳以上三〇歳未満九二・七、三〇歳以上三五歳未満九三・七、三五歳以上四〇歳未満九一・九、四〇歳以上四五歳未満九一・八、四五歳以上五〇歳未満八一・一九、五〇歳以上七九・二二である。

女性の運動部顧問と文化部顧問の比率は、二五歳未満一〇〇・〇、二十五歳以上三〇歳未満六九・三一、三〇歳以上三五

歳未満四六・五四、三五歳以上四〇歳未満五五・四五、四〇歳以上四五歳未満五七・四三、四五歳以上五〇歳未満五〇・五〇、五〇歳以上四一・五九である。

二五歳未満の教員は男女とも一〇〇%運動部の顧問になっている。つまり大阪では、職場全体の高齢化から、新卒で入ってきた二五歳未満の教員は、運動に対し得手不得手に關係なく運動部顧問にならざるを得ないとということである。

四五歳未満の男性教員は九割以上が運動部顧問であるが、四五歳を過ぎると八割に減少している。女性教員は三〇歳を過ぎると四割から五割が文化部顧問となり、五〇歳以上では六割に増加する。

以上の実態から考えると、全般的に運動部活動は、女性教員と高齢者には担当しにくい実態があるということである。

## 2、三五歳以上五〇歳未満の部活動顧問に もつとも負担がかかっている

①平日五日間（月～金）において、毎日活動を指示する教員は、男性教員全体の六九%、女性教員全体の三四%、全体で五四%、三五歳以上五〇歳未満は四一%である。

一週間の生徒の平均活動日数は、男性教員が顧問をしている部で四・六日、女性教員が顧問をしている部では三・八日、

始まる前に教室で食事をしていた生徒がいたことから、このようなアンケート項目が入った。

朝練のある生徒の親の負担も相当なものであると思われる。同中学校の保護者アンケートには、「朝練や日曜日の練習も時と場合による。体力を使い果たしてくたくたになって帰宅していくので、家族との時間もとれず、親として少し疑問に感じている」「朝練して、かえって授業中のねむりができることがある」という意見が書かれていた。食生活だけでなしに、学習にも影響を与えるとの親の意見である。

③土曜日の活動は、休日であるのにかかわらず毎土曜日の活動を指示している教員は、男性教員全体の三四%、女性教員全体の一〇%、全体で二四%、三五歳以上五〇歳未満は一六%である。土曜日の平均活動日数は、男性教員が顧問をしている部で二・六日、女性教員が顧問をしている部では一・三日である。五〇歳以上では、男性一・一日、女性〇・六日である。

休日でも休むことができない教員。学校調査では、設問

「[27]の第二・第四土曜日午前の活動について「認めていない」

は二〇%、文部省調査では休業土曜日の活動について「認めていない」は三七%である。まだまだ制度として「休日活動は禁止」まではいかない。少なくとも顧問自らが休日の活動は自肅していく勇気が必要なのではないだろうか。これは、

全体で四・三日である。男性教員の月々金の平均活動日数は、五〇歳以上で四・一日となり、ほぼ五日間のうち一日は休みをとっていることになる。年齢とともに、女性の場数が少なくなっていくのは、体力の問題とともに、女性の場合は家事・育児への時間が増加するため思われる。

②朝練について、平日五日間に毎日活動を指示している教員は、男性教員全体の一一%、女性教員全体の五%、全体で八%、三五歳以上五〇歳未満は五%である。

そもそも今から授業に入ろうとしているその前に朝練は必要なのか。生徒の声は生徒調査設問「14」で、「毎日やつては

しい、「できる限りやつてほしい」を合わせると一五%、「できる限りやめてほしい」、「まったくやめてほしい」を合わせると三五%であった。生徒の中に、「やってほしい」という声は確かにある。

しかし、一九九四年に部活動が原因で自殺をした羽曳野市内の中学校での「朝練のある日の朝食に関するアンケート」の結果を見ると、朝練が生徒の食生活に影響を与えていることがわかる。「家でつくってもらったものを学校へ来て食べた」が二%、「朝練のある日は食べていない」が九%ある。これは、自殺事件後のアンケートである。一時間目の授業が

教員にも生徒にも必要なことであろう。

④毎日曜日に活動を指示している教員は、男性教員全体の一四%、女性教員全体の三%、全体で九%、三五歳以上五〇歳未満は七%である。

九七年の大坂府中学校教員の平均年齢が四三・〇歳であるから、当然三五歳以上五〇歳未満の年齢が多く、この層が職場の中心であり、校務の分担とともに部活においても、もつとも負担がかかっている年齢層である。ちなみに、全教員に対する年齢別比率は、二五歳未満が大阪一・六%、埼玉三・四%、全国六・四%、二五歳以上三五歳未満が大阪一三・三%、埼玉一九・五%、全国三四・八%、三五歳以上四五歳未満が大阪五一・六%、埼玉五〇・八%、全国三七・七%、四五歳以上が大阪三三・五%（四五歳以上五〇歳未満が二〇・七%）、埼玉二六・三、全国二二・二%である。文部省の全国調査では、二五歳以上四五歳未満の年齢層が七二・五%を占める。大阪は三五歳以上五〇歳未満で七二・三%を占める。大阪の高齢化が顕著に表れている。

## 3、試合数が多いほど活動量が多くなる

年間の平均試合日数が一〇日以上の部は、サッカーが三〇日、野球が二三日、ラグビーが二〇日、バスケットボールが

一七日、陸上が一七日、ソフトボールが一六日、バレーが一五日、吹奏楽が一二日、卓球が一一日、柔道が一二日、バドミントンが一一日、体操が一〇日である。これを年間の試合日数の多いものから順番に並べてみると、①第二・四土曜日両日とも活動する顧問の多い部（サッカー・野球・ラグビー・バスケットボール・陸上・バレー）が、上位に集まっている。③同様に、月～土までの平均活動日数についても多い部（五・五日以上は、サッカー・野球・ラグビー、バスケットボール・陸上・バレー）が、上位に集まっている。④夏季休業中に部活動のため勤務した平均日数の多い部（二〇日以上は、サッカー・野球・ラグビー・バスケットボール・陸上・ソフトボール・バレー・吹奏楽）についても、同様に上位に集まつた。いずれも、年間試合数の多い部の活動率が高いことがわかった。

これは、年間の試合日数が多いほど、平日の活動、休日の活動が多くなることをあらわし、こういった部が無理をし過熱しやすいことをあらわしている。今まで、教員個人の欲求や熱意で、あるいは施設・設備の不足を補うかたちで「やりすぎ」や「過熱」が起こっていたかのように思われていたが、たしかにそういった面も一部はあるが、試合などの運動を起こしていくことが求められていると思われる。

#### 4. 顧問決定に深刻な教員不足の影

①顧問になった理由を聞いたところ（二つ以内で複数回答可）、「1経験をいかせるので」二三七人、「2興味があるのでは」一三九人、「3子どもたちの願いにこたえて」五七人、「4父母・地域の要望にこたえて」三人、「5担当する人がいるので、または不足しているので」二四四人、「6管理職からの要望で」一七人、「7その他」四一人である。

これをクロス集計すると、「1」のみを選んだ人が九二人に對して、「5」のみを選んだ人が一六〇人いる。これは、回答群の中から二つまで選ぶことのできる設問であったにも関わらず、「5」以外には該当するものがなかつたというう

連携が重要である」と述べている。学校運動部活動が、こういった国のスポーツ政策の中に組み込まれているかぎりにおいては、教員を大幅に増やすいかぎり、教員の過重負担に歯止めをかけることはできない。

各職場で、また中体連各専門部顧問会議においても、こういった問題がオープンに話し合われ、顧問自らが自分たちのいのちと健康を守る立場で、と同時に子どもたちの文化・スポーツ要求を実現する立場で、各顧問がそれぞれ連帯をし運動を起こしていくことが求められていると思われる。

が一六〇人（無回答を含む・顧問になつていない人を除く回答総数五四三人のうち二九%）いたということである。

また、他を選びながら「5」も合わせて選んだ人が八四人である。これを合計すると二四四人となり四五%の教員（埼玉では三六%）が「担当する人がいないので、または不足しているので」顧問になつたと回答をしている。これらの数字から、教員不足が部活動顧問決定に深刻な影響を与えていることがわかる。

年度始めの中学校現場では、毎年この部活顧問の決定に多くの時間を費やしている。なかなか決まらないのが現状である。そんな中で、やむを得ず教員不足から廃部を決定したり、高齢の教員でも部活顧問にならざるを得なかつたり、経験のない部活動の顧問になつたりと、できるかぎり生徒の部活動を維持するため、また全員顧問制のためにやむを得ず顧問になつてている教員が多いと思われる。やむを得ず顧問になつている教員の心労は、現場教員でないとわからないものがある。

②部活動の顧問を一人で担当している顧問が、運動部で五%、文化部で六%、全国ではもっとひどい状況となつていて、運動部顧問を三六%の教員が一人で担当しているというのである。顧問が一人の場合、指導中に部活動の場所を離れたりしなければならないとき、また会議や出張が入つたときなど、部活動を中止しなければならず、生徒にとつても顧問にとつて

の多さがそいつたことを引き起こす一つの要因になつているといふことがわかつた。

それでは、この試合回数を減らすことができるのか。それは、一顧問ではなかなかできない。試合の日程などは中体連の会議できまり、各地区顧問会議へおろされてくるのであり、長年にわたつて行つてきた試合の日程をそう簡単にかえることはできない。すなわち視点を変えれば、こういった忙しさは中体連を管轄する府教委によってつくられていると言える。それは、教員を土日の休みもなく、代休も与えず、過労死寸前までがむしゃらに働かせることによって教員の管理統制をするという、そいつた一つの政策として部活動をやらせておると言えなくもない。

また一方、一定の試合をこなさせることによって競技力の向上をはかり、選手の養成を行つてきたことも事実である。日本のスポーツ界は、学校部活動によつて支えられてきたといつても過言ではない。学校は日本の安上がりの選手養成機関であり、それが日本の貧弱なスポーツ政策なのである。九七年九月に出された「保育審査申」においても、「競技スポーツ選手の多くが、ジュニア期は学校における運動部活動を中心とした活動している。…こうした日常の拠点における活動を基礎にしながら、競技力の向上を図ってきた」とある。そして「国際競技力向上を図るために、運動部活動と「適切な

ても落ち着いて部活動ができないということになる。そして、部活動指導だけでなく試合の引率や発表会の引率のときなども、大変な負担が顧問にかかっているものと思われる。

### 5、苦悩する教員

顧問になった理由と部活動への思いの関係についてクロス集計すると、顧問になった理由に「経験をいかせるので」「興味があるので」を少なくとも一つ選んだ人（三六三人）は、現在指導している部活に対して「もっと指導に力を入れたい」「このまままでよい」を「四二一人六七%」が選んでいる。顧問になった理由に「担当する人がいないので、または不足しているので」を少なくとも一つ選んだ人（二四二人）は、「顧問を続けるのはやむをえない」「できれば顧問をやめたい」を一二四人五ー%が選んでいる。教員調査の設問「33」では、一〇〇人一八%の顧問が「できれば顧問をやめたい」「すぐにでもやめたい」と思っている。

部活動になるとあたって、経験を生かすことのできない、指導のできない部の顧問になること、また担当するものがいないのでやむを得ず顧問になることは、たいへん負担になることになり、「できれば顧問をやめたい」「すぐにでもやめたい」が高率となってあらわれたと思われる。

### 6、部活動日数と時間の短縮

#### —女性教員・高齢教員の要求—

①月～土の六日間で実際の平均活動日数は四・七日、顧問が適当と思う活動日数は四・六日である。

月～土の一週間に生徒の適当な活動日数は「五日、四四%」がもっとも多く、次いで「四日、二〇%」であった。全体平均では「四・六日」である。六日のうち「四～五日」が、顧問が考える適当な日数である。実際の平均活動日数は全体平均で「四・七日」であり、適当な活動日数「四・六日」との差はほとんどない。しかし、性別・年齢別では、男性教員は四五歳を過ぎるとそれまでの「四・九～五・二日」が、「四・四～四・五日」に減る。女性教員は年齢の経過ごとに適当と

一時間から一時間三〇分の活動で終了するのが望ましいのである。それをもつとも求めているのが女性教員と高齢者教員であろうと思われる。

②一日の実際の平均活動時間は一・七時間、顧問が適當と思ふ活動時間も一・七時間である。  
平日の生徒の適当な活動時間は「二時間程度、三七%」がもっとも多く、次いで「一・五時間程度、三四%」であった。全体平均では「一・七時間」（一時間四〇分）である。

実際の活動時間も全体平均で「一・七時間」であり、適当な活動時間と同じである。しかし、性別ではそれぞれ適當と考える活動時間は男性教員は「一・八時間」であり、女性教員は「一・五時間」である。これは、女性教員が、男性教員の活動時間の短縮を求めているものと解釈できる。

九年文部省調査によると、スポーツドクターが考える一回当たりの活動時間は「一～二時間未満」（六七・六%）がもっとも多かった。今回の調査でも、教員が考える適當な時間はその範囲内であった。しかし、教員の多忙や過労を考えると勤務時間内で終了するのが望ましいことは言うまでもない。平日なら部活動の開始は四時ごろであるから、せいぜい

しかし、「経験をいかせるので」（二二七人）を選んだ人も一二%が選んでいる。経験がなかつても生徒のために「もっと指導に力を入れたい」と思う気持ちと、指導のできない顧問になったときの「できれば顧問をやめたい」という気持ちの交錯に苦悩する教員の姿が浮かび上がる。教員調査自由記述の中から紹介をしておく。

①月～土の六日間で実際の平均活動日数は四・七日、顧問が適当と思う活動日数は四・六日である。  
月～土の一週間に生徒の適当な活動日数は「五日、四四%」がもっと多く、次いで「四日、二〇%」であった。全体平均では「四・六日」である。六日のうち「四～五日」が、顧問が考える適当な日数である。実際の平均活動日数は全体平均で「四・七日」であり、適当な活動日数「四・六日」との差はほとんどない。しかし、性別・年齢別では、男性教員は四五歳を過ぎるとそれまでの「四・九～五・二日」が、「四・四～四・五日」に減る。女性教員は年齢の経過ごとに適当と

以上、いくつかの視点から部活動における教員の実態を見てきた。その中で明らかになった点は、①女性教員と高齢者教員には担当しにくい運動部活動の実態があるということ。  
②一方、三五歳から五〇歳未満にもつとも負担がかかっているということ。  
③年間の試合や発表会日数が多い部ほど、平日の活動、休日の活動が多くなるということ。  
④教員不足のため、複数顧問の配置ができなかつたり、指導できない部活動の顧問に多くの教員がつかざるを得なかつたり、そのため悩みながら指導にあたっている教員が多くいるということ、  
⑤主に女性教員と高齢者教員が部活動日数と時間の短縮を求めているということ、などである。この数字の中には、過労死につながる多くの問題も含んでいる。現場がどんなに大変な苦労をしながら日々部活動を指導しているかを、文部省や教育委員会は認識すべきである。そして、現場の声に応えるような教育行政が求められる。

### 第三節 部活動における生徒の実態

(テニス、バドミントン、卓球など) 一〇%、文化系は九%である。「活動が多すぎたり、激しすぎたりしないか」を選択した生徒は、集団球技二一%、個人種目一四%、対人球技三一%、文化系二〇%である。対人球技と文化系は、部活動の過熱を警戒した選択になっている。

#### 1、所属している部と入部の際考えたこと

#### 2、部活動に対する生徒の意識

大阪の中学校の生徒は、運動系の部に六七%、文化系に一六%所属している。入部の際に考えたことは(「一つ以内の複数回答可、比率は部活に入っている二一四六人に対するもの)、「友達も入るかどうか」六四%、「顧問の先生はどんな先生か」一三%、「どんな先輩がいるか」三〇%、「親の意見」一〇%、「活動は活発か」一四%、「活動が多くなり激しすぎたりしないか」一五%、「試合、コンクールなどの実績はあるか」四%である。「友達もいるかどうか」が際だつて多い。「時間があれば一番したいことは」の回答も「友達と遊びたい」が五三%ともっとも多い。友達とのつながりをもつとも重視する年代であることがわかる。また、運動系・文化系の部とクロス集計をすると「活動は活発か」を選択した生徒は、集団球技(バレー・ボーラー、サッカー、ソフトボールなど)一七%、個人種目(陸上、水泳、体操など)一六%、対人球技

①部活動への満足度は、「満足」「どちらかといえば満足」を合わせると六一%、「どちらともいえない」「三%、「不満」「どちらかといえば不満」を合わせると一五%である。

②部に入っている生徒全体の一週間の平均活動日数は、五・七日、運動系は六・一日、文化系は四・〇日である。運動系部員の九一%が、所属する部の活動日数は六日または七日と答えている。この活動日数に対しても「増やしてほしい」は一二%、「いまのままでよい」は六四%、「減らしてほしい」は二四%である。一週間の活動日数とクロスをすると、活動日数が六・七日の生徒の二一・三五%が「減らしてほしい」と答え、活動日数の一・三日の生徒の一六・三三%が「増やしてほしい」と回答している。また、「あまり」「ほとんど」参加していない生徒一〇%のうち、四三%は「減らしてほしい」と答えている。

### 3、部の自治

①部長の決定は、「部員全体で決める」が三九%、活動計画の決定は「顧問が決める」が六八%、試合メンバーの決定

は「上手な人」三五%、「まじめな人」三四%がそれぞれもつとも多い。試合メンバー決定と体育系・文化系とのクロスをするとき、体育系は「上手な人」「まじめな人」が三九%、三七%と多いが、文化系は「公平に」が四二%と最も多い。「上級生から」はいずれも三%と少ない。

②罰練習(ペナルティー)について、経験が「ある」が四六%(埼玉四八%)、それについて「仕方ない」が二五%(埼玉二二%)、「納得できない」が一四%(一七%)、「必要ない」が七%(埼玉一〇%)である。大阪は「容認」が多いが、埼玉は「反対」が多い。

③部活動を休む理由は「病気・けが」が三四%、「疲れている・休息したい」が一六%、「塾に行く」が一三%である。また、部活動に参加していない生徒の「参加しない理由」は、「自由な時間がほしい」が四八%ともっとも多い。

### 4、中学生がスポーツ部活を求める理由

中学生がスポーツや仲間を求めるのは、発達過程の欲求である。すなわち、「スポーツをすることに関心がある」と答えた中学生は九二・六%(文部省調査)である。また、入部の際「友達も入るかどうか」を考えた生徒は六四%(本調査)である。

このほか、華やかなスポーツ選手にあこがれて、授業には求められないゆとりややりがいを求めて、家庭や地域で求められないスポーツへの欲求を満たす場を求めてなどが考えられる。

(部活動における生徒の実態や意見については、豊富な調査結果を適当な量にまとめ得ていない。是非とも報告書を参照願いたい。)

## 初出一覧等

本書各章の初出は次の通りです。

- 第一章、現代教育科学研究会編『教育学のアイデンティティ』、九七年四月、八千代出版。
  - 第二章、大手前女子短期大学『研究集録』第一九号、九九年一二月。
  - 第三章、民主教育研究所編集『人間と教育』第一一号、九六年九月、旬報社。
  - 第四章、米山俊直・福井有編著『社会文化の諸相』九八年九月、大手前女子大学。
  - 第五章、兵庫民主教育研究所紀要第二号（二〇〇〇年八月発行予定）の原稿。
  - 第六章、関西教育行政学会『教育行財政研究』第一六号、八九年一月。
  - 第七章、大手前女子短期大学『研究集録』第一二号、九二年一二月。
  - 第八章、大手前女子短期大学『研究集録』第一四号、九四年一二月。
  - 第九章、大手前女子短期大学『研究集録』第一五号、九五年一二月。
  - 第十章、大阪教育文化センター部活動調査研究会（代表・北川邦一）『大阪・学校部活動調査報告——生徒・教員・学校の実態と意見、その考察——』九九年七月（B4判全三四〇頁）。
- 本書は、編著『いま中学校で自由と自治を育てる』（九四年、かもがわ出版）及び単著『子どもの権利と学校教育の改革』（九五年五月、かもがわ出版）に続く著作です。
- このほか著者には次の論文等もあります。是非とも多くの方々に読んでいただきたいのですが、昨今の出大きな喜びです。
- 「教育の自由と国民主権」上、中、下
  - 大手前女子短期大学『研究集録』四一六号、八〇・八三・八六年。
  - 「フランスの『教育基本法』（翻訳と解説）」
  - 「フランスの『教育改革と高校生運動』」
  - フランス教育学会紀要・第二号、九〇年六月。
  - 「フランスの教育改革と高校生運動」
  - フランス教育学会紀要・第四号、九二年九月。
  - 「フランスの大学入学資格試験（バカラレア）」
  - 京都教育センター『教育運動』第九七号、九三年三月。
  - 「ノルウェーの学校教育——その概要、共通教育理念と後期中等教育制度——」
  - 大手前女子短期大学『研究集録』第一六号、九六年一二月。
  - 「スウェーデンの高等学校——ストックホルム市における学校見学・聞き取りを踏まえて——」
  - 大手前女子短期大学『研究集録』第一七号、九七年一二月。
  - 「ノルウェーの学校教育（その2）——オスロでの小、中学校調査を踏まえて——」
  - 大手前女子短期大学『研究集録』第一八号、九八年一二月。

[著者略歴]

北川邦一（きたがわ・くにかず）

大手前大学社会文化学部教授・教育行政学専攻

1944年、大阪に生まれる。

京都大学教育学部卒業・同修士課程修了

日本教育学会、日本教育政策学会、日本比較教育学会など所属

大阪教育文化センター研究委員、兵庫民主教育研究所研究委員

著書・論文は「初出一覧等」を参照されたい。

住所 大阪府堺市

## 現代日本の学校改革

子ども・父母参加と部活・5日制・教育課程の改善

---

2000年6月20日 初版第1刷発行

著者 北川邦一

発行者 面屋龍延

発行所 清風堂書店出版部

〒530-0057 大阪市北区曾根崎2-11-16

TEL 06(6316)1460

FAX 06(6314)3635

振替 00920-6-119910

---

印刷・(株)関西共同印刷所／製本・立花製本

ISBN4-88313-194-7 C0037